日本古典全集刊行會板

日本古典全集

正宗敦夫　編纂
　　　　　校訂

保元物語
平治物語
承久記

保元平治物語解題

保元物語、平治物語は、各一部三卷あり。參考保元物語凡例に云く、

保元物語者、世不レ知二何人所レ著、醍醐報恩院所レ藏舊記云、葉室時長作、大外記中原師香所二手書一

上二保元物語一狀云、故師梁所レ鈔、師香乃師梁子也、

同平治物語凡例に云く、

平治物語者、世不レ知二何人所レ撰、醍醐報恩院所レ藏舊記云、葉室時長作、

兩書の作者の何人なるやは未だ詳ならざれど、或は是れ同一人の所撰なるか。羣書一覽には、參考本の凡例に依りて、

保元物語　三卷　葉室大納言時長

又

平治物語　三卷　同上

と載せたるが、なほ確證を得るにあらざれば、遽には定め難かるべし。新續古事談卷一には、旅宿問答といふに依りて、

大和國多武峯に公喩僧正（一本には源喩僧正と有）といふ者あり、保元平治物語を作り出す、其後勘解由小路烏丸久兒若といふ因緣舞の上手、かの二書をこひもとめ曲節をつけて、大納言藤原經實卿の許にて申けるを、經實二條院に奏聞せられければ、久兒若を權大夫とあらためさせ給へるとなり、（一說に保元平治物語は盛衰記の作者葉室時長が作とあれども、盛衰記とは文法大に異なれば、此說是ならんか）、

と記したれど、此說の信憑し難きよしは先人も既に云へり。然るに保元平治物語は、世に所謂軍記物のいでき始めの親とたゝふべきものにして、其製作時代の鎌倉幕府の初期なることは異論なかるべし。

兩書の梗概は、羣書一覽に、

此書（○保元物語）七十七代後白河院保元元年七月兵亂の始末を記せり、兵亂の根元は後白河院と崇德院と御兄弟不和により、宇治の惡左府賴長公、崇德院を勸め奉り、後白河院を亡し、崇德院の御子重仁親王を天子に立て賴長權柄を恣に執るべしとの謀より起れり、崇德院は七十五代の天子にて、後白河の御兄なり、後に新院といふこれなり、後白河院方の人々下野守義朝、安藝守平清盛、安藝判官平基盛（淸盛次男）等なり、崇德院の方へは六條判官源爲義、右馬助平忠正（淸盛伯父）、忠正が子四人、爲義の子義朝の外は殘らず新院方に參る、崇德院の軍兵討負、崇德院は讚岐へ流され給ひ、

重仁親王は出家したまへり、左府賴長は流矢に中りて命を隕さる、此時義朝勅命を奉じて父爲義を斬り、淸盛は伯父の忠正、其子四人を斬れり、今度の勸賞に義朝は左馬頭になり、淸盛は播磨守になれり、そも〳〵保元の兵亂實は鳥羽院美福門院の容色に迷ひたまふに起れり、まづ鳥羽院の御位を崇德院つぎ給ふ、崇德院は鳥羽院第一の皇子なり、時に崇德院永治年中に美福門院皇子をうみたまへり、これ鳥羽院第八の皇子なり、此皇子三歲の時崇德院の位を推おろし、三歲の皇子を立てらる、七十六代近衞院これなり、これによりて崇德院御憤甚しくして、父子の御中快からず、しかるに近衞院在位十四年許ありて崩じたまへり、此時崇德院の皇子重仁親王卽位これあるべしとの公議あり、されども美福門院の私計にて鳥羽法皇をすゝめ奉り、鳥羽院第四皇子雅仁近衞院に繼ぎたまへり、後白河院これなり、すなはち新院と御一腹にて美福門院の爲には繼子なり、これらの趣意により新院の御そねみ多くしてこの亂起りたるものなり、

平治物語に就きて同書に、

七十八代二條院二條院平治元年惡右衞門督藤原信賴と前少納言藤原通憲入道信西と威勢を諍ひて兵亂起り信西も信賴も共に亡びたる事の始末を記せり、信賴叛逆の事も有るによりて、太宰大貳淸盛に命じて退治せり、淸盛軍功ありて平家威を振へり、左馬頭義朝信賴方に加はりて敗死せり、義朝

の一味嫡子惡源太義平、次男朝長、三男賴朝、鎌田政清、後藤兵衞眞基、佐々木秀義、三浦義澄、須藤俊通、其子俊綱、齋藤實盛、岡部忠澄、猪俣範綱、熊谷直實、平山末重、金子家忠等なり、と云へり。今本全集に收むるに當りては、流布本保元物語、同平治物語を底本とし、參考保元平治物語を以て校訂したり。

承久記解題

承久記は一部上下二卷あり。作者幷に製作年代詳ならず。承久三年後鳥羽院天皇の討幕の始末を記述せるものなり。羣書一覽に云く、

承久記二卷、北條義時鎌倉の執權たりし時、後鳥羽院の仰をそむく事ありて承久三年義時を亡さるべしとて官軍をあつめさせたまふに、義時が子北條泰時が弟時房等を大將として東軍十九萬餘騎上洛し、宇治勢田にて官軍を敗り洛中へ亂れ入る、泰時が子時氏院內へ參り後鳥羽院を隱岐國へ、御子土御門院を阿波國へ、順德院を佐渡國へ流し奉る始末を記す、此書に一院と云は後鳥羽院の御事

なり、又本院とも中奉る、中院と云ふは土御門院、新院といふは順德院の御事なり、一部の內容は、吾妻鏡(第二十五卷、本會本第六册四九頁以下)と其資料を異にし、然かも事實の最もよく吻合せるを見れば、史料として價値あるものなるを知るべく、殊に京都の動靜に至りては、此書以外に詳細を徵するに足るものなし。

本書の板本には、慶長活字本、元和活字本、及び慶活本を本として刊行したるもの、應仁記、明德記と合せて三代記と題して刊行したるもの等少なからず。又寫本には、內閣文庫に藏せる舊昌平校藏のものあり。之を板本と比挍するに、大體は一致すれども、文句幷に文字等の相違頗る多し。是等の諸本の中にて、元和活字本は、諸本を以て挍合したるものなれば、最も善本なりと謂ふことを得べし。此他異本には、內閣文庫に藏せる舊和學講談所藏寫本幷に羣書類從所收承久軍物語六卷、前田侯爵家藏寫本承久記二卷、續羣書類從所收承久兵亂記二卷、水戶彰考館藏寫本承久記二卷等あり。

今本全集に收めたる承久記は、帝國圖書館藏の元和活字本を底本とし、內閣文庫藏の寫本幷に流布板本を以て挍訂したり。

保元合戰記上

序

夫易曰觀乎天文察時變觀乎人文化成天下矣是以政道當理則風雨順時國家豐饒也君臣合躰則四海泰平凶賊無起君上有政違則國乱民苦臣爲下礼背則家失身滅或慾爲奪國位乱天下黎民依之愁或猥依諍事官職傾國家群臣爲之悲遂使雖揚旗於戰場不蒙天道許雖廻謀於軍旅不免王法攻故曝骸於外土塵皆貽名於後代嘲自古至今誰獨不然云有乎

保元物語目錄

卷第一

卷第二

卷第三

保元物語卷第一

後白河院御即位事

爰に鳥羽禪定法皇と申し奉るは、天照太神四十六世の御末、神武天皇より七十四代の帝なり。堀河天皇第一皇子、御母は贈皇太后宮藤苡子、閑院大納言實季卿の御娘なり。康和五年正月十六日に御誕生、同年の八月十六日〔〇十七日カ〕皇太子に立たせ給ふ。嘉承二年七月十九日堀河院隱れさせ給ひしかば、太子五歲にて踐祚あり。御在位十六箇年が間、海内靜にして天下穩なり、寒暑も節を過たず、民屋も誠に豐なり。保安四年正月二十八日御歲二十一にして御位を遁れて、第一宮崇德院に讓り奉り給ふ。大治四年七月七日白河院隱れさせ給ひてより後は、鳥羽院天下の事を知食して政を行ひ給ふ。忠ある者を賞じおはします事、聖代聖主の先規に違はず、罪有る者をも赦し給ふ事、大慈大悲の本誓に叶ひおはします。されば恩光に照され德澤に潤ひて、國も富み民も安かりき。保元〔〇保延ノ誤〕五年五月十八日美福門院の御腹に皇子御誕生有りしかば、上皇殊に悅び思食して、何しか東宮に立て給ふ。永治元年十二月七日三歲にて御即位有り。依つて先帝をば新院とぞ申しける。先帝異なる御恙も渡らせ給はぬに、押下し給ひけるこそ淺ましけれ。依つて一院新院父子の御中快からずと

ぞ聞えし。誠に御心ならず御位を去らせ給へり。歸卽かせ給ふべき御志にや、又一宮重仁親王を位に卽け奉らんとや思食しけん、叡慮計り難し、永治元年七月（〇三月ノ誤）十日鳥羽院御飾下させ給ふ。御年三十九、御齢も未だ盛なるに、玉體も恙なくおはしませども、宿善內に催し、善緣外に顯れて、眞實報恩の道に入らせ給ふぞ目出たき。然るに久壽二年の夏の比より近衞院御惱おはせしが、七月下旬には早憑少なき御事にて、淸凉殿の庇の間に遷し奉る。されば御心細くや思食しけん、御製にかく、

蟲の音の弱るのみかは過ぐる秋を惜しむ我身ぞまづ消えぬべき

終に七月二十三日に隱れさせ給ふ、御年十七、近衞院是なり。尤惜しき御節なり。法皇女院の御歎理にも過ぎたり。新院此時を得て、我身こそ位に歸卽かずとも、重仁親王は一定今度は位に卽かせ給けんと、待請けさせおはしませり。天下の諸人も皆かく存じける處に、思の外に美福門院の御計ひにて、後白河院其時は四宮とて打籠められておはせしを、御位に卽け奉り給ひしかば、高きも賤しきも思の外の事に思ひけり。此四宮も故待賢門院の御腹にて、新院と御一腹なれば、女院の御爲には共に御繼子なれども、美福門院の御心には、重仁親王の位に卽かせ給はん事を猜み奉らせ給ひて、此宮を女院もてなし進らせ給ひて、法皇にも內々申させ給ひけるなり。其故は近衞院世を早くせさせ

給ふ事は、新院咒咀し奉り給ふとなん思食しけり。是に依つて新院の御恨一入まさらせ給ふも理なり。

法皇熊野御參詣幷託宣之事

爰に久壽二年の冬の比、法皇熊野へ御參詣あり。本宮證誠殿の御前にて、現當二世の御祈念ありしに、夢現ともあらず、御寶殿の中より童子の御手を指出だして、打返し〳〵せさせ給ふ。法皇大きに驚き思食して、先達幷に供奉の人々を召して、不思議の瑞相有り。權現を勸請し奉らばやと思食して、正しき巫や有ると仰せければ、山中無雙の巫を召出だす。御不審の事あり占ひ申せと仰せければ、朝より權現を下し進らするに、午の時まで下りさせ給はねば、古老の山伏八十餘人、般若妙典を讀誦して祈誓良久し。巫も五體を地に投げ、肝膽を碎きければ、諸人目をすまして見る處に、權現既に下りさせ給ひけるにや、種々の神變を現じて後、巫法皇に向ひ進らせて、右の手を指上げて、打返し〳〵、是は如何にと申す 誠に權現の御託宣なりと思食して、御座をすべらせ給ひて、御手を合せ申す所是なり。さて如何すべく候と申させ給へば、明年の秋の比必 崩御なるべし、其後世中手の裏を返す如くならんずるぞと、御託宣有りければ、法皇を始め參らせ、供奉の人々皆淚を流して、さて如何なる

事有りてか、御命延びさせ給ふべきと問ひ奉れば、定業限有れば力に及ばとて、權現は上らせ給ひぬ。參集りたる貴賤上下、各頭を地に付けて拜み奉りけり。法皇の御心の中何計か御心細く思食しけん、日比の御參詣には天長地久に事寄せて、切目王子の梛の葉を、百度千度翳さんとこそ思食しゝに、今は三つの山の御奉幣も是を限と御心細く、眞言妙典の御法樂にも、臨終正念往生極樂とのみぞ御祈念有りける。都べて還御の體哀なりし御有樣なり。

法皇崩御事

かくて今年は暮れになり、明くる四月二十七日改元有つて保元とぞ申しける。此比より法皇御不豫の事有り、偏に去年の秋近衞院先立たせ給ひし御歎の積にやと世の人申しけれども、業病請けさせ給ひけるなり。日に隨つて重らせ給へば、月を追うて憑少なく見えさせおはしませば、同六月十二日、美福門院、鳥羽の成菩提院の御所にて、御餝下させ給ひ、現世後生を憑み進らさせ給ふ。近衞院も先立ち給ひぬ。又偕老同穴の御契淺からざりし法皇も、御惱重らせ給ふ、御歎の餘りに思食立つとぞ聞えし。御戒の師には三瀧上人觀空ぞ參られける、哀なりし事どもなり。法皇は權現御託宣の事なれば、御祈も無く御療治も無し、只一向御菩提の御勤のみなり。七月二日終に一院隱れさせ給

ひぬ、御年五十四。未だ六十にも滿たせ給はねば、猶惜しかるべき御命かり。有爲無常の習、生者必滅の掟、始めて驚くべきに有らねども、一天暮れて月日の光を失へるが如く、萬人歎きて父母の喪に逢ふに過ぎたり。釋迦如來生者必滅の理を示さんとて、娑羅雙樹の下にて假に滅度を唱へ給ひしかば、人天共に悲しみき。彼二月中の五日入滅には、五十二類愁の色を顯し、此七月二日の崩御には、九重の上下悲を含めり、心無き草木も愁へたる色有り。況や年來近く召使はれし人々、何計りの事をか思ひけん、増して女院の御歎、申すも中々愚なり。玉簾の内に龍顏に向ひ奉り、金臺の上に玉體に雙び給ひしに、今は燈の本には伴ふ影もおはしまさず、枕の本には古を戀ふる御涙のみぞ積りける。古き御衾空しき床に殘りて、御心を碎く種と成り、古の面影は常に御身に立添ひて、忘れ給へる御事ぞなき。有待の御身は貴賤も高卑も異なる事なく、無常の境界は刹利も首陀も替らねば、妙覺の如來猶因果の理を示し、大智舍利弗又先業を顯す事なれば、凡下の驚くべきにはあらねども、去年の御歎に今年の御悲の重りけるを、如何せんとぞ思食しける。

新院御謀叛思食立事

かゝる御愁の折節、新院の御心中覺束なしとぞ人申しける。されば仙洞も騷がしく禁裏も靜かな

らざるに、新院の御方の武士東三條に籠り居て、或は山の上に登り木の枝に居て、姉小路西洞院の内裏高松殿を窺見る由聞えしかば、保元元年七月三日、下野守義朝に仰せて東三條の留主に候少監物藤原光貞幷に武士二人召捕つて子細を問はる。一院御不豫の間、去んぬる比より御謀叛の聞え有るのみならず、軍兵東西より參集り、兵具を馬に負せ車に積んで持運び、其外怪しき事多かり。新院日來思食しけるは、昔より位を繼ぎ讓を受くる事必嫡孫には由らねども、其器を撰び、外戚の安否（高卑カ）をも尋ねらるゝにてこそあれ、是は只當腹の寵愛と云ふばかりを以て、近衞院に位を押取られて、恨深くて過ぎし處に、先帝體仁親王（〇以上四字衍カ）隱れ給ひぬる上は、重仁親王こそ帝位に備はり給ふべきに、思の外に又四宮に越えられぬるこそ口惜しけれと御憤有りければ、御心の行かせ給ふ事とては、近習の人々に如何にせんずるぞと常に御談合有りけり。宇治左大臣頼長と申すは、知足院禪閤殿下忠實公の三（〇二ノ誤）男にておはします。入道殿の公達の御中に殊更愛子にておはしましけり。人がらも左右に及ばぬ上、和漢共に人にすぐれ、禮義を調へ、自他の記錄に暗からず、文才世に知られ、諸道に淺深を探る、朝家の重臣攝籙の器量なり。されば御兄の法性寺殿の詩歌に巧にて、御手跡の美しくおはしますをば、眨り申させ給ひて、詩歌は樂の中の弄なり、朝家の要事に非ず、手跡は一旦の興なり、賢臣必しも是を好むべからずとて、我身はむねと全經を學び、信西を師として

鎭に學窓に籠りて、仁義禮智信を正しくし、賞罰勳功を別ち、政務をきりとほしにして、上下の善惡を糾されければ、時の人惡左大臣とぞ申しける。諸人か樣に恐れ奉りしかども、眞實の御心向は極めて麗はしくおはしまして、怪しの舍人牛飼なれども、御勘當を蒙る時、道理を立て申せば、細々と聞食して、罪なければ御後悔有りき。又禁中陣頭にて公事を行はせ給ふ時、外記官史等を諫めさせ給ふに、過たぬ次第を辨へ申せば、我僻事と思食す時は、忽に折れさせ給ひて、御怠狀を遊ばして彼等に給ぶ。恐をなして給はらざる時は、我能く思食す怠狀なり、只給はり候へ、一の上の怠狀を以下の臣下取傳ふる事、家の面目にあらずやと仰せられければ、畏りて給はりけるとかや。誠に是非明察に善惡無二におはします故なり。世も是をもてなし奉り、禪定殿下も大切の人に思食しけり。久壽〔○安ノ誤〕六年九月二十六日、氏長者に補し、同七年正月十九日〔○十日ノ誤〕、內覽の宣旨蒙らせ給ふ。攝政關白を閣いて三公內覽の宣旨是ぞ始なると、人々傾き申されけれども、父の殿下の御計ひの上は、君も强ちに仰せらるゝ子細もなし。此大臣とても必しも世を知食すまじきにもなければ、諸臣も是を許し給ひけり。法性寺殿は只關白の御名ばかりにて、餘所の事の如く、天下の事に於て、綺はせ給ふ事もなかりしかば、殊に御憤深くて、當今位に卽かせ給ひて、世淳素に歸るべくは、關白の辭表納まるか、又內覽氏長者關白につけらるゝか、兩樣共に天裁にありと、頻に申さ

せ給ひけり。此關白殿は萬なだらかにおはしませば、人皆ほめ用ひ奉れり。關白殿と左大臣殿とは御兄弟の上、父子の御契約にて禮儀深くおはしましけれども、後には御中惡しくぞ聞えし。されば左大臣殿思食しけるは、一院隱れさせ給ひぬ、今新院の一宮重仁親王を位に卽け奉りて、天下を我儘に取行はゞやと思立ち給ひければ、常に新院へ參り御殿居有りければ、上皇も此大臣を深く御憑み有りて、仰合はせらるゝ事懇なり。或夜新院左大臣殿に仰せられけるは、抑昔を以て今を思ふに、天智は舒明の太子なり、孝德天皇の王子其數おはしましゝかども、位に卽き給ひき、仁明は嵯峨第二の皇子、淳和天皇の御子達を閣きて祚を踐み給ひき、花山は一條に先立ち、三條は後朱雀に進み給ひき、我身德行無しと雖も、十善の餘薫にこたへて先帝の太子と生れ、世澆薄なりと雖も、萬乘の寶位を忝くす、上皇の尊號につらなるべくは、重仁こそ人數に入るべき處に、文にもあらず武にもあらぬ四宮に位を越えられて、父子共に憂に沈む、然りと雖も故院おはしましつる程は力無く二年の春秋を送れり、今舊院登遐の後は、我れ天下を奪はん事何の憚か有るべき、定めて神慮にも叶ひ人望にも背かじものをと仰せられければ、左府元より此君代を取らせ給はゞ、我身攝籙に於ては疑無しと悅びて、尤思食立つ處然るべしとぞ勸め申されける。新院此御企なりければ、鳥羽の田中殿を出でさせ給ふべき由を仰せられけるに、何と聞分けたる事はなけれども、何樣事の出で來べきにこそとて、京中の貴賤

上下、資財雜具を西東へ運び隱す、門戸を閉ぢ人々は兵具を集めければ、こは如何に縱ひ新院國を奪はせ給ふとも、仙院晏駕の後、僅に十箇日の中に此御企、宗〔○廟字脱〕の御計ひも計り難く、凡慮の推す所然るべからず、此程は雲の上には星の位靜かに、境の中には波風も收まりたる御代に、かく切つて續いだる樣に騷ぎ亂るゝ事の悲しさよと、人々歎合へり。

官軍方々手分事

內裏にも此由聞えければ、同五日、召されて參る武士は誰々ぞ、先づ下野守義朝、陸奥新判官義康、安藝判官基盛、周防判官季實、隱岐判官惟重〔○又維繁ニ作ル〕平判官實俊、新藤判官助經、軍兵雲霞の如く召具して、高松殿に參じけり。彼等を南庭に召されて、少納言入道を以て、去んぬる二日一院崩御の後、武士共兵具を調へて東西より都へ入集る事道も去りあへず、以ての外の狼藉なり、弓箭を帶せん輩をば、一々召捕つて參上すべき由仰下さる。各庭上に跪いて是を承る。義朝義康は、內裏に候ひて君を守護し奉れ、其外の撿非違使は、皆關々へ向ふべしとて、宇治路へは安藝判官基盛、淀路へは周防判官季實、粟田口へは隱岐判官惟重、久々目路へは平判官實俊、大江山へは新藤判官助經承つて向ひけり。今夜關白殿幷に大宮大納言伊通卿以下公卿參じて議定有つて、謀

叛の輩皆召捕つて流罪すべき由宣下せらる。春宮大夫宗能卿は鳥羽殿に候はれけるを召されければ、風氣とて參內せられず。明くれば六日、撿非違使共關々へ越えけるに、基盛宇治路へ向ふに、白靑の狩衣に、淺黃糸の鎧に、上折したる烏帽子の上に、白星の冑を着、切符の矢に、二所籐の弓持ち、黑馬に黑鞍置いてぞ乘つたりける。其勢百騎ばかりにて、基盛大和路を南へ發向するに、法性寺の一の橋の邊にて、馬上十騎ばかり直冑にて物具したる兵上下二十餘人、都へ打つてぞ上りける。基盛是は何れの國より何方へ參ずる人ぞと問はせければ、此程京中物忩の由承る間、其子細を承らんとて、近國に候者の上洛仕るにて候と答ふ。基盛打向つて申しけるは、一院崩御の後武士共入洛の由叡聞に及ぶ間、關々を固めに罷向ふなり。內裏へ參る人ならば、宣旨の御使に打連つて參じ給へ、然らずんば得こそ通し申すまじけれ、かく申すは桓武天皇十三代の御末刑部卿忠盛が孫、安藝守淸盛が次男安藝判官基盛、生年十七歲とぞ名乘つたる。大將と思しき者、褐の直垂に、藍白地を黃に返したる鎧着て、黑羽の矢負ひ、塗籠籐の弓を持ち、黃河原毛なる馬に、貝鞍置いて乘つたりけるが進出て、身不肖に候へども形の如く系圖無きにしも候はず、淸和天皇九代の御末、六孫王七代の末孫、攝津守頼光が舍弟大和守賴親が四代の後胤、中務丞賴治が孫、下野權守親弘が子に宇野七郎源親治とて、大和國奧郡に久しく住して、未だ武勇の名を落さず、左大臣殿の召に依つて新院の

御方に參ずるなり、源氏は二人の主取る事無ければ、宣旨なりとも得こそ內裏へは參るまじけれとて打過ぎければ、基盛百餘騎の中に取籠めて討たんとしけるを、親治ちとも騷がず、弓取直して散々に射るに、平氏の郎等矢場に射落されてひるむ處を、得たりやおゝとて、十騎の兵轡を雙べて駈けたりければ、平家の兵叶はじとや思ひけん、法性寺の北のばつれまでぞ引いたりける。

親治等被㆓生捕㆒事

さる程に高松殿には、基盛既に凶徒と合戰すと聞えければ、兵我も〳〵と馳來る。基盛高き所に打上つて下知せられけるは、敵は只其勢にて續く者もなし、御方多勢なれば、各組んで一々に搦捕つて見參に入れよ、伊賀伊勢の者共と申されければ、伊藤齋藤弓手馬手より馳寄つて、一騎が上に五六騎七八騎落重れば、親治武く思へども力なく、自害にも及ばず生捕られにけり。誠に王事盬い事無きいはれにや、宗徒の者共十人六搦捕つて、基盛射向の袖に立ちたる矢共折懸け、郎等數多手を負ふせ、我身も朱に成つて參內仕り、此由を奏聞して又宇治路へぞ向はれける。親治をば北の陣を渡して、西の獄にぞ入れられける。主上御感の餘りに其夜除目行はれて、正下四位に成されけり。聞書には宇野七郎親治以下十六人の凶徒、搦進らする賞なりとぞ注されける。

新院御謀叛露顯幷調伏事內府異見事

さる程に同八日、關白殿下、大宮大納言伊通卿、春宮大夫宗能卿參內して、來る十一日左大臣流罪の由定め申さる、謀叛の事既に露顯に依つてなり。其故は左府東三條に或僧を籠めて祕法を行はせ、內裏を咒咀し奉らるゝ由聞えて、下野守義朝に仰せて其身を召されければ、東三條殿に行向つて見るに、門戶を閉ぢて敲けども開けず、依つて西表の南の小門を打破つて入りぬ。角振、隼の社の前を過ぎて、千卷の泉の前に壇を立て行ふ僧有り、相摸阿闍梨勝尊とて、三井寺の住侶なり。宣旨ぞ參れと云へども音もせず、兵二人寄つて左右の手を引立つれども、肘を屈めて延べず、恰も力士の如くなり。其儀ならば法に任せよと云ふ程こそあれ、兵數多寄り、取つて伏せて是を搦め、本尊幷に左大臣の書狀等相具して將て參る。藏人治部大夫雅賴、一﨟判官俊成承つて、子細を問ふに、別の義なし。關白殿と左大臣殿との御中和平の由を祈禱申すと云々。されども左府書狀顯然なり。其狀に曰く、

御撫物事承候畢、誓レ天感レ地、應二曜宿良辰一、於二賞罰嚴重、冥衆影向地一、被レ脩二無雙深祕法一事、尤以神妙之由、御氣色所レ候也、我聞惠亮碎二頭腦一、備二淸和帝祚一、尊意振二智劍一、加二刑罰將門一、

不ㇾ及二人力一所、冥顯之擁護如ㇾ此、然者發二猛利誠心一、致二丁寧懇志一、何不ㇾ成二就素意一哉、爰以歸伏怨敵一、相二從群臣謀一、奈何背二禮法一乎、早慰二欝念一此時也、再耀二映光禪房一事、更不ㇾ可ㇾ有ㇾ疑者也、恐々謹言。

七月二日　賴長

御返事

明王院相摸阿闍梨御房

件の法は烏瑟沙摩、金剛童子、聖天供とぞ聞えし。さてこそ新院御謀叛の事顯れけれ。其上平馬助忠正、故美濃〔佐渡カ〕前司家憲〔行國カ〕が子、多田藏人賴憲等を軍の大將軍の爲に左府語らはるゝ由聞えければ、主上部治大夫〔○輔カ〕雅賴に仰せて、彼等を召されければ、即ち大夫史師經やがて忠正賴憲が許に行向つて召すに、此程は宇治殿に候とて參らず。鳥羽殿には今日故院の七日に當り給ひければ、大夫史師經に仰付けて、田中殿にて御佛事行はる。新院は一所に渡らせ給ひながら御幸も無ければ、人彌怪をなす所に、剩都へ御出有るべき由仰下されければ、左京大夫敎長卿申されけるは、舊院晏駕の御中陰をだに過ぎさせ給はで御出の條、世以て怪をなすべし、且は冥の照覽をも如何か御憚なかるべきと諫め申されけれども、叶ふまじき御氣色なりしかば、敎長卿思ふばかりなくて、兄〔○兄ト有ルハ誤カ〕德大寺内大臣實能公の許に行き、かゝる御計こそ候へと聞えし

かば、內府大きに驚かせ給ひて、左府の申勸めらるゝ由內々聞えしかども、誠しからず侍りしに、あはれ詮なき御企かな、末代と云ひながら、さすが天子の御運は凡夫の思ふ處にあらず、天照太神正八幡宮の御計なり、吾國邊地粟散の堺といへども、神國たるに依つて、惣じては七千餘座の神、殊には三十番神、朝家を守り奉り給ふ、歷代の先朝皆弟甥を卑しと思食せども、位は越えられ世を取られ給ふ事、今に始めぬ例なり、御運をば天に任せて御覽ぜんに、猶御心行かせ給はずは、恐らくは御出家なども有りてこそ傍に引籠らせ給はめ、就中一院崩御の御中陰をだに過ぎさせ給はずして出御ならん事素意及び難し、定めて御後悔有るべしと、內々御氣色を伺ひて、洩らし奏聞仕るべき由申されければ、敎長歸參して此旨披露有りければ、院、夫はさる事なれども、我此所に在りては事に逢ふべき由、女房兵衞佐が告知らする子細有る間、其難を遁れん爲に出づるなり、全く別の意趣にあらずとて敢て御承引も無ければ、重ねて申すに及ばず、七月十日大夫史師經、平忠正、源賴憲二人召進ずべき由の院宣を官使に持たせて、宇治へ行向つて左大臣殿に告げ奉れば、即時に召具して參るべき由、御返事申され給ひけり。新院は十一日の如法夜更けて、田中殿より白河の前齋院の御所へ御幸なる。依つて齋院の行啓とぞ披露有りける。御供には左京大夫敎長卿、左馬權頭實淸、山城前司賴輔、左衞門大夫平家弘、其子には光弘などぞ候ひける。

新院被レ召ニ爲義ニ事付鵜丸事

其比六條判官爲義と申すは、六孫王より五代の後胤、伊豫入道賴義が孫、八幡太郎義家が四男なり。內裏より召されけれども、如何が思ひけん參らざりしかば、增して上皇の召にも從はずして有りしが、餘りに白河殿より度々召されければ、參るべき由申しながら未だ參らず、依つて敎長卿、六條堀河の家に行向ひて、院宣の趣を宣ひければ、忽に變改して申しけるは、爲義義家が跡を繼いで、朝家の御守にて候へば、君心にくゝ思食さるゝは理にて侍れども、我と手を下したる合戰未だ仕らず、但し十四の年、叔父美濃前司義綱が謀叛を起し、近江國甲賀山に楯籠り候ひしを、承つて發向し侍りしかば、子共は皆自害し、郎等共は落失せて、義綱は出家仕りしを搦進じ候ひき、又十八歲の時、南都の大衆朝家を恨み奉る事有りて、都へ攻上る由聞えしかば、罷向つて防げと仰下さるゝ間、俄事にて侍る上、折節無勢にて僅に十七騎にて、栗栖山に馳向つて、數萬騎の大衆を追返し候ひき、其後は自然の事出來る時も、冠者ばらを差遣はして靜め候ひき、是れ爲義が高名に非ず、されば合戰の道無調錬なる上、齡七旬に及び候間、物の用にも立ち難く候、依つて此程內裏より頻に召され候ひつれども、所勞の由を僞り申して參せず、都べて今度の大將軍痛み存ずる子細多く侍り、聊宿願の

事有りて八幡に參籠仕りて候にさとし侍りき。又過ぐる夜の夢に、重代相傳仕つて候、月數、日數、源太が產衣、八龍、澤瀉、薄金、楯無、膝丸と申して、八領の鎧候が、辻風に吹かれて四方へ散ると見て侍る間、旁憚り存じ候、枉げて今度の大將をば餘人に仰付けられ候へとぞ申されける。教長重ねて宣ひけるは、如夢幻泡影は金剛般若の名文なれば、夢ははかなき事なり、其上武將の身として、夢見物忌など餘りにおめたり、披露に付いても憚有り、爭か參られざらんと申されければ、さ候はゞ爲義が子共の中には、義朝こそ坂東生立の者にて、合戰に調錬仕り、其道賢く候上、附從ふ處の兵共皆然るべき者共にて候へども、夫は內裏へ召されて參り候、其外の奴ばらは、勢なども候はぬ上、大將など仰付けらるべき者とも覺え候はず、八郞爲朝冠者こそ、力も人に勝れ、弓も普通に越えて、餘りに武勇に候ひしかば、幼少より西國の方へ追下して候が、此程罷上りて候、是を召されて軍の樣をも仰下され候へと申されけるを、其樣をも參じてこそ申上げらるべきに、居ながら院宣の御返事は如何が有らん、然るべからずと宣ひければ、誠に其義有りとて打立ちければ、四郞左衞門賴賢、五郞掃部助賴仲、賀茂六郞爲宗、七郞爲成、鎭西八郞爲朝、源九郞爲仲以下六人の子共相具して、白河殿へぞ參りける。新院御感の餘りに、近江國伊庭庄、美濃國靑柳庄二箇所を賜はつて、卽ち判官代に補して上北面に候すべき由能登守家長して仰せられ、鵜丸と云ふ御劍をぞ下されける。此御佩刀を鵜丸と名付

けらるゝ事は、白河院神泉苑に御幸成つて、御遊の次でに鵜を使はせて御覽じけるに、殊に逸物と聞えし鵜が、二三尺ばかりなる物を潜き擧げては落し、潜き上げては落し、度々しければ、人々怪をなしけるに、四五度に終に喰ひて上りたるを見れば、長覆輪の太刀なり。諸人奇異の思をなし、上皇も不思議に思食し、定めて靈劒なるべし、是れ天下の珍寶たるべしとて、鵜丸と付けられて、御祕藏有りけり。鳥羽院傳へさせ給ひけるを、故院又新院へ進らせられたりしを、今爲義にぞ賜はりける。誠に面目の至なり。爲義今度は最後の合戰と思ひければ、重代の鎧を一領づつ、五人の子共に着せ、我身は薄金をぞ着たりける。源太が産衣と膝丸とは、嫡々に傳ふる事なれば、難色花澤して下野守の許へぞ遣はしける。爲朝冠者は器量人にすぐれて、常の鎧は身に合はざりければ着ざりけり。此膝丸と申すは、牛千頭が膝の皮を取り威したりければ、牛の精や入りけん、常に現じて主を嫌ひけるなり。されば塵などを拂はんとても、精進潔齋して取出だしけるとなり。かゝる希代の重寶を敵となる子の許へ遣はしける親の心ぞ哀なる。

左大臣殿上洛事付着到事

さる程に左大臣殿は、御輿にて醍醐路を經て、白河殿へ入らせ給ふ。御供には式部大輔盛憲、弟の藏

人大夫經憲、前瀧口秦助安等なり。御車には山城前司重綱、菅給料業宣二人を乘せられて、御出の體にて宇治より入り給へば、夜半ばかりに基盛が陣の前をぞ遣通しける。重綱、業宣、白河殿に參着して、あな恐ろし鬼のうち飼に成りたりつるとて、悸いてぞ居たりける。漢紀信、葦車〔〇高祖の車〔イ〕〕に乘つて敵陣へ入りたりし心には、似も似ざりけりとぞ人々申しける。去んぬる九日山中殿より內裏へ御書有り、御使は武者所の近尙なり。是は伶人の近方が子なり。其御文に曰く、

御晏駕之後者、抛二萬事一致二追善孝志一、改二舊儀陵廢一、可レ有二政道一之處、路次嗷々鬪戰、洛陽騷騷爭競、彼併似レ不レ顧二存□〔〇尊意〔イ〕〕一、猶歎二燕巢二幕上一、如何早爲二折伏攝取〔〇拆伏攝受カ〕之新義一、被レ致二仁德一、天下靜謐而無爲無事。就冥顯可レ有二加護一歟、不宣謹言、

七月九日

卽ち內裏より御返事有り。

禪札以令二拜見一之處、尋二事之濫觴一、佞人不敢之結搆歟、古人云、德尊時者治二天下一、亂時者取レ之、佞者亡二國利一也、如何非二筆所レ宣、謹言、

七月九日

此御返事を今夜左大臣殿に見せ申し給ふと云々。新院の御方へ參りける人々には、左大臣賴長公、左

京大夫教長卿、近江中將成雅、四位少納言成高〔○隆カ〕、山城前司頼資、美濃前司泰〔○保イ〕成、備後權守俊通、皇后宮權大夫師光、右馬權頭實淸、式部大夫盛憲、藏人大輔經憲、皇后宮亮憲親、能登守家長、信濃守行通、左衞門佐宗康、勘解由次官助憲、桃園藏人頼綱、下野判官代正弘、其子左衞門大夫家弘、右衞門大夫頼弘、大炊助度弘、右兵衞尉時弘、文章生安弘、中宮侍長光弘、左衞門尉盛弘、平馬助忠正、其子院藏人長盛、次男皇后宮侍長忠綱、三男左大臣勾當正綱、四男平九郎通正、村上判官代基國、六條判官爲義、左衞門尉頼賢を始として父子七人、都合其勢一千餘騎とぞ註しける。

官軍被二召集一事

さる程に內裏より左大將公敎卿、藤宰相光頼卿二人御使にて、八條烏丸美福門院へ參り、權右少辨惟方を以て故院の御遺誡を申出ださる。此兵亂の出來らんずる事をば、かねて知食しけるにや、內裏へ召さるべき武士の交名を註し置かせ給へるなり。義朝、義康、頼政、季實、重成、維繁、實俊、助經、信兼、光信等なり。安藝守淸盛は多勢の者なれば、尤召さるべけれども、一宮重仁親王は、故刑部卿忠盛の養君にてましませば、淸盛は御乳母子なれば、故院御心を置かせ給ひて、御遺誡にも

入れ給はざりしを、女院御謀を以て故院の御遺誡に任せて內裏を守護し奉るべしと御使有りければ、淸盛舍弟子共引具して參りけり。諸國の宰史〔○吏カ〕、諸衞官人、六府判官、各兵杖を帶して候じけり。公家には關白殿下內大臣實能、左衞門督基實、伏見源中將師仲などぞ參られける。

新院御所各門々固事付軍評定事

新院は齋院の御所より北殿へ遷らせ給ふ、左府は車にて參り給ふ。白河殿より北、河原より東、春日の末に有りければ、北殿とぞ申しける。南の大炊御門面に、東西に門二つ有り、東の門をば平馬助忠正承つて、父子五人幷に多田藏人大夫賴憲都合二百餘騎にて固めたり。西の門をば六條判官爲義承つて、父子六人して固めたり。其勢百騎ばかりには過ぎざりけり。是こそ猛勢なるべきか、嫡子義朝に付いて、多分は內裏へ參りけり。爰に鎭西八郎爲朝は、我は親にも連れまじ、兄にも具すまじ、一方に高名不覺も紛れぬ樣に、只一人如何にも强からん方へ差向け給へ、縱ひ千騎もあれ萬騎もあれ、一方は射拂はんずるなりとぞ申しける。依つて西河原表の門をぞ固めける。北の春日表の門をば左衞門大夫家弘承つて、子共具して固めたり。其勢百五十騎とぞ聞えし。抑爲朝一人として殊更大事の門を固めたる事、武勇天下に許されし故なり。件の男器量人に越え、心飽くまで剛にして、大力の强弓、

矢次ぎ早の手きゝなり。弓手の肘馬手に四寸延びて、矢束を引く事世に超えたり。幼少より不敵にして兄にも所を置かず、傍若無人なりしかば、身に添へて都に置きなば惡しかりなんとて、父不孝して十三の歳より鎭西の方へ追下すに、豐後國に居住し、尾張權守家遠を乳母とし、肥後國阿曾平四郎忠景が子三郎忠國が聟に成つて、君よりも給はらぬ九國の總追補使と號して筑紫を隨へんとしければ、菊池原田を始として、所々に城を搆へて楯籠れば、其儀ならばいで落いて見せんとて、未だ勢も附かざるに、忠國ばかりを案内者として、十三の歳の三月の末より十五の歳の十月まで大事の軍をする事二十餘度、城を落す事數十箇所なり。城を攻むる謀、敵を伐つ術、人にすぐれて、三年が内に九國を皆攻落して、自ら總追補使に押成つて、惡行多かりけるにや、香椎宮の神人等都に上り訴へ申す間、古へ久壽元年十一月二十六日、德大寺中納言公能卿を上卿として、外記に仰せて宣旨を下さる。

源爲朝久住二宰府一、忽二緒朝憲一、咸背二綸言一、梟惡頻聞、狼藉尤甚、早可レ令三禁二進其身一、依宣旨執達如レ件、

然れども爲朝猶參洛せざりければ、同二年四月三日、父爲義を解官せられて、前撿非違使に成されけり。爲朝是を聞きて、親の科に當り給ふらんこそ淺ましけれ、其儀ならば我こそ如何なる罪科にも行はれんずとて急ぎ上りければ、國人共も上洛すべき由申しけれども、大勢にて能上らん事上

間穩便ならずとて、形の如くに附從ふ兵ばかり召具しけり。乳母子の箭前拂の須藤九郎家季、其兄隙間數への惡七別當、手取與次、同與三郎、三町礫紀平次大夫、大矢新三郎、越矢源太、松浦二郎左中次、吉田兵衞、打手紀八、高間三郎、同四郎を始として、二十八騎ぞ具したりける。

依つて去年より在京したりしを、父不孝を許して今度の御大事に召具しけるなり。爲朝は七尺ばかりなる男の目角二つ切れたるが、紺地に色々の糸を以て獅子の丸を縫うたる直衣に、八龍と云ふ鎧を似せて、白き唐綾を以て威したる大荒目の鎧、同獅子の金物打つたるを着るまゝに、三尺五寸の太刀に熊の皮の尻鞘入れ、五人張の弓長さ七尺五寸にて鈗打つたるに、三十六差したる黒羽の矢負ひ、冑をば郎等に持たせて歩出でたる體、樊噲もかくやと覺えて由々しかりき。謀は張良にも劣らざれば、堅き陣を破る事、吳子孫子が難しとする處を得、弓は養由をも恥ぢざれば、天を翔る鳥地を走る獸恐れずと云ふ事無し。上皇を始め進らせて有らゆる人々、音に聞ゆる爲朝見んとて擧り給ふ。左府即ち合戰の趣計ひ申せと宣ひければ、畏つて、爲朝久しく鎭西に居住仕つて九國の者共從へ候に付いて、大小の合戰數を知らず、中にも折角の合戰二十餘箇度なり、或は敵に圍まれて强陣を破り、或は城を攻めて敵を亡すにも、皆利を得る事夜討に如くこと侍らず、然れば只今高松殿に押寄せ、三方に火を懸け、一方にて支へ候はんに、火を遁れん者は矢を免るべからず、矢を恐れん

者は火を遁るべからず、主上の御方心にくゝも候はず、但し兄にて候義朝などこそ馳出でんずらめ、夫も眞中指して射通し候ひなん、まして清盛などがへろ矢何程の事か候べき、鎧の袖にて拂ひ、蹴散らして捨てなん、行幸他所へ成らば、御許されを蒙つて、御供の者少々射んずる程ならば、定めて駕輿丁も御輿を捨てゝ逃去り候はんずらん、其時爲朝參向ひ、行幸を此御所へ成し奉り、君を御位に卽け進らせんこと掌を反す如くに候べし、主上を迎進らせん事、爲朝矢二つ三つ放さんずるばかりにて未だ天の明けざらん前に勝負を決せん條何の疑か候べきと、憚る所も無く申したりければ、左府、爲朝が申す樣以ての外の荒儀なり、歲の若きが致す所か、夜討など云ふ事、汝等が同士軍、十騎二十騎の私事なり、さすが主上上皇の御國爭に、源平數を盡して兩方に有つて勝負を決せんに、無下に然るべからず、其上南都の衆徒を召さるゝ事有り、興福寺の信實、玄實等、吉野十津河の指矢三町、遠矢八町と云ふ者共を召具して、千餘騎にて參るが、今夜は宇治に着き富家殿の見參に入り、曉是へ參るべし、彼等を待調へて合戰をば致すべし、又明日院司の公卿殿上人を催さんに、參らざる者共をば死罪に行ふべし、首を刎ぬること兩三人に及ばゝ、殘りはなどか參らざるべきと仰せられければ、爲朝上には承伏申して、御前を罷立ちて呟きけるは、和漢の先蹤朝廷の禮節には似も似ぬ事なれば、合戰の道をば武士にこそ任せらるべきに、道にも有らぬ御計ひ如何あらん、義朝は武略の

奥義を究めたる者なれば、定めて今夜寄せんとぞ仕り候らん、明日までも延べばこそ、吉野法師も奈良大衆も入るべけれ、只今押寄せて風上に火を懸けたらんには、戰ふとも爭か利有らんや、敵勝に乘る程ならば、誰か一人安穩なるべき、口惜しき事かなとぞ申しける。

將軍塚鳴動幷彗星出事

さる程に鳥羽殿には、故院の舊臣左大將公敎卿、藤宰相光頼卿、右大辨顯時朝臣など籠居し給ひけるが、去んぬる八日より彗星東方に出で、將軍塚頻りに鳴動す。天變地妖、占文の指す所、愼更に輕からず。新院の御所には軍兵數千騎參り集りて、公卿殿上人を召すに、參らざる者をば死罪に行ふべしと左府議せらるなれば、我等とても其難を遁るべからず、其上京中を燒拂ひ、內裏にも火を懸けて攻めんに、行幸他所へ成らば御輿にも矢を參らせんなどと、爲朝とかやが申すなれば、君とても安穩に渡らせ給はんや、一院隱れさせ給ひて十箇日の內に、かゝる不思議の出來ぬるこそ淺ましけれ、內裏にも仙洞にも、御追善の營の外は他事おはしますまじきに、こは如何になりぬる世の中ぞや、天照太神は百王を守らんとの御誓も盡きぬるやらんと申されければ、光頼卿倩事の心を思ふに、日本は是神國なり、されば御裳河の流絕えずして、既に七十四〔〇七ノ誤〕代の天津日嗣を受け給ふ、昔崇神

天皇の御時、天津社、國津社を定め置かれてより以來、神事繁き國の營、只寶祚長久の爲なり、七千餘座の神祇、夜の守晝の守、なじかは怠り給ふべき、就中推古天皇〔○以下七字イニヨリテ補フ〕の御時、上宮太子世に出でて、守屋の逆臣を亡して佛法を弘め、四天王寺を建てて國家を祈り、聖武天皇は東大寺を建てて、太神宮の御本地を顯して、帝運を祈誓し給ふ、行基菩薩は河州石河郡に四十九院を建て初め給ひて、寶祚を鎭護し給ひしより、傳教大師は比叡山を開基して、一乘妙典を崇め、弘法大師は高野山を建立して、眞言の祕法を修行して、專に天下の護持を致す、殊に白河、鳥羽の兩院佛法に歸しおはしまして國郡數神に裁いたり。田園多く佛聖に寄せらる、依つて三寶も國家を守り給ふべし、神明も帝祚を捨て給はんや、其上此京は桓武天皇の御宇延曆十三年十月二十一日、長岡の京より遷られて後弘仁元年九月十日、平城の先帝世を亂り給ひしかども、此京は無爲なり、其後帝王二十五〔○七ノ誤〕代、星霜三百四十七〔○八ノ誤〕年の春秋を送れり、其間にも朱雀院の御宇には、將門、純友東西に亂逆をなし、御冷泉の御世には、貞任、宗任兄弟謀叛を企て、或は八箇國を從へて、八箇年合戰し、或は陸奧に支へて、十二年まで防戰ひしかども、敢て都の亂にならず、終に皇化に隨ひき。されば今も誰人か此京を滅し、何者か我君を傾けん、南には正八幡大菩薩、男山に跡を垂れて京都を守り、北には賀茂大明神、天滿天神、東西には稻荷、祇園、松尾、大原野等、光を雙べて日夜

に結番し、禁闈を守り給ふ、縱ひ逆臣亂をなすとも、爭か靈神の助なかるべきと、憑もしげにぞ宜ひける。

上皇〔○主上ノ誤〕三條殿行幸事付官軍勢汰事

さる程に內裏は高松殿なりしかば、分內狹くて便宜惡しかりなんとて、俄に東三條殿へ行幸成る。主上は御引直衣にて腰輿に召さる。神璽寶劍を取りて御輿に入れ進らせらる。御供の人々には關白殿、內大臣實能、左衞門督基實、右衞門督公能、頭中將公親朝臣、左中將光忠、藏人少將忠親、藏人右少辨資長、右少將實宣、〔○定ノ誤〕少納言入道信西、春宮學士俊憲、藏人治部大輔雅賴、大外記師季〔○業カ〕等なり。武士の名字を註すに及ばず。其時義朝御前に召さる。赤地の錦の直垂に、折烏帽子引き立て、脇立ばかりに太刀帶いたり。少納言入道を以て軍の樣を召問はる。義朝畏つて申しけるは、合戰の術樣々に候へども、卽時に敵を從へ立所に利を得る事、夜討に過ぎたる事候はず、就中南都より衆徒大勢にて、吉野十津河の者共を召具して、千餘騎にて今夜宇治に着き、明朝入洛仕る由聞え候、敵に勢の着かぬ前に押寄せ候はん、內裏をば淸盛などに守護せさせられ候へ、義朝は罷向つて忽に勝負を決し候はんとぞ進みける。信西御前の床に候ひけるが、殿下の御氣色を承つて申しけるは、此儀尤も然る

べし、詩歌管絃は臣家の弄ぶ所なりと雖も、それ猶昧し、況や武藝の道に於てをや、一向汝が計たるべし、誠に先んずる時は人を制す、後にする時は人に制せらると云へば、今夜の發向尤なり、然らば清盛を留めん事も然るべからず、武士は皆々罷向ふべし、朝威を輕しめ奉る者、豈天命に背かざらんや、早く凶徒を追討して、逆鱗を休め奉らば、先づ日來申す所の昇殿に於ては疑有るべからずと申されければ、義朝合戰の場に罷出でて何ぞ餘命を存ぜん、只今昇殿仕つて冥途の思出にせんとて、押して階上へ昇りければ、信西こは如何と制しけり。主上是を御覽じて御入興有りけるとなり。十一日の寅の刻に、官軍既に院の御所へ押寄する。折節東國より軍勢上合ひて、義朝に相從ふ兵多かりけり。先づ鎌田次郎正清を始として、後藤兵衞實基、近江國には佐々木源三、八嶋冠者、美濃國には平野大夫、吉野太郎、尾張國には舅熱田の大宮司が奉る家の子郎等、三河國には志多良中條、遠江國には横地、勝俣、井の八郎、駿河國には入江右馬允、高階十郎、息津四郎、神原五郎、伊豆には狩野工藤四郎親光、同五郎親成、相摸には大庭平太景吉(○義ノ誤)同三郎景親、山内須藤刑部丞俊通、其子瀧口俊綱、海老名源八季定、秦野次郎延景、荻野四郎忠義、安房には安西、金餘、沼平太、丸太郎、武藏には豐嶋四郎、中條新五、新六、成田太郎、箱田次郎、河上三郎、別府次郎、奈良三郎、玉井四郎、長井齋藤別當實盛、同三郎實員、横山、惡次、惡五、

平山に相原、兒玉に庄太郎猪俣に岡部六彌太、村山に金子十郎家忠、山口六郎、仙波七郎、高家に河越、師岡、秩父武者、上總には介八郎、下總には千葉介常胤、上野には瀬下太郎、物射五郎、岡本介、名波太郎、下野には八田四郎、足利太郎、常陸には中宮三郎、關二郎、甲斐には鹽見五郎、同六郎、信濃には海野、望月、諏訪、蒋、桑原、安藤、木曾中太、彌中太、根井大彌太、根津神平、靜妻小次郎、片桐小八郎大夫、熊坂四郎を始として、三百餘騎とぞ註したる。清盛に相從ふ人々には、弟の常陸守〔○介ノ誤〕賴盛、淡路守敎盛、大夫經盛、嫡子中務少輔重盛、次男安藝判官基盛、郎等には筑後左衞門家貞、其子左兵衞尉貞能、與三兵衞景安、民部大輔爲長、其子太郎爲憲、河内國には草刈部十郎、大夫定直、瀧口家綱、同瀧口太郎家次、伊勢國には故市伊藤武者景綱、同伊藤五忠淸、伊藤六忠直、伊賀には山田小三郎惟〔○伊トモ書ケル處アリ〕行、備前國の住人難波三郎經房、備中國の住人瀨尾太郎兼康を始として、六百餘騎とぞ註したる。兵庫頭源賴政に相從ふ兵誰々ぞ、先づ渡邊黨に省播磨次郎、授薩摩兵衞、連源太、與右馬允、競瀧口、丁七唱を始として、二百騎ばかりなり。佐渡式部大輔重成百騎、陸奥新判官義康百騎、出羽判官光信百騎、周防判官季實五十騎、隱岐判官惟重七十餘騎、平判官實俊六十餘騎、進藤判官助經五十餘騎、和泉左衞門尉信兼八十餘騎、都合一千七百餘騎と註したる。

保元物語卷第二

白河殿義朝夜討被寄事

白河殿にはかくとも知食さゞりしかば、左大臣殿武者所の親久を召されて、內裏の樣見て參れと仰せければ、親久卽ち馳歸り、官軍既に寄せ候と申しもて果てねば、先陣既に馳來る。其時鎭西八郞申しけるは、爲朝がぢたい申しつるは爰候〳〵と、忿りけれども力及ばず。爲朝を勇ません爲にや、俄に除目行はれて、安弘藏人たるべき由仰せけり。八郞是は何と云ふ事ぞ、敵既に寄來るに、方々の手分けをこそせられんずれ、只今の除目物騷なり、人々は何にも成り給へ、爲朝は今日の藏人と呼ばれても何かせん、只本の鎭西八郞にて候はんとぞ申しける。さる程に下野守義朝は、二條を東へ發向す。安藝守淸盛も同じく續いて寄せけるが、明くれば十一日東塞なる上、朝日に向つて弓引かん事恐有りとて、三條へ打下り、河原を馳渡して、東の堤〔○以下三字〔イ〕ニヨリテ補フ〕を上りに、北へ向てぞ步ませける。下野守は大炊御門河原に、前に馬の騸場を殘して、河より西に東頭に控へたり。新院の御所にも、敵既に西南の河原に鯢波を作つて攻來れば、爲義以下の武士各固めたる門々より驅出でけり。判官が手には、四郞左衞門賴賢と八郞爲朝と先陣を爭ひて、既に珍事に及ばんとす。賴

賢思ひけるは、今子共の中には、我こそ兄なれば、今日の先陣をば誰かは驅けんと云ふ、爲朝は又恐らくは弓矢取つても打物取つても、我こそあらめ、其上判官も軍の奉行を仕らせらるゝ上は、我こそ有らめと論じけるが、暫く思案して、兄達をも蔑にするえせ者とて、親に不孝せられしが、適〻勘當許されたる身の父の前にて兄と先を論ぜん事惡しかりなんと思ひければ、所詮誰々も驅けさせ給へ、強からん所をば幾度も承つて支へ奉らんとぞ申しける。四郎左衞門是を聞きも咎めず、即ち西の河原へ出向ふ。紺紫濃の直垂に、月數と云ふ鎧の朽葉色の唐綾にて威したるを着、二十四差したる大中黑の矢頭高に負ひなし、重籐の弓眞中取つて、月毛なる馬に鏡鞍置いてぞ乘つたりける。大炊御門を西へ向つて防ぎけるが、爰を寄するは源氏か平家か、名乘れ聞かん、かく申すは六條判官爲義が四男前左衞門尉賴賢とぞ名乘りける。河向ひに答へて云く、下野守殿の郎等相摸國の住人須藤刑部丞俊通が子息瀧口俊綱、前陣を承つて候と申せば、さては一家の郎等ごさんなれ、汝を射るにあらず、大將軍を射るなりとて、川越しに矢二つ放つ。夜中なれば誰とは知らず、矢面に進んだる者二騎射落されぬ。四郎左衞門も內冑を射させて引退く。下野守は矢合せに郎等を射させて、安からず思はれければ、既に驅けんとし給へば、鎌田次郎正淸轡に取付いて、爰は大將軍の驅けさせ給ふ所にて候はず、千騎が百騎、百騎が十騎になりてこそ、打ちも出でさせ給はめと申しけれども、

猶顯けんとし給ふ間、歩立の兵八十餘人有りけるを招寄せて、此由を云ひ含め、大將軍を守護せさせ、正淸馬に打乘つて、眞先にこそ進みけれ。安藝守は二條河原の東堤の西に向つて控へたり。其勢の中より五十騎ばかり先陣に進んで押寄せたり。爰を固め給ふは誰人ぞ名乘らせ給へ、かく申すは安藝守殿の郎等に伊勢國の住人故市伊藤者者景綱、同伊藤五、伊藤六とぞ名乘りける。八郎是を聞き、汝が主の淸盛をだに合はぬ敵と思ふなり、平家は柏原天皇の御末なれども、時代久しく成下れり、源氏は誰かは知らぬ、淸和天皇より爲朝までは九代なり、六孫王より七代、八幡殿の孫、六條判官爲義が八男鎭西八郎爲朝ぞ、景綱ならば引退けとぞ宣ひける。景綱昔より源平兩家天下の武將として、違勅の輩を討つに、兩家の郎等大將を射る事互に是あり、同じ郎等ながら、公家にも知られ進らせたる身なり、其故は伊勢國鈴鹿山の强盜の張本小野七郎を搦めて、副將軍の宣旨を蒙りし景綱ぞかし、下﨟の射る矢立つか立たぬか御覽ぜよとて、よつ引いて射たれども爲朝是を事ともせず、合はぬ敵と思へども、汝が詞のやさしきに矢一つ給はらん、請けて見よ、且は今生の面目又は後生の思出にもせよとて、三年竹の節近なるを少し押磨いて、山鳥の尾を以て作いだるに、七寸五分の丸根の篦中過ぎて篦代の有るを打ち食はせ、暫し保つてひやうと射る。眞先に進んだる伊藤六が胸板かけず射通し、餘る矢が、伊藤五が射向の袖に裏返してぞ立つたりける。六郎は矢場に落ちて死ににけり。

伊藤五此矢を折りかけて、大將軍の前に參つて、八郎御曹司の矢御覽候へ、凡夫の所爲とも覺え候はず、六郎既に死に候ひぬと申せば、安藝守を始めて此矢を見る兵共、皆舌を振つてぞ恐れける。景綱申しけるは、彼先祖八幡殿後三年の合戰の時出羽國金澤の城にて武則が申しけるは、君の御矢に中る者鎧冑を射通されずと云ふ事なし、抑君の御弓勢を慥に拜み奉らばやと望みければ、義家革能き鎧三領重ね、木の枝に懸けて、六重を射通し給ひければ、鬼神の變化とぞ恐れける。是よりいよいよ兵共歸伏しけりと申傳へて聞くばかりなり、眼前にかゝる弓勢も侍るにや、あな恐しとぞ怖合へる。かく口々に云はれて大將宣ひけるは、必ず淸盛が此門を承つて向ひたるにもあらず、何となく押寄せたるにてこそ有れ、何方へも寄せよかし、さらば東の門かとあれば兵皆夫も此門近く候へば若同じ人や固めて候らん、只北の門へ向はせ給へと云へば、さも云はれたり、今は程なく夜も明けなんず、然れば小勢に大勢驅立てられんも見苦しかりなんとて引退く處に、嫡子中務少輔重盛生年十九歲、赤地の錦の直垂に、澤瀉威の鎧に、白星の冑を着、二十四差いたる中黑の矢負ひ、二所籐の弓持つて、黃河原毛なる馬に乘り進み出でて、勅命を蒙つて罷向ひたる者が、敵陣强しとて引返す樣や有るべき、續けや若者共とて驅出でけるを、淸盛是を見て、有るべうもなし、あれ制せよ者共、爲朝が弓勢は目に見えたる事ぞかし、過ちすなと宣ひければ、兵共前に馳塞がりければ、力無く京極を上

りに春日表の門へぞ寄せられける。爰に安藝守の郎等に、伊賀國の住人山田小三郎伊行と云ふは、又なき剛の者、かたかは破りの猪武者なるが、大將軍の引き給ふを見て、さればとて矢一筋に恐れて、向ひたる陣を引くことや有る、縱ひ筑紫の八郎殿の矢なりとも、伊行が鎧はよも通らじ、五代傳へて軍に逢ふ事十五箇度、我手に取つても度々多くの矢共を請けしかど、未だ裏をばかゝぬ物を人々見給へ、八郎殿の矢一つ請けて物語にせんとて驅出づれば、烏許の高名はせぬに如かず無益なりと、同僚共制すれども、本より云ひつる言葉を返さぬ男にて、夜明けて後に傍輩の八郎のいで矢目見んと云はんには、何とか其時答ふべき、然れば日來の高名も失せなん事の無念なれば、よし／＼人は續かずとも、己れ證人に立つべしとて、下人一人相具して、黑革威の鎧に同じ毛の五枚冑を猪頸に着十八差したる染羽の矢負ひ、塗籠籐の弓持ち、鹿毛なる馬に黑鞍置いて乘つたりけり。門前に馬を驅居ゑ、物其物には有らねども、安藝守の郎等伊賀國の住人山田小三郎伊行生年二十八、堀河院の御宇嘉承三年正月二十六日〔〇六日ノ誤〕對馬守義親追討の時、故備前守殿の眞先驅けて、公家にも知られ奉りし山田庄司行末が孫なり、山賊强盜を搦め取る事は數を知らず、合戰の場には度々に及んで、高名仕つたる者ぞかし、承り及ぶ八郎御曹司を一目見奉らばやと申しければ、爲朝一定彼奴は引設けてぞ云ふらん、一の矢をば射させんず、二の矢を番はん所を射落さんず、同くは矢

の溜らん所を、我弓勢を敵に見せんと宣ひて、白蘆毛なる馬に、金覆輪の鞍置いて乘つたりけるが、驅出でて鎭西八郎是にありと名乘り給ふ所を、本より引設けたる箭なれば、弦音高く切つて放つ。御曹司の弓手の草摺を縫ひさまにぞ射切つたる。一の矢を射損じて、二の矢を番ふ所を、爲朝よつ引いてひやうと射る。山田小三郎が鞍の前輪より、鎧の草摺尻輪懸けて、矢先三寸餘りぞ射通したる。暫しは矢にかせがれて溜る樣にぞ見えし、卽ち弓手の方へ眞倒さまに落つれば、矢尻は鞍に留つて、馬は河原へ馳行けば、下人つと馳寄り、主を肩に引懸けて、御方の陣へぞ歸りける。寄手の兵、是を見て、彌、此門へ向ふ者こそ無かりけれ。

白河殿攻落事

さる程に夜も漸明け行くに、主もなき放れ馬源氏の陣へ驅入つたり。鎌田次郎是を取らせて見るに、鞍壺に血溜り、前輪は破れて尻輪に鑿の如くなる矢尻留れり。是を大將軍に見せ奉りて、今夜筑紫の御曹司の遊ばされて有りげに候、あないかめしの御弓勢やと申しければ、義朝、八郎は今年十八九の者にてこそ有れ、未だ力も固らじ、夫は敵を威さんとて作りてこそ放しけめ、夫には臆すべからず、汝向つて一當當てて見よと宣へば、さ承り候とて、正清百騎ばかりにて押寄せて、下野守の郎等に相

摸國の住人鎌田次郎正清と名乘りければ、さては一家の郎從ごさんなれ、大將軍の矢面をば引退けと宣へば、本は一家の主君なれども、今は八逆の凶徒なり、違勅の人々討取つて高名せよや者共と云ひも果さず、よつ引いて放す矢が、御曹司の甲頭にからりと中つて、冑の錣に射付けたり。爲朝餘りに腹を立てて此矢をかいかなぐつて投捨て、己程の者をば矢だうなに、手取りにせんとて驅け給へば須藤九郎家末、惡七別當以下、例の二十八騎續きたる。正清叶はじとや思ひけん、百騎の勢を引具して、河原を下りに五町ばかり振ひ〳〵逃げたりけり。御曹司は弓をば脇に掻挾み、大手を廣げて何處まで〳〵と追はれけるが、さのみ長追ひなせそ、判官殿は心こそ猛くおはしませども年老い給ひぬ、殘の人々は口はきゝ給へどもさのみ心にくからず、小勢にて門破らるな、返せやとて引返す。鎌田は河原の西へ引けば、大將軍の陣の前、敵の追懸けんも惡しかりなんと思ひて、眞下りに逃げたりけるが、敵引返すと見てければ、河を直違に馳渡して、遁れ參つて候、坂東にて多くの軍に逢うて候へども、是程軍立烈しき敵に未だ逢はず候、雷電などの落ちかゝらんは、事の數にも候はじと申しければ、義朝夫は聞ゆる者と思ひて怖づればこそさ有らめ、八郎は筑紫生立にて、舟の中にて遠矢を射、徒立などは知らず、馬上の業は坂東武者には爭で及ばん、馳雙べて組めや者共と下知せられければ、相摸國の住人須藤刑部丞俊通、其子瀧口俊綱、海老名源八季定、秦野次郎延景等を始と

して、二百餘騎にて追懸けたり。爲朝寶莊嚴院の西裏にて返合せて、火出づる程ぞ戰うたる。大將は赤地の錦の直垂に、黑糸威の鎧に、鍬形打つたる冑を着、黑馬に黑鞍置いて乘つたりけり。鐙踏張り突立ち上り、大音揚げて、淸和天皇九代の後胤下野守源義朝、大將軍の勅命を蒙つて罷向ふ、若一家の氏族たらば、速に陣を開いて退散すべしとぞ宣ひける。爲朝聞きも敢へず、嚴親判官殿院宣を蒙り給ひて、御方の大將軍たる其御代官として、鎭西八郎爲朝一陣を承つて罔めたりとぞ答へける。義朝重ねて、さては遙の弟ごさんなれ、汝兄に向つて弓引かんこと冥加なきにあらずや、且は宣旨の御使なり、禮儀を存ぜば弓を伏せて降參仕れとぞ申されける。爲朝又兄に向つて弓引かんが冥加なしとは理なり、正しく院宣を蒙つたる父に向つて、弓引き給ふは何にと申されければ、義朝道理にや詰められけん、其後は音もせず。武藏相摸のはやり男の者共が、驀地に打つて懸かるを、爲朝暫し支へて防ぎけるが、敵は大勢なり、驅隔てられては判官の爲惡しかりなんと思ひて、門の中へ引退く。敵是を見て防ぎ兼て引くとや思ひけん、勝に乘つて門の際まで攻付けて、入替へ〳〵揉うだりけり。爰に爲朝敵の勢越しに見れば、大將義朝大の男の大きなる馬には乘つたり、人にすぐれて軍の下知せんとて、突立ち上りたる內冑、誠に射よげに見えければ、願ふ所の幸得たりと悅うで、件の大矢を打番ひ、只一矢に射落さんと打上げけるが、待て暫し、弓矢取る身の謀、汝は內の御方へ參

れ、我は院方へ參らん、汝負けば憑め、助けん、我負けば汝を憑まんなど約束して、父子立別れてかおはすらんと思案して、番ひたる矢を差脱す、遠慮の程こそ神妙なれ。すべて八郎の矢に中る者助かる者ぞなかりける。されば罪作りとや思はれけん、名乘つて出づる者ならでは、左右なく射給はざりけり。長井齋藤別當眞〔○實〕盛、弟の三郎眞〔○眞〕員、片桐小八郎大夫景重、須藤瀧口以下、宗徒の兵攻入り／＼戰ひければ、惡七別當、手取の與次、高間三郎、同四郎、吉田太郎以下、爰を前途と防ぎけり。片桐小八郎大夫に手取の與次ぞ驅合ひける。與次は若武者なり、景重は老武者なる上、戰ひ疲れて既に危く見えける所を、秩父行成馳合せて、よつ引いて放つ矢に、與次が馬手の草摺のはずれを射させて引退けば、景重勝に乘つてぞ驅入りける。御曹司、須藤九郎を召して、敵は大勢なり、若矢種盡きて打物にならば一騎が百騎に向ふとも、終には叶ふまじ、坂東武者の習、大將軍の前にては、親死に子討たるゝとも顧みず、彌が上に死に重つて戰ふとぞ聞く、いざさらば大將に矢風負はせて、引退けんと思ふは何にと宣へば、家末然るべく候、但し御誤り候はんと申しければ、何條さる事有るべき、爲朝が手本は覺ゆる物をとて、例の大矢を打番ひ、堅めてひやうと射る。思ふ矢壺を誤らず、下野守の冑の星を射削りて、餘る矢が寶莊嚴院の門の方立に、篦中責めてぞ立つたりける。其時義朝手綱掻繰り打向ひ、汝は聞き及ぶにも似ず、無下に手こそ荒けれと宣へば、爲

朝兄にて渡らせ給ふ上、存ずる旨有りてかくは仕り候へども、誠に御許を蒙らば、二つ矢を仕らん、眞向内冑は恐も候、障子の板か、栴檀弦走か、胸板の眞中か、草摺ならば一の板とも二の板とも、矢壺を慥に承つて仕らんとて、既に矢取つて番はれける所に、上野國の住人深巣七郎清國つと驅寄せければ、爲朝是を弓手に相請けてはたと射る。清國が冑の三の板より直違に、左の小耳の根へ箆中ばかり射込まれたれば、暫しもたまらず死ににけり。須藤九郎落合ひて、深巣が首をば取つてけり。是をも事ともせず、我先にと驅ける中に、相摸國の住人大庭平太景義、同三郎景親、眞先に進んで申しけるは、八幡殿後三年の合戰に、出羽國金澤の城を攻め給ひし時、十六歳にして軍の眞先驅け、鳥海三郎に左の眼を冑の鉢付の板に射付けられながら、答の矢を射返して、其敵を取りし鎌倉權五郎景正が末葉、大庭平太景〔〇以下七字[イ]ニヨリテ補フ〕義、同三郎景親とぞ名乘つたる。御曹司是を聞き給ひ、西國の者共には皆手なみの程を見せたれども、東國の兵には今日始の軍なり、征矢をば度々射たりしが、鏑矢にて射ばやと思ひて、目九つ指したる鏑の、目柱には角を立て、風返し厚くくらせて、金卷に朱差したるが、普通の蟇目程なるに、手先六寸鎬を立てて、前一寸には峰にも双をぞ付けたりける。鏑より上十五束有りけるを取つて番ひ、ぐさと引いて放されたれば、御所中に響いて長鳴りし、五六段ばかりに控へたる大庭平太が左の膝を、片手切りにふつと射切り、

馬の太腹かけず通れば、鏑は砕けて散りにけり。馬は屛風を倒す如くかばと倒るれば、主は前へぞ餘されける。敵に首を取られじと、弟の三郎馬より飛下り、兄を肩に引懸けて、四五町ばかりぞ引いたりける。武藏國の住人豐嶋四郎も、須藤九郎に弓手の太股を射させ、安房國の住人丸の太郎も鬼田の與三に脇立射させて引退く。中條新五、新六、成田太郎、箱田次郎、奈良三郎、岩上太郎、別府次郎、玉井三郎以下、入替へ〱攻戰ふ。各々分捕りし、皆手負ひて引退く處に、黑革威の鎧高角打つたる冑を着、糟毛なる馬に乘り、惡七別當と名乘つて驅出でたり。海老名源八馳合せて戰ひけるが、草摺のはずれを射させてひるむ所を、齋藤別當透間も無く驅寄せたれば、惡七別當太刀を拔いて、齋藤が冑の鉢をちやうと打つ。打たれながら眞〔○實〕盛內冑へ切先上りに打込みければ、誤たず惡七別當が首は前にぞ落ちたりける 眞〔○實〕盛此首を取つて太刀の先に貫き指擧げて、利仁將軍九代の後胤、武藏國の住人齋藤別當眞〔○實〕盛生年三十一、軍をばかくこそすれ、我と思はん人々は寄合へや〱とぞ呼ばはりける。金子十郎は滋目結の直垂に、楉繩目の鎧着て、鹿毛なる馬に黑鞍置いて乘つたるが、矢種は皆射盡して、太刀を拔いて眞向に當て、武藏國の住人金子十郎家忠十九歲、軍は今日ぞ始なる、御曹司の御內に我と思はん兵は出合へやとぞ名乘つたる。八郎宣ひけるは、惡い剛の者かな、我矢比に寄せて控へたり、只一矢に射落さんと思へども、餘りにやさしければ、誰か

あるあれ提げて參れ、一目見んと有りしかば、木蘭地の直垂に紫革の腹卷着、栗毛なる馬に乘り、高間四郎と名乘つて、押雙べて組んで落つ。高間は兄弟共に聞ゆる大力なるを、家忠上に成つて押へて首をかゝんとする處に、高間三郎落重つて、弟を討たせじと金子が冑を引仰け、首をかゝんとしけるを、下なる敵の左右の手を膝にて敷詰め、上なる敵の弓手の草摺引上げ寄返して、柄も拳も徹れ徹れと三刀刺してひるむ處に、下なる敵の首を取り、太刀の先に差上げて、此比鬼神と聞え給ふ、筑紫の御曹司の御前にて高間四郎兄弟をば、家忠が討取つたりとぞ呼ばはりける。家末是を見て安からず思ひければ、射落さんとて追懸けける處を、八郎何に須藤、あたら兵を助けて置け、今度の軍に打勝ちなば、爲朝が郎等にせんずるぞとこそ宣ひけれ。金子餘りに剛なれば、軍神にや守られけん、又なき高名仕り、究めて不思議の命助りて、大將までぞほめられける。常陸國の住人中宮三郎、同國の住人關次郎、村山黨には山口六郎、仙波七郎、轡を雙べて驅入れば、三町礫の紀平次大夫、大矢新三郎以下防ぎけるが、新三郎は仙波七郎に弓手の肩を切られ、紀平次大夫は山口六郎に右の肘を射落されて引返す。美濃國住人平野平太、同國の住人吉野太郎と名乘つて驅入りける所を、御曹司件の大鏑を以てひやうと射給ふが、高紐に弦やせかれけん、思ふ矢壺に下りつゝ平野平太が左の膈當を射切られて、馬の太腹彼方へつと射通さるれば、眞倒に倒れたり。甲斐國の住人鹽

見五郎も射殺され奉りければ、大將も此等を見給ひて、少し攻めあぐんでぞ思はれける。其時信濃國の住人根井大彌太、藍摺の直垂に卯の花威の鎧に、星白の冑を着、佐目なる馬に乘つたるが進出でて申しけるは、軍に人の討たるゝとて敵に息を繼がせんには、何時か勝負を決すべき。其上我等は餌を求むる鷹の如し、凶徒は鷹に恐るゝ雉に非ずや、いざや驅けん殿ばらとて、眞先に進めば、續く兵誰々ぞ、同國の住人宇野太郎、望月三郎、諏訪平五、進藤武者、桑原安藤次、安藤三、木曾中太、彌中太、根津神平、志妻小次郎、熊坂四郎を始として、二十七騎ぞ驅けたりける。門の中へ攻入つて散々に戰ひければ、手取の與次、鬼田與三、松浦小次郎も討たれにけり。すべて爲朝の憑み思はれたる二十八騎の兵、二十三人討たれて、大略手をぞ負ひたりける。寄手も究竟の兵五十三騎討たれて、七十餘人手負うたり。敵魚鱗に驅破らんとすれば、御方鶴翼に連つて射しらまかす、御方陽に開いて圍まんとすれども、敵陰に閉ぢて圍まれず、黄石公が傳ふる處、呉子孫子が祕する處、互に知つたる道なれば、敵も散らず、御方も引かず、されば千騎が十騎になるまでも、果つべき軍とも見えざりけり。兵庫頭賴政の手にも、渡邊黨に省、授、連、源太、競、瀧口を始として東の門へ押寄せて、揉みに揉うで攻入れば、平馬助忠正、多田藏人大夫賴憲を先途と防戰ふ。西の門をば六條判官爲義張絹「〇原本ハリキヌト訓ス」の直垂に、薄金と云ふ緋威の鎧に鍬形打つたる冑

を着、連錢蘆毛なる馬に、白覆輪の鞍置いてぞ乘られたる。五人の子共前後に立つて驅出でたる體、あはれ大將軍やとぞ見えたりける。其外自餘の陣々にも、互に入亂れて追ひつ返しつ戰ひけれども、未だ勝負ぞなかりける。其時義朝使者を內裏へ進らせて、夜中に勝負を決せんと揉みに揉うで攻め候へども、敵も堅く防いで破り難く候、今は火を懸けざらん外は、利有るべしとも覺え候はず、但し法勝寺なども風下にて候へば、伽藍の滅亡にや及び候はんずらん、其段勅定に隨ふべしと申上げられたりしかば、少納言入道承つて、義朝誠に神妙なり、但し君の君にて渡らせ給はゞ、法勝寺程の伽藍をば即時に建立せらるべし、努々其に恐るべからず、只急速に凶徒誅戮の謀を廻らすべしと仰下されければ、御所より西なる藤中納言家成卿の宿所に火を懸けしかば、西風烈しき折節にては有り、即ち院の御所へ猛火夥しく吹懸けたれば、院中の上﨟、女房、乳母、童は方角を失うて、呼ばはり叫んで迷合へるに、武士も是が足手纏ひにて、進退更に自在ならず、落行く人の有樣は、峯の嵐に誘はるゝ冬の木の葉に異ならず。

新院左大臣殿落給事

さる程に右衞門大夫家弘、其子中宮侍長光弘馬に乘りながら、春日表の小門より馳參り、官軍雲霞

の如く攻來り候上、猛火既に御所に掩ひ候、今は叶はせ給ふべからず、急ぎ何方へも御開き候べしと申せば、只今出來る事の樣に上皇は東西を失うて御仰天あれば、左府は前後に迷ひて、只汝今度の命助けよとばかりぞ宣ひける。即ち四位少納言を召して御劍を給はる。成隆朝臣是を給はつて帶かれたり。上皇も早御馬に召されたりけるが、あまりに危く見えさせ給へば、藏人信實御馬の尻に乘つて抱き進らす。左大臣殿の御馬の尻には四位少將乘つて抱き奉りけり。東の門より御出有つて北白河を指して落ちさせ給ふ處に、何處よりか射たりけん、流矢一筋來つて左大臣殿の御頸の骨に立つ。成隆是を拔いて捨てたりけれども、血の走る事水彈を以て水を彈くに異ならず。然れば鐙も踏み得ず、手綱をも取り得給はずして、眞倒に落ち給へば、成隆朝臣も落ちてけり。式部大輔盛憲左府の御頸を膝に掻載せ、袖を御面に掩うて泣き居たり。藏人大夫經憲も馳來つて、抱付き奉りけれども甲斐もなし。延賴は松が崎の方へ落行きけるが、是を見奉つて甲冑を脫捨て、經憲と共に小家の有りけるに舁入れ進らせて、先づ疵の口を灸し奉りけれども叶はず、次第に弱り給ひけり。矢目を見れば御喉の下より左の御耳の上へぞ通りける。逆さまに矢の立ちけるこそ不思議なれ。神矢なるかとぞ覺えし。血も更に留らずして、白靑の御狩衣朱に染まるばかりなり。御目は未だはたらけども物をも更に宣はず。さらば暫く休め奉らんと思へども判官の領圓覺寺へ「〇下ノ二字[イ]ニヨリテ補フ」官軍發向する由聞えければ

かくては如何とて、經憲が車取寄せて掻乘せ進らせ、嵯峨の方へぞ赴きける。漸々嵯峨に至つて、經憲が墓所の住僧を尋ぬれどもなかりければ、荒れたる坊に入れ奉りて、此夜は爰にぞ明かしける。

新院御出家事

さる程に新院は、爲義を始として家弘、光弘、武者所季能等を御供にて、如意山へ入らせ給ふ。山路嶮しくして難所多ければ、御馬を止めて御歩行にてぞ登られ給ひける。御供の人々、御手を引き御腰を押し奉りけれども、何時習はしの御事なれば、御足より血流れて歩煩ひ給ひけり。只夢路を辿る御心地して、即ち絶入らせ給ひけり。人々竝居て守り奉りけるに、早御目昏れけるにや、人や有ると召されければ、皆聲々に名乘りけり。水や有ると召されければ、我も〳〵と求むれども無かりけり。然るに法師の水瓶を持ちて寺の方へ通りけるを家弘乞請けて進らせけり。是に少し御氣色直りて見えさせ給へば、各官軍定めて追來り候はん、何にも急がせ給へと申せば、武士共は皆何地へも落行くべし、丸は何にも叶はねば、先づ爰にて休むべし、若し兵追ひ來らば、手を合せて降を乞ひても命ばかりは助かりなんと仰せなりけれども、判官を始として、各命を君に進らせぬる上は、何方へか罷り候べき、東國などへ御開き候はゞ、何處までも御伴仕り、御行末を見果て進らせんと申しければ、我もさ

こそは思ひしかども、今は何とも叶ひ難し、汝等は疾く〳〵退散して命を助かるべし、各かくて侍らば、御命をも敵に奪はれなんと、再三强ひて仰せければ、此上は却つて恐有りとて、諸將皆鎧の袖をぞ濡らしける。かくて叶ふべきならねば、皆散り〴〵になりにけり。爲義、忠正は三井寺の方へぞ落行きける。家弘、光弘ばかり殘留つて、谷の方へ引下し進らせて、御上に柴折懸け奉り、日の暮るるをぞ相待ちける。御出家有りたき由仰せなりけれとも、此山中にては叶ひ難き由申上ぐれば、御涙に咽ばせ給ふぞ忝き。日暮れければ、家弘父子して肩に引懸け進らせて、法勝寺の北を過ぎ、東光寺の邊にて、年來知りたる所に行きて、輿を借つて乘せ奉りて、何處へ仕るべきと申しければ、阿波局の許へと仰有りしかば、家弘習はぬ業に、二條を西へ大宮まで入れ奉れども、門戸を閉ぢて人音も無し。さらば左京大夫の許へと仰せらるれば、大宮を下りに三條坊門まで舁き奉れば、教長卿は此曉白河殿の烟の中を迷出で給ひて後は、其行方を知らざりければ、殘留る者共も皆逃失せて人も無し。さらば少輔内侍が許へと入れ進らせけれども、其も昨日今日の世間なれば、諸事にむづかしくや有りけん、敲けども音もせず。世界廣しと雖も立入らせ給ふべき所も無し。五畿七道も道狹くて、御身を寄すべき蔭も無く、東西南北塞つて、御幸成るべき所も無し。光弘等も習はぬ身に終夜御輿を仕り、明けなば捕へ搦められて、如何なる憂目をか見んずらんと心細く思へども、山中にて水聞食しつる

ばかりなれば、兎角して知足院の方へ御幸なし奉り、怪しげなる僧坊に入れ進らせて、重湯などをぞ進め奉りける。上皇是にてやがて御髪下させ給ひければ、光弘も髻切りてけり。かくては終に悪しかりなん、何處へか渡御有るべきと申せば、仁和寺へこそ行かめ、其もよも入れられじ、只押へて輿を舁入れよと有りしかば、御室へこそなし奉る。門主は故院の御佛事の爲に鳥羽殿へ御出有りけり。家弘は是より御暇申して、北山の方へ罷りけり。道にて修行者に行逢ひしかば、是を語らひ戒持ちなどして、出家の形にぞ成りにける。

朝敵宿所燒拂事

さる程に七月十一日寅の刻に合戰始り、辰の時に白河殿破れて、新院も左大臣殿も行方知らず落ちさせ給ひければ、未の刻に義朝淸盛内裏へ歸參つて此由を奏聞す、其體由々しかりけり。藏人右少辨資長を以て朝敵追討早速に其功を致す由叡感懇なり。即ち周防判官承つて、三條烏丸新院の御所へ馳向つて燒拂ふ。左府の壬生亭をば助經判官承つて發向して火を懸けけり。同じく謀叛人の宿所共十二箇所、各撿非違使共行向つて追捕して燒拂ふ。南都の方様未だ鎭らざれば、狼藉もや有るとて申の刻に宇治橋の守護の爲に、周防判官季實を差遣はさる。今度の御合戰に事故なく打勝たせ給

ふ事、すべては伊勢太神宮、石清水八幡大菩薩の御加護とぞ覺えし。殊には日吉社に祈り申させ給ひけり。されば宸筆の御願書を七條座主宮へ進らせまし〳〵ければ、座主此御願書を大宮の神殿に籠めて、肝膽を碎きて祈り申させ給ひしかば、御門徒の大衆は申すに及ばず、滿山の諸德皆寶祚長久凶徒退散の由の祈誓をぞ致しける。されば山王七社も、官軍の方に立懸らせ給ひけるに、賴賢、爲朝、忠正、家弘以下の軍兵、爰を前途と防戰ひしかども、程無く攻落されて、朝敵は風の前の塵の如く、聖運は月と共にぞ開きける。昔朱雀院の御宇承平年中に平將門八箇國を打靡けて、下總國相馬郡に都を建てて、我身を平親王と號して、百官をなし諸司を召使ひけるが、剩へ都へ攻上り、朝家を傾け奉らんとする由聞えければ、防戰ふに力盡き、追討に謀無し、依つて佛神の擁護を憑んで、諸寺諸社に仰せて、冥感の政をぞ仰がれける。殊に山門其精誠を抽でけり。其時の天台座主尊意僧正は、不動の法を修せられけるに、將門弓箭を帶して壇上に現じけるが、程なく討たれけるなり。權僧正は其勸賞とぞ聞えし、總持院をば鎭護國家の道場と號して、不退に天下の護持を致す。されば今も法驗何ぞ昔に替るべきとぞ覺えける。

關白殿歸二復本官一事付武士被レ行二勸賞一事

かゝる處に宇治の大相國は、新院打負け給ふと聞えければ、橋を引かせ左府の公達三人相具し給ひて南都へ落ち、禪定院の僧都尋範、東北院の律師千覺、興福寺の上座信實、同權寺主玄實、彼等が兄加賀冠者源賴憲（○兼ノ誤）に仰せて、寺中の惡僧幷びに國民等を相語らひて、官軍を防ぐべし、忠あらん者には不次の賞を行ふべしと披露せらる。剰へ興福寺の權別當忠（○惠ノ誤）信法印は、關白殿の御息なりしを、打卒らんなど議せられければ、忍び給ひて都へ逃げて上り給ふ。是は如何なる御企ぞや、此入道殿をば君も重き事に思食し、世以て心にくゝ執し奉る處に、年來關白に付けたる內覽氏長者をば押へて、末子の左府に付け奉つて、法性寺殿御中違ひ、天下の大亂引出で給へども、關白殿さておはしまさば、御身に於ては何の御怖畏か有るべきに、君に立合ひ奉らんと御仕度、以ての外の御誤りなり。其上今度源平公家の氏族院宣を承つて、身命を捨てゝ勵み戰ふと雖も、十善の戒行重きに依つて打勝ち給ふ處に、少しも違はぬ二の舞かな、天魔の魅し奉るか、知らず社の御咎めを蒙り給ふかと、人脣を反して貶り進らせけり。同十一日夜に入つて、關白殿本の如く氏長者に成らせ給ふ。去んぬる久安の頃、富家殿の御計として左大臣に成り給ひしが、今本に復せしぞ目出度かりし。子の刻ばかりに及んで武士の勸賞行はる。安藝守淸盛をば播磨守に任じ、下野守義朝は左馬頭（○權頭）になる。陸奥新判官義康は藏人に成されて、即ち昇殿を許さる。義朝申しけるは、此官は先祖

多田滿仲法師始めて成りたりしかば、其跡芳しく候へども本は左馬助なり、今權頭に任ずる條、莫大の勳功に更に面目とも覺えず、朝敵を討つ者は半國を賜はる、其の功世々に絕えずとこそ承れ、其上今度は嚴親を背き兄弟を捨て、一身御方に參つて合戰を致す事、自餘の輩に超えたり、是勅命の重きに依つて、背き難き父に向つて弓を引き矢を放つ、全く希代の珍事なり。然れども身の不義を忘れ君命に從ふ上は、人に勝るゝ恩賞何ぞ無からんやとぞ申しける。此條尤道理なりとて、中御門藤中納言家成卿の子息隆季朝臣、左馬頭たりしを左京大夫に移されて、義朝を左馬頭にぞ成されける。

左府御最後付大和國御歎事

さる程に明れば十二日、左大臣未だ目のはたらき給ひければ、富家殿に見せ奉らんとて、奈良へ下し進らせんとて、梅津の方へ赴き、小舟を借りて柴木を上に取掩ひ、桂川を下りに落し進らす。日暮れければ、其夜は賀茂河尻に留りて、明る十三日に木津へ入り給ふ。御心地も次第に弱りて、今は限に見え給へば、柞森の邊より圖書允俊成を以て興福寺の禪定院におはします入道殿に此由申したりければ、卽ち迎へ進らせたくは思食しけれども、餘りの御心憂さにや有りけん、何とか入道をも見んと思ふべき、我も見えんとも思はず、やそ〔を〔イ〕〕れ俊成よ、思うても見よ、氏長者たる程の者の兵

杖の前〔さき〕に懸る事や有る、左樣に不運の者に對面せん事由なし、音にも聞かず、增して目にも見ざらん方に、行けと云ふしべしと、仰せも果てず、御涙に咽ばせ給ひけるこそ、御心の中推量られて、誠にさこそ思食すらめとあはれなれ。俊成歸參つて此由申しければ、左府打頷かせ給ひて、やがて御氣色替らせ給ふが、御舌の先を噬ひ切りて、吐出ださせまし〳〵けり。如何なる事とも心得難し。かくては如何し奉らんと覺えければ、玄顯得業の輿にかき乘せ進らせて、十四日に奈良へ入れ申しければども、我坊は寺中にて人目も愼しとて、近きあたりの小屋に休め奉り、樣々に痛はり進らせけれども、終に其日の午の刻ばかりに御事切れにけり。其夜やがて般若野の五三昧に納め奉る。藏人大夫經憲最後の御宮使懇に仕つて卽ち出家入道し、入道殿の渡らせ給ふ禪定院に參りて、有りつる御行跡共委しく語りければ、北政所公達皆泣悲しみ給ふこと斜ならず。殿下は御手を顏に押當てて、良久しく泣き給ひけるが、さるにても云ひ置きつる事は無かりつるか、如何に此世に執心の留る事多かりけん、我身のはかなくなるに付けても、子共の行末さこそ覺束なく思ひけめ、攝政關白をもせさせて、今一度天下の事執行はんを見ばやとこそ思ひつるに、命存へてかゝる事を見るも前世の宿業か、合戰に出でて命を惜しまぬ兵も、必ずしも疵を被る事無し、其上今度は源平兩氏の輩も、然るべき者は一人も討たれずとこそ聞け、其外月卿雲客北面まで、參籠れる者多かりけるに、何なれば左府一

人流矢に中つて命を失ふらん、何なる者の放しけん矢にか中るらんうたてさよ、但し漢高祖は三尺の劍を提げて天下を治めしかども、淮南の鯨布を討ちし時、流矢に中つて命を失ふ、彼を以て是を思ふに、定めて今生一世の事に非じ、前世の宿業なるべし、竊に國史を勘ふるに、大臣誅を請くる事其例多し、天竺震旦をば暫く舍く、日本我朝には、圓大臣より始めて其數あり、圓大臣雄略天皇に討たれ奉りてより以來、眞鳥大臣、守屋大臣、豐浦大臣、入鹿大臣、長野大臣、金村大臣、惠美大臣に至るまで、既に八人に及べり、されども氏長者たる者、弓箭の先に懸る樣未だ聞かず、あはれ取りも替るものならば、忠實が命に替へてまし、悲しきかな、蘇武が胡國に赴きしも、二度漢家萬里の月に歸り、阮君が仙洞に入りしも、秦室七世の風に歸りき、賴長一度去つて再會何れの時をか待たん、かひなき命だに有らば、縱ひ不返の流罪に行はるとも、忽ちに失はるゝ事はよも有らじ、若東國に謫居せば、津輕や蝦夷の奥までも、遠路を凌ぎて駒に鞭をも打ちてまし、若西海に左遷せられば、鬼界が嶋の果までも、船に竿をも指すべきに、行きて歸らぬ別れ程、悲しき事は無きぞとよ、計らざりき是程に老いの心を惱ますべしとはとて、御涙せき敢へさせ給はぬを見奉るも哀れなり。左大臣殿失せ給ひて後は、職事辨官も故實を失ひ、帝闕も仙洞も朝儀廢れなんとす、世以て惜しみ奉る。誠に累代攝籙の家に生れて、萬機内覽の宣旨を蒙り、器量人に超え、才藝世に聞え給

ひしが、如何有りけん氏長者たりながら、神事疎にして威勢を募れば我伴はざる由、春日大明神の御託宣あり、神慮の末こそ恐しけれ。此左府未だ弱冠の御時、仙洞にて通憲入道と御物語のついでに、入道攝家の御身は朝家の御鏡にておはしませば、御學文有るべき由勸め申しけり。是に依つて信西を師として讀書有りて、螢雪の功をぞ勵まし給ひける。其後左府御病氣の由聞えしかば、入道訪ひの爲に宇治殿へぞ參りたりける。聊か御心地宜しくおはしませしかば、臥しながら文談し給ひけるに、龜の卜と易の卜との淺深を論じ給ひけり。左府龜の卜深しと宣へば、通憲易の卜深しと申すに依つて、御問答事廣くなりて良久し。互に多くの文を引き、數多の文を開き給へり。入道終に負け奉りて、今は御才學既に朝に餘らせおはします、此上は御學文有るべからず、若猶せさせ給はば、御身の祟りと成るべしと申して出でにけり。御心にも此事いみじと思食しけるにや、自ら御日記に遊ばしたる詞に曰く、先年於レ院可ニ學文一由誂事、予二十歳也、今病席論二十四歳也、中閒四年中、才智既崇ニ彼許可一、都四年學文問、書卷毎レ開ニ彼諸一無ニ忘事一、今拭ニ感淚一記ニ此事一と侍り。誠に信西の申されける詞は、掌を指すが如し。才に誇る御心ましませばこそ、御兄法性寺殿を詩歌は樂みの中〔○上ノ四字〔イ〕閑中ニ作ル〕の弄、能書は賢才の好む所に非ずなどとて、直下と思食されけめ、弟子を見る事師に如かずと云ふ事誠に明けし。是御學文を止め申すに非じ、才智に誇り給ふ處をぞ戒め參らせけん。先

づ御心誠に心有りて、麗はしき御心ばせの上の御學文こそ然るべけれ。何か都べて內外の鑽仰只一心の爲なり。調達が八萬藏を諳ずる終に奈落の底に墮す。隋の煬帝の才能人に勝れたりしも、國を滅す基たり。學者の心を用ふること只此處にあるべし。されば孔子の詞にも、古の學は已が爲にす今の學は人の爲にすと宣へり。夏桀殷紂は儒道に惡む輩、文書に貶る處なり。然れども能藝優長にして才智人に勝れたり。依つて是を戒むる言葉に、智は能く諫を距ぐに足り、辭は則ち非を飾るに足れり、人臣に誇るに能を以てし、天下に尊びらるゝに名を以てすと云へり。加樣の先言を思ふに、俊才におはしませしかども、其御心根に違ふ所の有ればこそ、祖神の冥慮にも違ひて身を滅し給ひけれ。

奉レ勅重成新院奉二守護一事

さる程に新院は御室を憑み進らせられて入らせ給ひしかども門跡には置き申されず、寬遍法務が坊へぞ入れ進らせられける。御室は五宮にて渡らせ給へば、主上にも仙洞にも御兄〔〇弟〕にておはしましけり。此由五宮より內裏へ申されたりければ、佐渡式部大輔重成を進らせられて、院を守護し奉られけり。餘りの御心憂さにや、御心の留る事はましますまじけれども、かくこそ思食し續けける。

思ひきや身を浮き雲となし果てて嵐の風にまかすべしとは

憂き事のまどろむ程は忘られて覺れば夢の心地こそすれ

謀叛人各召捕事

新院近習の人々、或は遠國へ落行き或は深山に迯隱れて、其行方を知らざれば、謀にや少納言入道信西陣頭に於て、其人は其國、彼人は彼國と定めらるゝ由披露有りければ、さては命ばかりは助からんとや思ひけん、皆出家の形に成りて、此彼より出來る。左京大夫敎長卿と近江中將成雅と二人は、廣隆なる所に出家して有りければ、周防判官季實を差遣はして召捕らる。四位少納言成隆と左馬權頭實淸と二人は、天台山淨土谷にて樣替へて、座主の宮へぞ參りける。此等を始として、心も起らぬ僧法師に成りつれて、我劣らじと出でけるこそはかなけれ。皇后宮權大夫師光入道、備後權守俊通入道、能登守家長入道、式部大輔盛憲入道、弟の藏人大夫經憲入道をば東三條にて水問せらる。內裏より藏人右少辨資長、權右少辨惟方、大外記師業三人承つて奉行せり。中にも盛憲兄弟、前瀧口秦佐康等をば、靱負廳にて拷訊せられけり。是等は左大臣の外戚にて、事の起りを知りたるらん、又近衞院幷に美福門院を咒咀し奉り、德大寺を燒拂ひたりし故を問はるゝに、下部先づ衣裳を剝取りて、頸に繩を付ければ、下部に向つて手を合はせ、こは何事ぞや、

我を助けよと云ひければ、座に列る官人共、目も當てられず覺えけり。然れども刑法限り有る事なれば、七十五度の拷訊を致すに、始は聲を揚げて叫びけれども、後には息絶えて物言はず、日こそ多きに七月十五日、今日しもかゝる罪に行はるゝ事こそ無慚なれ。其上五位以上の者拷器に寄せらるゝ事先例希なり。水尾天皇の御時、貞觀八年閏三月十日の夜、應天門の燒けたりけるを、大納言伴善男卿造意の嫌疑有りければ、使廳にて拷訊せられける例とぞ聞ゆる。彼大納言は實犯にて、同九月二十二日、終に伊豆國へぞ流されける。夫は昔の事なり、近き世には例無し。情なしとぞ申しける。

重仁親王御出家（〇上ノ二字〔イ〕ニヨリテ補フ）事

さる程に新院の一宮重仁親王のおはします所聞えずして、人々承つて彼方此方尋ねまゐらする處に、今月十五日女房車に乘つて、朱雀院「門〔イ〕」の前を西へ過ぎさせ給ふを、平判官實俊見付け奉つて留め申せば、御出家有るべきにて、仁和寺の方樣へ渡らせ給ふとぞ御供の人申しける。依つて此由奏聞しければ、素懷を遂げさせ進らすべき由仰下されけり。華藏院僧正定曉（〇寛曉カ）參つて申さるゝ子細有つて、中御門東洞院なる所へぞ遷し奉りける。即ち實俊承つて守護し進らせけり。

爲義降參事

さる程に六條判官幷に子共尋ね參らすべき由、播磨守に仰付けらる。十六日淸盛三百餘騎にて如意山を越えて、三井寺を求むれども無し。東坂本に有る由聞えて、大和庄泉辻と云ふ所を追捕す。是は無動寺領なれば、大衆起つて寺領を追捕の〔〇追捕する〔イ〕〕條無念なり、子細有らば山門に相觸れてこそ沙汰を致さめ、左右なく亂入の條狼藉なりとて、軍勢に向つて散々に相戰ふ。官軍神威に恐れて引退く間、大衆勝に乘つて、淸盛が郞等兩三人搦捕る。又大津の東浦を燒拂ふ。是は山門領たる上、昨日爲義を舟にて東近江へ着けたりとてしてけれども、跡形無き虛說なりけり。爲義は直河と云ふ所より、木工神主が許に隱居たりけるが、官軍向ふと聞いて、三河三郞大夫近末と云ふ者の家に行きて、それより東國へ下らんとしけるが、運や盡きたりけん、忽ちに重病を請けて心身苦痛せられければ、氏神八幡大菩薩にも離され給ひけりとて、郞等共も落失せて、纔に子共の外十八人ばかりぞ殘りける。兎角して馬に痛はり乘せて、簑浦の方へ行きて船に乘らんとする處に、誰とは知らず、兵三十騎ばかり追來り討たんとしければ、賴賢以下身命を捨てて防戰うて、追散らしけり。其時殘る兵も行方知らずなりにけり。夫より彌々賴み少になり果てて、心細きのみならず、判官は重病に煩ひ給

ふ、其上海道も塞がり、關々も堅く守ると聞えければ、中々東國へ下らん事も叶ひ難しとて、又三郎大夫が家に立歸りて、日暮れしかば山上に上り、其夜は中堂に通夜して、殊に重病失〔○悉カ〕除の悲願を憑みて、終夜祈誓せられたり。明くれば十七日、西塔の北谷黒谷と云ふ所に、二十五三昧行ふ所に行きて、出家を遂げ、法名を義法房とぞつかれける。月輪房の竪者の許より、墨染の衣袈裟をうけて、沙彌の形に成り給ふ。此爲義は十四歳にて叔父美濃前司義綱、其子美濃三郎義明を討つて、其時の勸賞に左兵衞尉に成されけり。本は陸奥四郎とぞ申しける。十八歳永久元年四月、淸水寺別當の事に付いて、南都の大衆朝家を恨み奉りて、國民を催し、春日の神木を先として、栗栖山まで來りたりしを、馳向つて追返しき。其勸賞に左衞門尉になる、二十八歳にて撿非違使五位尉になる。日比中御門中納言家成卿に付いて、陸奥守を望み申しけるに、祖父伊豫入道賴義此受領に任じて、貞任、宗任が亂に依つて、前に九年の合戰有りき。八幡太郎義家又彼國の守に成りて、武衡、家衡を攻むるとて、後三年の兵亂有りき。然れば猶意趣殘る國なれば、今爲義陸奥守に成りたらましかば、定めて基衡を亡さんと云ふ志有るべきか、旁不吉の例なりとて、御許され無かりしかば、爲義然らば自餘の國守に任じて何かはせんとて、今年六十三〔○一カ〕まで終に受領もせざりけり。日來より地下の撿非違使にて有りけるが、由なき新院の御謀叛にくみし奉り、年來の本望をも達せずして、出家

入道してけるこそ無念なれ。義法房子共に向つて宣ひけるは、我身が合期したらばこそ、各引具して山林にも立隠れめ、我は只義朝を憑んで都へ出でんと思ふなり、さても今度の勳功に申替へても、命ばかりは助けこそせんずらめ、但し恣に院方の大將軍を承りたれば、勅命重くして助かり難からんか、それ又力無き事なり、齡既に七旬に及び、惜しむべき身に非ず、萬一かひ無き命助かりたらば、何にもして汝等をも助くべし、面々は先づ何ならん木の陰岩の間にも隱居て、事靜まらん程を待つべしと宣へば、爲朝聞きも敢へず、此儀然るべからず候、縱ひ下野守殿こそ親子の間なれば助け申さんとし給ふとも、天氣よも御免し候はじ、其故は新院は正しく主上の御兄にて渡らせ給はずや、左府又關白殿の御弟ぞかし、豈親とて罪科なからんや、義朝何に申さるゝとも、立ち難くこそ覺え侍れ、御所勞直りおはしまさば、只何ともして關東に赴き、今度の合戰に上合はぬ三浦介義明、畠山庄司重能、小山田別當有重等を相語らひて、東八箇國を管領して暫しもおはしますべし、若京都より討手下らば、爲朝一方承つて、思ふ儘に合戰して、叶はずば其時討死にすべし、などか暫く支へざらんと申しければ、それも東國へ下着しての事ぞかし、落人となりぬれば、何事も思ふに叶はぬ者なれば、降參せんと宣ひて、既に山より出で給へば、子共も泣く／＼供しつゝ、西坂本下松を下りしかば、東雲やう／＼明行きて、鳥の聲々告げ渡り、峯の横雲晴れければ、入道疾く／＼何方

へも落行くべしと宣ひて、都の方へ赴き給ふを、暫く御待ち候へ、申すべき事候と聲々に申せば、何事にやとて立歸り給へば、前後左右に立圍みて、泣くより外の事ぞ無き。誠に只今を限にて、又逢ふべきことならねば、餘波を惜しむも理なり。入道今度老の頭に冑を戴きて合戰を致す事、全く我身の榮花を期するに非ず、若打勝つて運を開かば、汝等を世にあらせんと思ふ爲なり、今義朝を頼みて出づるも、我若安穩ならば、其蔭にて各をも助けばやと思ふ故なり、汝等を捨てて我一人助からんとや思ふらん、齡既に致仕に餘れば、身の幾の後榮をか期せん、何ならん所にも、深く隱れて侍るべし、疾く〳〵とて下られけるが、かくて心強くは宣ひしかども、さすが餘波や惜しかりけん、又立歸りて、賴賢よ賴仲よ、云ふべき事有り歸れと宣へば、各喚ばれて立歸る。誠には異なる事なけれども、飽かぬ別の悲しさに、又喚下し給ひける、恩愛の程こそ哀なれ。此の如くに互に別を慕へども、さて有るべきにもあらざれば、面々は散り〳〵にこそ別行く。落つる涙に道昏れて、行先更に冥々たり、悲しきかな人界に生を受けながら、鳥に有らねども四鳥の別を致し、哀なるかな嚝刧の契空しくして、魚にはなけれども、釣魚の恨を含む、涙欄干として魂飛揚すと見えて、哀なりし有樣なり。子共は小原靜原芹生の里、鞍馬の奥、貴舟の方樣へ、思ひ〳〵に落行けば、深山隱れの秋の空、露も時雨も爭ひて、我袖の涙も更に眞柴取る山路の奥をたどりつゝ、人里遠く分入れば、峯の巴猿一度叫び、

行人の裳を潤せば、谷の牡鹿の妻戀に、旅客の夢も覺めぬべし。さて入道は賀茂河を渡り、只洲森より雜色花澤を義朝の許へ遣はして、是まで遁來れる由を申されければ、左馬頭夜に入つて輿を奉り、竊に判官殿を迎取り給ひけり。

忠正正弘等被レ誅事

さる程に平馬助忠正は、淨土谷と云ふ所にて出家して、深く隱れてありけるが、爲義入道も降參したりとや聞きてける。子共四人相具して、竊に甥の播磨守を憑みてぞ來りける。左衞門大夫正弘、其子右衞門大夫家弘、其子文章生安弘、次男右兵衞尉頼弘、三男光弘、以上五人、藏人判官義康搦捕りて、即ち大江山にて是を斬る。家弘が弟大炊助度弘をば、和泉左衞門尉信兼承つて、六條河原にて斬つてけり。平馬助忠正嫡子新院藏人長盛、次男皇后宮侍長忠綱、三男左大臣勾當正綱、四男平九郎通正五人をば、淸盛朝臣承つて、申の刻ばかりに六條河原にて是を斬る。平馬助をば、其時の別當花山院中納言忠雅と同名惡しかりなりとて、忠貞と改名せられてけり。此忠貞と申すは、桓武天皇十一代の御末、平將軍貞盛が六代の孫、讃岐守正盛が次男なり。此人軍散じて後、出家入道して深く隱れてありけるが、淸盛を憑みて行きたらんに、さりとも命ばかりを助けぬ事はよもあらじと思ひて、降

參せられたりけり。誠に助けんと思はゞ、さこそ有るべきに、叔父甥内々不快なる上、我忠正を斬りたらば、定めて義朝に父を斬らせらるべし、縱ひ宥恕の儀有りとも、此旨を以て支へ申さんと、腹黒に思はれけるこそ恐ろしけれ。

爲義最後事

さる程に爲義法師が首を刎ぬべき由、左馬頭に宣下せられければ、宥置くべき旨樣々に兩度まで奏聞せられけれども、主上逆鱗有りて、淸盛既に叔父を誅す、何ぞ緩怠せしめん、甥は猶し子の如しと云へり、叔父豈父に異ならんや、速に誅戮すべし、若猶違背せしめば、淸盛以下の武士に仰付けらるべき由勅定重かりしかば、力無く淚を抑へて、鎌田次郎に宣ひけるは、綸言此の如し、是に依つて判官殿を討奉らば、五逆罪の其一を犯すべし、罪に恐れて宣旨を背かば、忽ちに違勅の者と成りぬべし、如何がすべきと有りしかば、正淸畏まつて申すに、恐候へども愚なる事を御諚候ものかな、私の合戰に討ち奉らせ給はんこそ其罪も候はんずれ、其上觀經には劫初より以來、父を殺す惡王一萬八千人なりと雖も、未だ母を殺す者無しと說かれて候、夫は諸の惡王國位を奪はんとての爲なり、是は朝敵と成り給へば、終には遁るまじき御身なり、縱ひ御承りにて候はずとも、時日を廻らすべき御命ならぬに

取ては、御方に侍はせ給ひながら、人手に懸けて御覽候はんより、同じくは御手に懸け進らせ給ひて、後の御孝養をこそ能くせさせ給はんずれ、何か苦しく候べきと申せば、さらば汝計らへとて泣く〳〵內へ入り給ふ。卽ち鎌田、入道の方に參り、當時都には平氏の輩權威を執つて、頭殿は石の中の蛛とやらんの樣にておはしませば、東國へ下らせ給ひ候なり、判官殿は先立て奉らんとて、御迎に進らせられて候とて、車差寄せたれば、さらば今一度八幡へ參りて、御暇乞申すべかりし物をとて、南の方を伏拜みて、やがて車に乘り給ふ。七條朱雀に白木の輿を舁居ゑたり。是は輿より乘移り給はん處を討ち奉らん支度なり。其時秦野次郎延景、鎌田に向つて申しけるは、御邊の計ひ誤れり、人の身には一期の終を以て一大事とせり、其を闇々と殺し奉らん事情なく侍り、只有の儘に知らせ奉りて、最後の御念佛をも勸め申し、又は仰置かるべき御事もなどか無かるべきと云へば、正淸尤然るべし、物を思はせ進らせじと存じて、加樣に計ひたれども、誠に我誤なりと申しければ、延景參りて、誠には關東御下向にては候はず、頭殿宣旨を奉つて、正淸太刀取にて、失ひ進らすべきにて候、再三歎き御申し候ひしかども、勅定重く候間、力無く申付けられ候、心閑かに御念佛候べしと申したりしかば、口惜しき事かな、爲義程の者を賺らずとも討たせよかし、縱ひ綸言重くして、助くる事こそ叶はずとも、など有の儘には知らせぬぞ、又誠に助けんと思はゞ、我身に替へてもなどか申宥めざる

べき、義朝が入道を憑みて來たらんをば、爲義が命に替へても助けてん、されば諸佛念衆生、衆生不念佛、父母常念子、子不念父母と說かれたれば、親の樣に子を思はぬ習なれば、義朝一人が罪にあらず、只恨しきは此事を始よりなど知らせぬぞとて、念佛百遍ばかり唱へつゝ、更に命を惜しむ氣色も無く、程經ば定めて爲義が首斬る見んとて、雜人なども立込むべし、疾く〱斬れと宣へば、鎌田次郎太刀を拔いて後へ廻りけるが、相傳の主の首斬らん事心憂くて、涙に昏れて太刀の當所も覺えねば、持ちたる太刀を人に與ふ。其時願諸同法者、臨終正念佛、見彌陀來迎、往生安樂國と唱へて、終に斬られ給ひけり。首實撿の後、義朝に賜はりて孝養すべき由仰下されければ、正淸是を請取りて圓覺寺に納め、墓を建て壇を築き、率都婆などを造立せられて、樣々の孝養をぞ致されける。此爲義は妾多かりければ、腹々に男女の子共四〔〇二カ〕十二人ぞ有りける。或は熊野別當の婦になし、或は住吉の神主に養はせなどして、此彼にぞ置きける。昨日官使能景に仰せて、多田藏人大夫賴憲が正親町富小路の家を追補せられけるに、賴憲が郎等四五人未だ家にありしかば、命も惜しまず散々に戰ひける間、能景が兵多く討たれ、疵を被つて引退く。其間に屋に火を懸け、烟の中にて皆自害してけり。今日二十九日、源平七十餘人首を斬られけるこそ淺ましけれ。中院左〔〇右ノ誤〕大臣雅定入道、大宮大納言伊通卿、東宮大夫宗能卿、左大辨宰相顯時卿など申されけるは、昔嵯峨天皇の御時、

左兵衛督仲成を誅せられしより以來、久しく死罪を停めらる。依つて一條院の御宇長德に、内大臣伊周公并に權〔○衍カ〕中納言高〔○隆ノ誤〕家卿、花山院を射奉りしかば、罪既に斬刑に當る由、法家の輩勘へ申せしかども、死罪一等を減じて、遠流の罪に宥めらる、今改めて死刑を行はるべきに非ず、就中故院御中陰なり、旁宥められば宜しかるべき由各申されけれども、少納言入道信西内々申しけるは、此儀然るべからず、多くの凶徒を諸國へ分遣はされば、定めて猶兵亂の基たるべし、其上非常の斷は人主專にせよと云ふ文あり、世中に常に有らざる事は、人主の命に從ふと見えたり、若重ねて僻事出來りなば、後悔何の益有らんと申しければ、皆斬られにけり。誠に國に死罪を行へば海内に謀叛の者絕えずとこそ申すに、多くの人を誅せられけるこそ淺ましけれ。正しく弘仁元年に仲成を誅せられてより、帝王二十六代、年紀三百四十七年、絕えたる死刑を申行ひけるこそうたてけれ。中にも義朝に父を斬らせられし事、前代未聞の儀に有らずや、且は朝家の御誤、且は其身の不覺なり。背き難き勅命に依つて是を誅せば、忠とやせん信とやせん、若忠なりと云はゞ、忠臣は孝子の門に求むと云へり。若又信と云はゞ、信をば義に近くせよと云へり。義を背いて何ぞ忠信に從はん。されば本文に曰く、君は至つて尊けれども、至つて親しからず、母は至つて親しけれども、至つて尊からず、父のみ尊親の義を兼ねたりと、知んぬ、母よりも尊く、君よりも親しきは只父なり、如何ぞ

是を殺さんや、孝をば父に資り、忠をば君に資る、若忠を面にして父を殺さんは、不孝の大逆不義の至極なり、されば百行の中には、孝行を以て先とすと云ふ。又三千の刑は不孝より大なるは莫しと云へり。其上大賢の孟、喩を取つて曰く、虞舜の天子たりし時、其父瞽瞍人を殺害する事有らんに、時の大理なれば皐陶是を捕へて罪を奏せん時、舜は如何し給ふべき、孝行無雙なるを以て天下を保てり、政道正直なるを舜の德と云ふ、然るに正しく大犯を致せる者を父とて助けば、政道を穢さん、天下は是一人の天下に非ず、若政道を正しくして刑を行はゞ、又忽ちに孝行の道に背かん、明王は孝を以て天下を治む、然れば只父を負ひて位を捨てざらましとぞ判せける。況や義朝の身に於てをや。誠に助けんと思はんに、などか其道無かるべき。恩給に申替ふるとも、縱ひ我身を捨つるとも、爭か是を救はざらん。他人に仰付けられんには力なき次第なり。誠に義に背ける故にや、無雙の大忠なりしかども、異なる勸賞も無く、結句幾程なくして身を亡しけるこそ淺ましけれ。

義朝弟共被誅事

さる程に左馬頭に重ねて宣旨下りけるは、汝が弟共皆尋出だし進らすべし、殊に爲朝とやらんは、鳳輦に矢を放さんなど申しける奇怪の者なり、搦捕りて誅すべしとなり。義朝畏つて方々へ兵を差遣

はして尋ねられければ、此彼より尋出だしてけり。爲朝は敵寄すると見ければ、何地ともなく失せにけり。四郎左衞門頼賢、掃部助頼仲、六郎爲宗、七郎爲成、九郎爲仲、以上五人の人々、都へは入るべからずと仰下されければ、直に舟岡山へ將て行きける。五人ながら馬より下りて竝居たり。最後の水を與ふるに、各疊紙にて是を受けける中に、掃部助頼仲此水を取つて、脣を押拭ひて申しけるは、我幼少よりして人の首を斬る事數多し、左樣の罪の報にや、今日既に我身の上になりにけり、兄にておはしませば、左衞門尉殿にぞ先立たせ給ひて御供仕るべけれども、軍門に君の命なく、戰場に兄の禮なしと申せば、死を先にする道强ひて禮を守らざるにや、其上存ずる子細候、日比皇后宮の御內に申し通はす女あり、夜前も來つて見參すべき由申侍りしを、叶ふまじき由心强く申して返し候ひき、定めて只今も尋來らんと覺え侍り、最後の有樣を見えても詮なし、又不覺の淚の先立たんも本意なく思ひ侍れば、先立ち申し候、六道の衢にて必ず參會ひ奉るべく候とて、直垂の紐を解き、頸を延べてぞ斬られける。其後四人ながら斬られけり。皆能くぞ見えたりける。次の日陣頭へ持たせて參る。左衞門尉信忠是を實撿す。獄門には懸けられず、穀倉院の南なる池の端へぞ捨てられける。是は故院の御中陰たる故とぞ皆人申しける。

保元物語卷第三

義朝幼少弟悉被ㇾ失事

さる程に內裏より卽ち義朝を召され、藏人右少辨資長朝臣を以て仰下されけるは、汝が弟共の未だ多く有るなるを、縱ひ幼くとも女子の外は、皆尋ねて失ふべしとなり。宿所に歸つて秦野次郎を召して宣ひけるは、餘りに不便なれども、勅定なれば力なし、母か乳母か懷きて山林に迯隱れたらんは如何せん、六條堀河の宿所に在る當腹の四人をばすかし出だして、相構へて道の程わびしめずして、舟岡にて失へとぞ聞えける。延景難儀の御使かなと心憂く思へども、主命なれば力なし、涙を袖に收めつゝ泣く泣く輿を舁かせて、彼宿所へぞ赴きける。母上は折節物詣の間なり。君達は皆おはしけり。兄をば乙若とて十三、次は龜若とて十一、鶴若は九つ、天王は七つなり。此人々延景を見付けて嬉しげにこそ有りけれ、秦野次郎、入道殿の御使に參つて候、殿は十七日に比叡山にて御樣を替へさせ給ひて、頭殿の御許へ入らせ給ひしを、世間も未だ愼ましとて、北山雲林院と申す所に忍びて渡らせ給ひ候が、君達の御事覺束なく思食し候間、御見參に入れ奉らん爲に、具し奉つて參らんとて、御迎に參つて候と申せば、乙若出合ひて、誠に樣替へておはしますとは聞きたれども、軍の後は未だ御姿を

見奉らねば、誰々も皆戀しくこそ思ひ侍れとて、我先にと輿に爭ひ乘られけるこそ哀なれ。是を冥途の使とも知らずして、各輿共に向ひつゝ、急げや急げと進みける。羊の歩み近付くを知らざりけるこそはかなけれ。大宮を上りに舟岡山へぞ行きたりける。峰より東なる所に輿舁居ゑて如何せましと思ふ處に、七つになる天王走り出でて、父は何處におはしますぞと問ひ給へば、延景淚を流して暫しは物も申さゞりしが、良あつて今は何をか隱し進らすべき、大殿は頭殿の御承りにて、昨日の曉斬られさせ給ひ候ひき、御舍弟たちも八郎御曹司の外は、四郎左衞門殿より九郎殿まで五人ながら夜べ此表に見えて候山本にて斬り奉り候ひぬ、君達をも失ひ申すべきにて候、相構へてすかし出だし進らせて、わびしめ奉らぬ樣にと仰付けられ候間、入道殿の御使とは申し侍るなり、思食す事候はゞ、延景に仰置かせ給ひて、皆御念佛候べしと申せば、四人の人々是を聞き、皆輿より下り給ふ。九つになる鶴若殿下野殿へ使を遣はして、何に我等をば失ひ給ふぞ、四人を助置き給はゞ郎等百騎にも勝りなんずる物を、此由申さばやと宣へば、十一歲になる龜若、誠に今一度人を遣はして、慥に聞かばやと申されける處に、乙若殿生年十三なるが、あな心憂の者共の云ひがひなさや、我等が家に生まるゝ者は、幼けれども心は武しとこそ申すに、かく不覺なる事を宣ふ物かな、世の理をも辨へ、身の行末をも思ひ給はゞ、七十に成り給ふ父の病氣に依つて出家遁世して憑みて來り給ふだに斬る程の不當人の増し

て我々を助け給ふ事有らじ、あはれはかなき事し給ふ頭殿かな、是は淸盛が和讒にてぞ有るらん、多くの弟を失ひ果てて、只一人になして後、事の次に亡さんとぞ計らふらんを曉らず、只今我身を失はせ給はんこそ悲しけれ、二三年をも過し給はゞ、幼かりしかども乙若が、舟岡にて能く云ひし物をと、汝等も思合せんずるぞとよ、さても下野殿討たれ給ひて後、忽ちに源氏の世絶えなんことこそ口惜しけれとて、三人の弟たちにも、な歎き給ひそ、父も討たれ給ひぬ、誰か助けおはしまさん、兄達も皆斬られ給ひぬ、情をも懸け給ふべき頭殿は敵なれば、今は定めて一所懸命の領地もよもあらじ、然れば命助かりたりとも、乞食流浪の身と成りて、此彼に迷ひ行かば、彼こそ爲義入道の子共よと、人人に指をさゝれんは家の爲にも耻辱なり、父戀ひしくば、只西に向つて南無阿彌陀佛と唱へて、西方極樂に往生し、父御前と一つ蓮に生れ合ひ奉らんと思ふべしと、長しやかに宣へば、三人の君達各西に向つて手を合せ、禮拜しけるぞ哀なる。是を見て五十餘人の兵も、皆袖をぞ濡しける。此君達に各一人づつ乳母共付きたりけり。内記平太は天王殿の乳母、吉田次郎は龜若、佐野源八は鶴若、原後藤次は乙若殿の乳母なり。差寄つて髮結上げ、汗拭ひなどしけるが、年來日來宮仕へ、旦暮に撫ではだけ奉りて、只今を限と思ひける心どもこそ悲しけれ。されば聲を擧げて叫ぶばかりに有りけれども、幼き人々を泣かせじと抑ふる袖の間よりも、餘る淚の色深く包む氣色も顯れて、思遣るさへ哀なり。

乙若延景に向つて、我こそ先にと思へども、彼等が幼心におぢ恐れんも無慙なり、又云ふべき事も侍れば、彼等を先に立てばやと宣ひければ、秦野次郎太刀を抜いて後へ廻りければ、乳母共御目を塞がせ給へと申して皆退きにけり。即ち三人の首前にぞ落ちにける。乙若是を見給ひて少しも騒がず、いしう仕りつる物かな、我をもさこそ斬らんずらめ、さて彼は何にと宣へば、ほかいを持たせて参りたり。手づから此首共の血の付きたるを押拭ひ、髪掻撫で、あはれ無慙の者共や、加程に果報少なく生れけん、只今死ぬる命より、母御前の聞食し歎き給はん其事を、兼ねて思ふぞ譬へなき、乙若は命を惜しみてや、後に斬られけると人云はんずらん、全く其儀にては無し、加様の事を云はんに付けても、又我斬られんを見んに付けても〔泣き イニ有〕留りたる幼き者の又泣かんも心苦しくて云はぬなり、母御前の今朝八幡へ詣で給ふに、我も参らんと申せば、皆参らんと云へば、具せば皆こそ具せめ、具せずば一人も具せじ、片恨にとて、我等が寝たる間に詣で給ひしが、下向にてこそ尋ね給ふらめ、我等かゝるべしとも知らざりしかば、思ふ事をも申置かず形見をも進らせず、只入道殿の呼び給ふと聞きつる嬉しさに、急ぎ輿に乗りつるばかりなり、されば是を形見に奉れとて、弟共の額髪を切りつゝ、我髪を具して、若違ひもやせんずるとて、別々に包分けて、各其名を書付けて、秦野次郎に給びにけり。又詞にて申さんずる様はよな、今朝御供に参りなば、終には斬られ候とも、最

後の有様をば互に見もし見え進らせ候はんずれども、中々互に心苦しき方も侍らん、御留守に別れ奉るも一つの幸にてこそ侍れ、此十年餘りの間は、假初に立離れ進らする事も侍らぬに、最後の時しも御見參に入らねば、さこそ御心に懸り侍るらめなれども、且は八幡の御計ひかと思食して、痛くな歎かせおはしまし候ひそ、親子は一世の契と申せども、來世は必ず一つ蓮に參逢ふやうに御念佛候べしとて、今は此等が待遠なるらん疾く〳〵とて、三人の死骸の中へ分入つて、西に向ひ念佛三十遍ばかり申されければ、首は前へぞ落ちにける。四人の乳母共急ぎ走寄り、首も無き身を抱きつゝ、天に仰ぎ地に伏して喚き叫ぶも理なり。誠に涙と血と相和して流るゝを見る悲なり。内記平太は直垂の紐を解いて、天王殿の身を我膚に當てて申しけるは、此君を手馴れ奉りしより後、一日片時も離れ進らする事無し、我身の年の積る事をば思はず、早く人と成らせ給へかしと、明暮思ひて育み進らせ、月日の如く仰ぎつるに、只今かゝる目を見る事の心憂さよ、常は我膝の上に居給ひて鬚を撫でて何時か人と成りて、國をも庄をも設けて知らせんずらんと宣ひし物を、假寢の寢覺にも内記内記と呼ぶ御聲、耳の底に留り、只今の御姿幻にかげろへば、更に忘るべしとも覺えず、是より歸りて命生きたらば、千年萬年を經べきや、死出の山三途の河をば誰か介錯申すべき、恐ろしく思食さんに付けても、先づ我をこそ尋ね給はめ、生きて思ふも苦しきに、主の御供仕らんと云ひも果てず、腰の

刀を拔く儘に、腹掻切つて失せにける。恪勤の二人有りけるも、幼くおはしませしかども、情深くおはしつる物を、今は誰をか主と憑むべきとて、刺違へて二人ながら死にけり。此等六人が志類なしとぞ申しける。同じく死する道なれども、合戰の場に出でて、主君と共に討死し腹を切るは常の習なれども、かゝる例は未だ無しとて、ほめぬ人こそ無かりけれ。此首ども渡すに及ばず、餘りに父を戀ひしがりければとて、圓覺寺へ送りて入道の墓の傍にぞ埋めける。

北方身投給事

さる程に秦野次郎は卽ち六條堀河へ參りたれば、母は未だ下向もなし。依つて八幡の方へ馳行くに、赤井河原の邊にて參逢ひたり。延景馬より飛下りて、輿の轅に取付けば、やがて輿をぞ舁居ゑける。判官殿は比叡山にて御出家候ひて、十七日の曉頭殿の御許へ渡らせ給ひ候ひしを、隱置き進らせて樣々に申させ給ひ候ひしかども、天氣終に許させ給はで、昨日の曉七條朱雀にて失ひ進らせ候ひぬ、五人の御曹司たちをも、昨日の暮程に北山舟岡と申す所にて皆斬り奉り候ひぬ、六條殿に渡らせ給ひつる四人の君達をも、舟岡山にて只今失ひ申し候、是は乙若御前の最後の御形見を進らせられ候とて、件の髮を取出だし、御有樣を委しく語申せしかば、母上是を聞き給ひ、夢か現か如何せんとて、卽ち消

入り給ひしが、良暫く有つて、少し心地出で來て、今朝八幡へ參りつるも、判官や子共の爲ぞかし、氏神にておはしませばと憑を懸けてぞ參りしに、皆々失せぬらん、神ならぬ身の悲しさよ、かゝるべしと思ひなば、何かは物へ參るべき、今朝しも彼等に添はずして、最後の姿を今一目見ざりし事の悔しさよ、夜べ此等が面々に我も參らんと云ひしを、様々にすかして寢入りたる間に賢顔に詣でたれば、定めて下向したらば口々に恨みんを、如何答へましと今までも案じたるに、何に大菩薩のをかしく思食しつらん、せめては一人なりとも具したらば、終には失はるゝとも、今までは身に添へてまし、夢にもかくと知るならば、何しに八幡へ參るべき、妾子共に打連れて舟岡とかやへ行き、失せにし一所にて兎にも角にも成るならば、加程に物は思じと、あこがれ給ふぞ痛はしき。其儘既絶入り給ひしが、定業ならぬ命にて、又生出で給ひけり。今は館に歸りても、誰を友にか侍らん、只妾をも判官殿の斬られ給ひし所へ具して行き、同じ野原の露とも消果てさせよとかこち給ひ、既に輿より走出で、身を投げんとこそし給ひけれ。延景幷に介錯の女房など様々に申しけるは、御歎はさる御事にて候へども、御身の一人の事ならず、大殿幷に君達の御事思食さんに付けても、御様など替へさせ給ひて、一筋に無き御跡を弔ひ進らせらるべきなり、御身をさへ失はせ給ひなば、無き人の御爲彌罪深かるべき御事なり、されば左大臣殿の北方も御様を替へさせ給ふ、平馬助與の女房も、五人の

子共に後れて、さこそ心憂く思食しけめども、樣替へてこそおはしませ、縱ひ御命を失ふとも、六道四生の間に、入道殿にも君達にも逢ひ進らせらるゝ事難かるべし、香の烟に形を見、幻の便に聲を聞きしも、皆身を全くしたりし故なりなど慰め奉れば、妾もさこそは思へども、今日明日樣を替へんには、落人の方樣の者と思はぬ人は有らじ、さらば名乘らずは左右なく許すまじ、あかさんに付けては、爲義入道の妻の兎有りて角有りてと云はれん事も耻かし、其上人は一日一夜を經るにも、八億四千の思有りと云ふ、異なる思なき人も、さ程の罪の有るなるに、縱ひ出家となりたりとも、月日の立つに隨ひて、年老いたる人を見ん時は、入道殿もあの齡にあらんと思ひ、幼き者を見んをりは、我子共も是程には成りなんと思はん次の度毎に、斬らせし人も恨めしく、斬りけん者も情なく思はん事も心憂し、されば凡夫の習にて、我身の物を思ふ樣に、人も歎の有れかしと思はん心も罪深し、かゝる愁に沈みては、念佛も更に申されじ、只同じ道にと歎き給ふを色々に慰め奉れば、さらばせめて七條朱雀を見ばやと宣へば、各悅びて彼に輿を舁居ゑたれども、何の餘波も見え分かず、さらば舟岡へとて、桂河を上りに北山を差して行く程に、五條が末の程に岸高く水深げなる所にて、輿を立てさせ、石にて塔を組み、入道より始め四人の君達の爲と迴向して、懷袂に石を入れ、さらぬ體にもてなし、入道の失せ給ひし所へ行きたれども、聲する事も無く、目に見ゆる物無し、又舟岡へ行きたり

とも同じ事にてこそ有らんずれ、妾年來觀音を憑み進らせて、毎日普門品三十三卷、彌陀の名號一萬遍唱へ申すが、今日物詣に未だ終らず、館に歸りたらば、幼き者共の弄物を見んに付けても、爰にては兎有りし角有りしなど思はんに、心亂れて勤もせらるまじければ、爰にて滿じて聖靈たちにも廻向せんとて、猶石塔を組み給ふかとこそ思ひしに、岸より下へ身を投げて終にはかなく成り給ふ。乳母の女房是を見て、續いて河へぞ入りにける。供の者共是を見て遽て騒ぎ、走入つて尋ぬれども、石を多く袂に入れ給ひける故にや、やがて沈みて見え給はず。程經て遙の下より取上げて、二人ながら卽ち其夜鳥部山の烟となし奉りて、遺骨をば圓覺寺にぞ收めける。今朝舟岡にて主從十人、朝の露と消行けば、今夜は桂河にて二人の女房暮〔○夕べ〔イ〕〕の烟と立登る。生死無常の理、哀なりし事どもなり。

左大臣殿御死骸實撿事

さる程に二十一日午の刻ばかりに、瀧口三人官使一人南都へ赴き、左府の死骸を實撿す。瀧口は資俊、師光、能盛なり。官使は左史生中原師信なり。其所は大和國添上郡河上村、般若野の五三昧なり。道より東へ一町ばかり入りて、實成得業が墓の東に新しき墓有りけるを、掘起して見れば、骨は未だ相

辿りて肉少し有りけれども、其形とも見え分かず、其儘道の邊に打捨てて歸りにける。二十二日、左大臣の君だち四人、嫡男右大將兼長、次男中納言師長同年にて共に十九歲なり。三男左中將隆長十六〇八カ〕歲、四男範長禪師十五にぞ成り給ふ。各心を一つにして祖父富家殿に申されけるは、大臣もおはしまさず、何の憑有つてかかくて侍らん、今度の罪聊も宥めらるべからずと承る、殊に大臣も罪深くましませば、其子共皆死罪にこそ行はれんずらめ、命の有らん事も何時を限とも知らねども、身の暇を給はつて出家を遂げ、若露の命消えやらずば、一向に眞の道に入つて、先考の御菩提を弔ひ奉らん、昨日勅使大臣の御墓に向つて、死骸を掘起して路のほとりに捨置くと云々、心憂しとも申すばかりなし、亡父是程の目を見給ふに、其子士として人に二度面を合はすべしとも覺えずと宣へば、入道殿は明日の事をば知らねども、只今までも斯くておはしませば、夫を憑みてこそ侍るに、皆々左樣に成り給はゞ、何に心を慰めん、世には不思議の事もこそ有れ、何なる有樣にても、今一度朝廷に仕へて、父の跡を繼がんとは思さぬか、斜ならず此世に執深かりし人なれば、無き迹までもさこそは思はめ、さすが死罪まではよも有らじ、縱ひ遠國遙の嶋に遷されたりとも、運命有らば計らざる外の事も有りなん、漢の孝宣皇帝は禁獄せられしかども、帝運有れば獄より出でて位に卽きにけり。右大臣豐成太宰帥に遷されたりけれども、歸京を許されて再び攝政〔〇丞相〔イ〕〕の位に至れり、かゝる例も有る

ぞかし、春日大明神捨てさせ給はずば、などか憑も無からんと、仰せられもあへず泣き給ふこそ哀なる。然れば此御心を破らんも不孝とや思しけん、左右なく出家もし給はず。

新院御遷幸幷重仁親王御事

さる程に今日藏人右少辨資長綸言を承りて仁和寺へ參り、明くる日二十三日新院を讃岐國へ遷し奉るべき由を奏聞す。院も都を出でさせ給ふべき由をば、內々聞食しけれども、今日明日とは思食さゞる處に、正しく勅使參りて事定りしかば、御心細く思食しける餘りに、かくぞ口ずさみ給ひける。

都には今宵ばかりぞ住の江のきし道下りぬいかで罪見し

新院一宮を父のおはします時、何樣にもなし奉れと、花藏院僧正寬曉が坊へ渡し奉る。御供には右衞門大夫章盛、左兵衞尉光重なり。僧正頻に辭し申されけれども、勅定背き難くして請取り奉らる。既に御出家有りしかば、年來日來宮〔〇東宮ノ〕にも立ち位にも即かせ給はんとこそ待ち奉るに、かく思の外に御飾下す事の悲しさよと、付き進らせたる女房たち泣悲しむぞ哀なる。此宮は故刑部卿忠盛朝臣御乳母にて有りしかば、淸盛、賴盛は見放し奉るまじけれども、餘所になるこそ哀なれ。明くれば二十三日、未だ夜深きに仁和寺を出でさせ給ふ。美濃前司保成朝臣の車を召さる。佐渡式部大輔重

成が郎等共、御車を差寄せて、先づ女房たち三人を御車に乘せ奉る。其後仙院召されければ、女房たち聲を調へて泣悲しみ給ふ。誠に日比の御幸には、廂の車を廳官などの寄せしかば、公卿殿上人庭上に下立ち、御隨身左右に列り、官人番長前後に從ひしに、是は怪しげなる男、或は甲冑を鎧うたる兵なれば、目も昏れ心も迷ひて泣悲しむも理なり。夜もほの〴〵と明行けば、鳥羽殿を過ぎさせ給ふとて、重成を召されて、田中殿へ參りて故院の御墓所を拜み、今を限の暇をも申さんと思ふは何にと仰下されければ、重成畏つて、安き御事にて候へども、宣旨の刻限移り候ひなば後勘如何と恐れ申しければ、誠に汝が痛み申すも理なり、さらば安樂壽院の方へ御車を向けて、懸けはづすべしと仰せければ、卽ち牛をはづし、西の方へ押向け奉れば、只御涙に咽ばせ給ふよそほひのみぞ聞えける。是を承る警固の武士共も、皆鎧の袖をぞ濡しける。暫く有つて鳥羽の南の門へ遣出だす。國司季行朝臣御舟幷に武士兩三人を設けて、草津にて御舟に乘せ奉る、重成も讃岐まで御供仕るべかりしを固く辭し申して罷歸れば、汝が此程情有りつるに、卽ち罷留れば、今日より彌御心細くこそ思食せ、光弘法師未だあらば事の由を申して追つて參るべしと申せ、返す〴〵此程の情こそ忘れ難く思食せと、御定有りけるこそ忝なけれ。勅定なればにや御舟に召されて後、御屋形の戸には外より鎖差してけり。是を見奉る者は申すに及ばず、怪しの賤の女、猛き武士までも、袖を絞らぬは無かりけり。道す

がらもはか〴〵しく御膳も参らず、打解けて御寝もならず、御歎に沈み給へば、御命を保たせ給ふべしとも覺えず、月日の光をも御覽ぜず、只烈しき風、荒き浪の音ばかり御耳の底に留りける。爰は須磨の關と申せば、行平中納言近流せられて、藻鹽垂れつゝと詠じけん所にこそと思食し、彼は淡路國と聞食せば、大炊廢帝の遷されて思に堪へず、幾程なく失せ給ひけん嶋にこそと、昔は餘所に聞食しゝかども、今は御身の上に思食すこそ哀なれ。急がぬ日數の積らぬにも、都の遠ざかり行く程も思食知られて、一宮の御行くへも如何が有らんと覺束なく、又合戰の日白河殿の烟の中より迷出でしに、女房たちも何處に在るとも聞食さねば、只生きて生を隔てたりとも、是なるならんとぞ思食す。異國を聞けば、昌邑王賀は故國に歸り、玄宗皇帝は蜀山に遷さる。我國を思へば、安康天皇は繼子に殺され、崇神(○峻ノ誤)天皇は逆臣に犯され給ひき。十善の君萬乘の主、先世の宿業をば遁れ給はずと思食し、慰む端とぞ成りにける。讃岐に着かせ給ひしかども、國司未だ御所を造出だされざれば、當國の在廳散位高季(○遠イ)と云ふ者の造りたる一宇の堂、松山と云ふ所にあるにぞ入れ進らせける。されば事に觸れて都を戀ひしく思食しければかくなん。

濱千鳥跡は都に通へども身は松山に音をのみぞ啼く

新院仁和寺を出でさせ給ふ御迹に不思議の事有りけり。淸盛、義朝洛中にて合戰すべしとて、源平兩

家の郎等白旗赤旗を差して、東西南北へ馳違ふ。今度の合戰思の外早速に落居して、諸人安堵の思をなして、隱し置きける物ども運び返す處に、又此物騷出で來れば、今日こそ誠に世の失果てなんよと、上下遽て騷ぐ。大臣公卿馬車にて內裏へ馳參り給へば、主上驚き思食して、兩方へ勅使を立てられて云く、各存ずる所有らば、奏聞を經て聖斷を仰ぐべき處に、兩人忽ちに合戰に及ばんずる條天聽に及ぶ、子細何事ぞ早く狼藉を止むべしと云々。兩人共に跡形無き由をぞ勅答申さる。其日新院の中御門東洞院の御所に建てられたる文庫共を出納知兼を以て撿知せらる。或文庫の中に手箱一合あり。御封を付けられて御祕藏と覺えたり。よつて知兼是を持ちて參內す。卽ち叡覽有るに、御夢想の記なり　其中に度々重祚の告あり。其度每に御立願あり。總じて甚深奇異の事共を註し置かせ給へり。然るを今披露あり、何ばかり口惜しく思食すらんと覺えたり。重祚の御事は、我朝には齊明、稱德二代の先蹤有るが、朱雀、白河の兩院も終に御素意を遂げ給はず、御意に深く縣けられたればにや、御夢にも常に御覽じけん、朱雀院は母后の御勸に依つて、御弟天曆帝に讓り奉られしが、御後悔有りて、復り卽かせ給はん由、方々へ御祈ども有りけり。伊勢へ公卿勅使など立てられけり。白河院も其志ましまして、御出家は有りしかども、法名をばつかせ給はず、淨見原天皇の先蹤などを思食しけるにや、白河院重祚の御志深かりける故、院中の御政務は一向此御代より始れり。

後三條の御時までは、讓國の後院中にて正しく御政務は無かりしなり。されば院中の古き例に、白河鳥羽を申すなり。脱屣と既に申す上は、古き屣の足に懸りて捨てまほしきを捨つる如くに思食すべきに、結句新帝に讓り給ひて後又重祚の御望あり、それ叶はねば院中にて御政務有る事、都べて道理にも背き、王者の法にも違へり。加樣に朝儀廢るれば、かゝる亂も出で來るなり。すべて今度の合戰は前代未聞と申すにや、主上上皇御連枝なり、關白左府も御兄弟、武士の大將爲義、義朝父子なり、此兵亂の源も、只故院后の御勸めに依つて、不義の御受禪どもありし故なり。先づ脱屣の後猶其末まで御計らひあらんには、當今は誰に讓りましまさん、帝王と申すに付けても、白虎通には、天地に合ふ人をば帝と稱し、仁義に合ふ人をば王と云へり。正法念經には、始め胎中に宿り給ふ時より諸天是を守護す、三十三天其德を別つて與へ給ふ故に天子と稱すと云へり。彼經には三十七法具足せるを國王とす、常に惠施を行ひて惜しまず、柔和にして怒らず、正直に理りて偏頗なし、古き道を正しくして捨てず、能く人の好惡を知り、能く世の理亂を鑒み、貪慾なく邪見なく一切を憐み十善を行す此說あり。されば聊かも御私無く天下を治め給ふべきに、愛子に溺れて庶を立て、后妃に迷ひて弟を用ふる、國の亂るゝ基なり。此を以て書に云く、聖人の禮をなす、其嫡を尊みて世を繼がしむるにあり、太子賤しくして庶子を尊ぶは亂の始なり、必ず危亡に至ると。又傳に云

く、后竝んで嫡を等しうするは國の亂るゝ基と云々。されば后多くして同年の太子數多おはしまさば天下必ず亂るべきにや、詩には艶女を貶り、書には婦哲を諫めたり、王者の后を立て給ふ道故有るべきなり。后と申す位を宮闈に正しくして、體を君王に等しくす。されば三夫人九嬪二十七世婦八十一女御有りて、內君を助け奉る。依つて詩に云く、關々たる雎鳩君子の德を助くと、雝和かなる雎鳩の河の洲に在りて樂める體、幽深として其品有るが如し、后妃各關雎の德有りて幽閑貞專なる君子の好き賴なり、此を以て天下を化し、夫婦を別ち、父子を親しんじ、君臣に禮有りて朝廷正しとぞ申し傳へける。

無鹽君事

昔齊國に婦人あり、無鹽と號く。形醜くして色黑し　喉結ほれ項肥えたり。腰は折れたるが如く、胸は突き出だせるが如し。蓬亂の髮は登徒が妻にすぐれ、繿縷の上の縮葦威が翥に超えたり。折頞と鼻塞に、高匡と眶高に、頷頰と頤細に、隅目と日眇みたり。されば三十になるまで敢て娶る者なし。或時宣王の宮へ詣でて申さく、妾君王の聖德有る事を聞くに、后妃の數に連らん事を願うて詣で來れり。宣王卽ち漸臺に酒肴を設けて是を召す。時に左右の見る人、口を掩ひ目を引き笑ふ。皇

未だ言葉を出だし給はず、婦人睢盱と目見張りて、胸を打ちて、危いかな〳〵と四度申せば、宣王何事を宣へるか、願はくは其故を聞かん、女答へて云く、大王は今天下に君たれども、西に衞秦の愁あり、南に强楚の敵あり、外には三國の難あり、内には姦臣聚れり、既に今春秋四十七に至るまで太子立ち給はず、只繼嗣を忘れて婦人をのみ集む、好む處を恣にして憑むべき處を緩くせり、若一旦に事出で來らば、社稷靜らじ、是一つ、五重の漸臺を造りて、金を敷き玉を鏤めて、國中の寶を盡し、萬民悉く疲れたり、是二つ、賢者は山林に隱れ、佞臣は左右に在り、僞り曲る者のみ進みて諫め諭す者無し、是三つ、酒を嗜み女に溺れ、夙夜に思ひを盪し志を恣にして、前には國家の治を思はず、後には諸侯禮を收めず、是四つ、危いかな〳〵と申せば、宣王聞き給ひて、今寡人が云ふ所是至れる理なり、誠に我誤の甚しきなり、身の全からざらんこと近きに在りとて、立所に漸臺を壞ち捨て、彫琢を止め、諂へる臣を退け、賢者を招き、女樂を遠ざけ、沈醉を禁じ、終に太子を撰び、此無鹽君を拜して后と定めしかば、齊國大に安し、是醜女の功なりと云へり。然るを今は只顏色に耽り、寵愛を前として後宮多き故に國亂るゝなり。されば周の幽王は褒姒を愛して、本の后申后并に其腹の太子を捨て、褒姒を后として當腹の伯服を以て太子とせしかば、申后怒をなして、繒綵を西夷犬戎に與へて、幽王の都を攻めしかば、烽火を擧ぐれど兵も參らずして、幽王討たれ給ひて、

周國亡びてけり。すべて天下の亂政道の違ふ事、後宮より出づるなり。依つて詩に云く、婦人長舌ある、是禍の始〔〇階ノ訛〕なり、天より降すに非ず、婦人より成ると云へり。長舌とは云ふ事多くして禍をなすなり。是强ひて君を敎へて惡をなさしむるにもあらず、亂の道を語るにもあらざれども婦人を近付け其詞を用ふれば、必ず禍亂起るなり。されば婦人は政に交る事なし、政に交れば亂是より成ると云へり。史記には牝鷄朝する時は、其里必ず亡ぶと云へり。めんどりの時を作るは所の怪異にて、其鄕亡ぶるが如く、婦人政を綺ふ事有れば、國亂ると云へり。然るを鳥羽院の御計ひに任せて、御志もましまさぬ新院を押下し進らせて、近衞院を御位に卽け奉り、嫡孫を閣きて、第四宮當今御受禪有りし故に此亂出來せり。嫡々を閣きおはしますは故院の御誤にや、然れども天津日嗣は、掛けまくも忝なく天照太神より始めて、今に絶えざる御事なれば、昔より此御望有りし君、一人も御本望を遂げられたる事無し。されども御計ひ違ふ故にや、是より世亂れ初めて、公家忽ちに衰へ、朝儀彌廢れたり、洛中の兵亂は是を始と申すなり。

左府君達幷謀叛人各遠流事

同二十五日、人々遠流の由宣下せらる。左京大夫入道は常陸國、近江中將成雅は越後國、盛憲入道は

佐渡國、正弘入道は陸奥國とぞ聞えける。左大臣の二男中納言師長、日數經ばさりともと思食しける處に、配流の事一定と聞き給ひて、今を限の出入道殿へ御消息を進らせられけり。

一日乍レ抑ニ別涙ヲ一罷ニ出御所ニ一之後不審端〔〇彌〔イ〕〕多、雖レ謝ニ〔〇上ノ一字〔イ〕ニ據リテ補フ〕有餘、實ニ如ニ蒙レ恥向レ壁、殿下及ニ八旬之暮年ニ、猶留ニ九重之花洛ニ、師長提ニ一面之琵琶ヲ一、遙去ニ萬里之雲路ニ、近ク嚴顏ニ事又何日、非ニ晤夢ニ不レ知ニ其期ヲ一候、倩毎レ思ニ此事ヲ一、落涙盈ニ千行、縱椿葉之陰再雖レ改、戀慕之情難レ休、手振心迷、不レ能レ述レ懷而已、師長自ニ幼少ニ致ニ于今ニ、携ニ絃歌文筆之藝ニ、是奉レ仕ニ帝邊ニ爲レ致ニ忠節ヲ一也、而忽逢ニ此殃ニ、長斷ニ其思ヲ一畢、雖レ知ニ宿運令レ然、不レ耐ニ愁難レ抑、悲哉更難ニ盡ニ紙上ニ、只可レ令レ垂ニ賢察ヲ一御ニ候、又去ニ雲外淵底ニ之後、無ニ不審ニ之程可ニ仰給ニ之由、可レ令ニ言上ニ給ニ、書狀狼藉、莫レ及ニ高覽ニ、私一見之後、早破早破、不レ可レ及ニ外見ニ、恐惶謹言、

七月晦日　　山寺隱士師長上

進上　藏人大夫殿へ

とぞ書かれける。八月二日左大臣殿息右大將兼長を始として四人、南都を出でて山城國稻八間と云ふ所へ移りて、是より各配所へ赴かる。死罪を宥められて、遠流に成りぬるは悅なれども、猶行末も覺束なかりけり。撿非違使惟繁資能二人追立の使にて、兄弟四人各重服の裝束にて、御馬をば下部取

りてければ、押取りにしたる鞍なれども、うたてげにぞ乘り給ひける。見る人、目も當てられざりけり。

太政官符　左京職

應レ追ニ位記一事

正二位藤原朝臣兼長　出雲國

從二位藤原朝臣師長　土佐國

正三位藤原朝臣教長　常陸國

右正二位權中納言兼左兵衞督藤原朝臣忠雅宣、奉レ勅、件等人坐レ事配ニ流件國々一、宜下仰ニ彼職一令上レ追ニ位記一者、職宜承知、仍レ宣行レ之、符到奉行。

保元元年八月三日

修理左宮城使正五位下行左大史兼算博士

左辨官正五位下藤原朝臣

太政官符　治部省

應レ令レ還ニ俗大法師範長一事

右正三位行權中納言左兵衞督藤原朝臣忠雅、宣奉レ勅、範長坐レ事配二流安藝國一、宜下仰二彼省一先令中還俗上、省宜承知、依レ宣行レ之、符到奉行、

保元元年八月三日

修理〔○上二字〔イ〕ニ據リテ補フ〕左宮城使正五位下行左大史兼算博士

左辨官正五位下藤原朝臣

此範長禪師は配所安藝國とぞ聞えし。各故郷をば今日を限と立別れ、東西南北へ左遷に赴き給ふ心の中こそ哀なれ。師長は大物と云ふ所に留り給ふに、源惟守と云ふ者、此程琵琶を習ひ奉りて常に參りけるが、最後の御送とて是まで參つて、終夜祕曲を調べ、何處の浦までも參るべく候へども、武士許し侍らねば罷歸り候、御餘波惜しく候と申せば、汝情有りて是まで來る事こそ有難けれとて、靑海波の祕曲を授け給ひて、其譜の奧にかくぞ遊ばされける。

敎へ置く其言の葉を忘るなよ身は靑海の波に沈むと

惟守袖を廣げて是を給ひつゝ、涙に咽びて立ちにけり。此外國々へ流さるゝ人十四人とぞ聞えし。禪閣は左府の御形見の君達にも皆々別れ給へば、別涙押へ難くて、かゝる物思に消えやらぬ露の命も中中恨めしく、生きて物を思はんよりは、只春日大明神命を召せと申させ給ふぞ、せめての御事と哀

なる。

大相國御上洛事

さる程に八月八日、宇治大相國富家殿に歸住ませ給ふべき由、內々申させ給へども、天氣ゆりず、剩へ南都にて惡黨を催し給ひけるとて、配所へ遣はさるべき由宣下せられければ、信西關白殿へ此由申せば、殿下父を配所へ遣はして、其子攝籙を仕らん事面目無き由仰せければ、信西此由を奏聞す。關白左樣に申されば、さながらこそ有らめと仰なりければ、禪閤此由を聞食して、關白入道が事を是程に思ひける物を、何の故に日比快からず思ひつらんとて、御後悔有りけり。然れども猶世を恐れさせ給ひて、內裏へ申させ給ひけるは、若朝家の御爲野心を存ぜば、天神地祇の冥罰を蒙り、當來には三世諸佛の利益に洩るべしとぞ書かせ給ひける。南都に御座有りては惡しかりなんとて、關白殿より御迎に人を進らせられければ、御所勞とて出で給はず、猶世を危ませ給ふ故なり。依つて殿下より御子左衞門督基實を御使として、委しく申させ給ひければ、其時入道殿南都を出で給ひて、知足院に住ませ給ふ。御年八十四とぞ聞えける。

新院御經沈事付崩御事

さる程に新院は八月十日に御下着の由、國より御請文到來す。此程は松山に御座有りけるが、國司既に直嶋と云ふ所に御所を造出だされければ、其に遷らせおはします。四方の築垣つき、只口一つ開けて、日に三度の供御進らする外は、事問ひ奉る人も無し。さらでだに習はぬ鄙の御住ひは悲しきに、秋も漸闌け行くまゝに、松を拂ふ嵐の音、叢によわる蟲の聲も心細く、夜の雁の遥に海を過ぐるも、故郷に言傳てせま欲しく、曉の千鳥の洲崎に噪ぐも、御心を碎く種となる。我身の御歎よりは、僅に付き奉り給へる女房たちの伏沈み給ふに、彌御心苦しかりける。我遥に神裔を受けて天子の位を踐み、太上天皇の尊號を蒙つて、枌楡の居を占めき、先院御在世の間なりしかば、萬機の政を心に任せずと雖も、久しく仙洞の樂に誇りき、思出無きに有らず、或は金谷に花を弄び、或は南樓の月に吟じ、既に三十八年を送れり、過ぎにし方を思へば、昨日の夢の如し、何なる前世の宿業にかゝる歎に沈むらん、縱ひ烏の頭白くなるとも、歸京の期を知らず、定めて望鄉の鬼とぞならんずらん、偏に後世の御爲とて、五部の大乘經を三年が程に御自筆に遊ばして、貝鐘の音も聞えぬ所に置き奉らんも不便なり。八幡山か高野山か、若御免あらば、鳥羽の安樂壽院の御墓に奉り置きたき由、平治元年の春の

比、仁和寺の御室へ申させ給ひしかば、五宮よりも關白殿へ此由傳へ申させ給ふ。殿下より能きやうに執申させ給へども、主上終に御許されも無くして、彼御經を卽ち返遣はさる。御室より御尤重くおはします故、御手跡なりとも都近く置かれ難き由承り候間、力に及ばずと御返事有りければ、法皇此由聞食して、口惜しき事かな、我朝にも限らず、天竺震旦にも國を論じ位を諍うて、伯父甥謀を起し、兄弟合戰を致す事無きにあらず、我此事を悔思ひ、惡心懺悔の爲に此經を書き奉る所なり、然るに筆跡をだに都に置かざる程の儀に至つては力なし、此經を魔道に廻向して、魔緣と成つて遺恨を散ぜんと仰せければ、此由都へ聞えて、御有様見て參れとて、泰〔〇康カ〕賴を御使に下されけるが、參りて見奉れば、柿の御衣の煤けたるに、長頭巾を卷きて、大乘經の奧に御誓狀を遊ばして千尋の底に沈め給ふ。其後爪をも生さず、御髮をも剃らせ給はで、御姿をやつし、惡念に沈み給ひけるこそ恐ろしけれ。かくて八〔〇九カ〕年おはしまして、長寬二年八月二十六日に御歳四十六にて、志戸と云ふ所にて隱れさせ給ひけるを、白峯と云ふ所にて烟に成し奉る。此君怨念に依つて、生きながら天狗の姿にならせ給ひけるが、其故にや中二年有りて、平治元年十二月日、信賴卿に語らはれて義朝大内に楯籠り、三條殿を燒拂ひ、院内をも押籠め奉り、信西入道の一類を滅し、掘埋まれし信西が死骸を掘起し、首をば大路を渡しけり。絶えて久しき死罪を申行ひ、左府の死骸を恥しめなど、餘

りなる事申行ひしが果す處なり。去んぬる保元三年八月二十三日に御位春宮に譲り給ふ、二條院是なり。院と申すは先帝御白河の御事なり。信頼も忽ち滅びぬ、義朝も平氏に打負けて落行きけるが、尾張國にて相傳の家人長田庄司忠宗〔〇致〕に討たれて、子共皆死罪流刑に行はる。誠に乙若宣ひける如くなり。梅檀は二葉より香ばしく、迦陵頻は卵の中に妙なる音有るが如く、乙若幼けれども、武士の家に生れて、兵の道を知りける事こそ哀なれ。此亂は讃岐院未だ御在世の間にまのあたり御怨念の致す處と人申しけり。仁安三年の冬の比、西行法師諸國修行の次に、白峯の御墓に參りて、つく〲と見進らせ、昔の御事思出だし奉りて、かくぞ詠み侍りける。

よしや君昔の玉の床とてもかゝらん後は何にかはせん

治承元年六月二十九日、追號ありて崇德院とぞ申しける。加樣に宥め進らせられけれども、猶御憤散ぜざりけるにや、同三年十一月十四日に清盛朝家を恨み奉り、大上天皇を鳥羽の離宮に押籠め奉り、太政大臣以下三四十人官職を止め、關白殿を太宰權帥に遷し進らす。是直事に非ず。崇德院の御祟とぞ申しける。其後人の夢に、讃岐院を輿に乘せ奉り、爲義判官子共相具して先陣仕り、平馬助忠正後陣にて、法住寺殿へ渡御あるに、西の門より入れ奉らんとするに、爲義申しけるは、門々をば不動明王大威德の固め給ひて入り難しと申せば、さらば清盛が許へ入れ進らせよと仰せければ、

西八條へ成し奉るに、左右なく內へ御幸なりぬとぞ見たりける。誠に幾程無くて、淸盛公物狂はしく成り給ふ。是讃岐院の御靈なりとて宥め進らせん爲に、昔御合戰ありし大炊御門が末の御所の跡に社を造りて、崇德院と祀ひ奉り、幷に左大臣贈官贈位行はる。少納言惟基勅使にて、彼御墓所に向ひて太政大臣正一位の位記を讀懸けけり。亡魂もさこそ嬉しと思食しけめと皆人申合へり。

爲朝生捕被ㇾ處ㇾ流罪ㇾ事

さる程に爲朝を搦めて參りたらん者には、不次の賞有るべきと宣下くだりけるに、八郞近江國輪田と云ふ所に隱れ居て、郞等一人法師になして、乞食させて日を送りけり。筑紫へ下るべき支度しけるが、平家の侍筑後守家貞大勢にて上りければ、其程晝は深山に入つて身を隱し、夜は里に出でて食事を營みけるが、有漏の身なれば病出だして灸治など多くして、溫疾大切の間、古き湯屋を借りて、常に下り湯をぞしける。爰に佐渡兵衞重貞と云ふ者、宣旨を蒙りて國中を尋求めける處に、或者申しけるは、此程此湯屋に居る者こそ怪しき人なれ、大男の怖ろしげなるが、さすがに尋常氣なり、歲は二十ばかりなるが額に疵有り、由々しく人に忍ぶと覺えたりと語れば、九月二日湯屋に下りたる時、三十餘騎にて押寄せてけり。爲朝眞裸にて、合木を以て數多の者をば打伏せたれども、大勢に

取籠められて、云ひがひなく搦められにけり。季實判官請取りて二條を西へ渡す。白き水干袴に赤き帷子を着せ髻に白𢾥をぞ指したりける。北の陣にて叡覽あり。公卿殿上人は申すに及ばず、見物の者市をなしけり。面の疵は合戰の日正淸に射られたりとぞ聞えける。既に誅せらるべかりしが、以前の事は合戰の時節なれば力なし、事既に違期せり、未だ御覽ぜられぬ者の體なり、且は末代に有り難き勇士なり、暫く命を助けて遠流せらるべしと議定ありしかば、流罪に定りぬ。但し息災にては後惡しかりなんとて、肘を拔きて伊豆の大嶋へ流されけり。かくて五十餘日して、肩を繕ひて後は少し弱くなりたれども、矢束を引く事今二つ伏せ引增したれば、物の切るゝこと昔に劣らず。爲朝宣ひけるは、我淸和天皇の後胤として、八幡太郎の孫なり、爭か先祖をば失ふべき、是こそ公家より賜はりたる領なれとて、大嶋を管領するのみならず、すべて五嶋を打從へたり。是は伊豆國の住人狩野介茂光が領なれども、聊も年貢をも出ださず、嶋の代官三郎大夫忠重と云ふ者の聟に成りてけり。茂光は上﨟聟取りて我を我ともせずと恨みければ、隱して運送をなすを爲朝聞付けて、舅忠重を呼寄せて、此條奇怪なりと云ふ上、勇士なれば始終我爲惡しかりなんとや思ひけん、左右の指を三つづつ切り捨てゝけり。其外弓矢を取りて燒捨て、すべて嶋中に我郎等の外弓矢を置かざりけり。昔の兵共讀下りて付從ひしかば、威勢漸く盛にして過行く程に、十年にぞ成りにける。

爲朝鬼嶋渡事幷最後事

さる程に永萬元年三月に磯に出でて遊びけるに、白鷺青鷺二つ連れて沖の方へ飛行くを見て、鷺だに一羽に千里を飛ぶと云ふに、(マヽ)況や鷹は一二里にはよも過ぎし、此鳥の飛ぶ樣は定めて嶋ぞ有るらん、追つて見んと云ふ儘に、早舟に乘つてはせて行くに、日も暮れ夜にもなりければ、月を篝に漕行けば、曙に既に嶋影見えければ、漕寄せたれども、荒磯にて波高く岩岨しくて、舟を寄すべき樣もなし。押廻らして見給ふに、戌亥の方より小河ぞ流出でたりける。御曹司は西國にて舟には能く調練せられたり。船をも損せず押上げて見給へば、長一丈餘り有る大童の髮は空樣に取上げたるが、身には毛ひしと生ひて色黑く牛の如くなるが、刀を右に指して多く出でたり。怖ろしなども云ふばかりなし。申す詞も聞知らざれば、大方推してあへしらふ。日本の人爰に嶋有りとは知らねば、態とよも渡らじ、風に放されたるならん、昔より惡風に遇うて此嶋に來る者生きて歸る事も無し、荒磯なれば自ら來る舟は波に碎かる、此嶋には舟も無ければ、乘りて歸る事無し、食物無ければ忽ちに命盡きぬ、若舟有らば、粮盡きざる前に、早く本國に歸るべしとぞ申しける。郎等共は皆輿を醒して思ひけれども、爲朝は少しも騷がず、磯に船を置きたればこそ波にも碎かるれ、高く引上げよとて、

遙の上にぞ引上げける。さて嶋を廻りて見給ふに、田も無し畠も無し、菓子も無く絹綿も無し、汝等何を以て食事とすると問へば、魚鳥と答ふ。網引く體見えず、釣りする船も無し。又檪も立てず、黐縄も引かず、何にして魚鳥を取るぞと問へば、我等が果報にや、魚は自然と打寄せらるゝを拾取り、鳥をば穴を掘りて、領知別ちて其穴に入り、身を隱し聲をまねびて呼べば、其聲に付きて鳥多く飛入るを、穴の口を塞ぎて闇取りするなりと云ふ。實にも見れば鳥穴多し。其鳥の勢は鵯程なり。爲朝是を見給ひて、件の大鏑にて木に在るを射落し、空を翔るを射殺しなどし給へば、嶋の者共舌を振うて怖ぢ恐る。汝等も我に從はざれば、かくの如く射殺すべしと宣へば、皆平伏して從ひけり。身に着る物は網の如くなる太布なり。此布を面々の家々より多く持出でて前に積置きけり。嶋の名を問ひ給へば、鬼が嶋と申す。然れば汝等は鬼の子孫か、さん候ふ、さては聞ゆる寶有らば取出だせよ見んと宣へば、昔正しく鬼神なりし時は、隱蓑隱笠浮履劒など云ふ寶有りけり、其比は船無けれども他國へも渡りて、日食人の贄をも取りけり、今は果報盡きて寶も失せ形も人に成りて、他國へ行く事も叶はずと云ふ。さらば嶋の名を改めんとて、太き葦嶋多く生ひたれば、葦嶋とぞ名けける。此嶋倶して七嶋知行ず。是を八丈嶋の脇嶋と定めて、年貢を運送すべき由を申すに、船無くして如何がすべきと歎く間、毎年一度船を遣はすべき由約束してけり。但し今渡りたるしるしにとて、件の大童一人具

して歸り給ふ。大嶋の者餘りに物荒く擧動ひ給へば、龍神八部に捕られて失せつらんと悦び思ふ處に、事故なく歸り給ふのみならず、剰へ恐ろしげなる鬼童を相具して來りたれば、國人彌怖ぢ恐る。此鬼童の氣色を國人に見せんとや、常に伊豆の國府へ其事となく遣はしけり。然れば國人鬼神の嶋へ渡つて、鬼を捕らへて郎等とし、人を喰殺させらるべしと、怖合へること斜ならず。されば爲朝も猶驕る心や出で來けん、然れば國人もかくては何なる謀叛をか起し給はんずらんなど申しけるを、狩野介傳聞きて、高倉院の御宇嘉應二年の春の頃、京上りして此由を奏聞し、茂光が領地を悉く押領し、剰へ鬼が嶋へ渡り、鬼神を奴として召仕ひ、人民を虐ぐる由を訟へ申しければ、後白河院驚き聞食して、當國幷に武藏相摸の勢を催し、發向すべき由宣旨を成されければ、茂光に相從ふ兵誰誰ぞ、伊東、北條、宇佐美平太、同平次、加藤太、同加藤次、澤六郎、新田四郎、藤内遠景を始として五百餘騎、兵船二十餘艘にて、嘉應二年四月下旬に、大嶋の館へ押寄せたり。御曹司思も寄らず、沖の方に舟の音のしけるは何舟ぞ見て參れと宣ふ。商人船やらん多く連り候と申せば、よもさは有らじ、我に討手の向ふやらんと宣へば、案の如く兵船なり。さては定めて大勢なるらん、縱ひ一萬騎なりとも、打破つて落ちんと思はゞ、一先は鬼神が向うたりとも射拂ふべけれども、多く軍兵を損じ人民を惱まさんも不便なり、勅命を背きて終には何の詮か有らん、去んぬる保元に勅勘を蒙りて流罪の

身と成りしかども、此十餘年は當所の主と成つて、心ばかりは樂めり、其以前も九國を管領しき、思出なきに非ず、筑紫にて菊池原田を始として、西國の者共は皆我手柄の程は知りぬらん、都にては源平の軍兵、殊に武藏相摸の郎等共、我弓勢をば知りぬらん物を、其外の者共甲胄を鎧ひ、弓箭を帶したるばかりにてこそ有らんずれ、爲朝に向つて弓引かん者は覺えぬ物を、今都よりの大將ならば、曲み平氏などこそ下るらめ、一々に射殺して海にはめんと思へども、終に叶はぬ身に無益の罪作りて何かせん、今まで命を惜むも、自然世も立直らば、父の意趣をも遂げ、我本望をも達せばやと思へばこそ有れ、又昔年說法を聞きしに、欲知過去因、見其現在果、欲知未來果、見其現在因と云へり、されば罪を作らば必ず惡道に落つべし、然れども武士たる者殺業なくては叶はず、夫に取つては武の道非分の者を殺さゞるなり、依つて爲朝合戰する事二十餘度、人の命を斷つ事數を知らず、されども分の敵を討つて非分の者を討たず、鹿を殺さず、鱗を漁らず、一心に地藏菩薩を念じ奉ること二十餘年なり、過去の業因に依つて、今加樣の惡心を受け、今生の惡業に依つて、來世の苦果思ひ知られたり、されば今此罪悉く懺悔しつ、偏に佛道を願ひて念佛を申すなり、此上は兵一人も殘るべからず、皆落行くべし、物具も皆龍神に奉れとて、落行く者に各形見を與へ、嶋の冠者爲頼とて、九歳に成りけるを喚寄せて刺殺す。是を見て五つになる男子、二つになる女子をば、母抱

きて失せにければ力なし。さりながら矢一つ射てこそ、腹をも切らめとて立向ひ給ふが、最後の矢を手淺く射たらんも、無念なりと思案し給ふ處に、一陣の舟に兵三百餘人、射向けの袖を差かざし、舟を乘り傾けて、三町ばかり渚近く押寄せたり。御曹司矢比少し遠けれども、大鏑を取つて番ひ、小肘の廻る程引詰めてひようと放つ。水際五寸ばかり置いて、大船の腹を彼方へつと射通せば、兩方の矢目より水入りて、舟は底へぞ卷入りける。水心ある兵は、楯搔楯に乘つて漂ふ所を、艪櫂弓の弭に取付きて、並の船へ乘移りてぞ助かりける。爲朝是を見給ひて、保元の古は矢一筋にて二人の武者を射殺しき、嘉應の今は一矢に多くの兵を殺し畢んぬ、南無阿彌陀佛とぞ申されける。今は思ふ事無しとて、内に入り家の柱に後を當てゝ、腹搔切つてぞ居たりける。其後は船共遙に漕戻して申しけるは、八郎殿の弓勢は今に始めぬ事なれども、如何がすべき我等が鎧を脱ぎて、船にや着するなど、色々の支度にて程經れども、差出づる敵も無ければ、又懼づ／＼船を漕ぎ寄せけれども、敢て手向ひする者も無し。是に付けても謀りて陸に上げてぞ討たんずらんと、心に鬼を作りて左右なく近づかず。されども波の上に日を送るべきかとて、思切つて馬の足立つ程にも成りしかば、馬共皆追下して、ひた／＼と打乘つて、呼いて驅入れども、立合ふ者の樣に見え、無けれども太刀を持つ樣に覺え、眼勢事柄敵打入らんを差覗く體にぞ有りける。されば兼ねて我眞先驅けて討取らんと申

せし兵共是を見て、入る者一人も無し。全く官軍の臆病なるにもあらず、只比人毎に懼ぢ習ひたるいはれなり。加様に随分の勇士共も、悪びれて進み得ず、只外郭取回せるばかりなり。爰に加藤次景廉自害したりと見おふせてや有りけん、長刀を以て後より狙寄つて、御曹司の首をぞ打落しける。依つて其日の高名の一の筆にぞ付きたりける。首をば同五月に都へ登せければ、院は二條京極に御車を立てゝ叡覽ある。京中の貴賤道俗群集す。此爲朝は十三にて筑紫へ下り、九國を三年に打從へ、六年治めて十八歳にて都へ上り、保元の合戰に名を顯し、二十九歳にて鬼が嶋へ渡り、鬼神を奴とし、一國の者恐ぢ怖ると雖も、勅勘の身なれば終に本意を遂げず、三十三にして名を一天に廣めけり。古より今に至るまで、此爲朝程の血氣の勇者なしとぞ人申しける。

保元物語終

平治物語目錄

卷第一

卷第二

卷第三

平治物語卷第一

信頼信西不快事

竊に惟みれば、三皇五帝の國を治め、四岳八元の民を撫づる、皆是器を見て官に任じ、身を顧みて祿を請くる故なり、君臣を撰びて官を授け、臣己を計りて職を受くる時は、任を忝うし成を責むる事勞せずして化すと云へり。故に舟航の船海を渡るに、必ず橈楫の功を假り、鴻鶴雲を凌ぐに、必ず羽翮の用に由る。帝王の國を治むること、必ず匡弼の助に由ると云々。國の匡輔は必ず忠良を待つ、任使其人を得る時は、天下自ら治ると見えたり。古より今に至るまで、王者の人臣を賞する、和漢兩朝同じく文武二道を以て先とす。文を以ては萬機の政を助け、武を以ては四夷の亂を治む。天下を保ち國土を治むる謀は、文を左にし武を右にすと見えたり。譬へば二つの手の如し、一つも闕けては叶ひ難し。兩端以て叶ふ時は、四海に風波の恐なく、八簑民廣〔〇八荒民庶ノ訛〕の愁なし。夫澆季に及びては、人奢つて朝威を蔑如し、民武くして野心を挾む、能く用意すべし。尤も抽賞せらるべきは勇士なり。されば唐の太宗文皇帝は、鬚を燒いて功臣に賜ひ、血を含み瘡を吮うて戰士を撫でしかば、心は恩の爲に仕へ、命は義に依つて輕かりければ、身を殺さん事を痛まず、只死を致さん事をの

み思へりけりとなん。自ら手を下し我と能く戰はねども、人に志を施せば、人皆歸しけり。又讒佞の徒は國の蠹賊なり、榮華を旦夕に諍ひ、勢利を市朝に競ふ、諂諛の姿〔質カ〕を以て、忠賢の己が上に有る事を惡み、其姦邪の志を抱いて、富貴の我先たらざる事を恨む、是皆愚者の習なり。用捨すべきは此事なり。爰に近來權中納言兼中宮權大夫右衞門督藤原朝臣信賴卿と云ふ人有りき。人臣の祖、天津兒屋根尊の御苗裔、中關白道隆八代の後胤、播磨三位季〔○基ノ誤〕隆が孫、伊豫三位中〔○忠ノ誤〕隆が子なり。然れども文にもあらず武にもあらず能も無く藝も無し、只朝恩にのみ誇つて、昇進に拘らず、父祖は諸國の受領をのみ經て、年闌け齡傾きて後、僅に從三位までこそ至りしが、是は近衞司、藏人頭、皇后宮宮司、宰相中將、衞府督、撿非違使別當、此等を僅に二三箇年の間に經昇りて、年二十七にして中納言右衞門督に至れり。一の人の家嫡などこそ加樣の昇進はし給ふに、凡人に於ては未だかくの如くの例を聞かず。又官途のみに非ず、俸祿も猶心の儘なり。かくのみ過分なりしかども、猶不足して、家に絶えて久しき大臣大將に望を懸けて、凡おほけなき擧動をのみしけり。されば見る人目を塞ぎ、聞く者耳を驚かす。微子瑕にも過ぎ、安祿山にも超えたり。餘桃の罪をも恐れず、只榮華の恩にぞ誇りける。其比少納言入道信西と云ふ者あり。山井三位永賴卿八代の後胤、越後守季綱が孫、鳥羽院の御宇、進士藏人實兼が子なり。儒胤を受けて儒業を傳へ

ずと雖も、諸道兼學して、諸事に暗からず、九流百家に至る、當世無雙の宏才博覽なり。後白河上皇の御乳母、紀伊二位の夫たるに依つて、保元元年より以來は、天下の大小事を心の儘に執行つて、絶えたる跡を繼ぎ、廢れたる道を起し、延久の例に任せて大内に記錄所を置き、理非を勘決す。聖斷私無かりしかば、人の恨も殘らず、世を淳素に歸し、君を堯舜に致し奉る。延喜天暦の二朝にも恥ぢず、義懷惟成が三年にも超えたり。大内は久しく修造せられざりしかば、殿舍傾危し、樓閣荒廢して、牛馬の牧、雉兎の伏所と成りたりしを、一兩年の内に造畢して、遷幸成し奉る。外郭重疊たる大極殿、豐樂院、諸司、八省、大學寮、朝所に至るまで、花の榱雲のかた、大厦の構成風の功、年を經ずして不日に成りしかども、民の煩もなく、國の費も無かりけり。内宴相撲の節、久しく絶えたる迹を起し、詩歌管絃の遊、折に觸れて相催す、九重の儀式昔を恥ぢず、萬事の禮法古きが如し。去んぬる保元三年八月十一日、主上御位を退らせ給ひて、御子の宮に讓り申させ給へり。二條院是なり。然れども信西が權位も彌威を奮ひて、飛ぶ鳥も落ち草木も靡くばかりなり。又信頼卿の寵愛も猶彌珍らかにして、肩を雙ぶる人も無し。されば兩雄は必ず諍ふ習なる上、如何なる天魔か二人の心に入り替りけん、其中惡しくして、事に觸れて不快の由聞えけり。信西は信頼を見て、何樣にも此者天下をも危め、國家をも亂らんずる仁よと思ひければ、

何にもして失はばやと思へども、當時無雙の寵臣なる上、人の心も知り難ければ、打解けて申合すべき輩も無し。ついで有らばとためらひ居たり。信頼も又何事も心の儘なるに、此入道我を拒んで、恨み結ばん者彼なるべしと思ひてければ、何なる謀を廻らして、失はんとぞ工みける。或る時信西に向つて上皐仰せなりけるは、信頼が大將を望み申すは何に、必ずしも重代淸華の家に非ざれども、時に依つて成さるゝ事も有りけるとぞ傳へ聞食すと仰せられければ、信西、すは世の中今はさてと、歎かはしくて申しけるは、信頼などが大將に成りなば、誰か望を懸け候はざらん、君の御政は司召を以て先とす、敍位除目に僻事出で來ぬれば、上天の譴に背き、下人の恥を受けて、世の亂るゝ端なり、其例、漢家本朝に繁多なり、さればにや阿古丸大納言宗通卿を白河院大將に成さんと思食したりしかども、寛治の聖主御許されなかりき、故中御門藤中納言家成卿を、舊院大納言に成さばやと仰せられしかども、諸大夫の大納言に成る事は絕えて久しく候、中納言に至り候だに過分に候ものをと諸卿皆諫め申されしかば思食し止みぬ、せめての御志にや、歲の始の勅書の裏書に、中御門新大納言殿へと遊ばされたりける、是を拜見して、誠に成され進らせたるにも猶過ぎたる面目かな、御志の程忝なしとて、老の淚を拭ひかねけるとぞ承り候、大納言猶以て君も執し思食し、臣も緩にせじとこそ諫め申しゝか、況や近衞大將をや、三公には列すれども、大將をば經ざる

臣のみあり、執柄の息莫〔〇英カ〕才の輩も、此職を先途とす、信頼などが身を以て大將を汚さば彌〻奢りを究めて謀逆の臣となり、天の爲に亡され候はん事、爭か不便に思食されで候べきと諫め申しけれども、實にもと思食したる御氣色も無し。信西餘りの勿體なきに、唐の安祿山が奢れる昔を繪に書きて、卷物三卷を作りて、院へ進らせけれども、君は猶實にもと思食したる御事もなく、天氣他に異なり、信頼卿は通憲入道が散々に申しける事を漏聞きて、安からぬ事に思ひければ、常に所勞と號し、出仕もせず、伏見源中納言師仲卿を相語らうて、彼在所に籠居て、馬に乘り、馳引き、早足、力持など、偏に武藝をぞ稽古せられける。是併しながら信西を失はん爲とぞ聞えける。

信頼卿信西被レ亡議事

さる程に信頼卿は、子息新侍從信親を大貳淸盛の聟に成して近付き寄り、平家の武威を以て本意を遂げんと思ひけるが、淸盛は太宰大貳たる上、大國數多給はりて、一族皆朝恩を蒙り、恨有るまじければ、よも同意せじと思ひ止る。左馬頭義朝こそ、保元の亂より以後、平家に覺え劣りて安からず存ずる者と思はれ、近付きて懇に志をぞ通はしける。常に見參の度には、信頼かくて候はゞ、國をも庄をも望み、官加階をも申されんに、天氣よも子細有らじと宣ふ。加樣に御意に懸けられ候條、身

に取りて大慶なり、何なる御大事をも承りて、一方は固め申さんとぞ宣ひける。しかのみならず當帝の御外戚、新大納言經宗をも語らひ、中御門藤中納言家成卿の三男越後中將成親朝臣は、君の御氣色能き者なりと語らひ、御乳人の別當惟方をも憑まれけり。中にも此別當は母方の叔父なりしに、我弟尾張少將信俊を聟になし、殊更深くぞ契られける。加樣に認め廻らして、隙を伺はれける程に、平治元年十二月四日、大貳清盛宿願有りとて、嫡子左衞門佐重盛相具して、熊野參詣の事あり、其隙を以て信賴卿義朝を招き、信西は紀伊二位の夫たるに依つて、天下の大小事を心の儘に申行ひ、子共には官加階恣になし與へ、信賴が方樣の事をば、火をも水に申しなす、讒侫至極の僻者なり、此入道久しく天下に在りては、國も傾き世も亂るべき禍の基なり、君もさは思食したれども、させる次も無ければ、御誡もなし、いざとよ御邊始終如何あらん、大貳清盛も彼が緣と成りて、源氏の人々をば申し沈めんとするなどこそ承れ、能き樣に計らはるべき物をと語れば、義朝申されけるは、六孫王より七代弓箭の藝を以て今に叛逆の輩を誡め、武略の術を傳へて、凶徒を退け候、然るに去んぬる保元に門葉の輩多く朝敵と成りて、親類皆梟せられ、已上義朝一人に罷成り候へば、清盛も内々さぞ計ひ候らん、此等は本より覺悟の前にて侍れば、あながちに驚くべきにて候はねども、加樣に憑み仰せ候上は、便宜候はゞ當家の浮沈をも試むべしとこそ存じ候へと申されければ、信賴大いに喜んで

嚴物作りの太刀一腰自ら取出だし、且は悦の初とて引かれたり。義朝謹んで請取りて出でられけるに、白く黒くさる體なる馬二匹、鏡鞍置いて引立てたり。夜陰の事なれば、松明振上げさせて此馬を見、合戰の出立ちに馬程の大事は候はず、近頃の御馬にて候、此龍蹄を以て、何なる強陣なりとも、などか破らで候べき、合戰は勢には因らず、謀を以てすと雖も、小を以て大に敵せずとも申せば、頼政、光基、季實等をも召され候へ、其上此等を始めて、源氏共內々申す旨有りと承り候と申して出でられければ、信頼卿月來日比拵へ置かれたる武具なれば、威し立てたる鎧五十領、追ひ樣に遣はされけり。信頼やがて此人々を喚んで、憑むべき由宣へば、一門の中の大將既に從ひ奉る上は、左右に能はずとてぞ歸りける。

三條殿發向幷信西宿所燒拂事

さる程に信頼卿は、同九日の夜子の刻ばかりに、左馬頭義朝を大將として、其勢五百餘騎、院の御所三條殿へ押寄せ、四方の門々を打固め、右衞門督乘りながら、年來御いとほしみを蒙りつるに、信西が讒に依つて、信頼討たれ進らすべき由承り候間、暫しの命助からん爲に、東國の方へこそ罷下り候へと申せば、上皇大いに驚かせ給ひて、何者が信頼を失ふべかなるぞとて、あきれさせ給へば、

伏見源中納言師仲卿御車を差寄せ、急ぎ召さるべき由申されければ、早火を懸けよと聲々にぞ申しける。上皇遽てゝ御車に召さるれば、御妹の上西門院も一つ御所に渡らせ給ひけるが、同じ御車にぞ奉りける。信賴、義朝、光保、光基、季實等、前後左右に打圍みて、大內へ入れ進らせ、一本御書所に押籠め奉る。やがて佐渡式部大輔重成、周防判官季實近く候して、君をば守護し奉る。さても此重成は、保元の亂の時も、讃岐院の仁和寺の寬遍法務が坊に渡らせ給ひしを守護し奉りて、讃州へ御配流有りし時も、鳥羽まで參りし者なり、何なる故にや二代の君を守護し進らすらんと人々申合へり。三條殿の有樣申すも愚なり。門々をば兵共固めたるに、所々に火を擧げたり。猛火空に充ちて、暴風烟雲を揚ぐ。公卿殿上人、局の女房たちに至るまで、是も信西が一族にてや有るらんとて、射伏せ斬殺せば、火に燒けじと出づれば矢に中り、矢に中らじと返れば火に燒け、矢に恐れ火を憚る類は、井にこそ多く飛入りけれ。それも暫くの事にて、下なるは水に溺れ、中なるは俱に押されて死し、上は火にこそ燒けにけれ。造り重ねたる殿舍の烈しき風に吹立てられて、灰燼地にほとばしりければ、何たる者か助かるべき、彼阿房の炎上には、后妃采女の身を滅す事無かりしに、此仙洞の回祿には、月卿雲客の命を落すこそ淺ましけれ。左兵衞尉大江家仲、右衞門尉平康忠、爰を最後と防戰ひけるが、終に討たれてければ、家仲康忠が首を鉾に貫き、大內へ馳參り、待賢門に差上げ

て、喚き叫びたる外は、仕出したる事ぞ無き。同丑の刻に信西が宿所、姉小路西洞院へ押寄せて、火を懸けたれば、女童の遽てゝ迷ひ出でけるをも、信西が妾を替へてや逃ぐらんとて、多くの者を斬伏せけり。保元の亂以後は、理世安樂にして、都鄙扃を忘れ欽〔○歡カ〕娛遊宴して、上下の屋を雙べしに、火災の餘烟に民屋多く亡びしかば、こは何に成りぬる世の中ぞ、此二三箇年は洛中殊更靜にして、甲冑を鎧ひ弓箭を帶する者もなかりしかば、適持行く人も憚なる體にこそ有りしに、今は兵共京白河に充滿てり、行末如何が有るべきと歎かぬ人も無かりけり。

信西子息闕官事付除目事幷惡源太上洛事

さる程に少納言入道信西が子息五人闕官せらる。嫡子新宰相俊憲、次男播磨中將成憲、權右中辨貞憲、美濃少將長〔○脩ノ誤〕憲、信濃守惟〔○是ノ誤〕憲なり。上卿は花山院大納言忠雅、職事は藏人右少辨成賴とぞ聞えし。さる程に太政大臣、左右大臣、內大臣以下公卿參內し給ひしかば、僉議有つて信西が子共尋ねらるゝに、播磨中將成憲は、太宰大貳淸盛の聟なれば、若や命助るとて、六波羅へ落ちられたりけるを宣旨とて內裏より頻竝に召されければ、力及ばで出だされけり。博士判官坂上兼成行向ひ、成憲を請取つて內裏へ參りければ、尋ぬべき子細有りとて、兼成に預置かる。權右中辨貞憲

は、髻切り法師に成りて、傍に忍びたりけるを、宗判官信澄尋出だして別當に申したりしかば、是も信澄に預けられけり。やがて除目を行はる。信賴卿は本より望を懸けたりしかば、大臣大將を兼ねたりき。左馬頭義朝は播磨國を賜はりて播磨守になる。佐渡式部大輔は信濃守になる。多田藏人大夫源賴憲は攝津守になる。源兼經は左衞門尉になる。康忠は右衞門尉になる。足立四郎遠基は右馬允になる。鎌田次郎正淸は兵衞尉に成つて正家と改名ず。今度の合戰に打勝ちなば、上總國を給ふべき由宣ひけり。爰に義朝が嫡子鎌倉惡源太義平、母方の祖父三浦介が許に在りけるが、都に騷がしき事有りと聞きて、鞭を打つて馳上りけるが、今度の除目に參合ふ。信賴大いに悅んで、義平此除目に參合ふこそ幸なれ、大國小國か、官加階も思ひの如く進むべし、合戰も又能く仕れと宣へば、義平申しけるは、保元に叔父鎭西八郎爲朝を宇治殿の御前にて藏人に成されければ、急々なる除目かなと辭し申しけるは理かな、義平に勢を給はり候へ、安部野に驅向ひ、淸盛か下向を待たん程に、淨衣ばかりにて上らん處を、眞中に取籠めて一度に討つべし、若命を助からんと思はゞ、山林へぞ迯籠り候はんずらん、然らば追詰め〳〵捕へて、首を刎ね獄門に懸けて、其後信西を滅し、世も靜りてこそ、大國も小國も官加階も進み侍らめ、見えたる事もなきに、兼ねて成りて何かせん、只義平は東國にて兵共に喚付けられて候へば、本の惡源太に候はんとぞ申しける。信賴、義平が申

狀荒儀なり、其上安部野まで馬の足疲らかして何かせん、都へ入れて中に取籠めて討たんずるに、程や有るべきと宣ひければ、皆此儀にぞ從はれける。偏に運の盡くる故にこそ。大宮太政大臣伊通公其比は左大臣にておはしましけるが、才學優長にして、御前にても常にをかしき事を申されければ、君も臣も大きに笑はせ給ひ、御遊も興を催しけり。內裏にこそ武士共仕出したる事もなけれども、思の如く官加階をなる、人を多く殺したるばかりにて官位をならんには、三條殿の井こそ多く人を殺したれ、など其井には官をなされぬぞと笑はれける。

信西出家由來幷南都落事付最後事

さる程に通憲入道を尋ねられけれども、行くへを更に知らざりけり。彼信西と申すは、南家の博士長門守高階經敦が猶子なり。大業も遂げず儒官にも入れられず、重代に非ざるなりとて、辨官にもならず、日向守通憲とて、何となく御前にて召仕はれけるが、出家しける故は、御所へ參らんとて鬢をかきけるに、鬢水に面像を見れば、寸の首劒の前に懸りて空しくなると云ふ面相あり。驚き思ひける比宿願有るに依つて熊野へ參りけり。切目王子の御前にて、相人に行逢ひたり。通憲を見て相して曰く、御邊は諸道の才人かな、但し寸の首劒の先に懸つて、露命を草上にさらすと云ふ相の有る

は何にと云ひて、一々相しけるが、行末は知らず、來し方は何事も違はざりければ、通憲もさ思ふぞとて歎きかけるが、其をば何にして遁るべきと云ふに、いざ出家してや遁れんずらん、それも七旬に餘らば如何が有らんとぞ云ふ。さてこそ下向して御前へ參り、出家の志候が、日向入道と呼ばれんは、無下にうたてしう覺え候、少納言を御許し蒙り候はばやと申しければ、少納言は一の人も成りなどして、左右なく取下さぬ官なり、如何有らんと仰せられけるを、樣々に申して御許されを蒙り、やがて出家して少納言入道信西とぞ云ひける。子共或は中少將に至り、或は七辨に相並びて、由々しかりしが、終に墨染の袖に身を替へても、露命を野邊の草に置きかねしは、昨日の樂今日の悲、諸行無常は只目前に顯れたり。吉凶は纏れる〔○糾へる〔イ〕〕繩の如しと云ふぞ理なる。信西九日午の刻に、白虹日を貫くと云ふ天變を見て、今夜御所へ夜討入るべしとは知りたりけるにや、此樣申入れんとて、院御所へ參りたれば、折節御遊にて、子共皆御前に伺候したりしかば、其興を醒し進らせんも無骨なれば、或女房に子細を申置きて罷出でにけり。宿所に歸り紀伊二位にかゝる事あり子共にも知らせ給へ、信西は思ふ旨有つて奈良の方へ行くなりと云ひければ、尼公も同じ道にと歎かるれども、樣々にこしらへ留めて、侍四人相具し、祕藏せられたる月毛の馬に打乗りて、舍人成澤を召具し、南都の方へ落ちられけるが、宇治路へかゝり、田原が奥大道寺と云ふ所領にぞ行きにけ

る。石堂山の後、信樂の峯を過ぎ、遙分入るに、又天變あり、木星壽命亥に在り、大伯經典〔○天カ〕に侵せる時は、忠臣君に代り奉ると云ふ天變なり。信西大いに驚き、本より天文淵源を究めたりければ、自ら是を考ふるに、强者弱く弱者强しと云ふ文なり。是君奢る時は臣弱く、臣奢る時は君弱くなると云へり。今臣奢つて君弱くならせ給ふべし。忠臣君に替ると云ふは、恐らくは我なるべしと思ひて、明くる十日の朝、右衞門尉成景と云ふ侍を召して、都の方に何事か有る、見て歸れとて差遣はす。成景馬に打乘つて馳行く程に、小幡峠にて入道の舍人武澤と云ふ者、御所に火懸けて後、禪門奈良へと聞きしかば、此事申さんとて走りけるに行逢ふ。然々の由を語り姉小路の御宿所も燒拂はれ候ひぬ、是は右衞門督殿、左馬頭殿を語らひ、入道殿の御一門を滅し給はんとの謀とこそ承り候へ、其由を告げ進らせんとて、奈良へ參り候と申せば、下﨟におはす所知らせては惡しかりなんと思へば、汝いしく參りたり、春日山の奥然々の所なりと敎へて、成景は京へ上る由にて田原の奥に歸り入道に此由を申せば、さればこそ信西が見たらん事はよも違はじと覺えつるぞ、忠臣君に代り奉ると有れば、如かじ命を失うて御恩を報じ奉らんには、但し息の通はん程は佛の御名を唱へ進らせんと思へば、其用意せよとて、穴を深く掘り、四方に板を立雙べ、入道を納れ奉り、四人の侍髻切つて、最後の御恩には法名を給はらんと各申せば、左衞門尉師光は西光、右衞門

財成景は西景、武者所師淸は西淸、修理進淸實は西實とぞ付けられける。其後大いなる竹の節を通じて、入道の口に當てゝ、髻を具して掘埋む。四人の侍墓の前にて歎きけれども、叶ふべき事ならねば泣く〳〵都へ歸りけり。

信西首實撿事付大路渡被ㇾ懸二獄門一事

さる程に舍人成澤同じく都へ歸りけるが最後の乘馬なり、紀伊二位に見せ奉らんとて、空しき馬を引きて歸る程に、出雲前司光保五十餘騎にて信西が行くへを尋來るに、木幡山にて行逢ふ。馬も舍人も見知りたれば、打伏せて問ひけるに、始は知らずと云ひけれども、終には有の儘にぞ申しける。即ち此男を前に立てゝ行く程に、新しく土を穿てる所あり。あれこそそれよと敎ふれば、即ち掘起して見れば、未だ目ははたらき息通ひけるを首を取りてぞ歸りける。出雲前司光保信頼卿に此由を申せば、同じき十四日に別當惟方と同車して、光保の宿所神樂岡へ行向つて此首をぞ實撿す。必定なればやがて明くる日大路を渡し、獄門に懸けらるべしと定められければ、京中の上下河原に市をなして見物す。信頼、義朝も車を立てゝ是を見る。十五日の午の刻の事なるに、晴れたる天俄に曀れて星出でたり。是を不思議と見る處に、此首信頼義朝車の前を渡る時、打頷いてぞ通りける。見る人皆只

今敵を滅してんず、怖ろし〳〵とぞ云ひける。朝敵に非ざれば、勅定にも非ずして首を獄門に掛けらるゝも、前世の宿業と云ひながら、去んぬる保元に絶えて久しき死罪を申行ひし報かとぞ人々申しける。さて紀伊二位の思淺からず、偕老同穴の契深かりし入道には後れ給ひぬ、僧俗の子共十二人ながら召籠められて、死生も未だ定まらず、憑み進らせつる君も押籠められさせ給ひて、月日の光をさへはか〴〵しくは御覽ぜず、我身は女なれども、信頼の方へ取出だし失はんと云ふなれば、終には遁れ難しとぞ歎かれける。

唐僧來朝事

さる程に彼の紀伊二位と申すは、紀伊守範元か孫、右馬頭範國が娘なり。八十嶋下りに三位に叙し、やがて從二位して紀伊二位とぞ申しける。信西が妻室と成りて不思議多き中に、唐僧來りて生身の觀音なりとて拜する事あり。其故は久壽二年の冬の比、鳥羽禪定法皇熊野山に御參詣有りしに、其比那智山に唐僧あり、名をば淡海沙門と云ふ。彼僧異國にて我此身を捨てずして、生身の觀音を拜み奉らんと云ふ願を發し、天を仰ぎて一千日の間祈禱をなす。千日に滿じける夜、汝生身の觀音を拜まんと思はゞ、日域に行きて那智山と云ふ所に赴けと云ふ天の示現を蒙りて、渡海の本望を遂げ

て、彼山に參籠せるなり。法皇此由聞食して唐僧を召されければ、御前へ參りて和尚和尚と禮す。唐僧なれば語を聞き知食す人無し。只鳥の囀る如くなりしを、信西末坐に候ひけるが、禪加此法沒除淨精にて來れるかと問へば、唐僧の曰くさにあらず、弘誓破戒沒除大精にて來りたるなりと答ふ。さて唐僧信西が詞を聞きて、才學の程を計らんとや思ひけん、異國の事を問懸けたり。震旦の長安城より天竺舍衞大城へは幾萬里ぞと問へば、十萬餘里と答ふ。遺愛寺と云ふ寺は何處にか在る、天台山より西へ去る事七百里、白樂天の世を遁れし所ぞかしと答ふれば、唐僧難義を問はんとや思ひけん、扁鵲が門には何かあると云ふ。延命と云ふ草を植ゑたり、是を見る人善を招き惡を避け、壽命久延と云ふ。汝陽が門に何かある、亂樹と云ふ木あり、三十年に一度片枝に花咲き、片枝に菓成る、是を取りて食ふ人醉ふこと百餘日、其味西王母が桃に似たり、長良國とは何處ぞ、都城より巽へ去ること二百里なり、梵王の立て給ふ馬腦の塔あり、彼塔の本には摩訶曼陀羅華、摩訶曼殊沙華四種の天華開けたり、釋尊燃燈佛の御許にして、髮を下し給ひし所なり、大雪山には藥壽王と云ふ木あり、彼木の葉を鼓に塗りて、打つ音を聞く人不老不死の德を得たり、西山には波珍と云ふ虫あり、首に諸の財を戴き、常に佛を供養し奉る思あり。長山には三重の瀧あり、彼瀧の水を呑む人大いに怒る心あり、されども竹馬に鞭打ちて、道心を催すと云へり、弧火〔〇巴ノ誤〕琴を彈ぜしかば、

四方の鱗陸に上り、鈴宗笛を吹きしかば、天人袖を飜す、唐太宗は甕の邊にして天下を治むる先相有りと、一々答へければ、唐僧我國より渡れる者が此國より來つて學せるかと問へば、本より我此國の素生なれども、若遣唐使にや渡らんずらんとて、天竺、震旦、高麗、新羅、百濟を始として、五六箇年の間に、上一人より下萬民の申しかへたる詞まで、學びたるなりと答へければ、我生身の觀音を拜み奉らんと、天の示現を蒙りて是まで來れり、汝即ち生身の觀音たり、我願窂しからずとて、信西を三度禮し、種々の引出物をしてけり。其後信西我國の詞を以て、此趣を奏しければ、君を始め進らせて、供養の人々皆不思議の思を成されけり。

叡山物語事

去んぬる保元元年の春の比、法皇叡山へ御幸なる、山門には大師修禪定の具足共あり。名字を御尋有りけるに、大衆共、公家の才學を計らんとや思ひけん、我山の財にては候へども、正しく名字を知りたる者候はずと一同に申しければ、法皇先年熊野にて、信西不思議の才學を振ひしかば、若是をもや知りたるらんとて召出だされければ、御前に參りて畏る。先づ一つの箱修禪定の具足の中に、勢手鞠ばかりにして音有る物あり、是は何にと御尋有れば、禪鞠と申し候、止觀の第四卷に見えたり、

譬へば大師禪定の時、眠あれば是を頂上に置く、眠れば自ら落つ、落れば音あり、故に眼を覺むるなり、又二尺四五寸ばかりなる木の先に、勢大柑子ばかりにして和かなる物あり、大師修禪定の時、御身苦しき事おはしませば、是を以て押ふ、押ふれば止む、是を禪杖と云ふ、二尺ばかり有る物をかせの如くに違へて、先毎に絹を懸けて塗りたる物あり、大師坐禪に御胸痛む時、是を以て押ふ、押ふれば止む、助老と是を云ふ、又枕に似たる物あり、其名を頭子と云ふ、委しくは梵網經に見えたり、此等を四種の物と云ふなり、第十九の箱は下野國、宇佐〔○都ノ誤〕宮の御殿に納めらる、乙護法使者たり、明神强ちに惜しませ給へば、人は爭か知るべきなれども、或は宇賀神の法を籠め、或は陀天の法を籠め、大師手印を以て封せらると云々、不空羂索人骨の念珠も此箱に在りとかや、凡延暦寺は大師最初の伽藍なり、大講堂は深草天皇の御願、延命院四王院は、文德朱雀の御願なり、法華堂には大師三代の御經もまします、五臺山の香の火、淸凉山の土もあり、前唐院には大師の御脇息もあり、香爐もあり、御影もおはします、其外弘仁三年の春、大師九州宇佐宮に詣でて、法華の眞文を講じ給ひしかば、大菩薩自ら寶殿を開き、手づから大師に授け給ひし紫の袈裟には、光明赫奕として、八幡三所もおはしますなり、天竺の多羅葉、法全和尙の獨鈷、燋熱地獄より取傳へたる泗濱石も此山に在りとこそ候へ、しかのみならず三十番神の守護し給ふ根本の杉の洞、

飯室の五つ坊の谷までも、打鳴らす鐘の響のしけるにこそ人有りとは知らけれと、三塔の祕事共を一々に申しければ、君を始め進らせて、三千の衆徒奇異の思をなしにけり。還御の後も卿相雲客信西が宏才を感じ申されけるに付きて、四方山の御物語ぞ有りける。さても雙六の采の目に、一が二つ下りたるをば、疊一と云ひ、二が二つ下りたるをば重二と云ふ、五六をも疊五疊六と申す、是皆重る義なるに、三四ばかりを朱三朱四と云ふこそ心得ね、是を御尋ね候へかしと申されければ、法皇信西にもとて、信西を召されて、此由を仰せ下されければ、さん候、昔は同じく重三重四と申しけるを、唐の玄宗皇帝と楊貴妃と雙六を遊ばしけるに、重三の目が御用にて、朕が思ふ如くに出でたらば、五位になすべしとて遊ばしければ、重三下りき、楊貴妃又重四の目を乞うて、我心の如くに下りたらば、俱に五位になすべしとて打ち給ふに、重四出でたりき、依つて天子に俗〔戲イ〕言なし、同じく五位になさんとて成されけるに、何をか驗にすべきと云ふに、五位は赤衣を着ればとて、重三重四の目に朱を差されてより以來、朱三朱四と呼ぶとこそ見えて候へと奏しければ、諸卿皆理にやと感合はれける　されば凡人ならぬにや、死して後も、手には日記を捧げ、口には筆を含み、炎魔の廳にても、第三の冥官に列りけると、人の夢にも見えたりけり。かゝりし人の今首を獄門に掛けらるゝも、保元の合戰に、宇治の惡左府の御墓、大和國添上郡河上村般若野の五三昧なりしを、信西の申狀に

依つて、勅使を立てゝ掘起し、死骸を空しく耻かしめられしが、中二年ありて、平治元年に我と埋み隱されしかども、終に掘起されて首を斬られけるこそ怖ろしけれ。昨日の他州の愁、今日は我身の責とも、加樣の事をや申すべき。

從二六波羅一紀州被レ立二早馬一事

さる程に十日の曉、六波羅より立てし早馬、切目の宿にて追付きたり。淸盛何にぞと問ひ給へば、去んぬる九日の夜、三條殿へ夜討入つて、御所皆燒拂ひ候ひぬ、少納言入道の宿所も燒拂はれ候、是は右衞門督殿、左馬頭殿を相語らひて、當家を滅し奉らんとの謀とこそ承り候へと申せば、淸盛急ぎ下向すべきか、是まで參つて參詣を遂げざらんも無念なり、如何がすべきと宣へば、左衞門佐重盛、熊野參詣も現當安穩の御祈請にてこそ候らめ、其上君逆臣に取籠められさせ給へるなり、爭か武臣として是を救ひ奉らざらん、神は非禮を受けず、何か苦しく候べき、急ぎ御下向有るべしと申されければ、皆此議にぞ同じける。それに取りて敵に向つて歸洛せんずか、物具の一領も無きをば如何すべきと歎き給ふ處に、筑後守家貞、長櫃を五十合重げに舁がせたりしを取寄せて、五十領の鎧、五十腰の矢、其外物具共を取出だして奉る。弓は何にと宣へば、竹の朸の中に節を突いて入

れたりければ、即ち五十張の弓を取出せり。やがて家貞は滋目結の直垂に、洗革の鎧着て、太刀脇挾み、大將軍に仕へ奉る者はかくこそ用意すれと申せば、侍共あはれ高名かなとぞ感じける。熊野の別當湛增が田邊に在りけるに使を立て給へば、兵二十騎奉る。湯淺權守宗重三十騎にて馳參れば、彼此百餘騎に成りにけり。爰に惡源太三千餘騎にて安部野に待つと聞えければ、淸盛此無勢にて、大勢に合うて討たれん事こそ無念なれ、先づ是より四國へ渡り、勢を催して後日に都へ入らばやと宣へば、重盛重ねて申されけるは、それも然にて候へども、事延引せば、定めて當家退治の由、諸國へ院宣綸旨を成し掛くべし、却つて朝敵と成りなん後は、後悔すとも益有るまじ、多勢を以て無勢を討つこと常の事なり、敢て弓箭の疵ならず、然れば無勢なりとも、驅向つて即時に討死にしたらんこそ後代の名も勝るべけれ、何とか思ふ家貞と宣へば、筑後守、六波羅の御一門もさこそ覺束なく思食すらん、急がせ給へと申せば、淸盛も然るべしとて、都を差して引返す。大將以下皆淨衣の上に鎧を着、敬禮熊野權現、今度の合戰事故無く打ち勝たさせ給へと祈請して、引驅け〳〵打つ程に、和泉と紀伊國との境なる鬼の中山にて、蘆毛なる馬に乘つたる者、早馬と覺しくて、揉みに揉うで出で來たり。すは惡源太が使かと皆人色を失ふに、源氏の使には非ずして、六波羅よりの早馬なり。さては六波羅は何にと問ひ給へば、昨日夜半ばかりに出で候ひしまでは、何事も候はず、播磨中將

殿の憑みて御渡り候ひしを、内裏より宣旨とて、頻並に召され候ひし間、力無く十日の暮程に出だし進らせ給ひて候と申しければ、左衞門佐無下に云ひ甲斐なき事せられたる人々かな、當家を憑みて來れる人を敵の手へ渡すと云ふ事や有る、かくては御方に勢付きなんやとて怒られける。さても惡源太が安部野に待つと云ふは何にと問ひ給へば、其儀は曾て候はず、伊勢國伊藤の兵共こそ、都へ入らせ給はゞ御供仕らんとて、三百餘騎にて待ち進らせ候ひつれと申せば、敵の惡源太にてはあらずして、能き御方ござんなれ、打てや者共とて、皆人色を直して我先にと進む程に、和泉國大鳥の宮に着き給ふ。重盛祕藏せられける飛鹿毛と云ふ馬に白鞍置いて、神馬に引き給へば、淸盛一首の歌あり。

　　畏ぞよかへり果てなば飛びかけり育み立てよ大鳥の神

光頼卿參内事并許由事付淸盛六波羅上着事

さる程に内裏には、同十九日、公卿僉議とて催されけり。勸修寺左衞門督光頼卿、此程は信頼卿の擧動過分なりとて、不參にておはしましけるを、參内して承らんとて、殊に鮮に束帶引繕ひ、蒔繪の細太刀を長しやかに帶き給ひ、乳母子の桂右馬允範能に、膚に腹卷着せ、雜色の裝束に出立た

せ、自然の事も有らば人手に懸くな、汝が手に懸けて、光頼が首をば急ぎ取れとて、御身近く置き、其外淸げなる雜色四五人召具して、大軍陣を張りて、所々門々を堅く守護しけるを事ともせず、先き高らかに馳せて入り給へは、兵共も大いに恐れ奉り、弓を平め矢を斂めて通し奉る。紫宸殿の後を經て、殿上を廻りて見給へば、信頼卿一座して、其座の上﨟たち皆下にぞ着かれたる。光頼卿こは不思議の事かな、人は何に擧動ふとも、あれは右衞門督、我は左衞門督なれば、下には着くまじき物をと思はれければ、左大辨宰相長方卿、末座の宰相にておはしましけるに、今日の御座席こそよにしどけなう見え候へと色代して、閑々と歩み、信頼卿の上にむずと着き給ふ。光頼卿〔〇下ノ四字古ニヨリテ補フ〕は信頼卿の爲には母方の叔父なる上、大力の剛の人なれば、殊に恐れて見えられけり。右の袖の上に居懸けられて、伏目になりて色を失はれければ、着座の公卿あな淺ましと見給ふに、光頼卿下重の後引直し、衣紋繕ひ笏取直し氣色して、今日は衞府督が一座すると見えて候、召に參ぜざらん者をば死罪に行はるべしとやらん承りて參內する處なり、抑何事の御諚ぞと問ひけれども、信頼物も宣はず、着座の公卿も一言の返答無かりければ、增して僉議の沙汰も無し。程經て光頼卿突立ちて、悪しう參つて候ひけりとて、閑々と歩出でられけり。庭上に充滿ちたる兵共是を見奉りて、あはれ此殿は大剛の人かな、去んぬる十日より多くの人出仕し給ひつれども、右衞門督殿の座

上に着く人、一人もおはしまさゞりつるに、仕出したる事よ、門を入り給ふより、聊も臆したる體も見え給はず、あれは此人を大將として合戰せば、何ばかりか憑しからんと申せば、傍なる者の、昔頼光、頼信とて源氏の名將おはしましき、其頼光を打返して光頼と名乘り給へば、是も剛にましますぞかしと云へば、又傍より、など其頼信を打返して、信頼と付き給ふ右衞門督殿は、彼程臆病にはおはしますぞと云へば、壁に耳天に口と云ふ事有り、怖ろし〳〵聞かじと云ひながら、皆忍笑に咲ひけり。光頼卿かやうに擧動ひ給へども、急いでも出でられず、殿上の小蔀の前、見參の板高らかに踏鳴らして立たれたりけるが、荒海の障子の北、萩の戸の邊に、弟の別當惟方のおはしけるを招寄せ宣ひけるは、公卿僉議とて催されつる間、參じたれども承り定めたる事も無し、誠やらん光頼も死罪に行はるべき人數にてあなる。傳へ承る如きは、其人皆當時の有職然るべき人共なり。其内に入らん事甚だ面目なるべし、さても先日右衞門督が車の尻に乘つて、少納言入道が首實撿の爲に神樂岡へ向はれける事は何に、以ての外然るべからざる擧動かな、近衞大將撿非違使別當は、他に異なる重職なり、其職に居ながら、人の車の尻に乘り給ふ事、先蹤も未だ聞き及ばず、當時も大いに恥辱なり、就中首實撿は甚だ穩便ならずと宣へば、別當それは天氣にて候ひしかばとて赤面せられけり。光頼卿重ねて、こは何に勅定なればとて、爭存ずる旨を一儀申さゞるべき、我等が曩祖勸修寺内

大臣、三條右大臣、延嘉〔○喜ノ誤〕の聖代に仕へてより以來、君既に十九代、臣又十一代、承り行ふ事は皆是德政なり、一度も惡事に從はず、當家はさせる英雄にはあらざれども、偏に有道の臣に伴つて、讒佞の輩にくみせざりし故に、昔より今に至るまで、人に差抵梧るゝ程の事は無かりしに、御邊始めて暴惡の臣に語らはれて、累家の佳名を失はん事口惜しかるべし、大貳淸盛は熊野參詣を遂げずして、切目の宿より馳上るなるが、和泉、紀伊國、伊賀、伊勢の家人等待受けて、大勢にてあなる、信賴卿が語らふ所の兵若干ならじ、平家の大勢押寄せて攻めんには、時刻をや廻らすべき、若又火などを懸けなば、君も爭か安穩に渡らせ給ふべき、灰燼の地と成りたらんだにも、朝家の御歎なるべし、何に況や君臣共に自然の事も有らば、天下の珍事、王道の滅亡此時に在るべし、右衞門督は御邊に大小事を申合へるこそ聞ゆれ、相搆へて〳〵隙を伺ひ、玉體恙なくおはします樣に思案せらるべし、さて主上は何處におはしますぞ、黑戸の御所に、上皇は、一本御書所に、內侍所、溫明殿に、劍璽は何處に、夜の殿にと、左衞門督次第に尋ね給ひければ、別當かくぞ答へられける。
又朝餉の方に人音のし、櫛形の穴に人影のしつるは何者ぞと宣へば、それには右衞門督住み候へば、其方樣の女房などぞかげろひ候らんと申されければ、光賴卿聞きも敢へず、世の中は今はかくござんなれ、主上の渡らせ給ふべき朝餉には信賴住み、君をば黑戸の御所に遷し進らせたり。末代なれ

どもさすがに日月は未だ地に落ち給はぬ物を、天照太神、正八幡宮は王法を何に守り給ひぬるぞ、異國には加樣の例有りと雖も、我朝にて未だ此くの如き先蹤を聞かず、前代未聞の不思議かなとて、のろのろしげに憚る所無く口說き給へば、惟方は人もや聞くらんと、よに冷じげにて立たれたれども、且は悲しんで、我何なる宿業に依つてかゝる世に生れ合ひ、憂き事をのみ聞くらん、昔の許由に有らねども、今の內裏の有樣を聞かん輩は、耳をも目をも洗ひぬべくこそ侍れとて、上の衣の袖絞るばかり泣かれけり。信賴の座上に着かせられし時は、さしも由々しく見え給ひしが、君の御事を悲しみて、打萎れてぞ出で給ひける。誠に漢朝の許由は、富貴の事を聞きてだに心に厭ひ思ふが故に、惡事を聞きたりとて耳を洗ひき。何に況や此光賴は、朝家の諫臣として、惡逆無道の擧動を見聞き給ひて、耳目をも洗ひぬべく思ひ給ふぞ理なる。譬へば帝堯天子の位におはします事七十年、御歲既に老いて誰にか天下を讓るべきとて、賢者を御尋有りけるに、大臣皆諂ひて、皇子幸におはします、丹朱にこそ繼がしめ給はめと申せば、堯の宣はく、天下は是一人の天下に非ず、何を以て太子なればとて、非機に授けて朝民を苦しましむべき、丹朱を始めて九人の皇子、一人として其器に足らずとて、普く賢人を尋ね給ふに、箕山の中に許由と云ふ者身を修めて隱居たりと聞食して、勅使を以て御位を讓るべき由仰せられたりけるに、許由終に勅答をだに申さず、剩へ富貴尊榮の事を聞きて、穢れたりとて

潁川の水にて耳を洗ふ所に、同じ山中に居山せる巣父と云ふ賢人、牛を引きて此河に來り、水を飲まんとしけるが、耳を濯ふを見て故を問ふに、其趣を語る。巣父が曰く、賢人世を遁るゝは回生木の如しと云へり、彼木は深き谷嶮しき所に立ちたれば、下よりも道なし上よりも便なし、されば大家の梁にも至らず、工の是を計る事なし、汝世を遁れんと思はゞ、猶深山にこそ籠るべきに、何ぞ牛馬の栖に交りて、例よりも濁りて見えつるか、穢れたりけり、然れば牛にも飼はじとて、空しく引きて歸りけるなり。信頼卿は小袖に赤き大口、冠に巾子紙入れて、偏に天子の御擧動の如くなり。大貳清盛は先づ稻荷の社に參り、各杉の枝を折りて鎧の袖に差して、六波羅へぞ着きにける。大內には定めて今夜や寄せんずらんとて、冑の緒をしめてぞ待明かしける。

信西子息被㆑宥㆓遠流㆒事

さる程に夜も漸明けければ、公卿僉議有るべしとて、大殿、關白、太政大臣師賢（〇宗輔カ）左大臣伊通公以下、各參內し給へり。是は少納言入道の子息僧俗十二人の罪、各定め申されん爲なり。左大臣伊通公宥め申されけるに依つて、死罪一等を減じて、遠流に處せらる。俗は位記を停められ、僧は度緣を取りて還俗せさせらる。先づ新宰相俊憲出雲國、播磨中將成憲下野國、右中辨貞憲隱岐國、美濃少

將長〔○脩ノ訛〕憲阿波國、信濃守惟〔○是ノ訛〕憲は安房國、法眼淨憲は丹波國、法橋寛敏は上總國、大法師勝憲は安藝國、澄憲は信濃國、憲耀は陸奧國、覺憲は伊豫國、明遍は越後國とぞ定められける。彼俊憲は鳥羽院より春生二青花中一と云ふ勅題を賜はりて、悲二清濁一駒斷二十年風一、香上二林花一風成二肝心露一と書かれたる手跡又妙にして、澆季に是を傳へけり。澄憲の說法には龍神も感に乘じ甘露の雨を降らし、明遍の菩提心を祈りし夢の枕に、寶蓮花降りて現に在り、すべて此一門に結ぼるゝ人は、怪しの女房に至るまで、才智人に超えけるとぞ申しける。

院御所仁和寺御幸事

さる程に同二十三日、大內の兵共六波羅より寄するとて、騷ぎけれども其儀もなし。すべて十日より日々夜々に、六波羅には內裏より寄するとてひしめき、大內には六波羅より寄するとて、兵共右往左往に馳違ひ、源平兩家の軍兵等、京白河に往還す。年は既に暮れなんとすれども、歲末年始の營にも及ばず、只合戰の評定ばかりなり。二十六日の夜更けて、藏人右少辨成賴、一本御書所へ參りて、君は如何が思食され候、世間は今夜の明けぬ前に亂るべきにて候、經宗惟方は申入るゝ旨候はずや、行幸も他所へ成らせ給ひぬ、急ぎ何方へも御幸成らせおはしませと奏せられければ、上皇驚かせ給ひ

て、仁和寺の方へこそ思食立ためとて、殿上人の體に御姿をやつれさせ給ひて、紛出でさせおはします。上西門の前にて、北野の方を伏拜ませ給ひて、それより御馬に召されけり。供奉の卿相雲客一人もなければ、御馬に任せて御幸なる。未だ夜半の事なれば、臥待の月もさし出でず、北山下の音さえて、卒掻曇り降る雪に、御幸の道も見え分かず。木草の風にそよぐを聞食しても、逆徒の追ひ奉るかと御膽を消させ給ひける。さてこそ一年讃岐院の如意山に御幸成りける事までも、思食出でさせ給ひけれ。それは敗軍なれども、家弘、光弘以下候ひて、憑もしくぞ思食しける。是は然るべき武士一人も候はねば、御心細さの餘りに、一首はかくぞ思食續けける。

　歎には何なる花の咲くやらん實に成りてこそ思ひ知らるれ

はか〲しく仰合はせらるべき人も無き儘に、御心中に漸々〔〇様々ノ誤〕の御願をぞ立てさせ給ひける。世靜りて後、日吉社へ御幸成りたりしも、其時の御立願とぞ聞えし。兎角して仁和寺に着かせ給ひ、此由仰せられしかば、御悦有りて御座しつらひ入れ進らせて、供御御進めなどかひ〲しくもてなし進らせ給ひける。保元に崇德院の入らせ給ひしをば、寛遍法務が坊に遷し進らせて、さまでの御志もなかりき。崇德院は鳥羽第一の御子、此上皇は第四、御室は第五の宮にておはしませば、何れも同じ御兄の御事なれども、さばかり寵き申させ給ふ。聊の御恙も渡らせ給はぬ御運の程こそ目出度け

れと人皆申しける。

主上六波羅行幸事

さる程に主上は北の陣に御車を立て、女房の飾を召して御鬘を奉る。同じく御寶物共を渡し奉らんとて、内侍所の御唐櫃も大床まで出だしたりけるを、鎌田が郎等怪しめ奉りて留め進らせけるを、伏見源中納言師仲卿に申合はせて、坊門局の宿所へぞ遷し奉りける　中宮も主上と一つ車にぞ召されける。別當惟方、新大納言經宗、直衣に柏挾して供奉し、藻壁門より行幸成し奉れば、此門は金子、平山固めたり。家忠如何なる御車ぞと申せば、別當、上﨟、女房たちの出でさせ給ふなり、惟方が有るぞ別の子細有るまじと宣へども、金子猶怪しみて、弓の弭にて御簾掻き揚げ、松明振入れて見奉れば、二條院御在位の初め、御歳十七に成り給ふ上、龍顏本より美しくおはしますに、花やかなる御衣は召されたり、誠に目を迷ふばかりの女房に見えさせ給ふ。中宮はおはします、爭か見咎め奉らん、故無く落し進らせけり。清盛の郎等、伊藤武者景綱、黑糸威の腹卷の上に小張を着て雜色になる、館太郎貞康黑革の腹卷の上に、牛飼の裝束して御車を仕る。上東門をからりと遣出だす程こそあれ、土御門を飛ぶが如くに行幸なる。左衞門佐重盛、三河守賴盛、常陸介經盛、三百餘騎にて、

土御門東洞院に待受け奉り、御車の前後を守護して、六波羅へこそ入れ奉りけれ。事故無く行幸成りてければ、平家の人々勇悦ぶ事限なし。やがて藏人右少辨成頼を以て六波羅を皇居と成されたり。朝敵ならじと思はん輩は、急ぎ馳參られよと觸れられければ、大殿、關白、太政大臣、左右「〇イニヨリテ補フ」大臣、内大臣以下、公卿殿上人、我も〳〵と參られけり。内裏へと心ざして馳參る兵共此由を聞て、我先にと急ぎ參りければ、六波羅の門前には馬車の立所もなくせき合ひたるに、色節の下部に鎧うたる兵相交りて、雲霞の如くに河原表まで充滿ちたり。清盛は是を見て、家門繁昌弓箭の面目とぞ悦び給ひける。

源氏勢汰事

さる程に信頼卿は此事夢にも知らず、いつもの沈醉なれば、かゝる一大事を思立ちながら、醉臥して、女房共に妥打て彼麼れとて寢給ひけるに、越後中將成親、二十七日の曙に走來り、何にかくてはおはするぞ、行幸は他所へ成り候ひぬ、今は殘留る卿相雲客一人も候はず、偏に御運の極とこそ覺え候へと告げられければ、信頼よもさは有らじ物を、經宗、惟方に堅く含めたればと宣へば、其人共の計らひとこそ聞え候へと申されければ、急ぎ一本御書所へ參られたれども、上皇もおはしま

さず。正しく曉まで御音ひの有りつる物をと宣へどもおはしまさず。上皇御出の時、北面の侍平左衞門尉〔○康〕泰賴は骨有る者なれば、召して御寢所に置かせ給ひけるが、御學びを違はず申しけるなり。遙に延びさせ給ひぬらんと覺えし時、御寢所を三度拜みて出でけるなり。かゝる不思議なかりせば、泰賴程の下﨟の爭か御寢所へは參るべきとぞ申しける。黑戶御所へ參られけれども、主上も渡らせ給はず。手を打ちて走歸り、此事披露なし給ひそと、中將の耳にさゝやき給ふぞ哀なる。さて別當を尋ねらるゝもなく、新大納言もおはせねば、此者共に出拔かれにけりとて、大の男の太り責めたるが、怒りに怒りて、跳上り〳〵陸梁せられけれども、板敷のみ響きて跳出だせる事もなし。別當惟方は元來信賴卿の親しみにて、契約深かりしかども、一日舍兄左衞門督の諫言肝に染みて思はれければ、加樣に主上を盜出だし進らせられけり。此人は生得脊小さくおはしければ、小別當とぞ申しける。それに信賴にくみして院內を押籠め奉る中媒をなし、今又盜出だし奉る中媒しければ、時の人中小別當とぞ云ひける。大宮左大臣伊通公は、此中は中媒の中にてはあらじ、忠臣の忠にてぞ有らん、光賴の勇〔不〕諫〕に依つて、忽ちに過を改め、賢者の餘薰を以て忠臣の擧動をなせばとぞ宣ひける。惡源太義平賀茂へ參りけるが、道にて此由を聞き、急ぎ馳歸り、義朝に向つて、行幸は六波羅へ、御幸は仁和寺へと承り候は何にと申されければ、されば只今此由聞きつれども、右衞門督の方よりも

未だ何とも告知らせず、さりながら源氏の習心替りや有るべき、籠る勢を註せやとて、内裏の勢をぞ註されける。大將軍には惡右衞門督信賴、子息新侍從信親、信賴舍兄兵部權大輔基家〔○家賴カ〕、民部權少輔基通〔○基成カ〕、弟の尾張少將信俊、其外、伏見源中納言師仲、越後中將成親、治部卿兼通、伊豫前司信員、壹岐守貞知、但馬守有房、兵庫頭賴政、出雲前司光泰、伊賀守光基、河內守季實、子息左衞門尉季盛、一門には先づ左馬頭義朝、嫡子鎌倉惡源太義平、次男中宮大夫進朝長、三男右兵衞佐賴朝、義朝の叔父陸奥六郎義隆、義朝の弟新宮十郎義盛、從子の佐渡式部大輔重成、平賀四郎義宣〔イ信〕、郎等には鎌田兵衞政淸〔○家〕後藤兵衞眞〔○實〕基、佐々木源三秀義、熱田大宮司太郎は義朝には小舅なれば、我身は登らねども、家の子郎等差し上す。三河國の住人には重原兵衞父子、相摸國には、波多次郎義通、荒次郎義澄、山內須藤刑部丞俊通、其子瀧口俊綱、武藏國には長井齋藤別當實盛、岡部六彌太忠澄、猪俣小平六範綱、熊谷次郎直實、平山武者所季重、金子十郎家忠、足立右馬允遠元、上總介八郎弘常、常陸國には關二郎時員、上野國には大胡、大室、大類太郎、信濃國には片桐小八郎大夫景重、木曾中太、彌中太、常盤井、榑族〔イ弘〕戶閑次郎、甲斐國には井澤四郎信景を始として、宗徒の兵二百人、相從ふ軍兵二千餘騎とぞ註されける。六波羅の官軍寄すると聞えければ、人々物具せられけり。惡右衞門督信賴は、赤地の錦の

直垂に、紫下濃の鎧に、菊の裾金物打つたるに、金作の太刀を帶き、白星の冑に鍬形打つたるを猪頸に着なし、紫宸殿の額の間に、尻を掛けてぞ居給ひける、生年二十七、大の男の眉目好きが、美麗の武具は着給ひたり。其心こそ知らねども、あはれ大將やとぞ見えたりける。馬は奥州の基衡が六の戸一の馬とて祕藏しけるを、院へ進らせけるなり。黒馬の太く逞しきが八寸餘りなるに、沃懸地の金覆輪の鞍置いて、左近の櫻の木の下に、東頭に引立てたり。越後中將成親は、紺地の錦の直垂に、萠黄匂ひの鎧、鴛の下金物打つたるに、長覆輪の太刀を帶き、龍頭の冑をぞ着ける。白蘆毛なる馬に白覆輪の鞍置いて、信頼卿の馬の南に、同じ頭に引立てたり。成親今年二十四歳、容儀事柄人に勝れてぞ見えられける。武士の大將左馬頭義朝は、赤地の錦の直垂に、黒糸威の鎧に、鍬形打つたる五枚冑の緒を締め、嚴物作の太刀を帶き、黒羽の矢負ひ、節卷の引持ちて、黒鴾毛なる馬に黒鞍置かせて、日華門にぞ引立てたる。年三十七、眼ざし頬魂、自餘の人には替りたり。嫡子惡源太義平は生年十九歳、練色の魚綾の直垂に、八龍とて胸板に龍を八つ打つて付けたる鎧を着て、高角の冑の緒を締め、石切と云ふ太刀を帶き、石打の矢負ひ、重籐の弓持ちて、鹿毛なる馬の逸り切つたるに鏡鞍置かせて、父の馬と同じ頭に引立てたり。次男中宮大夫進朝長は十六歳、朽葉の直垂に、澤瀉とて澤瀉威にしたる重代の鎧に、白星の冑を着、薄綠と云ふ太刀を帶き、

白箆に白鳥の羽にて作いだる矢負ひ、二所籐の弓持ちて、蘆毛なる馬に白覆輪の鞍置いて、兄の馬に引添へてこそ立つたりけれ。三男右兵衛佐頼朝は十三、紺の直垂に、源太が產衣と云ふ鎧を着、白星の冑の緒を締め、髭切と云ふ太刀を帯き、十二差いたる染羽の矢負ひ、重籐の弓持つて、栗毛なる馬に柏み〻づく摺りたる鞍置いて、是も一所に引立てたり。此產衣髭切は、源氏重代の武具の中に殊に祕藏の重寶なり。八幡殿の幼名を源太とぞ申しける。二歳の時院より進らせよ御覽ぜんと仰を蒙り給ひて、態と鎧を威し、袖に居ゑてぞ見參に入れられける。さてこそ源太が產衣とは付けられけれ。胸板に天照太神、正八幡大菩薩と鑄付け進らせ、左右の袖には藤の花の咲掛りたる樣を威せるなり。さて髭切と申すは、八幡殿、貞任、宗任を攻められし時、度々に生捕る者十人の首を打つに、皆髭共に切れければ、髭切とは名けたり。奥州の住人文壽と云ふ鍛冶が作なり。昔より嫡々に相傳せしかば、惡源太こそ傳へ給ふべきに、三男なれども頼朝授かり給ひけるは、終に源氏の大將と成り給ふべき驗なり。兵衛佐義朝の方を見廻して、平家や早向ひ候らん、人に先をせられんより、先づ六波羅へ寄せ候はんと申されけるは、拔群にぞ聞えし。鳳凰は卵の中にして超境の勢有り、龍の子は小さしと雖も能く雨を降らすとも、加樣の事をや申すべき。比は平治元年十二月二十七日、辰の刻ばかりの事なるに、昨日の雪消殘り、庭上は玉を敷くが如くなるに、朝日の光映徹して、物具の金物耀き渡つ

義朝の一類に勝るべき武士は有るべしとも見えざりけり　然るに頼政、光泰、光基も心替りして見えけれ　、義朝討たばやと思はれけれども、大事の前の小事、敵に利を付くる端なれば、思留り給ひけり。義朝宣ひけるは、今度の合戰に若打負けなば、東國へ馳下り、八箇國の家人を催集めて、重ねて都に攻上り、平氏の一類を滅さん事、何の子細か有るべきと申されしかば、此人々皆保元に多くの弟共を滅すのみならず、正しく父の首を刎ねし人なれば、知らず是や運の極ならんと、内々申されけるが、若六波羅に行幸成りぬと聞きし後は、朝敵と成りなん事を悲しみて、終には皆心替りせられけるなり。されば頼政平家に加はりて後、六波羅より新手とて驅出でけるに　義朝名をば源兵庫頭と呼ばれながら、云甲斐なく伊勢平氏に付き給ふ物かな、御邊が貳心に依つて、當家の弓矢に疵付きぬるこそ口惜しけれと、云ひ懸けし返事に、累代弓箭の藝を失はじと、十善の君に付き奉る、御邊が信頼と云ふ日本一の不覺人に同意して誤を改めぬこそ誠に當家の恥辱なれとぞ申されける。

て、殊に優にぞ見えたりける。すべて其事柄、天竺震旦はそも知らず、日本我朝に於ては、

平治物語卷第二

待賢門軍付信頼落事

さる程に六波羅の皇居には 公卿僉議有つて清盛を召されけり。紺の直垂に、黒絲威の腹卷に、左右の小手を差して、折烏帽子引立てて、大床に畏る。頭中將實國を以て仰下されけるは、王事盬き事なければ、逆臣滅びん事疑なし、但し適新造の內裏なり、若回祿有らば朝家の御大事たるべし，官軍僞りて引退かば、凶徒定めて進み出でんか、然らば官軍を入替へて、內裏を守護せさせ、火災なき樣に思慮有るべし と仰下されければ、 清盛畏つて、 朝敵たる上は逆徒の誅戮は 掌 の內に候間、時刻を廻らすべからず、然れば定めて狼藉出來せんか、火失なからん條こそ難儀の勅定にて候へ、さりながら范蠡が吳國を覆し、張良が項羽を滅せしも、皆是智謀の致す所なれば、涯分武略を廻らして、金闕無僞なる樣に成敗仕るべしと奏して出でられけり。主上御坐あれば、皇居の御固に清盛をば留めらる。大內へ向ふ人々には、大將軍は左衞門佐重盛、三河守賴盛、淡路守敎盛、侍 には筑後守家貞、子息左衞門尉貞能、主馬判官盛國、子息右衞門尉盛俊、與三左衞門尉景安、進藤左衞門家泰、難波次郎經房、瀨尾太郎兼康、伊藤武者景綱、館太郎貞泰〔刁康〕同十郎貞景を始として、都合其

勢三千餘騎、六波羅を打出でて、賀茂河を馳渡し、西の河原に扣へたり。左衞門佐重盛は、生年二十三、今日の軍の大將なれば、赤地の錦の直埀に、櫨の匂の鎧、蝶の下金物打つたるに、龍頭の冑の緒を締めて、小烏と云ふ太刀を帶き、切符の矢負ひ、重籐の弓持ちて、黄鴾毛なる馬に、柳櫻摺りたる貝鞍置かせて乘り給へり。重盛宣ひけるは、年號は平治なり、花洛は平安城なり、我等は平氏なれば、三事相應せり、敵を平げん事、何の疑か有るべき、誰か爰に拔嘩、張良が勇をなさゞらんとて、三千餘騎を三手に分けて、近衞、中御門、大炊御門、大宮表へ打出でて、陽明、待賢、郁芳門へ押寄せたり。大内には三方の門を鎖固め、面をば開かれたり。昭明、建禮の脇の小門をも共に開きて、大庭には馬共多く引立てたり。梅壺、桐壺、籬壺、紫宸殿の前後、東光殿の脇の壺まで、兵ひしと竝居たり。是皆源氏の勢なれば、白旗二十餘流打立てたり。大宮表には平家の赤旗三十餘流差上げて、勇み進める三千餘騎、一度に鬨を咄と作りければ、大内も響渡りて夥し。鯢波に驚きて、只今まで由々しく見えられつる信頼卿、顏色變つて草葉の如くにて、南階を下られけるが、膝振ひて下りかねたり。人なみ〳〵に馬に乘らんと引寄せさせたれども、太り責めたる大の男の大鎧は着たり馬は大きなり、乘煩ふ上、主の心にも似ず逸切つたる逸物なれば、つと出でん〳〵としけるを、舍人七八人寄つて馬を抱へたり。放たば天へも飛びぬべし、穆王八匹の天馬の駒もかくやと

覺ゆるばかりにて、乘りかね給ふ所を、侍二人つと寄つて、疾く召し候へと押上げたり。餘りにや押したりけん、弓手の方へ乘越して、伏樣にどうと落つ。急ぎ引起して見れば、顏に沙ひしと付き鼻血流れて見苦しかりけり。義朝此體を見て、日比大將とて恐れ給ひけるが、はたと睨みて、あの信賴と云ふ不覺仁は臆したりなとて、日華門を打出でて、郁芳門へ向はれければ、信賴も鼻血押拭ひ、兎角して馬に搔乘せられ、待賢門へ向はれけるが、物の用に合ふべしとも見えざりけり。左衞門佐重盛、五百餘騎をば大宮面に殘置き、五百餘騎にて押寄せて呼ばはり給ひけるは、此門の大將軍は信賴卿と見るは僻目か、かく申すは桓武天皇の苗裔、太宰大貳淸盛が嫡子、左衞門佐重盛、生年二十三と名乘り懸ければ、信賴返事にも及ばず、それ防げ侍共とて引退く。大將の引き給ふ間、防ぐ侍一人もなし、我先にと逃げければ、重盛彌勇みて、大庭の椋の木の許まで攻付けたり。義朝是を見て、惡源太はなきか、信賴と云ふ大臆病人が、待賢門を早破られつるぞや、あの敵追出だせと宣ひければ、承り候とて驅けられけり。續く兵には鎌田兵衞、後藤兵衞、佐々木源三、波多野次郎、三浦荒次郎、須藤刑部、長井齋藤別當、岡部六彌太、猪俣小平六、熊谷次郎、平山武者所、金子十郎、足立右馬允、上總介八郎、關次郎、片桐小八郎大夫、以上十七騎、轡を雙べて馳向ふ。大音聲を揚げて、此手の大將は誰人ぞ名乘れ聞かん、かく申すは淸和天皇九代の後胤、左馬頭義朝が嫡

子、鎌倉惡源太義平と申す者なり、生年十五歲、武藏の大藏の軍の大將として、叔父帶刀先生義賢を討ちしより以來、度々の合戰に一度も不覺の名を取らず、年積つて十九歲、見參せんとて五百騎の眞中へ割つて入り、西より東へ追まくり、北より南へ追廻し、竪樣横樣十文字に敵をさつと蹴散らして、葉武者共に目な掛けそ、大將軍を組んで討て、櫨の匂の鎧に蝶の下金物打つて、黃鶴毛の馬に乘つたるこそ重盛よ、押雙べて組んで落ち、手捕にせよと下知すれば、大將を組ませじと防ぐ平家の侍共、與三左衞門、新藤左衞門を始として、百騎ばかりが中にぞ隔りける。惡源太を始として十七騎の兵共、大將軍に目を懸けて、大庭の椋の木を中に立て、左近の櫻、右近の橘を七八度まで追廻して、組まん〳〵とぞ揉うだりける。十七騎に驅立てられて、五百餘騎叶はじとや思ひけん、大宮面へさつと引く。大將左衞門佐は、弓杖突いて馬の息を繼がせ給ふ所に、筑後守つと參りて、曩祖平將軍の二度生まれ替り給へる君かなと、向ふ樣に譽め奉れば、今一度驅けて家貞に見せんとや思はれけん、前の五百餘騎をば留め置き、新手五百餘騎を相具して、又大庭の椋の木まで攻寄せたり。又惡源太驅向ひ見廻して云ひけるは、只今向ひたるは皆新手の兵なり、但し大將は元の大將重盛ぞ、以前こそ洩らすとも、今度に於ては餘すまじ、押雙べて組んで捕れ兵共と下知すれば、勇みに勇みたる十七騎、我先にと進みければ、今度は難波次郎、同三郎、瀨尾太郎、伊藤武者を始として、

百餘騎が中に隔てたるに事ともせず、惡源太弓をば小脇に掻挾み、鐙踏張りつつ立上り、左右の手を擧げ、幸に義平源氏の嫡々なり、御邊も平家の嫡々なり、敵には誰か嫌はん、寄れや組まんと云ふ儘に、先の如く大庭の椋の木の下を追廻して、五六度までこそ揉うだりけれ。重盛組みぬべうもなくや思はれけん、又大宮面へ引いて出づ。惡源太二度まで敵を追まくり、弓杖突いて馬に息を繼がせけるに、義朝是を見て須藤瀧口を以て、汝が不覺に防げばこそ敵度々驅入るらめ、あれ速かに追出だせと云ひ遣はされければ、俊綱馳せて此由を云ふに、承り候進めや者共とて、色も替らぬ十七騎、大宮面に驅出でて、敵五百餘騎が中へ面も振らず割つて入る。引立てたる勢なれば、馬の足を立てかねて、大宮を下りに二條を東へ引きければ、我子ながらも義平は能く驅けたる物かな、あかけたりとぞほめられける。大將重盛、與三左衞門景安、進藤左衞門家泰、主從三騎懸放れ、二條を東へ引かれければ、惡源太、鎌田に屹と目合はせて、爰に落つるは大將とこそ見れ、返せやとて追懸けたり。既に堀河にて追詰めけるが、弓手の方に材木多く充滿ちたるに、惡源太の乘り給へる馬、かたなづけの駒にて材木にや驚きけん、妻手の方へ蹴し飛んで、小膝を折りてどうと伏す。鎌田兵衞延ばさじと、十三束取つて番ひ、よつ引いてひようと射る。重盛の射向の袖にはたと中りて飛返る。やがて二の矢を射たりければ、押付けにちやうと中つて、篦かづき碎けて跳返れり。惡源太、是は聞ゆる唐皮と云ふ

鎧ござんなれ、馬を射て落ちん所を討てと下知せられければ、又よつ引いて、追樣に筈の隱るゝ程射込みたり。馬は屛風を返す如く倒るれば、材木の上に跳落され、冑も落ちて大童になり給ふ。鎌田堀河を馳越えて、重盛に組まんと落合ふ。重盛近付けては叶はじとや思はれけん、弓の筈にて鎌田が冑の鉢をちやうと突く、突かれてゆらゆる間に冑を取つて着つゝ、緒を強くこそ締められけれ。與三左衞門馳寄つて、中に隔り申しけるは、漢の紀信は高祖の命に代りて滎陽の圍を出だし、終に天下を保たせき、主辱しめらるゝ時臣死すと云ふにあらずや、景安爰にあり、寄れや組まんと云ふ儘に、鎌田兵衞と引組んで取つて押へける處に、惡源太馬引起し、是も堀河を馳越えて、重盛に組まんと寄んで懸りけるが、鎌田をや助くる、大將をや討たんと、思案しけれども、大將には又も寄合ふべし、政家を討たせては叶はじと思ひ、與三左衞門に落合うて、三刀刺して首を取る。重盛は遁切つたる景安討たせて、命生きて何かせんとて、既に惡源太と組まんとせられけるを、進藤左衞門馳來り、家泰が候はざらん所にてこそ、大將の御命をば捨て給ふべけれとて、我馬を引向け、中に隔てゝ惡源太とむずと組む。政家は重盛に組まんとしけるが、主を討たせては叶はじと思ひければ、進藤左衞門に落重つて頸を掻く。此間に重盛は虎口を遁れて、六波羅までぞ落ちられける。二人の侍なかりましかば、助かり難き命なり。十二月二十七日の巳の刻ばかりの事なるに、一村雨さつとして、風は烈し

く吹きたりけり。鎌田が鞍の前輪にも、氷沍たれば乘りかねけり。惡源太是を見給ひて、手形を付けて乘れやと宣ひければ、打物拔いて、つふ／＼と手形を切つてぞ乘りたりける。鞍に手形を付くる事、此時よりぞ始れる。三河守賴盛は郁芳門へ押寄せて、此陣の大將は誰人ぞ、名乘られ候へと宣へば、此手の大將は清和天皇九代の後胤、左馬頭源朝臣義朝と名乘つて、惡源太は二度まで敵を追出だすぞかし、進めや若者と宣へば、中宮大夫進、右兵衞佐、新宮十郎、平賀四郎、佐渡式部大輔重成を始として、我も／＼と驅けられけり。右兵衞佐賴朝は生年十三と名乘つて、敵二騎射て落し、一騎に手負にせて、殊に進みて驅けられけり。左馬頭宣ひけるは、何と云へども若者共の軍するに殊に見ゆるぞ、義朝驅けて見せんとて、眞先に進まれければ、一人當千の兵共打圍みてぞ戰ひける。賴盛暫く支へられけるが、門より外へ追出ださる。義朝續いて攻戰へば、大宮面へ引きにけり。平家馬の息を繼がせて驅入りければ、源氏大内へ引籠る。源氏又馬の足を休めて驅出づれば、平家又大宮面へ引退く。平家は赤旗赤符、日に映じて輝きけり。源氏は大旗小旗、皆押並べて白かりけるが風に吹亂され勇み進める有樣は、誠に冷じくこそ覺えけれ。源平の兵共互に命を惜しまねば、眼前に討たるれども顧みず、主の先に進まんと、爰を前途と戰うたり。惡源太、左衞門佐をば討漏らし、鎌田に向つて宣ひけるは、郁芳門の軍は如何があらん、いざや頭殿の御前仕らんとて、打具して

駒來り、又眞前にぞ進まれける。爰に鎌田か下人、八町次郎とて、大力の剛の者早走の手きゝあり、馬にてこそ具すべけれども、中々徒立よかるべし、高名せよと云ひければ、一年も腹卷に小具足差堅めて眞前に進みたりけるが、敵の馬武者の遙に先立ちて落ちけるを、八町か内にて追詰めて首を取りたりければ、夫よりして八町次郎とぞ云ひける。されば又、此者三河守の聞ゆる早馳の名馬に、兩鐙を合せて驅けられけるに、少しも劣らず追付きて、冑の頂邊に熊手を打懸けん〳〵と、續いて走りければ、賴盛も冑を打傾け〳〵あひしらはれければ、五六度は懸けはずしけるが、終に頂邊に打懸けてえいやと引けば、三河守既に引落されぬべう見えられけるが、帶いたる太刀を引拔いてしとと切る。熊手の柄を手本二尺ばかり置いて、つんと切つて落されければ、八町次郎、仰に倒れて轉びけり。京童是を見て、あはれ太刀や、あ切れたり、三河殿も能く切つたり、八町次郎も能く懸けたりとぞ感じける。賴盛は冑に熊手を切懸けながら、取りも捨てず見も返らず、三條を東へ高倉を下りに五條を東へ、六波羅までからめかして落ちられけるは、中々優にぞ見えたりける。名譽の拔丸なれば、能く切れけるは理なり。此太刀を拔丸と云ふ故は、故刑部卿忠盛、池殿に晝寢しておはしけるに、池より大蛇上りて忠盛を呑まんとす。此太刀枕の上に立ちたりけるが、自らするりと拔けて蛇に懸りければ、蛇恐れて池に沈む。太刀も鞘に返りしかば、蛇又出でて呑まんとす。太刀又拔けて

大蛇を追ひて、池の汀に立ちてけり。忠盛是を見給ひてこそ、拔丸とは付けられけれ。當腹の愛子に依つて、賴盛是を相傳し給ふ故に、淸盛と不快なりけるとぞ聞えし。伯耆國大原眞守が作と云々。

三河守を落さんと防戰ふ侍には、大監物、小監物、藤左衞門尉助綱、兵藤内が子藤内太郎家繼を始として、我も〳〵と戰ひけり。兵藤内家俊は、元より大臆病の覺取りたる者なりけるが、力無く〔○上ノ三字イナシ〕大勢の中に蹴立てられて、心ならず馳行きけるが、馬を射させて幸とや思ひけん、小屋の内へ迯入りぬ。其子家繼は父には似ず大剛の者にて、散々に戰ひ、敵數多討取つて引きけるが、父が馬は射られて伏しぬ、主はなし、生捕られにけりと無念なれば、家繼生きて何かせんとて、只一人取つて返し、多くの敵を斬伏せて、或兵と引組んで落ち、刺違へて死しけるを、小屋の内にて見居たれば、心憂く悲しくて走出でんとは思へども、戰場なれば怖ろしくて、子の討たるゝを見續がざりけり、後日に六波羅へ參りけるを見て、惡まぬ者ぞ無かりける。平家は、勅定に任せて皆六波羅へ引返す。源氏は謀とも知らざりけるにや、内裏をば打捨てゝ追懸け〳〵攻戰ふ。其間に官軍を入替へて門々を固め防ぎければ、源氏内裏へは入り得ずして、そゞろに六波羅までぞ落〔○寄ノ誤〕せられける。齋藤別當と後藤兵衞とは、多くの敵を追返して、東三條に扣へたるに、武者二騎馳來れり。眞〔○實〕盛先づ一騎の武者に懸合はせ、和君は誰そと問へば、安藝國の住人東條五

郎と名乘る所を、よつ引いて射落し、其首を取りて、是は如何に後藤殿と云へば、眞〔○實〕基も一騎の武者に馳向ひ、御邊は誰ぞと問へば、讃岐國の住人大木戸八郎と名乘りも果てねば、しや首の骨射て落し、其首取つて、是見給へ齋藤殿、頭殿の見參にや入る、捨てやすると云ひければ、今朝より乘疲らかしたる馬に、生首付けて何かせん、いざ捨てんと云ひけるが、二條堀河まで馳來り、材木の上に二つの首を差置きて、軍見ける在地の者共に預けて、此首失ふべからずと云ひ含めて驅出づれば、失うては惡しかりなんとて、日暮まで振ひ〳〵守りけるなり。右衞門督信賴は、今朝待賢門を破られて後は、軍の事は思ひも寄らず、隙を求めて落ちん〳〵とぞせられける。義朝臨出でて後は、大内にも忍びずして、御方の勢の跡に付きて怖づ〳〵河原まで出でられけるが、六波羅へは寄せずして、河原を上りに落ちられけり。金王丸是を見て、右衞門督殿こそ落ちさせ給へ、追懸け進らせんと申せば、義朝只置け、彼體の不覺人有れば中々軍がせられぬぞとて、河原を下りにぞ寄せられける。

義朝六波羅被寄事幷頼政心替事付漢楚戰事

さる程に六波羅には五條橋を毀寄せ、掻楯に掻いて待つ所に、源氏即ち押寄せて、鬨を咄と作りけ

れば、淸盛、鯢波に驚いて物具せられけるが、冑を取つて逆さまに着給へば、侍共御冑逆さまに候と申せば、臆してや見ゆらんと思はれければ、主上渡らせ給へば、敵の方へ向はゞ、君を後になし進らせんが恐なる間、逆さまには着るぞかしと宣へば、重盛何と宣へども、臆して見えられたるな、打立て者共とて、五百餘騎にて驅向はる。兵庫頭賴政は、三百餘騎にて六條河原に扣へたり。惡源太鎌田を召して、あれに扣へたるは賴政か、さん候、惡い振舞かな、我等打負けば平家にくみせんと、時宜を計ると覺ゆるぞ、いざ蹴散らして捨てんとて、五十餘騎にて馳向ひ、御邊は兵庫頭か、源氏勝ちたらば、一門なれば內裏へ參らん、平家勝たば、主上おはせば六波羅へ參らんと、軍の勝負を疑ふと見るは如何に、凡武士は貳心あるを耻とす、殊に源氏の習はさはさうず、寄れや組んで勝負を見せんとて、眞十文字に驅破つて、追立て〳〵攻戰ふ。さしも勇なる渡邊黨、日來は百騎にも向ひ、千騎にも逢はんとこそ詈りしかども、惡源太に手痛う攻められ奉つて、馬の足を立てかねたれば、組む武者一騎も無かりけり。賴政が郎等に、下總國の住人下河邊藤三郎行吉が放つ矢に、相摸國の住人山內須藤瀧口俊綱が頸の骨を射られて、馬より落ちんとしければ、父刑部丞是を見て、矢一筋に其程弱るかと勇められて、弓杖突いて乘直らんとしけるを見給ひて、瀧口は急所を射られつるぞ、敵に首取らすなと下知せられければ、齋藤別當太刀を拔いて馳寄せたり。俊綱御邊は御方にてはなきか

と云へば、眞（〇實）盛御曹司の仰にさしもの兵を敵に首を取らすなと承る間、御方より取るなりと云へば、俊綱莞爾と笑ひて、若き大將にておはしませば、是までの御心ばせ有るべしとこそ存ぜぬに、かばかりの御情深く渡らせ給ふかな、心安く臨終せんとて、西に向ひ手を合はせ、頸を延べてぞ討たせける。弓矢取る身の習程あはれなりける事はなし。生は相摸國、果は雍州都の外、河原の土とぞ成りにける。父刑部丞是を見て、一命を輕んじて軍をするも、瀧口を世に在らせん爲なり、俊綱討たせて命生きて何かせん、討死にせんとて驅けければ、御曹司あたら兵刑部討たすな者共と宣へば、御方の兵馳塞がりて制しければ、力無く涙と共に引返す。さても頼政は強ちに義朝に敵せんとまでは思はざりしかど、惡源太に驅立てられ、好む處の幸と六波羅へこそ加はりけれ。誠に惡源太、若氣の致す所なり。兵庫頭勝負を兩端に窺ふが故に、平家に心ざすと雖も、源氏の爲には誠の敵にあらず、一人なりとも平家に逢うてこそ死にたけれ、譜（〇詮ノ誤）なき同士軍に、あたら兵共を討たせられけるぞ無念なると人々申しける。異國にも其例あり。漢高祖と楚項羽と國を爭ふこと八箇年、戰をなすこと七十二度、項羽勝つに乘ると雖も、政道猥がはしき故に民服せず。高祖は戰常に弱しと雖も、撫民の德有るが故に人是に因る。爰に王陵と云ふ者有り、城を拵へ兵を集めながら、兩方の勝負を待つが故に、楚にも與みせず、漢にも敵せずして相支へたり。名將たる故に項羽頻に

召すと雖も、虞氏の行跡を顧みて參らざる間、即ち兵を遣はして是を攻むるに、城堅くして更に落ちず、却つて多くの御方の勢を損ず。よつて楚王大いに怒つて、謀を廻らして其母を捕へて楯の面に引張りて寄せたらんに、王陵は孝行第一の者なれば、定めて弓を引くに能はずして、必ず降を請はんか、然らば其身を生捕りて首を刎ねよと議せられけるを、母是を洩聞きて、誠に王陵は無雙の孝子なれば、我をして楯の面に伏せしめば、必ず楚に降らんと思ひける志あらんずる間、竊かに使を遣はして此由を告ぐ。天下は終に漢王に服すべし、汝も必ず高祖の臣と成り、敢て以て楚に降する事なかれ、依つて我早死を輕くすとて、即ち劒に伏して空しく成りにき。是に依つて王陵強ちに項羽に恨深きが故に、忽ちに高祖の臣と成り、命を輕くし身を失つて攻むと云へり。是も漢こそ誠の正敵なれ、高祖をだにも討ちたらましかば、千萬の傍敵有りと云ふとも、自ら服せしむべし。誠に大事の前の小事なり。されば大孝「○行カ」は小瑾を顧みずと云へり。大抵武の道能「○强カ」きに敵して命を失ひ、弱きを助けて身を滅す、皆是常の法ぞかし。惡源太も義を以て和したらましかば、賴政も名將なれば、定めて見捨てざらんか、義平我武略に達せる儘に、伐たば忽ちに降り、攻めば必ず伏せんと思ふが故に、人の不義を取つて身の怨とし給へり。縱ひ勇力有りとも人和せずは、終に勝つ事を得じ。兵書の詞に云く、天の時は地の利に如かず、地の利は人の和に如かずと云へり。尤思慮有る

べき事共なり。

六波羅合戰事

さる程に惡源太は、其儘六波羅へ寄せらるゝに、一人當千の兵共眞前に進みて戰ひけり。金子十郎家忠は、保元の合戰にも爲朝の陣に驅入り、高間三郎兄弟を組んで討つ、八郎御曹司の矢前を遁れて名を揚げけるが、今度も眞前驅けて戰ひけり。矢種も皆射盡くし弓も引折れ、太刀をも打折りければ、折太刀を提げて、あはれ太刀かな、今一合戰せんと思ひて驅廻る處に、同國の住人足立右馬允遠元馳來れば、是御覽候へ足立殿、太刀折りて候、御帶添候はゞ御恩に蒙り候はんと申しければ、折節帶添へ無かりしかども、御邊が乞ふが優しきにとて、先を打たせたる郎等の太刀を取りて、金子にぞ與へける。家忠大きに悅んで、又驅入りて敵數多討ちてけり。足立が郎等申しけるは、日比より御前途に立つまじき者と思召せばこそ、軍の中にて太刀を取りて人には給はるらめ，此程は最後の御供とこそ存ぜしかども、是程に見限られ奉りては、先立ち申すに如かじとて、既に腹を切らんと上帶を押切りければ、遠元馬より飛んで下り、汝が恨むる處尤理なり、されども金子が所望默止し難きに、御邊が太刀を取りつるなり、軍をするも主の爲、討死する傍輩に乞はれて、與へぬ者や侍ら

ん、漢朝の季札も、徐君に劒を乞はれて惜しまずとこそ承はれ、暫く待てと云ふ處に、敵三騎來つて足立を討たんと驅寄せたり。遠元眞前に進みたる武者を、よつ引いてひやうと射る。其矢過たず內冑に立つて馬より眞倒に落ちければ、殘の二騎は馬を惜しんで驅けざりけり。遠元やがて走寄りて、帶いたる太刀を引切りておつ取り、汝が恨むる處尤なり、太刀を取らするぞとて郎等に與へ、打連れてこそ又驅けけれ。惡源太宣ひけるは、今日六波羅へ寄せて、門の中へ入らざるこそ口惜しけれ、進めや者共とて、究竟の兵、五十餘騎、鞆を傾けて驅入れば、平家の侍防ぎかね、はつと引いてぞ入りにける。義平先づ本意を遂げぬと喜んで、喚き叫んで驅入り給へり。清盛は北の臺の西の妻戸に軍の下知して居給ひけるが、妻戸の扉に敵の射る矢雨の降る如くに中りければ、清盛宣ひけるは、防ぐ兵に耻ある侍が無ければこそ是まで敵は近付くらめ、いで〳〵さらば驅けんとて、紺の直垂に黑絲威の鎧着、黑塗の太刀を帶き、黑保呂の矢負ひ、塗籠籐の弓持ちて、黑き馬に黑鞍置かせて乘り給へり。上より下まで長しやかに出立たれけるが、鐙踏張り大音揚げて、寄手の大將軍は誰人ぞ、かく申すは太宰大貳清盛なり、見參せんとて驅出でられければ、御曹司是を聞き給ひ、惡源太義平爰にあり、得たりやおゝと叫んで驅く。平家の侍是を見て、筑後守父子、主馬判官、菅親子、難波、瀨尾を始として、究竟の兵眞前に馳塞がつて戰ひける。源平互に入亂れて、爰を最後と揉合うたり。

孫子が祕せし處子房が傳ふる處、互に知る道なれば、平家の大勢、陽に開いて圍まんとすれども圍まれず、陰に閉ぢて討たんとすれど討たれず、千變萬化して義平三方をまくり立て、面も振らず切つて廻り給ひしかども、源氏は今朝よりの疲れ武士、息をも繼がず攻戰ふ。平家は新手を入替へ／＼、城にかゝつて馬を休め、驅出で／＼戰ひければ、源氏終に打負けて、門より外へ引退き、やがて河を馳渡し、河原を西へぞ引きたりける。義朝是を見給ひて、義平が河より西へ引きつるは、家の疵と覺ゆるぞ、今は何をか期すべき、討死せんとて驅けられければ、鎌田馬より飛んで下り、七寸に立ちて申しけるは、昔より源平弓矢を取つて、何れも勝負〔不劣〕無しと申せども、殊更源家をば皆人武き事と申し侍り、譬へば栴檀の林に餘木なく、崑崙山には土石悉く美玉なるが如く、源氏に屬する兵までも、弓矢取りては名を得たり、今朝よりの合戰に馬なづみ人疲れて、物具に透間多く、矢種盡き打物折れて、殘る御勢過半は疵を被れり、今敵に驅合ふとも、かひ／＼しき事はなくて、雜人の手に懸り、遠矢に射られて討たれ給はん事こそ數の上の悲みなれ、如何に況や大將の御死骸を敵軍の馬の蹄に懸けん事をや、暫く何處へも落ちさせ給ひ、山林に身を隱しても御名ばかりを殘置き、敵に物を思はせ給はんこそ謀の一つにても候べけれ、只今爰にて討たれさせ給ひなば、敵は彌利を得、諸國の源氏は皆力を落し果て、忽ちに敵に屬し候ひなん、縱ひ遁れ難くして御自害候とも、深く隱し進ら

ぜて、東國の御方の憑有る樣にこそ御計ひ候はんずれ、死せる孔明生ける仲達を走らかすとこそ申したるに、闇々と敵に打捕られ給はん事、誠に子孫の御耻辱たるべし、御曹司も定めて御所存有つてぞおはすらん、早落ちさせ給へと申せば、東へ行かば逢坂山不破の關、西海に赴かば須磨明石をや過ぐべき、弓矢取る身は死すべき所を遁れぬれば、中々最後の耻有るなり、只爰にて討死にせんと進み給へば、政家重ねて申す樣、こは御定とも覺え候はぬ物かな、死を一途に定むるは近うして易く、謀を萬代に殘すは遠うして難しと云へり、叶はぬ所にて御腹召されん事、何の義か候べき、越王は會稽に降り、漢祖は滎陽を遁る、皆謀を成して本意を遂げしに非ずや、身を全うして敵を滅すをこそ良將とは申して候へ、疾く〳〵延びさせ給へとて、御馬の口を北の方へ押向けければ、鎌田が取付きたるを力として、兵數多下り立ちて驅けさせ奉らねば、力無く河原を上りに落ちられけり。

義朝敗北事

さる程に義朝は六波羅の合戰に打負け、既に落ち給ふと見えければ、平家の人々追懸けて攻めければ、三條河原にて鎌田兵衞申しけるは、頭殿は思食す旨有つて落ちさせ給ふぞ、能く〳〵防ぎ矢仕れと云ひければ、平賀四郎義宣〔〇信〕引返し、散々に戰はれければ、義朝顧み給ひて、あはれ源氏は鞭さしまでも

愚なる者は無き物かな、あたら兵平賀討たすな、義宣（〇信）討たすなと宣へば、佐々木源三、須藤刑部、井澤四郎を始として、我も〳〵と眞前に馳塞がつて防ぎけるが、佐々木源三秀義は敵二騎切つて落し、我身も手負ひければ、近江國を指して落ちにけり。須藤刑部俊通も、六條河原にて瀧口と共に討死せんと進みしを、留め給ひしかども、爰にて敵三騎討取りて、終に討たれてけり。井澤四郎信景は二十四差したる矢を以て、今朝の戰に敵十八騎射て落し、今の合戰に能き敵四騎射殺したれば、箙に二つぞ殘りたる。其後打物になつて擧動ひけるが、痛手負ひて引きにけり。東近江に落ちて疵療治し、弓打切り杖に突き、山傳ひに甲斐の井澤へぞ行きにける。加樣に面々戰ふ間に、義朝落延び給ひしかば、鎌田を召して汝に預けし姫は如何にと宣へば、私の女に申置き進らせて候と申せば、軍に負けて落つると聞き、何ばかりの事か思ふらん、中々殺して歸れと宣へば、鞭を擧げて六條堀河の宿所に馳來て見ければ、軍に恐れて一人もなきに、持佛堂の方に人音しければ、行きて見るに、姫君佛前に經打讀みておはしけるが、政家を御覽じて、さてそも軍は何にと問ひ給へば、頭殿は打負けさせ給ひて、東國の方へ御落ち候が、姫君の御事をのみ悲しみ進らせ給ひ候と申せば、さては我等も只今敵に搜出だされ、是こそ義朝の娘よなど沙汰せられ、恥を見んこそ心憂けれ、あはれ高きも卑しきも、女の身程悲しかりける事はなし、兵衞佐殿は十三になれども、男なれば軍に出で、御供申し給

ふぞかし、妾は十四になれども、女の身とて殘し置かれ、我身の耻を見るのみならず、父の骸を穢さん事こそ悲しけれ、兵衞先づ我を殺して頭殿の見參に入れよと口說き給へば、頭殿も此仰にて候と申せば、さて嬉しき事かなとて、御經を卷き納め、佛前に向ひ手を合はせ、念佛申させ給へば、政家つと參り、殺し奉らんとすれども、御産屋の中より抱き取り奉りし養君にて、今まで育し立て進らせたれば、爭か哀になかるべき、涙に昏れて、刀の立て所も覺えずして泣き居たり。姫君敵や近付くらん、疾く〳〵と勸め給へば、力無く三刀刺して御首を取り、御死骸をば深く收めて馳せ歸り頭殿の見參に入れたりければ、只一目御覽じて、涙に咽び給ひけるが、東山の邊に知り給へる僧の所へ此御首を遣はして、弔ひて給び給へとぞ落ちられける。さる程に平家の軍兵馳散つて、信賴義朝の宿所を始めて、謀叛の輩の家々に押寄せ〳〵、火を懸けて燒拂ひしかば、其妻子眷屬東西に迯迷ひ、山野に身をぞ隱しける。方々に落行く人々は、我行先は知らねども、跡の畑を顧みて、敵は今や近付くらん、急げ〳〵と身を揉みけり。比叡山には信賴義朝打負けて大原口へ落つると沙汰しければ、西塔法師是を聞き、いざや落人打留めんやとて、二三百人千束が崖に待懸けたり。義朝此由聞き及び、都にて兎も角成るべき身の鎌田が申狀に依つて、是まで落ちて山徒の手に懸り、かひなき死をせんずるこそ口惜しけれと宣へば、齋藤別當申しけるは、爰をば實盛通し進らせ

候はんとて、馬より下り、冑を脫いて手に提げ、亂髪を面に振掛け、近付寄つて云ひけるは、右衞門督左馬頭殿以下、おもとの人々は皆大内六波羅にて討死し給ひぬ、是は諸國の假武者共が、耻をも知らず、妻子を見ん爲に本國に落下り候なり、打留めて罪作りに何かし給はん、具足を召されん爲ならば、物具をば進らせ候はん、通して給はれと申しければ、實にも大將だちにてはなかりけり、葉武者は討ちて何かせん、具足だに脫捨てば通されよかしと僉議しければ、實盛重ねて、衆徒は大勢おはします、我等は小勢なり、草摺を切りても猶及び難し、投げんに從ひ奪取り給へと云へば、面に進める若大衆、尤然るべしとて相集る。後陣の老僧も我劣らじと、一所に寄つて競ひ爭ふ處に、實盛冑をかはと投げたりけり。我取らんとひしめきければ、敢て敵の勢をも見繕はざりける處に、三十二騎の兵、打物を拔き冑の輪を傾け、かばと蹴散らして通りければ、大衆俄に長刀を取直し、餘すまじとて追懸けければ、眞〔○實〕盛大童にて、大の中差取つて番ひ、敵も敵に因るぞ、義朝の郎等に武藏國の住人長井齋藤別當眞〔○實〕盛ぞかし、留めんと思はゞ寄れや、手柄の程見せんとて取つて返せば、大衆の中に弓取りは少しもなし、叶はじとや思ひけん、皆引いてぞ歸りける。義朝八瀬の松原を過ぎられけるに、跡よりやゝと呼ぶ聲しければ、何者やらんと見給へば、遙に先へ延びぬらんと覺えつる信頼卿追付きて、若軍に負けて東國へ落ちんときは、信頼をも連れて下らんと

こそ聞えしか、心替かやと宣へば、義朝餘りの惡さに腹を居ゑかねて、日本一の不覺人、かゝる大事を思立ちて、一軍だにせずして、我身も滅び人をも失ふにこそ、面つれなう物をば宣ふ物かなとて、持ちたる鞭を以て信頼の弓手の頰先をしたゝかに打たれけり。信頼此返事をもし給はず、誠に臆したる體にて、頻に鞭目を押撫で〳〵ぞせられける。乳母子式部大輔助吉是を見て、何者なれば督殿をばかくは申すぞ、和人共が心剛ならば、など軍には勝たずして、負けて東國へは下るぞと云ひければ、義朝あの男に物な云はせそ、討つて捨てよと宣ひければ、鎌田兵衞何條只今さる事の候べき、敵や續き候らん、延びさせ給へとて行く處に、又横河法師上下四五百人、信頼義朝が落つるなる、打留めんとて、龍華越に逆木引き、掻楯掻いて待懸けたり。三十餘騎の兵、各馬より飛んで下り〳〵、手々に逆木をば物ともせず、引伏せ〳〵通る處に、大衆の中より差詰め引詰め散々に射たりければ、陸奥六郎義隆の首の骨を射られて、馬より倒樣に落ちられてけり。中宮大夫進朝長も弓手の股をしたゝかに射付けられて、鐙を踏みかね給ひければ、義朝大夫は矢に中りつるな、常に鎧つきをせよ、裏かかすなと宣へば、其矢引きかなぐつて捨て、さも候はず、陸奥六郎殿こそ痛手負はせ給ひ候ひつれとて、さあらぬ體にて馬をば早められける。六郎殿討たれ給へば、首を取らせて、義朝宣ひけるは、弓矢取る身の習、軍に負けて落つるは常の事ぞかし、それを僧徒の身として助くるまでこそなからめ、

結句打留めんとし、物具剝がんなどするこそ奇怪なれ、惡い奴ばら、後代の例に一人も殘さず討てや者共と下知せられければ、三十餘騎轡を雙べ、驅入り割付け追廻して、攻詰め攻付け切付けられければ、山徒立所に三十餘人討たれにければ、殘る大衆大略手負ひて、方々谷々へ歸るとて、落人打留めんと云ふ事は、誰が云出だせる事ぞとて、彼よ是よと論じける程に、同士軍をし出して、又多くぞ死にける。誠に出家の身として、落人打留め物具奪取らんなどして、纔の落武者に驅立てられ、多くの人を討たせ、又同士軍し出して、數多の衆徒を失ふ事、僧徒の法にも恥辱なり、武藝の爲にも瑕瑾なり、されば冥慮にも背き神明にも放され奉りたるとぞ覺えし。此敵をも追散らしければ、龍華の麓に皆下り居て、馬を休められけるが、義朝後藤兵衞眞〔○實〕基を召して、汝に預置きし姬は如何にと宣へば、私の女に能く〳〵申含めて候へば、別の御事候まじと申しけり。さては心安けれども、汝是より都へ歸上り、姬を育てゝ尼にもなし、義朝が後世菩提を弔はせよと宣へば、先づ何處までも御供仕り兎も角もならせ給はん御有樣を見屆け進らせてこそ歸上り候はんずれと申せば、存ずる旨有り疾く〳〵と宣へば、力及ばず都へ歸り、姬君に付き奉り、此彼に隱し置き進らせて、源氏の御代に成りしかば、一條二位中將能保卿の北方に成し奉りけるなり。眞〔○實〕基も鎌倉殿の御時に世に出でけるとぞ聞えける。

信頼降参事并最後事

さる程に信頼卿は義朝に捨てられて、八瀬の松原より取つて返されけり。それまでは侍共五十騎ばかり有りけるが、此殿は人に頬を打たれて返事をだにし給はねば、侍の主には叶ひ難し、行末もさこそおはせめと散々に落行きしかば、乳母子式部大輔ばかりにぞ成りにける。餘りに疲れて見え給へば、或谷河にて馬より抱下し、干飯洗うて進らせけれども、今朝の鯢波に驚きて後は、胸塞がりて唾をだにもはか〴〵しく呑入れ給はねば、増して一口も召さゞりけり。又馬に掻乘せて、何處へか入らせ給はんと問ひ奉れば、仁和寺へと宣ふ間、蓮臺野へぞ出でにける。山法師の死したるを葬して歸る者共にぞ行逢ひける。法師ばら是を見て此夜中に忍びて通るは、落人の歸來るにてぞ有らん、打留めて物具剝げと罵りければ、式部大輔取り敢ず、是は六波羅より落人を追うて、長坂へ向ひて候が、敵ははや落延びて候間、歸參るに暗さは暗し、御方の勢に追後れて侍るなりと答へければ、さも有らんとや思ひけん既に通すべかりけるに、法師一人笠符を見んとや思ひけん、誠しからず、野伏もなくてとて、松明振擧げて近付けば、信頼先に打たれけるが、あはやと驚きて、落つるともなく馬より下り、物具脱ぎ捨てゝ、鎧直垂より小具足、太刀、刀、馬鞍まで取りやかなひて、命ばかりをば助け給へとて、

手を合はされければ、式部大輔も剃がれてけり。それより大白衣にて這ふ〳〵仁和寺へ參り、昔の御惠の餘波なれば、御助ぞ有らんずらんとて、頸を延べて參りたる由申入れられたり。しかのみならず伏見源中納言師仲卿も參り、越後中將成親も參られけり。上皇本より不便に思食さるゝ人々なれば、傍に隱置かれて、先づ主上へ信賴を助けさせ給へと御書を進らさせ給ひしかども、敢て御返事も無かりければ、重ねて微老を賴みて參りたる者共なれば、枉げて助置かせ給へと申させ給ふ。御使も未だ歸らざるに、三河守賴盛、淡路守教盛兩人大將にて、三百餘騎、仁和寺に押寄せ、信賴を始めて、上皇を賴み進らせて集りたる謀叛の輩五十餘人召捕つて歸られけり。越後中將成親朝臣は、嶋摺の直垂の上に繩付けて、六波羅の馬屋の前に引居ゑられておはしけり。既に死罪に定まりたりしを、重盛今度の勳功の賞に申替へて預り給ひけるなり。此中將院の御氣色能き人にて、院中の事申沙汰せられけるが、重盛出仕の度每に芳心せられける故なりとなん、されば人は情あるべき事にや、信賴卿をば左衞門佐して謀叛の子細を尋ねらる。一事の陳答にも及ばず、只天魔の所爲なりとぞ歎かれける。我身の重科をも知らず、今度ばかり何にも申し助けさせ給へと絕伏し申されければ、重盛彼程の不覺人、助け置かせ給ひたりとも何程の事候べきと申されしかども、清盛今度の謀叛の本人なり、上皇の申させ給へども、君も聞食し入れず、爭か私には免すべき、早く死罪に定り畢、疾く

疾く斬れと宣へば、左衞門佐、此上は力及ばずとて立たれけり。やがて六條河原にして既に敷皮の上に引居ゑたれども、思ひも切れず、あはれ重盛はさばかりの慈悲者と聞きつるに、などや信頼をば申し助け給はぬやらんとて、起きぬ伏しぬ歎きて、悶え焦れ給へば、松浦太郎重俊斬手にて有りしが、太刀の當て所も覺えねば、押さへて搔首にぞしてける、見苦しかりし有樣なり。年來院のきり人にて、諸人の追從を蒙り、去んぬる十日より內裏に候ひて、樣々の僻事をなし給ひしかば、百官龍蛇の毒を恐れ、萬民虎狼の害を歎きしに、今日の有樣は乞食非人にも猶劣りたりとぞ見物の諸人申合へる。彼左納言右大史、朝に恩を受けて夕に死を賜はると、白居易の書きしも理かなとぞ覺えし。爰に齡七十ばかりなる入道の柿の直垂に文書袋頸に掛けたるが、平屐履き鹿杖突き、市の如く立ち圍みたる人を搔分け〳〵行きければ、右衞門督の年來の下人、主の死骸を收めんとするにやと見る處に、さはなくして髻をはたと睨み、おのれはとて持ちたる杖にて二打三打打ちければ、見物の諸人こは如何にと云ふに、此入道が曰く、相傳の所領を無理におのれに押領せられ、多くの所從を失ひ、我身を始めて飢寒の苦痛を見せつるは、おのれが所行に非ずや、かゝる僻事の積に依つて、今旣に首を斬られ、入道が目前に耻をさらすぞ、我生きて汝が死骸を打つ、我杖は死してよも痛まじ、獄卒の笞は今こそ當るらめ、魂魄若あらば慥に此詞を聞け、大貳殿の御嫡子左衞門佐殿は有

道の聞えましませば、此文書見參に入れて、本領安堵して、おのれが草の陰にて見んずるぞ、思へば猶惡きぞとて歸りける。溫野に骨を禮せし天人は、平生の善を悅び、寒林に骸を打ちし靈鬼は、前世惡を悲しむとも、加樣の事をや申すべき。彼老者は丹波國の在廳監物某と云ふ者なり。無念に思ひけん事はさる事なれども、餘りなる擧動かなとて、惡まぬ者ぞ無かりける。斬手歸りければ人々信賴の最後の有樣を尋ねらるゝに、哀なる中にをかしかりしは、軍の日馬より落ちて、鼻の先を突闕きし跡、八瀨にて義朝に打たれし鞭目、左の頰先にうるみて有りしぞ見苦しかりしなど沙汰しけるを、大宮左大臣伊通公聞き給ひて、一日猿樂に鼻をかくと云ふ世俗の業（○諺ノ誤）こそ有るに、信賴は一日の軍に鼻を闕きけると宣ひしかば、皆人興にぞ入りにける。

官軍被レ行ニ除目一事付謀叛人被レ止ニ官職一事

さる程に伏見源中納言師仲は、勸賞を蒙るべき身にてこそ候へ、信賴卿內侍所を取つて東國へ下し進らせんとせられ候ひしを、女坊門局の宿所、姉小路東洞院に隱置き進らせて候へば、朝敵にくみせざる支證分明に候、信賴時々伏見へ來りしも、權勢に恐れて心ならず交るにて候ひき、叛逆の企に於ては曾て存ぜず、能く／＼聞食し開かるべしと陳じ申されけり。河內守季實、其子左衞

門尉季守は、遁るゝ處なくして父子共に誅せられ、やがて叙位除目行はれて、大貳清盛は正三位に叙し、嫡子左衞門佐は伊豫守に任じ、次男大夫判官基盛は大和守、三男宗盛は遠江守になる。清盛舍弟三河守賴盛は尾張守になる。伊藤武者景綱は伊勢守に補す。上卿は花山院大納言忠雅卿、職事は藏人朝方とぞ聞えし。信賴卿、舍兄兵部權大輔基家、民部權少輔基通、舍弟尾張少將信俊、子息新侍從信親、播磨守義朝、中宮大夫進朝長、右兵衞佐賴朝、佐渡式部大輔重成、但馬守有房、鎌田兵衞政家以下七十三人の官職を止めらる。此內兩人やがて尋出されて、民部權少輔基通は陸奧國へ、尾張少將信俊は越後國へぞ流されける。其外或は誅せらるゝ者後日にも多かりけり。昨日まで朝恩に誇りて、餘薰一門に及びしかども、今日は誅戮を蒙つて、愁歎を九族に施す。朝に仕へて樂を春花の前に開き、誡を蒙りては、歎を秋の霜の本に顯す、夢の富は覺めての悲なり。一夜の月早く有漏不定の雲に隱れ、朝の咲は夕の淚なり。片時の花空しく無常天變の風に從ふ、盛衰の理眼前にあり、生界の中に誰人か此難を遁るべき。さては堀河天皇嘉承二〔○三ノ誤〕年に、對馬守源義親誅伐せられしより以來、近衞院の御代久壽二年に至るまで既に三十餘年天下靜にして、民唐堯虞舜の仁惠に誇り、海內浪治りて、國延喜天曆の德政を樂みしに、保元に合戰有りて、洛中始めて騷ぎしをこそ淺ましき事と思ひしに、幾程の年月をも送らざるに、又此亂出で來て人多く滅びしか

ば、其既に末に成りて、國亡ぶべき時節にや有らんと心有る人は歎合へり。同二十九日公卿僉議有つて、此程大内に凶徒殿舍に宿し、狼藉繁多なり、清められずして還幸ならん事然るべからざる由、議定區々なりとぞ聞えける。

常盤註進幷信西子息各被レ處二遠流一事

爰に左馬頭義朝の末子、九條院の雜仕常盤が腹に三人あり。兄は今若とて七つになり、中は乙若とて五つ、末は牛若とて今年生れたり。義朝此等が事心苦しく思はれければ、金王丸を道より返して、合戰に打負けて何地ともなく落行けども、心は跡を顧みて、行先更に覺えず、何處に在りとも心安き事有らば迎取るべきなり、其程は深山にも身を隱し、我音信を待ち給へと申遣はされければ、常盤聞きも敢ず、引被き伏沈めり。幼き人々聲々に父は何處にましますぞ、頭殿はと問ひ給ふ。良有つて常盤泣く〱、さても何方へとか聞えつると問ひければ、譜代の御家人たちを御憑み候ひて、東の方へとこそ仰せ候ひし、暫くも御行末覺束なく存じ候へば、暇申してとこそ出でにける。さる程に少納言入道の子共、僧俗十二人流罪せられけり。君の御爲敢て不義を存ぜざりし忠臣の子共なれば、縱ひ信頼義朝に流されて配所に在りとも、赦免有つて召しこそ返さるべきに、結句流罪に處

せらるゝ科の條、何事ぞ心得難しと云へば、此人々元の如く召仕はれば、信頼同心の事共天聽にや達せんずらんと恐怖して、新大納言經宗、別當惟方の勸なるを、天下の擾亂に紛れて、君を思食誤りてけりと、心有る人は申しけるが、虛名は立せぬ物なれば、幾程無くて召返され、經宗惟方の謀計は顯れけるにや、終に左遷の憂に沈みけり。信西の子共內外の智人に勝れ、和漢の才身に備はりしかば、配所に赴く其日までも、此彼に寄合ひ〳〵歌を詠み詩を作りて、互に餘波をぞ惜まれける。西海に赴く人は、八重の汐路を別れて行き、東國へ下る輩は、千里の山河を隔てたる、心の中こそ哀なれ、中にも播磨中將成憲は、老いたる母と少き子とを振捨てゝ、遼遠の境に赴きける。せめての都の餘波惜しさに、所々に休らひて行きもやり給はざりけるが、粟田口の邊に馬を留めて、

道の邊の草の青葉に駒留めて猶古鄕を顧みるかな

かくて近江をも過行けば、何に鳴海の汐干潟、二村山、宮路山、高師山、濱名の橋を打渡り、小夜の中山、宇津の山をも見て行けば、都にて名にのみ聞きし物をと、其に心を慰めて、富士の高峯を打詠め、足柄山をも越えぬれば、何處を限とも知らぬ武藏野や、堀兼の井も尋ね見て行けば、下野國府に着きて、我住むべかなる室の八嶋とて見遣り給へば、烟心細く上りて、折から感淚止め難く思はれしかば、泣く〳〵かくぞ聞えける。

我爲に有りける物を下野や室の八嶋に絕えぬ思は

旻をば夢にだに見んとは思はざりしかども、今は住家と跡を占め、習はぬ草の庵、譬べん方も更にな
し。

義朝靑墓落着事

さる程に左馬頭は、堅田の浦へ打出でて、義隆の首を見給ひ、八幡殿の御子の名殘には、此人ばか
りこそおはしつるに、後れ奉つては彌力無くこそ覺ゆれとて、泣く〳〵念佛申し弔うて、湖へ馬の太
腹ひたるまで打入れ、此首を深く收められけり。やがて舟を尋ねて渡らんとせられけれども、折節波
風烈しくして叶はざりしかば、其より引返し、勢多を指して落ちられけるが、此勢一所にては叶ふま
じ、道を替へて落つべし、志有らば東國にて必ず參會すべし暇取らする兵共と宣へば、各何處までも
御供仕りてこそ何とも成り候はめと申せども、存ずる旨有り疾く〳〵と宣へば、力及ばずして、波多
次郎義通、三浦荒次郎義澄、齋藤別當、岡部六彌太、猪俣小平六、熊谷次郎、平山武者所、足立右馬
允、金子十郎、上總介八郎を始として二十餘人暇給はり、思ひ〳〵に國々へ下りける。義朝の一所
に落ちられけるは、嫡子惡源太義平、次男中宮大夫進朝長、三男右兵衞佐頼朝、佐渡式部大輔重成、

平賀四郎義宣（○信）、乳母子鎌田兵衛政家、金王丸僅に八騎なり。兵衛佐頼朝心は武しと雖も、今年十三、物具して終日の軍に疲れ給ひければ、馬睡りをし、野路の邊より打後れ給へり。頭殿篠原堤にて、若者共は下りぬるかと宣へば、各是に候と答へられしに、兵衛佐おはしまさず。義朝、無慙や下りにけり、若敵にや生捕らるらんと宣へば、鎌田尋ね進らせ候はんとて引返し、佐殿やおはすと呼ばはり奉れども更に答ふる人もなし。頼朝良有りて打驚き見給ふに、前後に人もなかりけり。十二月二十七日の夜更け方の事なれば、暗さは暗し先も見えねども、馬に任かせて只一騎、心細く落ち給ふ。森山の宿に入り給へば、宿の者共云ひけるは、今夜馬の足音繁く聞ゆるは、落人にや有るらん、いざ留めんとて、沙汰人數多出でける中に、源内兵衛眞弘と云ふ者、腹卷取つて打懸け、長刀持ちて走出でけるが、佐殿を見奉り馬の口に取付き、落人をば留め申せと六波羅より仰下され候とて、既に抱き下し奉らんとしければ、髭切を以て抜打にしとと打たれければ、眞弘が眞向二つに打割られて、仰に倒れて死にけり。續いて出でける男、しれ者かなとて馬の口に取付く處を同じ様に斬り給へば、籠手の覆より打ちて、打落されて退きにけり。其後近付く者もなければ、即ち宿を馳過ぎて、安の河原へ出で給へば、政家にこそ逢ひ給へ。それより打連れ急ぎ給へば、程なく頭殿に追付き奉り給ふ。など今まで下るぞと宣へば、云々の由申されければ、縱ひ長なりとも、爭か只今かくは擧動ふべ

き、いしうしたりとぞ感じ給ふ。鏡宿をも過ぎしかば、不破關は敵固めたりとて、小關に懸つて、小野の宿より海道をば馬手になして落ち給へば、雪は次第に深くなる、馬に叶はねば、物具しては中中惡しかりなんとて、皆鎧共をば脱捨てらる。佐殿は馬上にてこそ劣り給はねども、徒立になりては常に下り給ひしが、終に後れ進らせられけり。義朝は兎角して美濃國青墓の宿に着き給ふ。彼の長者大炊が娘延壽と申すは、頭殿心淺からずして、女子一人おはしましけり、夜叉御前とて十歳に成り給ふ。年來の御宿なれば、それに入り給へば、斜ならずもてなし奉る。義朝爰にて宣ひけるは、義平は山道を攻めて上れ、朝長は信州へ下り、甲斐信濃の源氏共を催して上洛せよ、我は海道を攻上るべしと有りしかば、悪源太さ承るとて、未だ知らぬ飛騨國の方へ山の裾に付きて落行かれければ、中宮大夫は信濃を指して下り給ふが、龍華にて手は負ひ給ふ、伊吹の下の雪は凌がれたり、疵大事に成りて叶ひ難かりしかば、歸參られけり。頭殿此由を聞食して、されば頼朝は少くとも、かくは有らじとぞ宣ひける。さらば汝暫く留れと仰せければ、朝長畏つて、是に候はゞ定めて敵に生捕られ候ひなん、御手に懸けさせ給ひて、心安く思食し候へと申されしかば、汝は不覺の者と思ひたれば、誠に義朝が子なりけり、念佛申せとて太刀を拔き、既に首を打たんとし給ひしを、延壽大炊太刀に取付きて、如何に眼前に憂き目を見せ給ふぞとて、泣き口說きければ、餘りに聽したれば勇む

るなりとて、太刀を差されければ、朝長帳臺へ入り給へば、たゞも内へぞ歸りける。其後大夫は如何にと宣へば、待申し候とて、掌を合はせ念佛し給へば、心元を三刀刺して首を搔き、骸に差續ぎ、衣引懸けて置き給ふ。都にて江口腹の御娘、鎌田に仰せて害せられ、賴朝は見え給はず、朝長をも我手に懸けて失ひ給へば、一方ならずぞ思はれける。

義朝野間下向付事忠宗〔○致〕心替事

さる程に義朝は、大炊が許におはせしが、かくてもあるべきならねば、やがて立出で給ふ。大炊は是にて御年を送り閑かに御下り候へと申しけれども、爰は海道なれば惡しかりぬべし、朝長をば見續ぎ給へとて、出でんとし給ふ處に、宿の者共聞き付けて、二三百人押寄せたり。佐渡式部大輔是を見て、爰をば重成討死して通し進らせ候はんとて、或家に走入り馬引出だし打乘つて、狼藉なり雜人共とて、散々に蹴散らして、子安の森に馳入り、向ふ敵十餘人射殺し、左馬頭義朝自害するぞ、我手に懸けたりなど論ずべからずとて、先づ面の皮を削り、腹十文字に搔切つて、二十九と申すに、終に空しくなりにけり。皆是を大將と思ひて歸りければ、夜に入りて宿を出で給ふ。中宮大夫は夜明くるまで出でられず。大炊參りて見奉れば、空しくなり給へるに、小袖引懸けて置かれたりしかば、見續ぎ進ら

き、いしうしにりとぞ感じ給ふ。鏡宿をも過ぎしかば、不破關は敵固めたりとて、小關に懸つて、小野の宿より海道をば馬手になして落ち給へば、雪は次第に深くなる、馬に叶はねば、物具しては中中悪しかりなんとて、皆鎧共をば脱捨てらる。佐殿は馬上にてこそ劣り給はねども、徒立になりては常に下り給ひしが、終に後れ進らせられけり。義朝は兎角して美濃國青墓の宿に着き給ふ。彼の長者大炊が娘延壽と申すは、頭殿心淺からずして、女子一人おはしましけり、夜叉御前とて十歳に成り給ふ。年來の御宿なれば、それに入り給へば、斜ならずもてなし奉る。義朝爰にて宣ひけるは、義平は山道を攻めて上れ、朝長は信州へ下り、甲斐信濃の源氏共を催して上洛せよ、我は海道を攻上るべしと有りしかば、悪源太さ承るとて、未だ知らぬ飛驒國の方へ山の裾に付きて落行かれければ、中宮大夫は信濃を指して下り給ふが、龍華にて手は負ひ給ふ、伊吹の下の雪は凌がれたり、疵大事に成りて叶ひ難かりしかば、歸參られけり。頭殿此由を聞食して、されば頼朝は少くとも、かくは有らじとぞ宣ひける。さらば汝暫く留れと仰せければ、朝長畏つて、是に候はゞ定めて敵に生捕られ候ひなん、御手に懸けさせ給ひて、心安く思食し候へと申されしかば、汝は不覺の者と思ひたれば、誠に義朝が子なりけり、念佛申せとて太刀を拔き、既に首を打たんとし給ひしを、延壽大炊太刀に取付きて、如何に眼前に憂き目を見せ給ふぞとて、泣き口說きければ、餘りに聽したれば勇む

るなりとて、太刀を差されければ、朝長帳臺へ入り給へば、たゞも内へぞ歸りける。其後大夫は如何にと宣へば、待申し候とて、掌を合はせ念佛し給へば、心元を三刀刺して首を搔き、骸に差續ぎ、衣引懸けて置き給ふ。都にて江口腹の御娘、鎌田に仰せて害せられ、賴朝は見え給はず、朝長をも我手に懸けて失ひ給へば、一方ならずぞ思はれける。

義朝野間下向付事忠宗〔〇致〕心替事

さる程に義朝は、大炊が許におはせしが、かくてもあるべきならねば、やがて立出で給ふ。大炊は是にて御年を送り閑かに御下り候へと申しけれども、爰は海道なれば惡しかりぬべし、朝長をば見續ぎ給へとて、出でんとし給ふ處に、宿の者共聞き付けて、二三百人押寄せたり。佐渡式部大輔是を見て、爰をば重成討死して通し進らせ候はんとて、或家に走入り馬引出だし打乘つて、狼藉なり雜人共とて、散々に蹴散らして、子安の森に馳入り、向ふ敵十餘人射殺し、左馬頭義朝自害するぞ、我手に懸けたりなど論ずべからずとて、先づ面の皮を削り、腹十文字に搔切つて、二十九と申すに、終に空しくなりにけり。皆是を大將と思ひて歸りければ、夜に入りて宿を出で給ふ。中宮大夫は夜明くるまで出でられず。大炊參りて見奉れば、空しくなり給へるに、小袖引懸けて置かれたりしかば、見續ぎ進ら

せよとは、御孝養申せとにて有りけりとて、泣く〳〵後の竹原の中に收め奉りけり。其後、平賀四郎にも暇給ひて、勢を付けて攻上り給ふべき由宣へば、さて何處を指して御下り候ぞと申されければ、先づ尾張の野間に行き、忠宗〔○致〕に馬物具請うて通らんずると宣へば、平賀四郎、長田は大德人にて世を伺ふ者なれば、落人隱し奉らん事如何かと申しければ、されども鎌田か舅なれば、何事か有らんと宣へば、さてけ義宣〔○信〕は御上りに參逢ひ奉らんとて別れけり。義朝鎌田を召して、海道は宿々通り得難きなる、是より內海へ着かばやと思ふは如何にと宣へば、鷲栖の玄光と申すは大炊が弟なり、隱れなき强盜名譽の大剛の者にて候、賴みて御覽候へと申せば、然るべしとて此由を仰せらるゝに、玄光悅びて是ならすは何事か頭殿の御用有るべきとて、小船にて下る處に、府津〔○原本ユフツと傍訓す〕に關居ゑて舟をも搜しければ、此舟をも寄せよとて、何舟ぞととがむれば、玄光ぞかしと云ふ。玄光ならんには如何に夜は行くぞと云へば、今日明日ばかりの年の內なれば、夜も得休まぬぞとて漕通る。同二十九日に尾張國知多郡野間內海に着き給ふ。長田庄司忠宗〔○致〕請取り奉りて樣々にもてなし申せども、御馬を參らせよ、急ぎ御通り有るべしと宣ひければ、せめて三日の御祝過ぎてこそ御立ち候べけれとて、頻に留め奉れば、力無く逗留し給ふ。さる程に長田庄司、子息先生景宗〔○致〕を近付けて、さても此殿をば通しや奉る、是にて討ち申すべきか、如何にと云ふ

に、景宗〔○致〕申しけるは、東國へ下り給ふとも、人よも助け參らせじ、人の高名になさんよりも、是にて討ち奉りて、平家の見參に入れ、義朝の知行分をも申し給はらば、子孫繁昌にてこそ候はんずれと云ひければ、尤然るべし、但し名將の御事なれば、小勢なりとも討ち奉らん事大事なりと申せば、御湯ひかせ給へとて、湯殿へすかし入れ奉りて、橘七五郎は近國に無雙の大力なれば組手なるべし、彌七兵衞、濱田三郎は手きゝなれば、刺殺し進らすべし、鎌田をば内へ召されて酒を強ひ伏せ、軍の樣を問ひ給へ、頭殿討たれ給ひぬと聞きて走り出でば、妻戸の陰に待掛けて、景宗〔○致〕斬伏せ候はん、金王丸と玄光法師をば、外侍にて若者共の中に取籠め、引張りて刺殺し候はんに、何の子細候べきと計らへば、湯殿しつらひて、正月三日に庄司御前に參り、都の御合戰道すがらの御辛勞に御湯召され候へと申せば、然るべしとてやがて湯殿へ入り給へば、三人の者隙を伺ふに、金王丸、御劒を持ちて御垢に參りければ、すべて討つべき樣ぞなき。程經て御帷子進らせよと云へども人もなき間、金王丸腹を立て走出でける其隙に、三人の者共走違ひてつと入り、橘七五郎むずと組み奉れば、心得たりとて取つて引寄せ押伏せ候所を、二人の者共左右より寄つて、脇の下を二刀づつ刺し奉れば、心は武しと申せども、鎌田はなきか金王丸はとて、終に空しくなり給ふ。金王丸走歸つて是を見て、惡い奴ばら一人も餘すまじとて、三人ながら湯殿の口に斬伏せたり。鎌田兵衞は忠宗〔○致〕に向つて酒を

飲みけるが、此由を聞きて突立つ所を、酌取りける男刀を拔いて飛懸る。政家取つて引寄せ、其刀を以て二刀刺す所を、後より景宗〔〇致〕もと首を打ちて打落す。鎌田も今年三十八、頭殿と同年にて失せにけり。玄光法師は頭殿討たれ給ひぬと聞きて、是は鎌田が業にてぞ有るらん、先づ政家を討たんとて、長刀持ちて走廻りけるが、鎌田も早討たれぬと聞きて、さらば長田めを討たばやとて、金王丸と二人、面も振らず切つて廻り、數多の敵斬伏せて、塗籠の口まで攻入りけれども、美濃尾張の習、用心嚴しき故に、帳臺の構したるかに拵へたれば、力無く長田父子をば討得ずして、馬屋に走入り馬引出だし打乘り／＼、留めよと呼びけれども、遠矢少々射懸けたるばかりにて、近付く者なかりしかば、玄光は鷲栖に留り、金王は都へ上りけり。鎌田が妻女是を聞き、討たれし所に尋行き、我は女の身なれども、全く貳心は無き物を、如何に恨めしく思ひ給ふらん、親子の中と申せども、我もこそ思ひ侍れ、飽かぬ中には今日既に別れぬ、情なき親に添ふならば、又も憂目や見んずらん、同じ道に具し給へとて、須臾は泣き居たりけるが、夫の刀を拔く儘に、心元に差當て、俯伏樣に伏しければ貫かれてぞ失せにける。忠宗〔〇致〕左馬頭を討ち奉る事は喜なれども、最愛の娘を殺し、歎にこそ沈みけれ。景宗〔〇致〕頭殿の御首并に鎌田が首を取り、死骸共をば一つ穴に掘埋む。如何に勳功を望めばとて、相傳の主を討ち、現在の聟を害しける忠宗〔〇致〕が所存をば、惡まぬ者もなかりけり。安祿山か

主君玄宗を傾け、養母楊貴妃を殺し、天下を奪取りしかども、其子安慶緒に殺され、安慶緒は又父を弑したるに依つて、史思明に殺されて、程なく祿山が跡絶えぬ。忠宗〔〇致〕も行末如何が有らんと人皆申し侍りき。譜代の家人なる上、鎌田兵衛も聟なれば、義朝の憑み給ふも理なり、情なかりし所存かな、知らぬは人の心なり。されば白氏文集に、天をも度りつべく、地をも度りつべし、只人のみ防ぐべからず、海底の魚も天上の鳥も、高けれども射つべし、深けれども釣りつべし、獨人の心の相向へる時、咫尺の間も量るごと能はず、陰陽神變皆度りつべし、人間の咲は是怒なりと云ふ事を、兎角も今こそ思ひ知られたれ。

賴朝靑墓下着事

さる程に兵衞佐の有樣こそ痛はしけれ。十二月二十八日の夜、父にも兄にも追後れて、雪の中に只一人さまよひ給ひけるが、小關の方へ行きもせで、小平と云ふ山寺の麓の里へ迷出で給ふ。曙の事なるに、とある小屋に立寄り給へば、男の聲として、あはれ此山にも落人などや籠るらん、此雪には爭か働き給ふべき、一人なりとも召捕りて、六波羅へ進らせたらば、勸賞に預らぬ事はよも有らじと云へば、爰に在りては惡しかりなんと思ひ給ひて、足に任せてぬけ給ふ。淺井の北郡に休らひ給ひ

けるを、老尼見付け奉り、家に具して行きければ、老夫同じく勞り進らせて、正月中は隱置き侍りけり。漸く雪も消えしかば、又足に任せて出で給へるが、初めの小平の邊を通り給ひけるが、人目を包む身なりしかば、道にもあらぬ谷河に付いてたどり給ふ處に、鵜飼見逢ひ奉り、思の外に情有りて人目を忍ぶ御事にこそおはしませ、有の儘に仰せ候へ、何處へも御志の所へ送着進らせんと申しければ、有の儘に語りて、青墓へ行かばやとこそ思へと宣へば、さては此御姿にては叶ひ難く候とて、女の形に出立たせ奉り、持ち給へる太刀をば菅に包みて我持ちて、男の女を具したる體にて青墓へこそ下りけり。大炊が許へ行き給ひ、賴朝なりと宣へば、延壽斜ならず悅びて、夜叉御前の御方に入れ進らせて、樣々にもてなし奉りけれども、東國へ御下り有るべしとて急ぎ出で給ふが、髭切をば大炊に預置きて下り給ふ。

平治物語卷第三

金王丸從ニ尾張ニ馳上事

氣色緊ぎ難くして、喜ぶにも易く移り、歎くにも又留らざれば、淺ましかりし年も暮れ、平治二年に成りにけり。正月一日新玉の年立返りたれども、內裏には元日元三の儀式事宜しからず、天慶の例とて朝拜も止めらる。院も仁和寺に渡らせ給へば、拜禮もなかりけり。かゝりし處に、正月五日未だ朝の事なるに、左馬頭の童金王丸常盤が許に來りて馬より飛んで下り、暫しが程は涙に沈み、良あつて、此三日の曉、尾張國野間と申す所にて長田四郎が爲に討たれさせ給ひ候ひぬと申せば、聞きも敢ず、常盤を初めて幼き人々、聲々に悲しみ給ふぞ哀なる。其後道すがらの事共委しく語り申せしにぞ、朝長の失せ給ひ、毛利〔○森ノ誤〕六郎の討たれ給ふをも聞き給ひける。陸奥六郎義隆は、相摸の森を知行せられければ、毛利〔○森ニ〕冠者とも申しけり。常盤加樣の事共を聞きて、さばかりの軍の中よりも、汝を以て幼き者共の事を心苦しげに仰せられしに、既に空しく成り給ひぬ、それに付けてもあの君達をば如何がすべきとて伏沈みければ、金王も泣く〳〵申しけるは、童も御供仕つて、何にも成るべく候ひしかども、道すがらも君達の御事のみ心苦しき御事に仰せ候ひしかば、加樣の事も誰

かは知らせ進らすべきと存じて、かひなき命生きて參り侍るなり、御子息たちも皆散り〳〵に成り給ひぬ。鎌倉の御曹司も兵衞佐殿も、定めて敵にこそ囚はれ給ふらめ、幼きは猶憑みなし。然れば御菩提をば誰かは弔ひ進らすべきなれば、年來の御なじみに、某なりとも僧法師にも罷成り、亡き御跡を弔ひ奉らんとて、やがて走出でけるが、或寺に入りて出家し、諸國七道修行して、義朝の後世を弔ひ申しけるこそ有難けれ。

長田義朝討六波羅馳參事付大路渡被レ掛二獄門一事

さる程に同六日、一院仁和寺殿より出でさせおはしましけれども、三條殿は去年燒けぬ、御所に成るべき所もなければ、八條堀河皇后宮大夫顯長卿の宿所を御所に成して入らせ給ふ。翌日尾張國の住人長田四郎忠宗〔○致〕、子息先生景宗〔○致〕上洛し、前左馬頭義朝、幷に鎌田兵衞政家が首を持參して、不次の賞を蒙るべき由望み申しけり。是は昔の平大夫知〔○致ノ誤〕頼が末葉、賀茂次郎行房が孫、平三郎宗〔○致カ〕房が子孫なり。義朝重代の家人とし〔○てアリ〕、鎌田兵衞が舅なり。然れば平大夫判官兼行、二條京極の千手堂に行向つて、二つの首を請取りて、即ち實檢せらる。今日は重日とて渡されず。同九日、平大夫兼行、總〔○宗カ〕判官信房、靑侍義守、忠目範守、善府生朝忠、

清府生季道、此等を始めて撿非違使八人行向つて、西洞院を上りに渡し、左の獄門の樗の木にぞ掛けたりける。何なる者かしたりけん、左馬頭元は下野守たりしかば、一首の歌を書付けたり。

　下野は紀伊守にこそ成りにけれよしとも見えぬあげづかさかな

或者此落書を見て申しけるは、昔將門が首を獄門に掛けられたりけるを、藤六左近と云ふ數奇の者が見て、

　將門は米かみよりぞ切られけるたはら藤太が謀にて

と讀みたりければ、しいと笑ひけるなり。將門は桓武の御子、葛原親王より五代、上總介高望の孫、義政〔○良將ノ誤〕が子なり。朱雀院の御宇、承平五年二月に謀叛を起し、伯父常陸大掾國香を討ちてより、東國を從へ、下總國相馬郡に都を建てて平親王と自稱せしが、六年に當つて天慶三年二月に藤原秀郷に討たれし首、四月の末に京着し、五月三日に笑ひしぞかし。義朝も名將なれば、此首も笑ひやせん。秀郷、國香が子貞盛と共に向つて攻めしかども、城强うして落難かりければ、秀郷身をやつしてねらひけるが、將門容貌相似たる兵七人伴つて、更に主從の儀なき間、すべて辨へ難かりしに、或時秀郷新米を出だしたりけるとき、將門を見知りて終に是を討つと云へり。依つてかく詠むなるべし。同十日改元有つて永暦と云ふ。此兵亂に依つてなり。去年四日に保元を改めて平治

に定まりし、平氏繁昌して天下を治むべき年號かと申せしが、果して源氏滅びて平家世を取れり。其時大宮左大臣伊通公は、此年號甘心せられず、平治とは山もなく河もなくして平地や、高卑のなからんかと笑ひ給ひしが、終に皇居は武士の住家と成り、主上は凡人の亭に宿らせ給ひけるこそ不思議なれ。人の口程怖しかりける事はなし。

忠宗〔○致〕尾州迯下事

さる程に永曆元年正月二十三日除目行はれて、長田四郎忠宗〔○致〕は壹岐守に成り、先生景宗〔○致〕は兵衞尉に成されけるを父子共に嫌ひ申す。義朝政家は昔の將門純友にも劣らぬ勇士なり、就中東國に下着し給ひなば、古の貞任宗任十二年支へたりしよりは猶付き從ふ兵多かるべし、然らば由々しき御大事なるべきを事故無く誅し留めしは拔群の戰功なり、其上彼人々を討つて進らせん者をば、不次の賞行はるべしとこそ仰下されしか、せめては彼所帶なれば、播磨國をも給はり、左馬頭にも成されんこそ面目ならめ、然らずば本國なれば、美濃尾張を給はりてこそ勸賞とも存ぜめと申せば、筑後守家貞、あはれ彼奴を二十の指を二十日に切り、首をば鋸にて引切りしに候はゞや、相傳の主と正しき聟を殺して、過分の望申す、餘り惡く覺え候、後代の爲に承り沙汰し候はんと申しければ、

清盛誠に彼が所行放逸なり、我もかくこそ思へども、未だ朝敵の餘黨も多く、義朝が子共有るに、今彼を罪科せば、自餘の凶徒を誰か誅戮せん、依つて先づ形の如く恩賞を申行ふなり、それを足に存ずとも、許容なせそと宣ひけり。重盛も惡まるゝ由內々聞えければ、旣に誅せらるべきなど風聞有りけるにや、面目を失ふのみならず、身體危かりしかば、急ぎ尾張へ迯下りけり。其朝宿に狂歌を詠んで捨てけり。

落ち行けは命ばかりは壹岐守みのをはりこそ聞かまほしけれ

惡源太被レ誅事

さる程に同二十五日、鎌倉惡源太、近江國石山寺の邊に忍びて居給ひけるを、難波三郎經房が郎等生捕り奉りて六波羅へ引いて參る。去んぬる十八日、三條烏丸なる所にやつれおはしけるを、平家の大勢取籠めけれども、打破つて落ちられけるなり。其故は惡源太、父の敎に任せて山道を攻上らんとて、飛驒國に下り給ふに、勢の付く事斜ならず。然るに義朝討たれ給ひぬと聞きしかば、皆心替りして我身一人に成りぬれば、自害せんとし給ひしが、徒に死なんよりは、親の敵の淸盛父子が間、一人なりとも討つて無念を散ぜんと、思返して都に上り、六波羅に臨んで伺ひ給ふ處に、

左馬頭の郎等丹波國の住人志内六郎景澄と云ふ者に行逢ひ、如何に汝日比の契約はと宣へば、爭か忘れ奉り候べき、さりながら身不肖にして見知る人も無ければ、敵を計りて命を續がんと存じて、知る者に付きて、やがて平家の被官と成り侍り、御目に懸るぞ幸なる、如何が思食すと云ひければ、即ち景澄を憑みて彼を主とし、義平下人に成りて、物を持ちて六波羅に入り、敵に近付きて伺ひ見られけり。景澄常に認めしけるに、下人と一所にありて、敢て人に見せざりしかば、家主心元無くや思ひけん、何となく障子の隙より見居たれば、景澄が膳をば下人に据ゑ、下人の飯をば景澄食ひしかば、あはれ此人は源氏の郎等と聞えしが、疑なき惡源太とやらんを隱置きて、六波羅を伺ひ申すにこそ、餘所より聞えては惡しかりなんとて、急ぎ平家に此由告げたりしかば、取る物も取敢ず、十八日の酉の刻ばかりに、難波次郎經遠、三百餘騎にて押寄せ、四方を取卷いて、鎌倉惡源太のおはすか、難波次郎經遠が御迎に參り候と呼ばはりければ、御曹司袴の側を高く挾み、石切を拔く儘に、源義平爰にあり、寄れや手柄の程を見せんとて走出で、眞前に進みたる兵四五人斬伏せて、小屋の軒に手を打懸けひらりと上りて家續きに何處ともなく失せ給へるが、石山の邊におはしけるなり。惡源太六波羅にて宣ひけるは、我敵に窺寄らんとて、或時は馬を扣へて門に彳み、或時は履を捧げて緣に至りて相近かんとせしが、運盡きぬれば本意を遂せずして、生きながら囚はるゝ事力無き次第なり、義平

程の大事の敵を暫しも置く事然るべからず、速に誅せられよとて、其後は物も宣はず。やがて難波三郎に仰せて、六條河原に於て誅せられけるに、敷皮の上に直りて、些も臆せず申されけるは、敵ながらも義平程の者を、白晝に河原にて斬らるゝ事こそ遺恨なれ、去んぬる保元に多くの源平の兵共誅せられしかども、晝は西山、東山の片邊にて斬り、適河原にて斬らるゝをも、夜に入りてこそ斬られけるなれ、弓矢取る身の習は、今日は人の上明日は身の上にて有る物を、平家の奴ばらは、上下共にすべて情なく物も知らぬ者共なり、去年熊野詣の時、路次に馳向つて討たんと云ひしを、すかし寄せて一度に滅さんと、信頼と云ふ不覺人が云ひしに付きて、今日かゝる耻を見るこそ口惜しけれ、湯淺藥代の邊にて取籠めて討つか、安部野の方に待受けて、一人も殘さず討取るべかりし物をと宣へば、難波三郎、是は何の後言を云はせ申し候ぞと申せば、惡源太冷咲ひ、いしう云ひたり、實に我爲には諍はぬ後言ぞ、やれおのれは義平が首討つ程の者か、晴の所作ぞ能く斬れ、惡しく斬るならば、しや頬に喰付かんずるぞと宣へば、烏許の事を仰せらるゝかな、何條我手に懸け奉らん首の爭か頬には喰付き給はんと申せば、誠に只今喰付かんずるには非ず、終には必ず雷と成つて蹴殺さんずるぞとて、殊更首高らかに差上げ給へば、經房太刀を拔き後へ廻れば、能く斬れとて睨まれたる眼ざし、實に凡人とは見えざりけり。

清盛出家事幷瀧詣付惡源太成二雷電一事

さる程に仁安二年十一月、清盛病に侵され、年五十一にして出家し、法名は淨海とぞ申しける。出家の故にや、宿病次第に本腹して、翌年の夏の比、一門の人々面々に悦事をなしける。同七月七日攝津國布引の瀧見んとて、入道を始めて氏の人々下られけるに、難波三郎ばかり夢見惡しき事有りとて供せざりしかば、傍輩共、弓矢取る身の何條夢見物忌など云ふ、さる臆たる事や有ると笑ひければ、經房も實にもと思ひて走下り、夢覺めて參りたる由申せば中々興にて、諸人瀧を詠めて感を催す、折節天俄に曇り夥しく雷鳴つて、人々興を醒す處に、難波三郎申しけるは、我恐怖する事是なり、先年惡源太最後の詞に、終には雷と成つて蹴殺さんずるぞとて睨みし眼、常に見えてむづかしきに、彼人雷と成りたりと夢に見しぞとよ、只今手鞠ばかりの物の巽の方より飛びつるは、面々は見給はぬか、其こそ義平の靈魂よ、一定歸りさまに經房に懸らんと覺ゆるぞ、さ有りとも太刀は拔きてん物をと云ひも果てねば、霹靂夥しくして、經房が上に黑雲掩ふとぞ見えし（○脫アルカ　微塵に成つて死ににけり。太刀は拔きたりけるか、鐔本まで反り返りたりしを、結緣の爲に寺造の釘に寄せられぬ、怖しなども愚なり。入道は弘法大師の御筆を守に懸けられたりしを、恐ろしさ

の餘りに、頸に掛けながら打振ひ〳〵ぞせられける。誠に守の德にや、近付く樣に見えしが、終に空へぞ上りける。惡源太は十三の歲鎌倉に下り、去年十九にて都に上り、異なる思出もなくして、生年二十にして永曆元年正月二十五日終に空しく成りにけり。

賴朝生捕事付常盤被レ落事

か〻る處に同二月九日、義朝の三男前右兵衞佐賴朝、尾張守の手より生捕りて六波羅に着き給ふ。同次男中宮大夫進朝長の首をも奉らる。其故は彼尾張守の家人彌平兵衞宗淸、尾州より上洛しけるが、不破關の彼方、關が原と云ふ所にて、なまめいたる小冠者、宗淸が大勢に恐れて、藪の陰へ立忍びければ、怪しみて搜す程に、隱れ所無くして囚はれ給ふに、宗淸見れば兵衞佐殿なりしかば、喜ぶ事限なし。やがて具足し奉つて上る程に、靑墓の大炊が許にぞ宿しける。聊聞及ぶ事有りければ、何となく後園に出でて見廻すに、新しく壇築きたる所に率都婆一本立てたり。即ち其下を掘らせて見ければ、幼き人の首と骸とを差合はせて埋みたり、是を取りて事の子細を尋ぬれば、力無く大炊有の儘にぞ申しける。宗淸悅んで同じく持參しけるなり。依つて賴朝をば先づ宗淸にぞ預置きける。其時延壽腹の姫君、兵衞佐の召捕られ給ひて都へ上られければ、我も義朝の子なれば、

女子なりとも終にはよも助けられじ、一人一人失はれんよりは、佐殿と同道にこそせめてならめとて、伏沈み給ひけるを、大炊延壽色々に慰めて取留め奉りけり。其瀬過ぎければ、さりともと思ひ、心緩しけるにや、二月十一日の夜、夜叉御前只一人青墓の宿を出で、遙隔りたる杭瀨河に身を投げてこそ失せ給へ、十一歳とぞ聞えし。武士の子はなどか幼き女子も武かるらんとて、哀を催さぬ者もなかりけり。母の延壽は志深かりし頭殿にも後れ奉り、其形見とも思慰みし姫君にも別れにければ、一方ならぬ物思に、同じ流れに身を沈めんと歎きけるを、大炊樣々にこしらへければ、母の心を破り難くて、せめての悲しさに尼に成り、亡夫幷に姫君の後世を他事なく弔ひけるとなり。六波羅より左馬頭の子共尋ねられけるに、既に三人出で來たり、兄二人は早首を掛けられぬ、頼朝もやがて誅せらるべし。此外九條院の雜仕常盤腹に三人あり、皆男子にてあなりとて尋ねられければ、常盤是を聞きて、我故頭殿に後れ奉つて爲方なきにも、此忘形見にこそ今日までも慰むに、若敵にも捕はれなば、片時も堪へて有るべき心地もせず、さればとてはか〴〵しく立忍ぶべき便もなし、身一つだにも隱し難きに、三人の子共引具して、誰かは暫し宿すべきと泣悲しみけるが、餘りに思ひ得る方も無き儘に、年來憑み奉りたる觀音にこそ歎き申さめとて、二月九日の夜に入りて、三人の少き人を引具して、清水寺へこそ參りけれ。母にも知らせじと思ひければ、乳人童の一人をも具

せずして、八つになる今若をば前に立て、六歳の乙若をば手を引き、牛若は二つになれば懐に抱きつつ、たそがれ時に宿を出で、足に任せてたどり行く、心の中こそ哀なれ。佛前に參りても、二人の子共を脇に居ゑ、只さめ〴〵と泣居たり。終夜の祈請にも、妾九つの年より月詣を始めて、十五に成るまでは、十八日毎に三十三卷の普門品を讀み奉り、其年より毎月法華經三部、十九の年より日毎に此三十三體の聖容を寫し奉る。此の如くの志、大慈大悲の御誓にて照らし知食すならば、妾が事は兎も角も、只三人の子共の甲斐なき命を助けさせ給へと口說きけり。誠に三十三身の春の花、匂はぬ袖も有らじかし。十九說法の秋の月、照らさぬむねもなかるべければ、さすがに千手千眼哀とは見そなはし給ふらんとぞ覺えける。漸々曉にも成り行けば、師の坊へ入りけるに、日比は左馬頭の最愛の妻なりしかば、參詣の折り〳〵には、供の人に至るまで、淸氣にこそ有りしが、今は引替へて身をやつせるのみならず、盡きせぬ歎に泣きしをれたる姿、目も當てられねば、師の僧餘りの悲しさに、年來の御情爭か忘れ進らせん、幼き人も痛はしければ、暫しは忍びてましませしかと申せば、御志は嬉しく侍れども、六波羅近き所なれば、暫くも如何が侍らん、誠に忘れ給はずは、佛神の御憐より外は憑む方も侍らねば、觀音に能く〳〵祈申して給び給へとて、又夜中に出でければ、坊主泣く〳〵唐の太宗は佛像を禮して、勞〔〇榮ノ誤〕華を一生の春の風に開き、漢の明帝は經典を信

じて、壽命を秋の月に延ぶと申せば、三寶の御助け空しかるまじく候と慰めけり。宇多〔〇陀〕郡を志せば、大和大路を尋ねつゝ、南を指して歩めども、習はぬ旅の朝立ちに、露と爭ふ我涙、袂も裾もしをれけり。二月十日の事なれば、餘寒猶烈しく、嵐に氷る道芝の氷に足は破れつゝ、血に染む衣の袂、子ゆゑ餘所の袖さへしをれけり。這ふ〳〵伏見の伯母を尋ね行きたれども、古源氏の大將軍の北の方など云ひし時こそ、結びも親しみしか、今は謀叛人の妻子となれば、うるさしとや思ひけん、物詣したりとて情なかりしかども、若やと暫しは待ち居つゝ、待つ期も過ぎて立返れば、日も早やがて暮れにけり。又立寄るべき所もなければ、怪しげなる柴の戸に彳みしに、内より女立出でて、情有りてぞ宿しける。世に立たぬ身の旅寢とて、浮節繁き竹の柱、あるかひも無き命持ちて、獨歎くぞ、菅の七鋪と思ふ人は無し。されど今宵も三鞴に只伏見の里に夜を明かし、出づればやがて木幡山、馬はあらはや歩にても、君を思へば行くぞとよと、幼き人に語りつゝ、誘ひ行けば、此人々歩み疲れて平臥し給ふ。常盤一人を抱ける上に、二人の人の手を引き腰を押へて、行艱みたる有樣、目も當てられず。玉鉾の道行く人も怪しめば、是も敵の方樣の人にやと肝を消す處に、旅人も哀に思ひければ、見る者毎に負抱きて助行く程に、泣く〳〵大和國宇多〔〇陀〕郡龍門と云ふ所に尋ね至り、伯父を憑みてぞ隱れ居にける。

賴朝被レ宥ニ遠流一事付吳越戰事

さる程に兵衞佐は、未だ宗清が許におはしければ、尾張守より丹波藤三國弘と云ふ小侍一人付けられけり。既に今日明日誅せられ給ふべしと聞えしかば、宗清御命助からんとは思食し候はずやと申せば、佐殿去んぬる保元に多くの伯父親類を失ひ、今度の合戰に故父討たれ、兄弟皆失せぬれば、僧法師にも成りて、父祖の後世を弔はばやと思へば、命は惜しきぞと宣へば、宗清も哀に覺えて、尾張守の母池禪尼と申すは淸盛の爲には繼母にておはせども、重く執し給へば、彼方などに付きて申させ給はゞ、若御命助かりおはします事も候べき物を、彼尼は若きより慈悲深き人にて御渡り候、其の上一日參りて候時、己が許に賴朝があなる、如何なる者ぞと問はせ給ひしかば、御年の程より殊の外長しやかに候、其姿右馬助殿に痛く似進らさせ給ひて候と申せしかば、世にゆかし氣に思食したる御氣色にてこそ候ひしかと語り申しければ、それも誰人か申して給ふべきと宣へば、さも思食し候はゞ、叶はぬまでも某申して見候はんとて、池殿へ參り、何者が申して候やらん、上の大慈悲者にておはしますとて、あはれ賴朝が命を申助けさせ給へかし、父の後世弔はんと申され候ひしが痛はしく候、然るべき樣に御計らひ候へかしと申せば、抑賴朝に尼を慈悲者とは誰か知らせける、い

ざとよ故刑部卿の時は、多くの者を申免しゝが、當時は如何が侍らん、さても右馬助に痛く似たらん無慙さよ、家盛だにあらば、鳥に成りて雲を凌ぎ、魚に成りて水にも入り、誠に來世にても逢ふべくは、只今死しても行かんと思ふぞとよ、さて何時斬らるべきに定まりたるぞと宣へば、十三日とこそ聞え候へと申せば、叶はぬまでも申してこそ見めとて、小松殿其時の勳功に伊豫守に成り給ひしが、正月より左馬頭に轉じ給へるを呼び奉りて、頼朝が尼に付きて命を申助けよ、父の後世を弔はんと申すなるが餘りに不便に侍る、能き樣に申して給へ、殊に家盛が幼立ちに少しも違はずと聞けば、懷かしくこそ侍れ、右馬助はそれの御爲にも叔父ぞかし、頼朝を助けて、家盛が形見に尼に見せ給へと宣ひければ、重盛參りて父に此由申されけり。清盛聞きて、池殿の御事は故殿の渡らせ給ふと思ひ奉れば、如何なる天逆さまの仰なりとも、違へじ〔違ふまじ〔イ〕〕とこそ存ずれども、此事は由々しき重事なり、伏見中納言、越後中將などが樣なる者をば、何十人助け置きたりとも大事有るまじ、大抵弓矢取る者の子孫は、それには異なるべき上、義朝などが子共は幼けれども、子細有るべきものを、殊に頼朝は官加階も兄に超ゆるは、由々しき所が有るにや、父も見とがめ侍ればこそ重代の中にも取分け祕藏の物具など與へけめ、旁助け置き難きものをとて以ての外の氣色なり。左馬頭歸り參りて、叶ひ難き題目なる由申されければ、池殿涙を流して、あはれ戀しき昔かな、忠盛の時

ならば是程に輕くは思はれ奉らじ、一門の源氏皆滅び侍り、あの幼き者一人助け置かれたりとも、何ばかりの事か侍らん、前世に頼朝に助けられける故やらん、聞くより痛はしく不便に侍るぞとよ、御身を踈とは思ひ奉らねども、一つは使がらと申す事の侍ればなどまめやかに打口說きて、猶叶はずして終に失はれば、尼がかひなき命生きて何かせん、其上右馬助が面影に似たりと聞くより、いつしか家盛が事思はれて、はたと胸塞がり、湯水も快よく飮まれねば、自ら久しかるべしとも覺え候はず、哀れ尼が命を生さんと思食さば、兵衞佐を助けて給へかしと歎き給へば、重盛も迷惑せられけるが、淚を押さへて、さ候はゞ今一度御定の趣を申してこそ見候はめ、同じく尾張殿をも添申させ候へ、諸共に仰の出委しく語り候はんとて、賴盛と共に重ねて此由を申されければ、清盛もさすが岩木ならねば、案じ煩はれけるに、重盛、女性のいはけなき御心に、思ひ沈みて申させ給ふ事を、さのみ如何仰せ候べき、然るべく御計らひも候はずは、御恨深く候べし、あの賴朝一人誅せられ候とも、盡きん御果報の長久なるべきに非ず、當家の運末にならば、諸國の源氏何れか敵ならざらん、又助け置かれたりとも榮雄〔○耀ノ訛〕後輩に及ぶべくは、何の恐か候べきと、理を盡して申されければ、先づ十三日をば延べられて、樋の返事はなかりけり。然れば今日斬らるゝ明日失はるゝなど聞えしかども、其日も延びければ、兵衞佐、是は偏に氏神八幡大菩薩の御助なりと、彌心中に祈念深くぞお

はしける。かく一日も命延びたらば、念佛をも申し經をも讀みて、父の後世を弔はんとて、卒都婆を作らんとし給へども、人刀を免し奉らねば、丹波藤三を語らひて、小刀幷に木のきれを乞ひ給へば、國弘、何事の御手すさびぞや、頭殿を始め進らせて、御兄弟多く失せさせ給ふに、御經をも遊ばさでと申せば、兵衞佐、天下に物思ふ者、我に勝る人あらじとこそ思へ、去年三月に母に後れ、今年正月父討たれ給ふ、義平、朝長にも別れ奉る、されば此人々の菩提をも弔はんと思うて、卒都婆をなりとも作らばやと思ふ故なり、就中故頭殿の六七日も今日明日なり、四十九日も近付けば、異なる供佛施僧の儀こそ叶はずとも、それをせめての志にせんと思へば、刀を尋ぬるなりと宣ひければ、國弘も哀に覺えて、彌平兵衞に此由を語れば、宗淸感じ奉りて、小さき卒都婆百本作りて奉る。自らも造立書寫して、或僧に誂へて、形の如く供養の儀をぞ遂げられける。池殿加樣の事共を聞き給ひて、彌痛はしく思食しければ、樣々に申されて流罪にぞ定まりける。其時人申しけるは、大草香親王の御子、眉輪王は、七歳の時父の敵、繼父安康天皇を害し奉り、栗屋河次郎貞任が子千代童子は、十二の歳甲冑を帶して父と一所に討死す、賴朝は既に十四歳ぞかし、父討たれぬと聞けば、自害をもせで、尼に屬してかひなき命生きんと歎くこそ無下なれと申せば、又或人の曰く、いやいや怖ろし、義朝不義の謀叛にくみして、運〔〇身カ〕命を失ふ事はさる事なれども、倩事の心を思ふ

に、保元の忠節拔群なれども、恩賞是疎にして大形の淸盛には劣れり。依つて勳功薄きことを恨みて起す所の叛逆なれば、君の御政の不正より起る所なれども、下として上を凌ぐが故に身を滅し畢んぬ。然りと雖も大忠の餘薰は家に留れり。是を以て氏族の中に必ず門葉を榮やかす輩有るべきなり。賴朝幼しと雖も父が子なれば、加樣の事を心に籠めてや命を惜しむらん、如何なる名將勇士も命有りての事なり。されば越王會稽の耻を雪ぎしも、命を全うせし故なり。譬へば吳國に越王勾踐、吳王夫差とて、兩國の王互に國を幷せんと爭ふが故に、吳は越の宿世の敵なり。仍つて越王十一年二月上旬に臣范蠡に向つて、夫差は是我父祖の敵なり、討たずして年を送る事、人の嘲を執る所なり、今我向つて吳を攻むべし、汝は我に代つて國を治めよと宣ふに、范蠡が曰く、越は十萬騎、吳は二十萬騎なり、小を以て大に敵せず、又春夏は陽の時にて忠賞を行ひ、秋冬は陰の時仁て刑罰を事とす、今年春の初なり、征罰を致すべからず、隣國に賢人有るは敵國の憂と云へり、況や彼臣伍子胥は智深くして人を懷け、慮り遠くして主を諫む、是三の不可なりと諫めければ、勾踐重ねて云く、禮に云く、父の仇には倶に天を戴かず、軍の勝負必ず勢の多少に由らず、時の運に從ひ時の謀に由る物なり、是汝が武畧の足らざる故なり、若時を以て勝負を計らば、天下の人皆時を知り、誰か軍に勝たざらん、是汝が智慮の淺き所なり、伍子胥があらん程は討つ事叶はじと云はば、彼と我と死生知り難し、何時

をか期すべき、汝が愚三つなりとて、終に呉に向ふ所に、越王打負けて、會稽山に引籠ると雖も、叶ひ難き故に降人になりて面縛せられ、姑蘇城に入つて手桎足桎入れられて、獄中に苦しみ給ひけるに、范蠡聞いて肺肝を碎きける餘りに、筐に魚を入れて商人の眞似をして、姑蘇城に到りて一喉の魚を獄中に投げ入れけるに、腹の中に一句を納めたり。其詞に云く、西伯囚二羑里一重耳奔二于翟一皆以爲二覇王一、莫レ許二死於敵一、勾踐此一句を見て彌命を重んじ、石淋を嘗めて本國に歸る時、行路に蟇の跳出でて下るを下馬して拜す。國の人是を怪しみけるを知りて、范蠡迎に參りけるが、此君は勇める者を賞し給ふぞと申しければ、近國の勇士付從ひて、終に呉王を滅して國を幷せ畢んぬ、されば俗の諺にも、石淋の味を嘗めて會稽の耻を雪ぐと云へり。賴朝も命全くはと思へば、尼公にも付き入道にも云ひ、助かるこそ肝要なれとぞ申しける。

常盤六波羅參事

さる程に淸盛は、義朝が子共、常盤が腹に三人有りと聞きて、而も皆男子なり、尋ねよ有りしかば、常盤が母を召出して問はれける程に、左馬頭殿討たれ給ひぬと聞えし日より、子共引具して何地ともなく迷出で侍りぬ、爭か知り侍らんと申しければ、何條其母を搦捕つて尋ねよとて、六波羅へ召

出し、漸々〔〇様々カ〕に誡め問はれけり。母泣く〳〵申しけるは、我六十に餘る身の命、今日明日も知らぬ老の身を惜しみて、未だ遙なる孫共の命をば爭か失ひ侍るべきなれば、知りたりとも申すまじ、して知らぬ行末、何とか申し候はんと口說きければ、水火の責にも及ぶべかりしを、常盤宇多〔〇陀〕郡にて此由傳聞き、母の爲に憂目に逢はんは如何がせん、我故母の苦を見給ふらんふそ悲しけれ、佛神三寶もさこそ惡しと思食すらめ、子共は僻事の子なれば、終に失はれこそせんずらめ、隱しも果てぬ子共故、科なき母の命を失はん事の悲しさよと思へば、三人の子共引具して都へ上り、本の住家に行きて見れば人もなし。こは如何にと尋ぬれば、あたりの人一日六波羅へ召され給ひしが、未だ歸り給はずとぞ答へける。常盤先づ御所へ參りて申しけるは、女の身のはかなさは、若片時も身に添へてや見ると此幼き者共引具し片田舍に立忍びて侍りつるが、妾故行くへも知らぬ老いたる母の六波羅へ召されて憂目に逢ひ給ふと承れば、餘りに悲しくて耻をも忘れて參りたり、早々幼き者と諸共に六波羅へ遣らさせまし〳〵て、母の苦を止めて給はり候へと申せば、女院を始め進らせて有りと有る人々、世の常は老いたる母をば失ふとも後世をこそ弔はめ、少き子共をば如何に殺さんと思ふべきに、子共をば失ふとも母を助けんと思ふらん有難さよ、佛神も定めて憐み思食すらん、年來此御所へ參るとは皆人知れりとて、尋常に出立たせて、親子四人淸げなる車にて、六波羅へぞ遣はさ

れける。見馴れし宮の內も今日を限と思ふには、涙も更に留らず。名をのみ聞きし六波羅へも近付けば、屠所の羊の歩とは、我身一つに知られたり。常盤既に參りしかば、伊勢守景綱申次ぎて、女の心のはかなさは、暫しも若や身に添へ侍ると、少き者相具して片邊土へ忍びて侍りつるが、行くへも知らぬ母を召置かせおはしますと承つて、御尋の子共具して參り候、母をば疾く／＼助けおはしませと搔口說きければ、聞く人涙をぞ流しける。淸盛此由聞き給ひて、先づ子共相具して參りたる條神妙なりとて、やがて對面し給へば、二人の子は左右の脇にあり、幼きをば抱きけり。涙を押へて申しけるは、母は本より科無き身にて候へば、御免し候べし、子共の命を助け給はんとも申し候はず、一樹の下に住み、同じ流れを渡るも、此世一つの事ならず、高きも卑しきも親の子を思ふ習、皆さこそ侍らめ、妾此子共を失ひては、かひなき命片時も堪へて有るべきとも覺え候はねば、先づ妾を失はせ給ひて後、子共をば兎も角も御計らひ候はゞ、此世の御情後の世までの御利益、是に過ぎたる御事候はじ、長へて夜晝歎き悲しまん事も罪深く覺え侍ると口說きければ、六つ子母の貌を見上げて、泣かで能く申させ給へと云へば、母は彌涙にぞ咽びける。さしも心强げにおはしつる淸盛も、頻に涙の進みければ、押拭ひ／＼して、さあらぬ體にもてなし給へば、さばかり武き兵共皆袖をぞ絞りける。忍び敢ぬ輩は、多く座席を立たれけるとかや。常盤は今年二十三、梢の花は且散りて、

少し盛りは過ぎたれども、中々見る所有るに異ならず。本より眉目形人に勝れたるのみならず、少きより宮仕して、物馴れたる上口きゝなりしかば、理正しう思ふ心を續けたり。緑の黛紅の涙に亂れて、物思ふ日數經にければ、其昔にはあらねども、打しをれたる樣猶世の常には勝れたりければ、此事なくては爭かかゝる美人をば見るべきと申せば、或人語りけるは、能くこそ實にも理よ、伊通大臣の中宮の御方へ人の眉目好からんを進らせんとて、九重に名を得たる美人を千人召されて百人撰び、百人が中より十人撰び、十人が中の一とて、此常盤を進らせられしかば、唐の楊貴妃、漢の李夫人も是には過ぎじ物をと云へば、見れども〳〵彌珍かなるも理かなとぞ申しける。さる程に母は免されけるに、此孫共を失ひて、明日をも知らぬ老の身の助かりても何かせん、うたての常盤や、老の命を助けんとて、あの子共をば何しに具して參りけん、四人の子共の事を思はんより、只老の身を先づ失はせ給へとて、泣悲しみけるも理なり。足音の荒らかなるをも、今や失はるゝ使なるらんと肝を消し、聲高に物云ふをも、早其事よと魂を失ひけるに、大貳宣ひけるは、義朝が子共の事、淸盛が私の計らひに非ず、君の仰を承つて執行ふばかりなり、伺ひ申して朝議にこそ從はめと宣へば、一門の人々幷に侍共、何に加樣に御心弱き仰にて候やらん、此三四人成長候はんは只今の事なるべし、君達の御爲、末代懼ろしくこそ候へと申せば、淸盛誰もさこそ思へども、

長しき頼朝を池殿の仰にて助け置く上は、兄をば助け幼を誅すべきならねば、力無き次第なりと宣ひけり。常盤は母子共の命今日に延ぶるも偏に觀音の御計らひと思ひければ、彌信心を致して普門品を讀み奉り、子共には名號をぞ唱へさせ給ひける。かくて露の命も消えやらで、春も半暮れけるに、兵衞佐殿は伊豆國へ流さると聞えしかば、我子共は何處へか流されんと膽を消し伏沈みけるが、幼ければとて流罪の儀にも及ばざりけり。

經宗惟方被レ處二遠流一事同被二召返一事

かゝる所に院は顯長卿の宿所に御座有りけるが、常は御棧敷に出でさせ給ひて、行人の往來を御覽ぜられて慰ませ給ひけるに、二月二十日の比、内裏よりの御使とて打着きてけり。上皇御憤深くして清盛を召され、主上は幼くましませば、是程の御計らひ有るべしとも覺えず、是併ながら經宗惟方が仕業と思食す、誡めて進らせよと仰せければ、畏つて、一年保元の亂に親類を離れて御方に參りて忠を致し候ひき、去年一力を以て凶徒を誅戮仕り、一命を輕んじて君を位に卽け進らせ候、幾度なりとも院宣勅定にこそ從ひ候はんずれとて、やがて官軍を差遣はし、經宗惟方の宿所に押寄せたれば、新大納言の許には、雅樂助通信、前武者所信安と云ふ者二人討死してけり。されども兩人共に

別事なく召捕りて、御坪の內に引居ゑたり。既に死罪に定りけるを、法性寺の大殿、昔嵯峨天皇弘仁元年九月に右兵衛督藤原仲成を誅せられしより去んぬる保元元年まで、帝二十五代、年紀三百四十七年、かの間死せる者二度歸らず不便なりとて、死罪を止められたりしを、後白河院の御宇に少納言入道信西執權の時始めて申行ひたりしが、中二年を經て去年大亂起り、其身やがて誅せられぬ、懼しくこそ侍れ、公卿の死罪如何が有るべからん、其上國に死罪を行へば海內に謀叛の者絕えずと申せば、死罪一等を宥めて、遠流にや處せられんと申させ給へば、尤も大殿の仰然るべしと諸卿同じく申されしかば、新大納言經宗をば阿波國、別當惟方をば長門國へぞ流されける。官外記の記錄には、令ニ左近將監ニ射殺仲成於禁所一と註したれば、正しく頸を刎ねられけん事は、猶久しくや成りぬらん。さる程にの人々の彼陰謀次第に顯れて、君も罪なき由聞食されければ、信西が子共皆以て召返さる。御政に付きて仰合はせらるゝ方なき儘に、彼禪門をぞ忍ばせ給ひける。師仲卿も終に遁るゝ所なくして、播磨中將成憲の配所室の八嶋へぞ遣はされける、伏見源中納言三河の八橋を渡るとて、

夢にだにかくて三河の八橋を渡るべしとは思はざりしを

と詠まれたりしを、上皇聞食して哀に思食されければ、召返せとぞ仰せなりける。誠に詠歌の德なる

べし。其後新大納言經宗も、阿波國より召返されて右大臣に成る。人阿波の大臣とぞ申しける。又大宮左大臣伊通公、世に任めば興ある事を聞く物かな、昔こそ黍の大臣有りけんなれ、今粟の大臣出來たり、何か又稗の大臣出來んずらんと笑はれけり。大饗行はるべかりけるに、尊者に此左大臣請じ奉りければ、使者の聞くをも憚らず、粟の大臣上りて旅籠振舞せらるゝな、伊通は得參らじとぞ申されたる。別當入道は御憤深くして召返さるまじき由聞えければ、心細くや思はれけん、故鄉へ一首の歌をぞ送られける。

此瀨にも沈むと聞けば淚河流れしよりもぬるゝ袖哉

と詠みたりしを、聞く人哀を催し、君も感じ思食されければ、終に赦免を蒙りて上洛せられけるとなり。

賴朝遠流事付盛安夢合事

さても賴朝は伊豆國へ流されければ、池殿、兵衛佐を召されて泣く〳〵宣ひけるは、昨日までも御事故に心を碎きつるが、配所定まりて流され給ふべきなり、尼は若きより慈悲深き者にて、多くの者共申助けたりしかども、今はかゝる老尼の申す事叶ふまじとも覺えざりしが、左馬頭の能く申さ

れて、既に命の助かり給ふ事の嬉しさよ、今生の喜是に過ぎたる事なしと口說き給へば、賴朝、御恩に依つて甲斐なき命を助けられ進らせ候事、生々世々にも報じ盡し難くこそ候へ、其れに付きて遙々と罷下り侍らん道すがら、我方樣の者一人も候はねば、如何仕るべきと申されければ、誠にそれも痛はし、親祖父の時より召仕はるゝ者も、世に恐れてこそ隱居てこそ侍らめ、今は宥められぬと披露をなして御覽ぜよかしと計らはれしかば、やがて其由風聞するに、侍少々出來たり。彼侍共同心に申しけるは、今は御出家の事を申されて御下向候はゞ、御心安く候ひなん、池殿も能く思食し、平家の人々も然るべくこそ存ぜられ候はめと申進めけるに、纐纈源五盛安ばかりぞ耳にさゝやき申しけるは、如何に申し候とも、御髮惜しませ、君の助からせ給ふ事只事に非ず、八幡大菩薩の御計らひと覺え候と申せば、打頷き給ひけり。御出家あれと云ふにも、な成り給ひそと云ふにも、共に音もし給はぬ心の中こそ懼しけれ。永曆元年三月二十日、既に伊豆國へ下られければ、池の禪尼へ暇申に參られけり、禪尼倩御覽じて、不思議の命を助け奉る志思知り給はゞ、尼が言葉の末を少しも違へず、弓箭太刀刀狩漁など云ふ事、耳にも聞入れ給ふべからず、人の口はさがなき物なれば、御身も二度事に遭ひ、尼にも重ねて憂き耳聞かせ給ふなど、細々と宣へば、賴朝は今年十四なれば、云はゞ幼稚なれども、人の志の眞實なるを思知りて、涙に咽び袖も絞るばかりにておはしけるが、良

有りて父母に後れ候ひて後は、哀をかくべき人も侍らぬに、懇の御志有り難くこそ候へとて、頻に泣沈み給へば、禪尼も誠にさこそと心中推量られて、人は能く親の孝養志深きが、冥加もあり命も存ふべき事にて有るぞとよ、經をも讀み念佛をも申して、父母の後世を弔ひ給ふべし、尼は子と思うて加樣にも申すなり、其故は尼が子に右馬助家盛とて候ひしぞとよ、其が面影に能く似給ひたればいとほしく思ふなり、すべて眉目形心樣人に勝れて、鳥羽院に召仕はれて御覺よかりしが、此大貳殿、未だ中務少〔〇大カ〕輔と申せし時、祇園の社にて事を出し、社人の訴有りしかば、山門の大衆あげて〔〇コゾリテ〕〔(擧リテ)ノ誤〕流罪せられよと公家に申せしかども、君抱へ仰せられしを、弟家盛さゝへなりとて呪咀すると聞えしが、山王の御靈にや、二十三の年失せ侍りしなり、甲斐なき命堪へて有るべしとも覺えざりしが、早十一年になり侍りけるぞや、何事に付けても思出さぬ時もなきに、御事さへ打添へて涙を流し心を盡くしつるに、先づ嬉しくこそ侍へ、御身は行末遙なり、尼は明日をも知らぬ身なれば、餘波こそ惜しく侍へと、心苦しげに打歎き給へば、佐殿もまめやかなる志の程を思ふにも、如何にして此恩を報ぜんとも覺えず、終夜泣きこそ明かされけれ。三月二十日の曉、池殿を出でて、東路遙に下られけり。郎等少々有りしも皆留められて、僅に三四人こそ具したりしか、盛安も大津までとて、馬鞍尋常にして供したりけるに、佐殿は餘所人の流さるゝは大いなる歎なるが、頼

朝が流罪は希代の悦なりとぞ宣ひける。されども内の藏人にても有りしかば、雲上の交も忘れ難し。后宮宮司にても侍りしかば、其餘波も惜しかりき。親にもあらぬ池の禪尼の情を懸け給ふにも別れ奉れば、袂の乾く隙ぞなき。越鳥南枝に巢をかけ、胡馬北風に嘶えけるも、生土を思ふ故ぞかし。東平王と云ふ者の旅の空にて失せけるが、墓の上なる草も木も、故鄕の方へぞ靡きける。生を變へての後までも、生土は忘れぬ習なるが、追立ての撿使靑侍季通、粟田口より次第に路次に弄物を奪取りて、狼藉殊に甚し。盛安も大津までと申したりしが、人々留りぬる上、勢多には橋もなくて舟にて向ひの地へ渡り給へば、傍心苦しくて打送り奉る處に、社の見えけるを何なる神ぞと問ひ給へば、武部明神と申す。佐殿さらば今夜は此御前に通夜して、行路の祈をも申さんとて、社壇にぞ留り給ひける。夜更け人靜りて盛安申しけるは、都にて御出家然るべからざる由申し候ひしは、不思議の夢想を蒙りたりし故なり、君御淨衣にて八幡へ御參り候て、大床にまします、盛安御供にて數多の甃の上に伺候したりしに、十二三ばかりなる童子の弓箭を抱いて大床に立たせ給ひ、義朝が弓胡籙召して參りて候と申されしかば、御寶殿の內より氣高き御聲にて、深く納め置け、終には賴朝に給はんずるぞ、是賴朝に食はせよと仰せらるれば、天童物を持ちて御前に差置かせ給ふ、何やらんと見奉れば、打鮑と云ふ物なり、君恐れて左右なく進らざりしを、其れ食べよと仰せらる、數へ

て御覽ぜしかば六十六本有り、彼鉋を兩方の御手にて押握りて、太き所を二口進りて小き所を盛安に投げ給ひしを取りて懷中すると見て、打驚き存じ候ひしは、故殿こそ一旦朝敵と成らせ給へども、御弓、胡箙、八幡の御寶殿に納め置かれ、終には君に給はんずるなり、又打鉋六十六本進りしは、六十六箇國を打され候はんずると合せ申して候ひつと申せば、其返事をばし給はで、いざせめて鏡までと宣へば、何處までも御供仕らんと存じ候へども、八十に餘る老母相勞る事候へば、今日明日をも知り難く候、何にも見成し候はゞ、やがて參らんと申して候へども、人のなさにこそかくは仰せ候らめ、母の事は免も角も侍れ、伊豆まで御供仕らんと申せば、其は思ひも寄らず、志はさる事なれとも、汝が母の歎かん事、併ながら我僻事なるべしとて、母何にも成りなん後參るべしとて、再三留め給へば、力無く泣く〳〵都へ上りけり。兵衞佐殿は、尾張國熱田の大宮司季範が娘腹なり。男子二人、女子一人ぞおはしける。女子は後藤兵衞實基養君にして都に隱置きけり。今一人の男子は、駿河國に香貫と云ふ者搦め出だして平家へ奉れば、希義と云ふ名を付けて、土佐國氣良と云ふ所へ流されておはしければ、氣良冠者とぞ申しける。兵衞佐は伊豆國、兄弟東西へ別れ行く宿業の程こそ悲しけれ。

牛若奥州下事

さても常盤をば清盛最愛して、近所に取居ゑて通はれけるとぞ聞えし。されば其腹の男子三人、流罪をも遁れて、兄今若は醍醐に登り出家して、禪師公全濟とぞ申しける。希代の荒者にて惡禪師と云ひけり。中乙若は八條の宮に候ひて、卿公圓濟と名乘りて、坊官法師にてぞおはしける。弟牛若は、鞍馬寺の東光坊阿闍梨蓮忍が弟子、禪林坊阿闍梨覺日が弟子に成りて、遮那王とぞ申しける。十一の年とかや、母の申す事を思出して、諸家の系圖を見けるに、實にも清和天皇より十代の御苗裔、六孫王より八代、多田滿仲が末葉、伊豫入道頼義が子、八幡太郎義家が孫、六條判官爲義が嫡男、前左馬頭義朝が末子にて候ひけり。何にもして平家を滅し、父の本望を達せんと思はれけるこそ懼しけれ。晝は終日學文を事とし、夜は終夜武藝を稽古せられたり。僧正が谷にて天狗と夜な〳〵兵法を習ふと云々。されば早足飛び越え、人間の業とは覺えず。母の常盤は清盛に思はれて、君一人儲けたりしが、すゝめられて後は一條大藏卿長成の北方に成りて、子共數多出來たり。此遮那王をば、蓮忍も覺日も出家し給へと云へば、兄二人が法師に成りたるだに無念なるに、左右なくは成らじ、兵衛佐に申合せてなど申されけり。強ひて云へば、突殺さん刺違へんなど、内々も云はれければ、師

匠も常盤も繼父の大藏卿も力及ばす、只平家の聞をのみぞ歎かれける。或時奥州の金商人吉次と云ふ者、京上りの次には必ず鞍馬へ參りけるに逢ひ給ひて、此童を陸奥へ具して下れ、由々しき人を知りたれば、其悦には金を乞ひて得させんずると宣へば、御供仕らん事は易き事にて候へども、大衆の御咎めや候はんずらんと申せば、此童失せたりとも誰か尋ね候べき、土用の死人を盜人の取りたるにこそ候はんずれと宣へば、其上は子細候はじと約束しけるが、但し定日は同道の人の計らひにて候べしと申す處に、其人又參詣せり。遮那王語らひ寄りて、御邊は何處の國の何氏にてましますぞと細々と問ひ給へば、下總國の者にて候、深栖三郎光重が子、陵助重頼と申して源氏にて候と答へければ、さては左右なき人ござんなれ、誰にか結び給ふ。源三位頼政とこそ結び候へと申せば、今は何をか隱し進らせ候べき、前左馬頭義朝の末子にて候、母も師匠も法師になれと申され候へども、存ずる旨侍りて今まで罷過ぎ候へども、始終都の住まひ難儀に覺え候、御邊具して先づ下總まで下り給へ、それより吉次を具して奥へ通り侍らんと、委細に語り給へば、子細なしと約諾して、生年十六と申す、承安四年三月三日の曉、鞍馬を出でて東路遙に思立つ心の程こそ悲しけれ。其夜鏡の宿に着き、夜更けて後手づから髮取上げて、懷より烏帽子取出し、ひたと着て打出で給へば、陵助早御元服候ひけるや、御名は何にと問ひ奉れば、烏帽子親もなければ、手づから源九

郎義經とこそ名乘り侍れと答へて、打連れ給ひて、黄瀨河に着きて北條へ寄らんと宣ひしを、父にて候深栖は見參に入りて候へども、重頼は未だ御目に懸り候はず、後日に御文にてや仰せ候はんと申せば、直に通り給ひけり。爰に一年ばかり忍びておはしけるが、武勇人に勝れて、山立强盜を誡め給ふ事、凡夫の業とも見えざりしかば、錐嚢に脫すと云へば、始終は平家にや聞えなんと申せば、さあらば奥へ通らんとて、先づ伊豆に越えて兵衞佐殿に對面し此由を申して、若平家聞きなば御爲然るべからず、さらば奥へ下り侍らんと宣ふに、佐殿上野國大窪太郎が娘十三の年、熊野參りの次に故殿の見參に入りしが、父に後れて後、人の妻とならば平家の者には契らじ、同じくは秀衡が妻とならんとて、女夜逃げにして奥へ下る程に、秀衡が郎等、信夫小大夫と云者、道にて横取りして二人の子を儲けたり、今も後家分を得て乏しからであなるぞ、其れを尋ねて行き給へとて、文を書きて進らせらる。即ち奥へ通り給ひて御文を付け給へば、夜に入りて對面申し、尼は佐藤三郎嗣〔○繼〕信、佐藤四郎忠信とて二人の子を持ちて侍る、嗣信は御用には立ち進らすべき者なれども、酒に醉ひぬれば少し口荒なる者なり、忠信は天性極信の者なりとて奉りけり。多賀鄕に越えて吉次に尋逢ひ、秀衡が許へ具して行けと宣へば、平泉に越えて女房に付きて申したりしかば、即ち入れ奉りてもてなし愛き奉らば、平家に聞えて責有るべし、出だし奉らば弓矢の長き疵なるべし、惜しみ進ら

せば天下の亂なるべし、兩國の間には國司、目代の外、皆秀衡が進退なり、暫く忍びておはしませ、眉目能き冠者殿なれば、姫持ちたらん者は聟にも取り奉り、子なからん人は子にもし進らすべしと申せば、義經もかくこそ存じ候へ、但し金商人をすかして召具して下り侍り、何にても給はりたく候と宣ひければ、金三十兩取出して商人にこそ取らせけれ。其時上野國松井田と云ふ所に一宿せられけるに、家主の男を見給ふに、大剛の者と覺えければ、後平家を攻上られける時、語らひ具し給へり。伊勢國の目代に連れて上野に下りけるか、女に付きて留まれる者なれば、伊勢三郎と召され、我烏帽子子の始なれば、義の字を盛にせんとて義盛と付け給へり。堀彌太郎と申すは金商人とぞ聞えける。

賴朝擧二義兵一事幷平家退治事

さる程に兵衞佐殿は、配所にて二十一年の春秋を送られけるが、文覺上人の勸に依つて、後白河法皇の院宣を賜はり、治承四年八月十七日、和泉判官判官兼高(〇隆ノ誤)を夜討にしてより後、石橋山、小坪、絹笠、所々の合戰に身を全うして、安房上總の勢を以て下總國を打靡け、武藏國へ出で給ひぬれば、八箇國に靡かぬ草木もなかりけり。醍醐の惡禪師全濟、八條卿公圓濟も此由を聞きて、關固めぬ前に

と急ぎ馳下られければ、平家やがて土佐へ流せし希義討てとて、當國の住人蓮池次郎、權守家光に仰付られしかば、家光參りて、兵衞佐殿坂東にて謀叛起させ給ふとて、君を討進らせよと飛脚下着候と申せば、いしう告げたり、我毎日父の爲に法華經を讀誦す、今日未だ讀み終らず暫く相待てとて持佛堂に入り御經二卷讀み終りて腹搔切つて失せ給ふ。九郎御曹司は秀衡が許におはしけるが、佐殿既に義兵を擧げ給ふと聞えしかば打立ち給ふに、秀衡紺地の錦の直垂に紅下濃の鎧金作の太刀を添へて奉る。馬は御用に從つて召さるべしとぞ申しける。やがて信夫に越え給へば、佐藤三郎は公私取認めて參らんとて留り、弟の四郎は即ち御供す。早白御の關固めてければ、那須の湯詣の料とて通り通ふ。兵衞佐殿は大庭野に十萬餘騎にて陣取りておはしける所へ、究竟の兵は百騎ばかりにて參り給ふ。佐殿何者ぞと問ひ給へば、源九郎義經と名乘りましませば、昔八幡殿後三年の合戰の時、弟の義光刑部丞にておはしけるが、弦袋を陣の座に留めて、金澤の城へ馳下り給ひけるをこそ故入道殿の二度活き給ひたる樣に覺ゆるとて、鎧の袖をぬらされけるとこそ承れと、頻に悅び給ひけり。甲斐源氏武田、一條、小笠原、逸見、板垣、加賀美次郎、秋山、淺利、伊〔〇井〕澤等、駿河の目代廣政を討つてければ、平家の大將小松權亮少將維盛、其勢五萬餘騎にて富士河の端に陣を取る、賴朝は足柄箱根を打越えて、黃瀨河に着き給ふ、其勢二十萬騎なり。平家の兵の中に齋藤別當實盛、源氏

夜討にやし候はんずらんと申しける夜、富士河の沼に下り居ける水鳥共、軍勢に恐れて飛立ちける羽音に驚きて矢の一つも射ずして都へ逃げて上りけり。養和元年三月に平家又墨俣にて支へたり。卿公圓濟義圓と改名したりけるが、深入りして討たれてけり。醍醐惡禪師は後に有職に任じて、駿河阿闍梨と云ひしが、僧綱に轉じて阿野法橋とぞ呼ばれける。壽永二年七月十五日、北陸道を攻上りける木曾義仲、先づ都へ入ると聞えしかば、平家は西海に赴き給ふ。されども池殿の君達は皆都に留り給ふ。其故は兵衞佐、鎌倉より故尼御前を見奉ると存じ候べしと度々申されければ、落留り給ひけり。本領少しも相違なく安堵せられければ、昔の芳志を報じ給ふとぞ覺えし。さる程に長田四郎忠宗〔○致〕は、平家の侍共にも惡まれしかば、西國へも參らず、かくてはやがて國人共に討たれんとや思ひけん、父子十騎ばかり、羽を垂れて鎌倉殿へぞ參りける。いしう參りたりとて土肥次郎に預けられけるが、範頼義經の二人の舍弟を差上せられける時、長田父子をも相添へ給ふとて、身を全うして合戰の忠節を致せ、毒藥變じて甘露と成ると云ふ事有れば、勳功有らば大きなる恩賞を行ふべしとぞ約束し給ひける。然れば木曾を退治し、平家の城播州一谷を攻め落す詿進の度毎に、忠宗〔○致〕景宗〔○致〕は軍するかと問ひ給ふに、又なき剛の者にて候。向ふ敵を討ち、當る所を破らずと云ふ事なしと申せは、八嶋の城落ちたりと聞えし時、今はしやつ親子に軍なさせそ、討ぜんとてと宣ひけるが、

軍果てゝ土肥に具して歸り參りければ、今度の擧動神妙なりと聞く、約束の勸賞取らするぞ、相構へて頭殿の御孝養能く〳〵申せ、成綱に仰含めたるぞと有りしかば、喜んで罷出でたるを、彌三小次郎押寄せて、長田父子を搦捕り、磔にこそせられけれ。磔にも直には非ず、頭殿の御墓の前に、左右の手足を以て竿をひろがせ、土に板を敷きて土磔と云ふ物にして、なぶり殺しにぞせられける。平家の方へも落行かず、さらば城にも引籠り、矢の一つをも射ずして、身命を捨てゝ軍して、欲しからぬ恩賞かな、是も只不義の致す所、業報の果す故なりとぞ人々申しける。又何者かしたりけん、

　嫌へども命の程はいきの守みのをはりをば今ぞ給はる

　刈取りし鎌田が首の報にやかゝる憂目を今は見るらん

と詠みて、作者に鎌田政家と書きたる高札をこそ立てたりけれ。是を見る者毎に、哀とは云はで、唇を返して惡まぬ者ぞなかりける。されば武道に血氣の勇者、仁義の勇者と云ふ事有り。何にも仁義の勇者を本とす。忠宗〔〇致〕景宗〔〇致〕も隨分血氣の勇者にて、拔群の者なりしかども、仁義無きが故に、譜代の主君討ち奉りて、終に我身を滅しけり。爰に池殿の侍丹波藤三國弘と名乘りて、鎌倉へ參りたりしかば、我も尋ねたく思ひつれども、公私の怱劇に思忘れ今に無沙汰なりとて即ち對面し、只今納殿にあらん物皆取出だせよと下知し給ひければ、金銀絹布色々の物共を山の如くに積上げたり。是

は先づ時に取りての引出物ぞ、庄は無きかと問ひ給へば、丹波國細野と申す所は、相傳の私領にて侍る由申せば、やがて御下文給はりてけり。財寶をなみ〔〇宿〕次に送れとて、都までぞ持送りける。其時かゝる運を開くべき人とは思はざりしかども、餘りに痛はしくて情ありて奉公しける故なり。兵衞佐宣ひけるは、首は故池殿に續がれ奉る、其芳志には大納言殿を世に在らせ申し侍り、髪は纐纈源五に續がれたり、但し盛安は雙六の上手にて、院中の御雙六に常に召され、院も御覽ぜらるなれば、君の召仕はせ給はん者をは、爭か呼び下すべきと思ひて斟酌するなりと語り給へば、此由源五に告げたりしかども、天性雙六に好きたる上、院中へ參入るを思出とや存じけん、終に下らざりけり。九郎判官は、梶原平三が讒言に依つて、都の住まひ難儀なりしかば、又奥州に下り秀衡を憑みて過されけるが、秀衡が一期の後、鎌倉殿より泰衡をすかして判官を討たせ、後に泰衡をも滅されけるこそ懼ろしけれ。かくて日本國殘る所無く打從へ給ひて、建久元年十一月七日、始めて京上りせられけるに、近江國千の松原と云ふ所に着かせ給ひ、淺井北郡の老翁を尋ねらるゝに、二人の老者をゐて參る、土瓶二つを持參せり。あれは何にと問ひ給へば、君の聞食されし濁酒なりと申せば、誠にさる事有りとて三度傾けて、汝子はなきかと仰せければ、候とて奉る。即ち召具せられけるが、足立が子に成されて、足立新三郎淸恒とて、近習の者にてありけるなり。さて此老翁に引出物

せよと仰有りしかば、白鞍置いたる馬二匹、色々の重寶入りたる長持二合ぞ給はりける。又昔の鵜飼を召出して、小平をやがて給はりけり。入洛有りしかば即ち院參し給ひたるに、法皇も往事思食出でて、殊に哀げにこそ見えさせおはしけれ、髭切と云ふ太刀清盛が許にありしを、御守の爲とて院に召置かれたりしを、今度賴朝に給ひけり。青地の錦の袋に入れられたり。三度拜して給はりけるとなん。此太刀に付きて數多の說あり。賴朝卿關が原にて囚はれ給ひし時、隨身せられたりしかば、清盛の手に渡りて院へ參りけりと云々。又或說には、今のは眞の髭切には非ず、誠の太刀は以前より青墓の大炊が許より進らせけるなり。其故は兵衞佐大炊に預けられけるを、賴朝囚人と成り給ひし時、此太刀を尋ねられけるに、今は隱しても何かせんとや思はれけん、有の儘に申されけり。即ち大炊が許に尋ねられけるに、源氏重代を平家の方へ渡さんずる事こそ悲しけれ、兵衞佐こそ斬られ給ふとも、義朝の君達多ければ、よも跡は絶え給はじ、先づ隱して見んと思ひければ、泉水とて同じ程なる太刀有りけるを拔き替へて進らする。髭切は柄鞘圓作なり、定めて佐殿に進らせらるべし、佐殿妾と一つ心に成りて子細なしと宣はゞ本よりの事なり、若是には非ずと申されば、女の事にて候へば取違へ候ひけりと申さんに苦しかりじと思案して、泉水を上せけるなり。難波六郎經家請取りて上りけるを、やがて賴朝に見せ奉りて、是かと問はれけるに、あらぬ太刀とは思はれけ

れども、長者が心を推量して、そなる由をぞ申されける。清盛大いに悦びて祕藏せられけるを、院へ召されけるなり。眞の髭切は、先年大炊が方より進らせけると云々。其京上りの度、盛安を召して樣々の重寶を給はり、何に今まで下らざりけるぞ、大庄をも給はりたけれども折節闕所なし、然るべき所あらば給ふべきとぞ宣ひける。誠に今まで參らざる條、私ならぬとは申しながら、不義の至り併ながら微運の至極なりとぞ盛安も申しける。建久三年三月十三日後白河院崩御成りしかば、やがて盛安鎌倉へぞ參りける。賴朝對面し給ひて、最前も下向したりせば、然るべき所をも給はんずるに、今まで遲參こそ力無き次第なれ、小所なれども先づ馬飼へとて、多記庄半分をぞ給はりける。由緒の由申しけるにや、美濃國中村と云ふ所をも同じく給はりてけり。建久九年十二月に貢馬の次に、明年正月十五日過ぎば急ぎ下るべし、多記庄をば一圓に給ふべしと仰遣はされけるに、明くる正治元年正月十三日、鎌倉殿年五十三〔〇二カ〕にて失せ給ひけり。源五是をも知らず、十六日に京を立ちて馳下る程に、三河國にて早此事を聞きしかども、態とも下るべき身なれば、鎌倉に下着して身の不運なる由語りける程に、昔の夢想の不思議など申しければ、齋院次官親能、其鮑の尾を卽ち食ふとだに見たらば、猶目出たからまし、給はりて懷中せしばかりなればにや、殘る所有るぞと申されける。さても淸盛公、兵衞佐を助置かれし時、よも只今當家を覆さん人とは思ひ給はじ。同じく九郎判官

二歳にて母の懷に抱かれけるを、我子孫を滅すべき仇と思ひなば、爭か宥め給ふべき。是併ながら八幡大菩薩、伊勢太神宮の御計らひとぞ覺ゆ。趙の孤兒は袴の中に隱れて泣かず、秦の遺孫は壺の中に養はれて人と成ると申せば、人の子孫の絶えまじきには、かゝる不思議も有りけるなり。義朝は鳥羽院の御宇保安四年癸卯の年生れ、三十四歳にして保元元年に忠節を致し、勳功を蒙り朝恩に浴しける、今度の謀叛にくみして身を滅しき。然れども賴朝、義經二人の子有つて、兵衞佐三十四、判官二十二歳にして義兵を擧げ、會稽の恥を雪ぎ、再び家を榮やかし給へり。賴朝は近衞院久安三年丁卯の年誕生す。義經は二條院平治元年己卯の年生れたれば、三人共に草閉〔○單閼ノ誤〕の年の人なり。中にも賴朝平家を滅し天下を治めて、文治の始諸國に守護を居ゑ、あらゆる所の庄園郷保に地頭を補して、武士の葉を勇め、廢れたる家を起し、絶えたる跡を繼ぎて、武家の棟梁と成り、征夷將軍の院宣を蒙れり。卯は是東方三支の中の正方として仲春を司る。柳は卯の木なり。春の陽氣を得て天道濂の眉をき、營築く榮ゆれば、柳榮〔○營ノ誤〕の職には、卯の年の人は實にたより有りける物かな。

平治物語終

承久記上

八十二代の御門をば後鳥羽院とぞ申しける、隱岐國にて隱れさせ給ひしかば、隱岐院とも申す。後白河院の御孫、高倉院第四の御子、壽永二年八月廿日四歳にて御即位。御在位十五箇年の間、藝能二を學び給へるに、歌撰〔(イ)仙〕の花も開き、文章の實もなりぬべし。然りし後、御位を退かせまし〳〵て、第一の御子に讓り奉らせ給ひぬ。其後賤しき身に御肩を雙べ、御膝を組ましまして、后妃采女の止事無きをばさしおかせ給ひて、怪しの賤に近付かせ給ふ。賢王聖主の直なる御政に背き、横しまに武藝を好ませ給ふ。然る間、弓取りよく、打物持ちしたゝかならん者を召使はゞやと御尋有りしかば、國々よりも進みて參り、又勅定に隨ひても參る。白河院の御時北面と云ふ事を始めて、侍を近く召使ばるゝ事ありけり。此御時に又西面と云ふものを召置かれけり。其比關東へ仰せて、弓取のよからん者を十人參らせよと召されしかば、津田筑後六郎、淺間若狹兵衞次郎、原彌五郎、筒〔(イ)突〕井兵衞太郎、高井兵衞太郎、荻野三郎、且六人をぞ進らせける。吳王劍革を好みしかば、宮中に疵を蒙らざる者なく、楚王細腰を好みしかば、天下に餓死多かりけり。上の好

に下從ふ習なれば、國の危からん事をのみぞあやしみける。其後十二箇年を經て、承元四年三月三日、土御門院御位をおろし進らせ給ひて、第二の御子を御位に即け奉らせ給ふ。是は當腹御寵愛に依つてなり。新院御恨も深けれども力及ばせ給はず、又十一箇年を經て、承久三年四月廿日、御位をおろし奉りて、新院の御子をつけ進らせ給ふ。かゝりしかば、一院本院御中よからず。同年夏の比より王法盡きさせ給ひて民の世となる。故を如何にと尋ぬれば、地頭領家の相論とぞ承る。古は下司庄官と云ふばかりにて地頭は無かりしを、鎌倉右大將朝敵の平家を追討して、其勸賞に日本國の惣追補使に補せられて、國々に守護を置き、郡郷に地頭をすゑ、段別兵粮を宛取らるゝ間、領家は地頭を妬み、地頭は領家を仇とす。彼右大將と申すは、去平治元年に右衞門督信頼と謀叛を興して失せにし左馬頭義朝が三男なり。生年十三と申す永暦元年三月伊豆國に流罪せられ、二十一年の星霜を送り、三十三の年治承四年秋八月の末、平家追討すべき由院宣を賜はり、世を亂る事六箇年、未だ天下穩かならず。文治元年春夏の比、平家程なく亡果てゝ靜なること十三年、世を治る事十九年、廿年と申す正治元年正月十三日世を早くし給ひぬ。生年五十二。御子左衞門督頼家、二代將軍として世を繼がせ給ふ。然れども不調の振舞あるに依つて、神明佛陀にも放たれ、人望にも背きければ、せめて十年をだにも保ち給はで、僅に五年と申せしに、外祖父にて後見なりし北條遠江守時政が爲に

亡され給ひぬ。御弟萬壽御前、未だ稚くして、建仁三年に叙爵、則ち征夷將軍の宣旨を下され、御年十三にて御元服、實朝とぞ申しける。同年右兵衞佐、明くる年從五位上、元久二年正五位下右中將に任じ、加賀介を兼す。建永元年從四位下、同二年從四位上 承元二年正四位下、同三年從三位右中將に〔団復ノ字アリ〕任、同五年正三位美作の權守を兼す。建暦二年從二位、同三年正二位、建保四年廿四にて權中納言、中將もとの如し、同六年權大納言左大將を兼す、同年內大臣に任ず、大將もとの如し、同年多十二月日二右大臣に任ず、同七年正月廿六日大饗行はるべしとて、尊者の爲に坊門大納言忠信卿、正月廿四日鎌倉へ下着、是は室家の兄なり。同廿七日鎌倉の八幡宮にて拜賀あるべしとて、公卿五人、坊門大納言忠信、左衞門督實氏、宰相中將國通、池二位光盛、刑部卿宗長。殿上人十人、皇后宮權大夫賴氏、花山院少將義氏、一條少將義次、左兵衞佐賴經、伯耆前司師範、伊預〔○豫〕少將實政因幡少將隆經、文章博士仲章、右馬權頭賴持、權亮少將信能。隨人八人、上﨟には番長敦秀、府生兼峯、下﨟六人、秦公氏、同兼村、幡摩貞文、大中臣近任、下毛野敦光、同敦氏等なり。前駈廿人、平勾當時盛、相摸太郎、藤勾當賴高、遠江太郎、美作藏人大夫朝親、駿河守秀時、信濃藏人大夫行國、但馬藏人大夫忠國、藤右馬助行光、相摸守經定、伯耆前司親時、長井左衞門大夫親廣、相摸守時房、足利武藏前司義氏、駿河右馬助敦俊、甲斐右馬助宗泰、多田藏人大夫重綱、藤藏人大

夫有俊、武藏前司時弘、筑後前司賴時、右京權大夫義時、修理權大夫惟義。隨兵十人、武田五郎信光、小笠原次郎長淸、式部大輔泰時、河越次郎重時、秋田城介景盛、伊豆〔達〔イ〕〕次郎左衞門尉賴定、三浦太郎兵衞尉朝村、長江八郎師景、三浦平九郎左衞門尉胤義、波多野中務次郎信淸。調度懸には加藤大夫判官光定、隱岐三〔二〔イ〕〕郎左衞門尉元之等なり。大膳大夫廣元、「加樣の時は御裝束の下にめされたらんに苦しく候まじとて、唐綾威の着背一領進らせたりけるを、文章博士、「何條さる事有るべき」とて留め奉る。廣元頻に晝さ〔に〔イ〕〕てあらばやと申しけるを、仲章必ず秉燭にてする事なりとて、戌の〔亥〔イ〕〕時とぞ定められける。若宮へ參着、車より下りさせ給ひけるが、細太刀の柄の車の手形に入りたりけるを知らせ給はで、打折らせ給ひぬ。人淺ましと見奉る程に、仲章「苦しく候はじ」とて、木を結添へてぞ進らせける。劉皇王と云ひし人遠く道を行きけるに、車の轅折れたりけるを覺らずして、再び歸る事を得ず、先車の覆すは必ず後車の戒むる所なりと知りながら、諫め申さゞりける文章博士、一業所感の衆生なればやと哀なり。是のみならず、黑き犬の車の前を横樣に走り通る事有りけり。是もさ有るべしとも覺えぬ不思議なり。さる程に若宮の石橋の邊に近付かせ給ふ時、美僧三人何くより來るともなく、御後に立添ひ進らせけるが、左右なく〔イ御字アリ〕頸を打落し進らす。一太刀は笏にて合せ給ひぬ、次の太刀に切伏せられ給ふ。又次の刀に文章博士仲章切ら

れにけり。次の刀に伯耆前司師範疵を蒙りて翌日に失せぬ。前後に候ひける隨兵供奉の輩には、如何なる事ぞやと周章騷ぐ。敵は誰とも知らず、暗さは暗し、上を下にぞ返しける。罵る聲夥しとも疎なり。是は若宮の別當公曉の仕業なりと云出されて、三浦平六左衞門尉承つて彼坊中を捜しけれども、逐電して見え給はず、立合ふ者少々討たれぬ、疵を蒙る者もあり、召捕らるゝ者も多し。此別當と申すは、故左衞門督頼家の御子、四歲にて父に後れ給ひて、賤しき身なし子にておはせしを、祖母の二位殿哀れみ給うて養立て、若宮の別當になし、今年十九年にぞ成り給ふ。此兩三年、御所中に化物有りけり、女の姿にて常に人に行きあふ。如何にもして〔イ人ノ字アリ〕所を見よとて見せけれども、足早くして幻の如し、行へを見たる者なしとぞ聞えしが、今こそ此人にて有りけりと知られける。其後若宮別當とて、所々にて多く打たれ搦取られけれども、實は少し。一說には、三浦平六左衞門尉子息若宮の兒に成りし間、其を頼みて若宮の後を山越に西の御門へ越えられけるが、正月廿七日の夜、覺めて暗さは暗し、大雪さへ雨りたりければ、山の上より轉落ちて、西の御門なる小屋の上へ落懸りたりけるを、家主騷ぎ盜人と號して打殺しけるを、其夜犬ども集りて終夜引散らす、明くる朝見けれども、其身體たしかならず、只此人の仕業成りけりとて靜りける〔以上十三字イやらんとて止めけりニ作ル〕。さても都より下り給ひし公卿殿上人、計らざるに眼前の無常に目を驚かし、空し

く歸上り給ふ。駿河國浮嶋原を通り給ふに、霞める空長閑なりけるに、翅（姿イ）も見えぬ雁の音づれ過ぎしを、左衞門督實氏卿かく思續け給ひける。

　春の雁の人に別れぬならひだに歸る空には啼きてこそ行け

聽く人袖を絞りける。各都を出し時は、傳聞きし富士の高峯の烟よりして、珍らしき名所どもを見ん事よと思續けて下られしに、思はざる無常に興を失ひ、歎の色を含みて上られけるぞ哀なる。其比、駿河國に河野次郎冠者と云ふ人有りけり。故右大將の弟、阿野の禪師の二男なり。手次よき源氏なれば、是こそ鎌倉殿にも成り給はんずらめと咱りあへり。權大夫此の事傳聞きて、何條さる事の有るべきとて、討手を遣はし伊豆駿河の勢を以て攻められけり。身に誤る事なけれども、陳ずるに及ばねば、散々に戰ひて自害して失せぬ。都には又源三位頼政が孫左馬權頭頼持とて、大內守護に候ひけるを、是も多田滿仲が末なればとて、一院より西表（面イ）の輩を差遣し攻められしかば、是も遁れ難しとて、腹掻切つてぞ失せにける。院の關東を亡さんと思召されける事は眼前なり、故大臣殿の官位、除目ごとに望みも過ぎて成されけり、是は官打にせん爲とぞ。三條白川の端に關東調伏の堂を建て、最勝四天王院と名付けらる。されば大臣殿程なく打たれ給ひしかば、白川の水の恐も有りとて急ぎ壞たれにけり。さても鎌倉殿に誰をか成し奉るべきと云ふに、都には冷泉宮、六條宮、

此間にておはしますべきと云へば、京田舍に御兄弟の御門にて雙び給はん事、如何が有るべからんとて留められぬ。其比一條二位入道と申すは、故右大將賴朝の妹婿、世の覺え時の綺羅、肩を雙ぶ人もなし。是れは(以上三字【イ】其御娘ニ作ル)巳の大將の御臺所の(其【イ】)御娘九條禪定殿の北の政所にておはします。其御腹の三男の若君二歲に成らせ給ふ、是ぞ母方の源氏なればとて、所緣の草の懷しさにや、關東の將軍に備り給ふ。則鎌倉殿とぞ申しける。さる程に關東より御迎に參る輩、三浦太郎兵衞尉、同平九郎左衞門尉、大河津次郎、佐原次郎左衞門尉、同三郎左衞門尉、天野左衞門尉、子息大塚太郎、筑後太郎左衞門尉、結城七郎、長沼五郎、堺兵衞太郎、千葉介、以上十二人ぞ參りける。先陣三浦太郎兵衞友村、後陣千葉介胤綱とぞ聞えし。忽に一の人の家を出でて、武士の大將と成り給ふぞ珍らしき。かくて承久元年六月廿六日、都を立せ給ひて御下向あり。路次の間、旅宿の有樣珍らしく、我劣らじとぞ色めきける。相摸國、國(田【イ】)村に五日御逗留、七月十九日鎌倉へ下着ある。又近く御迎に參る輩、嶋津左衞門尉、伊藤(東【イ】)左衞門尉、小笠原六郎、是等を始として、十人の隨兵なり、時の花何れの世に劣るべしとも見え給はず。其比鎌倉に右京權大夫兼陸奥守平義時と云ふ人めり、上野介直方に五代の孫、北條遠江守時政が二男なり。權威重くして國中に仰がれ、政道正しうして王位を輕しめ奉らず、然りと雖も計らざるに勅命に背き朝敵となる、其起を尋ぬれば、信濃國の住人仁科二

郎平盛遠と云ふ男のあり。十四十五の子も未だ元服もさせず、宿願有るに依りて熊野へ參りける。折節一院御熊野詣ありけるに、道にて參り合ひぬるに「誰ぞ」と御尋有りしかば然々と申す。淸げなる童なれば、召仕はれんとて、西面にぞ成されける。子共が召さるゝ間、面目の思をなして、盛遠も同じう參りけり。權大夫此事傳承りて、關東御恩の者の免されも無くて、院中の奉公心得ずとて、關東御恩二箇所沒收せられぬ。盛遠歎き申す間、院中に此事聞召されて、盛遠が所領を返し付けらるべき由、院宣を下さると雖も、權大夫更に用ゐ奉らず。又攝津國長江、倉橋の兩庄は、院中に近く召仕はれける白拍子龜菊に給はりけるを其庄の地頭領家を勿緒しければ、龜菊憤り折々に付けて是奏しければ、兩庄の地頭「以上十七字イ」を含て歎き申しければ、一院安からず思はれて地頭を「ニ作ル」改易すべき由仰下されければ、權大夫申しけるは、地頭職の事は上古は無かりしを、故右大將平家を追討の勸賞に日本國の惣地頭に補せられ、平家追討六箇年が間、國々の地頭人等、或は子を討たせ、或は親を討たれ　或は郎從を損ず、加樣の勳功に隨ひて分ち給ふ物を、させる罪過もなく、義時が計ひとして改易すべき樣無しとて、是も用ゐ奉らず。一院彌安からず思召しければ、關東を亡ぼさるべき由定めて、國々の兵ども、事に寄せて召されける。關東に志深き輩も力及ばず、召に隨ひて伺候しけり。其比關東の武士下總前司盛綱も伺候してけり。平九郎判官胤義大番の次で在京して候ひけ

れば、院此由聞召されて、能登守秀康を召されて、抑胤義は、關東伺候の身として久しく在京するは何事ぞ、若存ずる旨あるか、尋聞けと仰せられければ、秀康承りて、雨降り閑なる夜、平九郎判官胤義を招寄せて、門指固めて外人をば寄せず、向ひ居て酒宴し遊びけり。夜更けて後秀康申しけるは、關東御奉公の御身にて、御在京は如何樣なる御所存にて候やらん、內々尋承り候へと御氣色にて候、胤義別の儀候はず、當時胤義が相具足して候者は、故大將殿の功者意法坊生觀が娘にて候、故左衞門督殿に思はれ參らせて、男子一人まうけ奉りしを、權大夫に故無く失はれて、憂き者に朝夕姿を見する事よと、餘りに泣歎き候間、さて力及ばず、かくて候なりと申す。秀康地體義時は、院中の御氣色よからぬ者にて候、如何にして義時討たせ給ふべき御計や候べきと申しければ、胤義、一天の君の思召し立たせ給はんに、何條叶はぬ樣の候はんぞ、日本國重代の侍共仰を承りて、如何でか背き進らせ候べき、中にも兄にて候三浦の駿河守、極めて嗚呼の者にて候へば、日本國の惣追補使にも成されんと仰せ候はゞ、よも辭し申し候はじ、さるべくは胤義も內々申遣し候はんとて歸りにけり。秀康賀陽院殿の御所へ參りて、胤義かくこそ申し候ひつれと申しければ、一院笑壺に入らせ給ひて、胤義を召して御尋あり。秀康が申しつるに少しも違はず、同じ言葉に申しければ、今はかくと思召されて、鳥羽の城南寺の流鏑馬汰と披露して、近國の兵共を召されけり。大和、山城、近江、丹波、

美濃、尾張、伊賀、伊勢、攝津、河內、和泉、紀伊、丹後、但馬、十四箇國是等の兵參りけり。內藏權頭淸範承つて着到をつく。宗徒の兵一千七百人とぞ註したる。一院彌御心武(猛イ)く成らせ給ひて、先づ巳の大將を討たばやと仰せられければ、公卿殿上人閉口して物も申されず。德大寺の大臣申されけるは、大將討たれて候はゞ、思召立たせ給ふ御大事輕く、若討たれ候はずは、御大事の重くならせ給ふべきにて候、させる弓矢取者にても候はず、子細候はゞ閑に御計らひ候へかしと、(イ覺え候ノ字アリ)大形今度の御謀叛、公經に於て然るべくとも覺え候はず、其故は、故法皇の御時、木曾義仲勅命を背いて振舞ひけるを、賴朝に仰付られては亡ぼさるべきを、壹岐判官知康と申すいくぢ(以上三字イ臆智ニ作ル)なしが勸めに付かせ給ひて、院中に兵を召され、合戰候ひしかば、淺ましき事共出來たりき、大方日本國を蘆原の國と申すは、葦の葉に似たる故にて候、其袋は東國に相當り、武士本より多くして、隨へさせ給はん事不定の次第に候、御方の兵十が一にも及び難く候、能々御思惟有るべく候はんと申されければ、一院以ての外の御氣色なりけれども、後に定めて思召合はれけんとぞ覺えし。巳の大將忽ちに失はるべかりしを、德大寺の申され候に依りて、思召宥められて、さらば召籠めよとて召されける、大將賀陽院殿へ參られける、主稅頭長衡を使にて伊賀判官の許へ仰せられけるは賀陽院殿へ召さるゝ程に參り候、城南寺の流鏑馬汰と聞えしが、其儀無くて、寺の大衆靜め

らるべしとも聞ゆ、如何様にも世中穏しかるべしとも覺えず候、御邊召さるゝとも、左右なく參り給ふべからず。子細を重ねて仰せられ候はんずらんとて、賀陽院殿へ參られたれば、小舅の二位法印尊長、大將の直衣の袖を引きて、馬場殿に押籠め奉り、子息の新中納言同じく召籠められぬ。平九郎判官胤義を召されて、親廣法師、伊賀判官是等をば如何がすべきと仰せられければ、胤義申しけるは、親廣は召さるれば參り候はんず、光季は權大夫に緣者にて候へば、召さるとも參り候はじ、如何様にも先づ兩人を召されて候て、參り候はずは、其時こそ討手をも差遣され候へと計らひ申せば、尤然るべしとて、少輔入道の許へ御使を遣され、即ち五十騎計の勢を相具して參りけるが、伊賀判官の許へ使を遣す。賀陽院殿へ召され候間參り候、其へは御使は候はぬかと云ひければ、是へは未だ御使も見え候はず、縱ひ御使候とも、承る旨候程に、左右なく參り候まじと答へけり。少輔入道是を覺らず、賀陽院殿へ參りたれば、〔一本則ち二字アリ〕殿上口へ召されて、院直に仰下されけるは、義時が方に有らんずるか、又御方に候べきか、只今申切れとぞ仰せける。直の勅定にては有り、兎角申すべしとも覺えず。御方にこそ候はんずれと申しければ、さ有らば只今起請を書きて進らせよと仰せらる。遁れ難かりければ、居ながら起請を書いて進らせけり。さてこそ御所中には候ひけれ。やがて伊賀判官召されたれば、畏つて承りぬ、左右なく參るべく候へども、京中に何とやらん閙る事の候、光季は未だ〔一本様子二字アリ〕承り候

はず、形の樣に候へども、關東の御代官としてかくて候に、如何なる御事にて候とも、先づ承り候はんとこそ存じ候に、今始めて勅定に預り候へば、參るまじきにて候とぞ申しける。押返し別の儀に非ず、直に仰下さるべき旨あり、急ぎ參れと仰せられければ、子細を承つて一方へも能向はん、御所へは左右なく參り難う候と申せば、さては此事はや知りてけり。胤義が申す狀違はず。さ有らば討てとて討手を向けらる。承久三年五月十四日の事なり。今日は日〔巳に〕〔了〕暮れぬとて留められぬ。更行く程に、判官の郎從等一所に寄合うて、軍の僉議評定申しけるは、御身に誤無くして大勢に取籠められて討たれさせ給ひ候はんは、無念の事にて候はずや、夜の中に都を出でさせ給ひて、美濃尾張迄馳着候はば、鎌倉へは三四日には着かせ給ふべし、さなくは北陸道へ懸り、御舟に召して越後の府中に着き、信濃へ打越させ給ひて、其より鎌倉へおはし候か、是等の儀を御計らひあるべしとぞ申しける　判官、其こそ心得ね、鎌倉殿も思召樣有りてこそ、都の守護にも差置かせ給ひつらめ、一天の君の日本一の御大事を思召立たせ給ふ程にては、白地の御計らひにやあるべき、今は定めて道々も關々も支へてぞ有るらんに、一まども遁れぬ物故に、敵に背を見せたりなんど鎌倉へ聞えん事こそ口惜しかるべけれ、能くこそあれ、一天の君を敵に受け進らせて、我身に誤なくて、王城に尸を曝し、名を萬代の雲に揚げん事、願ふ所の幸なり、一足も引くまじき物をといへば、其後郎從等異見にも及ばず。深

行く儘に、一人落ち二人落ち、次第次第に落行きて、殘る輩には贄田三郎、同四郎、贄田右近、武志〔者イ〕次郎、鹽屋藤三郎、片切〔桐イ〕源太大助、又太郎、園平次郎、子息彌次〔二イ〕郎、政所太郎、治部次郎、熊王丸を始として、一人當千の輩廿七人ぞ殘りける。判官の嫡子壽王冠者とて今年十四に成りける。元服して光綱とぞ申しける。判官是を招きて、汝今年十四程にして稚なし、軍に逢はん事も如何が有るべからん、幼に紛れて、案内者の冠者原七八人相具して落ちよかし、光季は鎌倉殿の聞召さるゝ事も有り、都にて尸を曝さんと思定たり、をさなからん程は、千葉の姉が許に有るべし、幼くては出仕なせそ、十七八廿にも成りて、人の重代、我古を思知る程にて出仕もせよ、疾落ちよと申せば、壽王袖を刷退いて、父が顔を向上げて申しけるは、子共の十四五計に成らんずるが、敵に値ひ親の討たれ候はんずる所にて、死なずして落ちて候はゞ、幼稚なればとても人は免し候はじ、親を捨てゝ迯げたる不覺人とて、朝夕人に見られ候べきは耻しく覺え候、千葉介も親しくは候へども、弓矢取る者にて候へば、定めて未練に思はれ候べき、只御伴にこそ如何にも成らんと存候へとぞ申しける。但〔以上六字イ其に付けてもニ作ル〕今度鎌倉を罷立ち候ひしに、母にて候者、簾の際まで立出でて、壽王に又何時比かと申し〔以上二字イ仰せニ作ル〕候ひし時に、御供にて急ぎ罷下り候はんずるぞと申して出でしは、今思ひ候へば、其が最後にて候ひけるぞやと申して、涙をはら〳〵と落

しければ、判官壽王が顏をつく〴〵と守り、涙を流して、能く云うたり、汝幼なければ落ちて命をも助かり、光季が跡をも紹ぎ、世にも値へとてこそ落ちよとは云へども、供せんと云ふ上は、其こそ願ふ所にて有れ、さらば治部次郎、あの壽王に物具着けよと云ひければ、やがて長絹の直垂小袴に、萠黃匂の小腹卷に、十五指したる染羽の矢、重籐の弓をぞ持ちたる。伊賀判官は、滋目結の直垂小袴に、鎧一領前に、大弓張り〔以上二字〔イ〕押張りニ作ル〕、矢二腰竝べ立てゝ、敵今やと待懸けたり。判官年比馴遊びける好色白拍子、其外志深き男女の類招寄せて、終夜遊びける。判官云ひ出す言の葉、うち振舞氣色たゞ思出に成れとぞ殘しける。來れる〔以上三字〔イ〕席に臨むニ作ル〕輩、此程京中に訇る事なれば、皆存知したりけり。今夜計を最後ぞと思ひければ、袖を濡さぬは無かりけり。判官財寶の有る限取出だし、形見かと覺えて、面々に引き與ふ。漸々曉近く成れば、敵も近付くとて、皆々送返して、思切つたる主從七人殘りける、心中こそ無慚なれ。判官の宿所は、高辻子、京極高辻子よりは北、京極よりは西、京極面は棟門平門にて大門なり、高辻子面は、土門にて小門なり。贄田〔〔イ〕三郎二字アリ〕申しけるは、大門小門開いて、敵を思樣に入れて討死せんとぞ申しける。同四郎が申しけるは、恐入り〔〔イ〕たる由事に五字アリ〕候へども、此儀こそ然るべくとも存じ候はね、大勢思樣に入れては、是程の小勢、弓をも引き太刀を拔合はせ候べきか、手取に取られ候ひなん、大門を閉ぢ、小門一方を開いて、寄來ん敵の或は物具の毛に付き、又は名對

面に付いて、弓矢打物、思ひ〳〵に取持つて討死して、名を後代に揚げんとこそ存候へ」とぞ申しける。此儀尤然るべしとて、京極面二つの門をばさゝせて、高辻面の土門計を開いてぞ相待ちける。院の御所より討手の大將には能登守秀康、平九郎判官胤義、少輔入道親廣、山城守廣綱、佐々木彌太郎判官高重、筑後入道有則、下總前司盛綱、肥後前司有俊、筑後太郎左衞門尉有長、間野左衞門尉時連、此等を始として八百餘騎にてぞ向ひける。高辻面には燒亡とて呼はりける。判官是を聞きつゝ、よも燒亡にてはあらじ、敵の寄する馬烟にてぞ有るらんと云ひも果てねば、押寄せて時を咄と揚る。一番に黒皮威の鎧着て葦毛なる馬に乘つたる武者一騎、平九郎判官の手者、信濃國の住人志眞〔賀〔イ〕〕五郎とて、眞先かけてぞ寄せたりける。贄田三郎が放つ矢に、馬の腹射させて退きにけり。二番に同じ手の者、岩崎右馬允押寄せ、贄田右近が放つ矢に、馬の股を射られて退きにけり。三番に同じ手の者、岩崎彌凊太〔以上四字〔イ〕岩崎彌衞太ニ作ル〕とて推寄せたり。少腕射られて引退く。四番に一門なりける高井兵衞太郎とて寄せたりけるが、餘りに繁く射られて、馬を離れ太刀を拔いて額に當て、只一人打つて入る。伊賀判官、郎從等十四五人緣より下立ちて、矢先を汰へて散々に射る。餘りに强〔きぶ〔イ〕〕く射られて颯と引いてぞ退きにける。緣の上より支へて射る〔〔イ〕矢ノ字アリ〕に、弓手の股馬手の小腕射られて、郎等が肩に懸りてぞ引きにける。京極面に扣へたる寄手の中に申しけるは、何時迄かくは守らんず

るぞ、大門を打破れと言る聲のしけるを、判官是れを聞きて、敵に破られん事こそ口惜しけれ、迚も叶はぬ物故に、治部郎次郎門開けと云ひければ、承るとて二の門を開きたれば、京極面に數百騎扣へたる兵共、〔イ二つの門より六字アリ〕馬の鼻を雙べて、我先にと亂入る。火威の鎧に白蘆毛なる馬に乘つたる武者、間野左衞門尉時連と名乘つて相近く。〔イ馳寄り三字アリ〕如何に伊賀判官、軍場へは見えぬぞ〔イと呼はる四字アリ〕光季爰にあり、近寄つて問はぬか、夜は敵とも知れぬとて、〔以上十四字イよるは敵かとて相近にニ作ル〕指寄りたる。判官よつ引いて放つ矢に、時連が引合篦深に射させて退きにけり。其次に三浦平九郎判官胤義とて推寄せて、如何に伊賀判官、面には見えぬぞ、朝敵と成り進らするは面目にてこそ有るに、何まで籠らんぞ。出でて宣旨の趣を承はれかし、穢〔きたなイ〕き者かなと云へば、伊賀判官、何と云ふやらん、己れ〔れらイ〕が君を勸め奉りて、世を取〔亂イ〕らんと仕る事は、光季存知したる物を、〔イ近く寄つて問はぬか、寄るは敵かとて、相近に推寄せたり二十四字アリ〕。判官、敵多けれども、取分け九平郎判官こそ光季が存ずる旨の敵にてあれ、相構へて射落せとて、弓取つてよき程の者ども、矢前を汰へて射る。餘りに繁く射られて、車宿りに打入てぞ扣へたる。伊賀判官よつ引いて放しけるに、平九郎判官が持ちたりける弓の鳥打所をはたと射切〔削イ〕つて、弓手の方に竝んで扣へたる播磨國住人原田右馬允が頸の骨に中りて落ちぬ。〔以上七字イあたる馬より逆におちて死ぬに作

ル〕志〔支(イ)〕て射る矢〔其仁(イ)二字アリ〕には當らず、傍なる者に中りて死する。定業力及ばずとぞ見えし。爰に〔(イ)寄手の中に五字アリ〕佐々木彌太郎判官髙重とて寄せたり。壽王緣に立出でて申しけるは、人は幾千萬も寄せさせ給ひ候へども、見知らねば耻かしくて物も申されず、彌太郎判官殿と承る程に、壽王こそ是に候へ、兼ては子にせん親に成らんと御約束候ひし、よも御忘れ候はじ、我等忘れ進らせず、給つて候ひし矢をこそ未だ持ちて候へ、〔(イ)恐れ候へ四字アリ〕ども、親の只今討死仕り候最後の供を仕候時、矢一筋進らせんと存ずるとて、よ能つ引いて放しければ、鎧〔我(イ)〕の弦走の三の板にて射走らかしたる。十二三の小冠者なれば、志の行く程は引いて放つと云へども、さすが裏かくまではなかりけり。彌太郎判官是を見て、はげたる矢を差外して引退く〔き(イ)〕。人々是れ御覽候へ〔や(イ)〕、壽王に射られて候ぞ、現に子にせん親に成らんと約束して、親しからん爲に烏帽子着せ、聟に取らんまで約諾仕りたりしぞかし。云ひつる言葉の長なしさ、心中の耻かしさよ、〔(イ)地ノ字アリ〕體は王土に住む身程悲しかりける物あらじとて涙を流し、其日は軍もせざりけり。見る人情有りと感じつゝ、皆涙をぞ流しける。寄手は亂入る、城の中は小勢なり、〔(イ)拒ぎ二字アリ〕戰ふとは云へども、伊賀判官が郎從等七八人有〔殘留(イ)〕りける者ども、働らく〔以上三字(イ)かりそめなるニ作ル〕樣にて、乾の方のはた板〔以上三字(イ)坂ニ作ル〕を登り越えてぞ落行きける。今は贇田三郎、同四郎計〔二人ばかり(イ)〕ぞ殘りける。贇田三

郎三箇所に痛手負うて太刀を杖に突き、よろぼひ〳〵判官の前に參りて、今はかく罷成り候程に、弓も引かれず太刀も持たれ〔以上三字㊀もたげられニ作ル〕候はねば、御供仕らんとこそ存じ候へども、敵に取られて犬死仕候はんよりは、先立ち奉りて、死出の山にて待ち進らせ候べしとて、突〔さび㊀〕たる太刀を取直し、鋒口に含み、鐔本まで貫いてぞ臥しにける。宿所に〔以上三字㊀はや館にもニ作ル〕火は懸りぬ。贄田四郎計ぞ防矢をば射ける。判官が嫡子壽王を招いて、時こそ能く成りたれ、自害せよ、と〔〇術カ〕云ひつる言に似搆へて能く振舞へ壽王と云ひければ、自害は如何樣に仕候やらん、只腹を切れとぞ言ひければ、則ち腹卷の高紐切つて推除け、直垂の紐解きくつろげて、赤木の柄の刀指したりけるを拔きて、柄を取直し、きらん〳〵としけるが、さすがをさなき故にや、左右なく切り得ず。父光季あはれ自害や仕損ぜんずらんと思ひて、如何に壽王、火こそよけれ、火へ入れかしと云へば、つい立ち刀持ちながら、火に飛入らんとしけるが、度々焔を顏に吹懸けられ、幾程遁れんとて、走歸り〳〵、二三度計したりける。光季是を見るに目も昏れぬ。壽王さらば爰へ寄れとて、左の方に居ゑて、片手をば取組み、片手をば膝に置き、壽王が貌を熟々と守り、親となり子となるも、先世の盟ぞと云ひながら、是程光季に契深かりける子はあらじ。稚なければ落ちて跡をも訪はれ、世にもあれかしと思へども、供せんと云ふ上は、其こそ願ふ所の幸なれ、生きて如何なる孝養報恩を營むとも、是に過ぐべしとも覺えず、死出の山を

連れて越えん事こそ嬉しけれ、人手に懸けじと思ふ程に、我手に係けんずるぞ、我うらめしと思ふなよとて、暫く守りて、敵は手痛く寄る、さりとてはと思ひければ、亀んで引寄せ、首掻切つて、首とむくろを後ろ樣に炎(ほのほ)の中へ投入れて、二目とも見ず、東へ向つて三度伏拜み奉り、南無歸命頂禮鎌倉八幡大菩薩・若宮三所、權大夫〔团がノ字アリ〕爲命を王城に捨置きぬと祈誠〔〇誓カ〕して、又西に向つて三度伏拜み、南無西方極樂教主彌陀如來、本願誤り給はずば、必ず迎へ給へと、念佛高らかに三十返計申しけるが、腹掻切つて、壽王が燒けけるに飛加はり、打重つてぞ燒けにける。贄田四郎防矢射し〔团ける〕が、是を見て、腹掻切り、主と同じく伏重つてぞ燒けにける。其後防ぐ者はなし。寄手思樣に亂れ入り、烟の隙より燒首少々取つてぞ歸りける。 光季昨日迄は鎌倉殿の御代官として都を守護して有りしかば〔团ばノ字アリ〕世の覺え時の綺羅、肩を雙ぶる人もなし。宿所も宮殿樓閣と見えしかども、今日は燒野と見えわたり〔以上八字团片時の灰燼となりニ作ル〕空しき名をのみ殘しける、行方(ゆくへ)を聞くこそ哀なれ、討手の使共賀陽院御所へ歸參して、事の由申入れければ、一院御感斜ならず、軈〔はや团〕に勸賞行(おこ)なはるべき旨仰せられけるは〔を团〕、胤義申しけるは、何條其程の事に勸賞候べし、御大事を遂げられて後にこそと申しければ、いしくも申したりと感じ仰せらる、さても伊賀判官朝敵と成りしは奇怪なれども、一引も引かず討死す。 あはれ勇々(ゆゝ)しかりける兵(つはもの)哉と、上(かみ)一人(じん)より下(しも)萬民まで、譽惜まぬ者ぞ無かりける。抑一

院尋ね下されけるは、當時關東に義時と一所にて死すべき者は何程か有る〔団べき二字アリ〕胤義申しけるは、朝敵となり候ては、誰かは一人も相隨ひ候べき、推量仕候に、千人計には過ぎ候はじと申しければ、兒玉の庄四郎兵衞尉、あはれ判官殿は僻事を申され候もの哉、只千人しも候べき歟、平家追討以來權大夫の重恩を蒙り、如何なる事も有らば、奉公をせばやと思ふ者こそ多く候へ、只千人候べきか、如何に少しと申すとも、萬人にはよも劣り候はじ、かく申す家定程の者も、關東にだに候はゞ、義時が方にこそ候はんずれと申しければ、一院眞に御氣色惡しげなる體にて、奇怪に申すもの哉と思召されける。後にぞ、能く申したりけると思召合せられける。京中には、山々寺々の僧侶、國々の住人等參りける。熊野法師には、田部法印、十萬法橋、王法橋、萬劫禪師、山法師には播磨竪者、小鷹智性坊、丹後、淸水法師には、鏡月坊、歸性坊などぞ召されて參りける。奈良法師を召されければ、僉議して申しけるは、平家此寺を燒拂つて跡方も無かりしを、鎌倉右大將力を合せて、當國の守護人を除け、東大寺興福寺を再興し、供養の時は仰に隨ひ上洛して守護を加へ隨分志深かりし事なれば、只今も源平爭ふ事有らば、何度も白旗の方人し、命を捨つべきなれども、是れは一天の君の仰なれば、王土に住みながら爭か隨ひ奉らでも有るべきなれば、少々進らせよとて、學生には、土護の覺心、堂衆には圓音、是等二人を始として、事を好む惡僧少々ぞ參りける。北陸〔団道ノ字アリ〕へは討手を向けらるべ

きとて、仁科次郎、宮崎左衞門尉親式、糟屋左衞門尉、伊王左衞門尉、是等を始として、官軍少々下されける。東國へも〔は闕〕院宣を下さるべきとて、按察使前中納言光親卿奉りて七通ぞ書かれける。左京權大夫義時朝敵たり、早ぐ追討〔罸闕〕せらるべし。勸賞請ふによるべき〔闕趣ノ字アリ〕なり。武田、小笠原、千葉、小山、宇都宮、三浦、葛西にぞ下されける。院宣の御使には、推松とて究めて足早き者有りける。是を撰びてぞ下されける。平九郎判官、私の使を相添へて、承久三年五月十五日の酉の刻に都を出でて、劣らじ負けじと下りける程に、同十九日の午の刻に、鎌倉近う片瀨と云ふ所に走付きたり。平九郎判官の使は案內者にて、先に鎌倉へ走入つて、駿河守に文を付けたれば、披見して返事申すべけれども、道の程も如何しき間、態と申さぬなりとて追出しぬ。駿河守此文をかい卷いて、權大夫の許へ持向ひ、已に世中こそ亂れて候へ、去十五日光季打たれぬ、胤義が私の文御覽候へとて、權大夫義時折節諸人對面の前に引披いて置きたり。權大夫、さては御邊の手にこそ懸り進らせ候はんずらめ、三浦駿河守打退いて、是れこそ恐存じ候へども〔以上六字闕御詞とも覺えぬ仰にて候へ＝作ル〕、平家追討より以來、度々の戰に忠節を致し、一度も不忠の儀候はず、自今以後〔闕とて二字アリ〕も又疎略を存ずべからず、若僞り申す事候はゞ、遠くは熊野の嶽、近くは伊豆、筥根、別しては若宮三所、足柄、松童、殊更願ひ〔以上二字闕賴み＝作ル〕奉る三浦十二天、栗濱、森山、惣じては日本國中大小の神祇

冥道知見〔以上二字㋑示現ニ作ル〕し給へ、御後めたなき事候はずとぞ申しける。權大夫打笑ひて、さては心安く候、今迄此事の出來候はぬこそ不思議に候へ、是は兼てより存じ〔㋑儲け二字アリ〕たる事なり、今は推松も〔㋑定て二字アリ〕鎌倉へ入らんずらん、尋ねよとて尋ねられけり。推松人の氣色替り、何となく騷ぎ〔以上二字㋑さわがしニ作ル〕ければ、或者の許に隱居たりけるを、一々に鎌倉中を捜しければ、笠井の谷より尋出し、引はり先に立てゝぞ參りける。院宣ども〔以上二字㋑皆ニ作ル〕奪取るが如くして、大暨計讀ませて後に燒捨てられぬ。かくて權大夫、駿河守を相具して二位殿に參り、世中こそ已に亂れて候へ、去十五日に光季討たれて候なり、世上如何御計らひ候べきと申されければ、二位殿妻戸の間へ出で給ひ、御簾半計擧げさせ、御覽じ出して宣ひけるは、日本國に女房の目出ためしに尼をこそ申すけ〔な㋑〕れども、尼程物思ひたる者世に〔㋑はノ字アリ〕あらじ。故殿に逢初め進らせし時は、世になき振舞するとて、親にも疎かに惡み猜まる、其後平家の軍始りしかば、手を握り心を碎き、淸進潔齋して佛神に祈精〔○誓カ〕を致し、安からぬ思にて六年が程は明し暮し候に、平家程なく亡びしかば、さて世中豐かにと〔以上四字㋑穩しくとこそニ作ル〕思ひしに、幾程なく大姬君に後れ進らせて、何事も覺えず、同じ道にと悲しみしを、故殿一人無ければとてさのみ思沈む事やは有る、無き者の爲にも罪深き事にこそなんと仰せられしかば、必ず其に慰むとしもは無けれども、明け

ぬ暮れぬとせし程に、故殿失せさせ給ひしかは、此時こそ限なりけれと思ひしを〔以上十四字イ今は誰が爲にか命も惜からめと有りしに＝作ル〕、左衞門督殿、未だ稚くおはせしかば、故殿に後れ進らせて、如何かせんと存じ候だにも、爲方も候はぬに、一度に二人〔以上四字イ御事にさへ＝作ル〕に後れ亡事よと、餘りに仰せられしかば、現又見捨て難く思ひ進らせて〔以上二十字イ御歎有りし程につれなく存生て＝作ル〕有りし程に、又督殿失せ〔イられ二字アリ〕給ひしかば、誰を憑むべき方も無く成り果てゝ、鎌倉中に怖〔恨めしイ〕からぬ者もなく、思沈みしかども故大臣殿の今は頼もしき方もなく、孤〔獨子イ〕と成りて候を、爭でか御覽じ捨てられ候べき、何れか御子にて候はぬと、長しく嘆き仰せらしれかば、現に痛はしくて空しく明し暮し候に、大臣殿失せさせ給ひしかば、是〔今イ〕こそ〔イ身ノ字アリ〕の限なれ、何に命の存へて、かゝる浮身の報いに、重ねて物を歎くらん。如何なる淵河に身を〔イもノ字アリ〕投げ、空しく成らんと思立ちしに、權大夫後れ〔かくしイ〕て空しくならせ給ひなば、鎌倉は鹿の栖かと成り果て亡びなんず、三代將軍の後生をも誰か訪ひ進らせ候べき、眞に思召立たせ給ひて〔候はゞイ〕、先づ義時御前にて自害をし、御供仕るべきかと、夜晝立ちも去らず様々に歎かせ〔以上二字き承り＝作ル〕給ひし間、實に代々將軍の後生〔以上二字イ菩提＝作ル〕をも、誰か訪ひ奉るべきと思ふ程に、今日までつれなく存へて、かゝる憂事を見聞く事こそ悲しけれ、日本國の侍共、

昔は三年の大番とて、一期の大事と出立ち、郎從眷屬に至るまで、是を晴とて上りしかども、力盡きて下る時、手づから自ら蓑笠を首に掛け、徒跣にて下りしを、故殿の哀ませ給ひて、三年を六月に縮め、分々に隨ひて支配せられ、諸人助かる樣に御計らひ有りて、是程御情深く渡らせ給ひし御志を忘れ進らせて、京方へ參らんとも、又留りて御方に候て奉公仕らんとも、只今たしかに申切れとぞ宣ひける。是れを奉〔承歟〕りて、有るとある大名小名、皆袖を掩ひ、涙を流して申しけるは、心無き鳥類獸までも、人の恩ある事を忘れずとこそ承れ、增して申し候はんや、代々御恩を罷蒙りぬる上は、向はれ候はん所までは相向ひ、如何ならん野の末道の邊までも、都をば枕とし、關東をば跡にして尸を曝す身とこそ罷成り候はんずらめ。爭でか僞を申すべきとて各歸りぬ。明くる廿日の早天に、權大夫の許へ又大小名聚りて、軍の僉議評定有りけるに、武藏守申されけるは、是程の御大事無勢にては如何が有るべからん、兩三日も延引せられ候ひて、片田舍の若黨冠者原をも召具し候はゞやと申されければ、權大夫大いに瞋りて、不思議の男〔俗歟〕の申し樣哉、義時は君の御爲に忠のみ有りて不義なし、人の讒言に依つて朝敵の由を仰下さる上は、百千萬騎の勢を相具したりとも、天命に背き奉る程にては、君に勝ち進らすべきか、只果報に任するにてこそあれ、一天の君を敵に請け進らせて時日を移すべきにや、早上れ疾く打立てと宣ひければ、其上はとから申すに及ばず、各宿所宿所に立歸り、終夜用意し

て、明くる五月廿一日に由井の濱に有りける藤澤左衞門尉淸親が許へ門出して、同廿二日にぞ立たれける。一陣は相摸守時房、二陣武藏守泰時、三陣は足利武藏前司義氏、四陣三浦駿河守義村、五陣千葉介胤綱とぞ聞えし。此人々に相具せらるゝ兵には、城入道、毛利藏人入道、少輔判官代、駿河次郎、左〔佐イ〕原次郎左衞門尉、同三郎左衞門尉、同又太郎、天野左衞門尉、狩野介入道、後藤左衞門尉、小山新左衞門尉、中沼五郎、伊吹七郎、宇都宮四郎、筑後太郎左衞門尉、葛西五郎兵衞尉、角田太郎、同彌平次、相馬三郎父子三人、國分三〔二イ〕郎、大須賀兵衞尉、佐野小次〔二イ〕郎入道、同七郎太郎、同八郎、伊佐大進太郎、江戸八郎、足立三郎、佐々目太郎、階見太郎、早川平三〔次イ〕郎、さては奥の岳の嶋橘左衞門尉、丹、兒玉より以上〔下イ〕猪俣、相摸國には本間、澁谷、波多野、松田、河村、飯田、成田、土肥、土屋、伊豆國には伊藤左衞門尉、宇佐美五郎兵衞、同與一、駿河國には、奥津左衞門尉、蒲原五郎、屋氣九郎、宿屋次郎、是等を始として十萬餘騎にて上りけり。東山道の大將軍には武田五郎父子八人、小笠原次郎父子七人、遠山左衞門尉、諏訪小太郎、伊具右馬允入道軍の撿見に指添へられたり。其勢五萬餘騎。式部丞朝時四萬餘騎相具して、北陸道へぞ向ひける。東海道十萬餘騎、東山道五萬餘騎、北陸道四萬餘騎、共に三つの道より十九萬餘騎ぞ上せられける。

鎌倉に留まる人々には、大膳大夫入道、宇都宮入道、葛西壹岐入道、隼人入道、信濃民部大

輔入道、隱岐次郎左衞門尉是等なり。親上れば子は留まり、子上れば親留まる。父子兄弟引分け上せ留めらるゝ謀こそ恐しけれ。討手の輩、五月廿二日方々へ向ふ。同廿七日院宣御使推松を辛う戒められて人に預けられしを、權大夫の前に召出して、汝歸り參つて申さんずる樣は、義時昔より君の御爲に忠義有りて不義なし、然るを讒奏する者候て、勅勘の身と罷成り候上は、とかう申すに及ばず。軍御好なれば、舍弟時房、子にて候泰時、朝時、是等を始めて、海道十萬餘騎、東山道五萬餘騎、北陸道四萬餘騎、十九萬餘騎を進らせ候、是等に軍能くさせて、御見物有るべく候、猶飽足らず思召し候はゞ、三郎重時、四郎政村是等を先として、廿萬騎を相具して、義時も急ぎ參らんずるにて候と申せとて追出されぬ。推松院宣の御使とて關東へ下りなば、大名共に賞翫せられて、馬鞍引かれ德付きて上らんとこそ思ひしに、德までは無く、かゝる辛き目に逢ひつる事の悲しさよ、されども命の生きたるぞ不思議なると思ひて、泣々上りけるが、抑我首は本の如く付きたるやらん、現〔げに団〕我は元の身にて行くやらん、現とも覺えずして、常に首を探り足を探り、夢路を行く心地をしけれども、一兩日過ぎてこそ夜の明くる心地して、眞に頸も手足も恙なかりけり〔団とノ字アリ〕不思議に覺えて、憂かりし鎌倉怖しく、いとゞ後を遠ざからんと、夜を日に繼いで急ぎ上りける程に、五月廿七日の午の刻に鎌倉を出でて、六月一日午の刻に都賀陽院へぞ走着く。公卿殿上

人推松參りたり、如何に義時か首をば誰か取りて進らするぞ、關東には合戰するか立合ふか、如何に如何にと口々聲々に問はれけれども、俯伏し涙に咽んで物も申さず。餘りに道の苦しさに哭とこそ〔以上四字イ啼げに候と＝作ル〕人々笑合へり。良久しく有りて、推松涙を拭ひ心を靜めて申しけるは、五月都を出でて罷下り候、同十九日の午の刻に鎌倉近き片瀨と申す所に着きて候ひしに、平九郎判官の使は案内者にて、先樣に鎌倉へ入りて、駿河守に文を付けて候へば、返事をばせず、やがて權大夫の見參に入れて候ひける程に、鎌倉中以の外に馳騷ぎ候事申す計も候はず、是も鎌倉へやがて罷入り候ひしかども、人の足も早く聞え、忩々しく候間、如何樣にも子細の有るにこそござんなれと存候ひて、とある所に立入りて、さしも出でず候ひし程〔處イ〕に、鎌倉中委しく〔以上三字イせばしと＝作ル〕尋ねられ候間、葛西の谷より渡し出され、引はり先に立てゝ、權大夫の御前へ參りて候ひしかば、院宣奪取られ候ひぬ、やがて推松は人に預けられて候間、只今や切らるゝと心の隙なく思ひしに、同廿七日に又權大夫の前に召出して、申せと候ひつるは、海道十萬餘騎、東山道五萬餘騎、北陸道四萬餘騎、三つの道より十九萬餘騎を進らせ候、東山道北陸道は見候はず、海道十萬餘騎、鎌倉を出で候ひし日より、一段も馬の足の蹙はずと云ふ所なく、一町とも旗の手の靡かぬ所は候はず、ひしと續きて候が、何樣百萬餘〔騎イ〕も候やらんと申しければ、公卿殿上人笑はれつるも、皆靑ざめて興を失ひ、

如何なるべしとも覺えぬ樣なり。一院へらぬ體に、よし〳〵物な云ひそ、武士共上らん跡に、義時が首をば取つて進らする者の有らんずるぞと仰せける。先づ討手を向けらるべしとて、宇治勢多の橋をや引かるべき、尾張河へや向はるべき、尾張河破れたらん時こそ、宇治勢多にても防がれめ、尾張河には九瀨有るなればとて、各分ち遣され、大炊の渡へは、駿河大夫判官、糟屋四郎左衞門尉、筑後太郎左衞門尉、同六郎左衞門尉、是等を始として、西面の者ども二千餘騎を差添へられ、鵜沼の渡へは、美濃目代帶刀左衞門尉、川瀨（以上二字〔〇〕神土ニ作ル）藏人入道親子三人、是等を始めて一千餘騎ぞ向けられける。板橋へは朝日判官代、海泉太郎、其勢一千餘騎ぞ向はれける。氣瀨へは富來次郎判官代、關左衞門尉、一千餘騎にてぞ向ひける。大豆渡へは能登守秀康、平九郎胤義、下總前司盛綱、安藝宗內左衞門尉、藤左衞門尉、是等を始として、一萬餘騎にてぞ向ひける。食の渡りへは阿波太郎入道、山田左衞門尉、五百餘騎にて向ふ。稗嶋へは、矢野次（二〔〇〕）郎左衞門、長瀨判官代、五百餘騎にて向ひけり。墨俣へは河內判官秀澄、山田次郎重忠、一千餘騎にて向ふ。市河前へは賀（〇加カ）藤伊勢前司光定、五百餘騎にて向ひける。以上一萬七千五百餘騎、六月二日の曉各都を出で、尾張（〔〇〕河ノ字アリ）の瀨々へとぞ急ぎける。東海道の先陣相摸守、遠江の橋本に着きけるに、十九騎連れたる勢の高志山へ入りぬと申しければ、相摸守如何なる者なれば、先陣を越えて先様に通るやらん、遠江國住

人內田四郎が申しけるは、駿河守殿已に敵大勢に紛れて如何樣にも通る事も有らんずるぞと宣ひつるなり、相摸守さることもや有らん、さらば各追懸けて敵か味方か尋ね聞き、敵ならば討つて進らせよとぞ仰せける。內田四郎、同六郎、新野右馬允、是等を始として六十餘騎追懸けたり。十九騎續い〔以上二字⦅イ⦆連ニ作ル〕たる勢、高志山をも馳過ぎて、宮路山へ打懸り、音羽河の端に下立ちて、今はさりとも續く敵よも有らじとて、馬の足冷させて、片〔⦅イ⦆々ノ字アリ〕なる岳に扇開き使うて休みける處に、內田の者共馳來て、谷を隔て控へつゝ使者を以て申〔いは⦅イ⦆〕せけるは、如何なる人なれば先陣を越えて通り給ふぞ、敵か味方か承れとて、相摸守殿の御使に、近江國の住人內田の者共が參りて候なりと云はすれば、實と候下總守の緣者〔以上二字⦅イ⦆族ニ作ル〕に三浦筑井四郎太郎と申す者にて候、坂東に用事の有りて下り候ひつるが、都に事出來たると承つて、大勢に交りて上り候ひつるに、見付けられ進らせ候ひけり、運の究る所力及ばず、只一人もきたなき死はすまじき物を、各相近に寄れよと申されければ、內田の者共、六十餘騎にて押寄せたり。筑井とある小家に走入りて、四方の垣切つて押立て、六人楯籠りて矢束といて推しくつろげ、指攻め〳〵是を射る。內田の者共谷を隔てゝ扣へたるが、射落さるゝ者も有り。目の前に疵を蒙り命を失ふ者數多あり。筑井矢種少なく射成して、今は如何にせん、打勝つべき軍にも非ず、さのみ罪造りても詮なし、いざや思切らんとて、後見安房郡司と

差違へてぞ臥しにける。殘四人も同じく差違へてけり。十三騎の郎等共、とある岨を打下りて大道に蒔かんとしけるを、敵に落つるかと言葉を懸られて、主の死ぬる所にて死なで落つる様かある、軍せんずる爲にこそとて引立てたる馬なれば、ひた〳〵と打乘りて、十三騎轡を雙べて大勢の中へ喚いて懸入り、一騎に「囝二三騎」三字アリ」四五騎推雙べ〳〵組みければ、「囝心猛く思へども七字アリ」、無勢多勢に勝つべきやう無くして、皆々討取られぬ。十九世騎が首を本野が原にぞ懸けたりける。次は相摸守通られけるが、是を見て、十九騎と聞えつるが、一人も落ちざりけるや、哀よかりける「以上五字囝剛の二作ル」者共哉、「囝御ノ字アリ」大事にも値ひぬべかりける物を、惜しい者共をとて各歎き惜しみ、阿彌陀佛と申して通りけり。六月五日辰の時に尾張の一宮に着きて、軍の手分をせられけり。大炊の渡へは東山道の手定めて向はんずればとて、鵜沼の渡へは毛利藏人入道、板橋へは狩野介入道、氣が瀨へは足利武藏前司、大豆の渡へは相摸守時房、墨俣へは武藏守、駿河守殿向はれける。東山道に懸つて上りける大將、武田五郎父子八人、小笠原次郎親子七人、遠山左衞門尉、諏訪小太郎、伊具右馬入道、南具太郎、淺利太郎、平井三郎、同五郎、秋山太郎兄弟三人、二宮太郎、星名次郎親子三人、筒「突囝」井次郎、河野源次郎、小柳三郎、西寺三郎、有賀四郎親子四人、南部太郎、逸見入道、轟木次郎、布施中務丞、甕中三、望月小四郎、同三郎、禰津「根囝」三郎、矢原太郎、鹽川三郎、小山田太

郎、千野六郎、黒田刑部丞、大籬六郎、海野左衞門尉、是等を始として五萬餘騎、各關の太郎〔良イ〕を馳越えて陣を取る。其中に武田五郎、國を立ち家を出づる日〔イはノ字アリ〕、十死一生と云ふ惡日なり。跡に留る妻子を始として、有ると有る者、今日計は留らせ給ひて、明日立たせ給へかしと申しけれども、武田五郎、何條さる事の有るべきぞ、喩へば十死一生とは、多く出で少しく歸ると云ふ事なり、軍に出づるよりして再び歸るべしとは覺えず、是こそ吉日なれとて、やがて打立ちけり。市原に陣を取る時に、武田小笠原兩人が許へ院宣の御使三人まで下されたりけり。京方へ參れとなり。小笠原次郎、武田が方へ使者を立て、如何が御計らひ候ぞ、長淸〔イはノ字アリ〕此〔イ御ノ字アリ〕使切らんとこそ存じ候へ、信光も左樣存じ候へとて、三人が中二人は切つて、一人は此樣を申せとて追出しけり。武田五郎子共の中に憑みたりける小五郎を招いて、軍の習親子をも顧みず、増して一門他人は申すに及ばず、一人拔出でて前を駈け、我高名せんと思ふが習なり、汝小笠原の人共に知られずして拔出でて、大炊の渡の先陣をせよと思ふは如何に、誰もさこそ存じ候へとて、一二町拔出でて、野を分る〔以上二字イ踏むニ作ル〕樣にて、其勢廿騎計河緣へぞ進みける。武田小五郎が郎等武藤新五郎と云ふ者あり。童名荒武者とぞ申しける。勝れたる水練の達者なり。是れを呼んで、大炊の渡〔イのノ字アリ〕瀨踏して、敵の有樣能く見よとて差遣す。新五郎瀨踏しをほせて歸來りて、瀨踏こそ仕り

て候へ、但し河の西方岸高くして、輙く馬を扱ひ難し、向の岸〔イにノ字アリ〕渡瀬七八段が程、菱を種流し、河中に亂杭打ち、〔イ綱はへ三字アリ〕逆茂木引いて流し懸け、四五段が程〔イ候ひしを四字アリ〕菱拔捨てゝ流しぬ。綱切り逆茂木切つて、馬の上所には誌しを立て〔イ候ノ字アリ〕、其を守つて渡させ給へとぞ申しける。武田小五郎先様に存知したりければ河の緣へ進む。武田が手の者信濃國住人千野五〔〇六カ〕郎、河上左近二人打入つて渡りけるが、向の岸に黒皮〔革イ〕威の鎧に月毛なる馬に乘つて、くろつは〔以上四字イ黒羽ニ作ル〕の矢負うて、塗籠籐の弓持ちたりけるが、河の緣〔端イ〕の下の段〔壇イ〕に打下つて、向ひの岸を渡すは何者ぞ、是は武田小五郎殿の御手に信濃國住人千野六郎、川上左近と申す者と名乘りけれ〔イばノ字アリ〕、同國の住人大妻太郎兼澄なり。眞に千野六郎ならば、我等一門ぞかし、六郎は諏訪大明神に免し奉る、河上殿に於ては申承らじとてよつ引いてちやうと射る。左近が引合を篦深に射させて、倒に落ちて流れけるに、千野六郎是にも臆せず。やがて續いて渡しければ、千野六郎は元來〔以上二字イ本よりニ作ル〕大明神に免し奉る、馬に於ては申受けんとて、よつ引いてちやうと射る。六郎が弓手の切付の後の餘を篦深に射させて、馬倒に轉びければ、太刀を拔いて逆茂木の上へ飛立ち、歩行武者六人寄合つて、千野六郎は討取りにけり。同手の者常葉六郎、其も大妻太郎に鎧の草摺の餘を射させ、舟の中に落ちたりけるを、先の六人寄合つて討ちにけ

り。我〔吾㋑〕妻太郎、内藤八、其も射られて流れにけり。内藤八は眞甲の外れ射させて、血目へ流入りければ、後も前も見えず。馬の頭を下り様に惡しく向つて、やがて卷沈められけるが、究竟の水練なりければ、逆茂木の根に取付けて心を沈め思ひけるは、是程の手にてよも死なじ、物具しては助からじ、此鎧重代の物なり、命生きたらば其時取れかしと思ひて、物具解き、上帶を以て逆茂木の根を岩の立添うたるに纏ひ付けて、向ひたる方へ這ひける程に、然るべき事にや、渡瀨より下人もなき所に〔㋑這ひあがりたり七字アリ〕、腰より上は揚りて後絶入りぬ、程經て後生き出でたり。京方の者共見付けたりけれども、死人流寄りたりと思ひて目も懸けず。其後緣者尋來りて助けける。後に水練を入れて河底なる鎧を取りたりけり。〔㋑さる程に四字アリ〕武田小五郎やがて打入りて渡りけり。伴ふ輩は誰々ぞ、兄の惡三郎、弟の六郎、同七郎、武藤五郎、新五郎、内藤七、黑河内次郎、岩崎五郎、以上九人、是等を始として、百騎に足らぬ勢にてぞ渡しける。京勢放ちける矢雨の足の如くなれば、或は馬を射させ、或は物具の間を射させて河へ入る、是をも顧みす、乘越え〱渡しける。武田五郎やがて續いて河端に打望んで、小五郎能くこそ見ゆれ、日來の言葉に〔㋑似せ二字アリ〕て能く振舞へ、敵に後を見せて此方へ歸らば、人手に〔㋑はノ字アリ〕掛くまじきぞ、只渡せ其にて死ねとぞ下知しける。小五郎元來〔以上二字㋑本よりニ作ル〕敵に目を懸けて思切つたりける上、父が目の前にてかく

下知しければ、面も振らず戰ひける。小笠原次郎出抜かれけるぞと安からず思ひて、打立つてぞ渡しける。京方各河端に歩〔馳イ〕向つて散々に戰ひけれども、東山道の大勢雲霞の如く打入れ〳〵渡しければ、力及ばず引退いて上の段へ打上る。下の手に向ひたる者共手負〔イひたる三字アリ〕馬共〔或はイ〕射捨てたる矢〔イなど二字アリ〕、西の岸に臨み添うて流れければ、御方の軍能くなり破れにければ〔以上十字イ弱してニ作ル〕、東の大勢西の岸に着きてけり。さればこそ手負〔イ共ノ字アリ〕西の岸に臨み添ひて流るらんと思ふ〔以上字イあやしみけるニ作ル〕所に、大勢已に打入ると申しければ、鵜沼の渡に向ひたりける。美濃の日代帶刀左衞門尉口惜しき事と思ひて、五十騎計にて馳來る中に隔たり、七八度が程取つて返し〳〵戰ひけれども、其も終には叶ふべくも無ければ引退く。美濃國住人蜂屋の冠者も引退きけるが、信濃國住人伊豆次郎に組落されて討たれけり。筑後六郎左衞門尉、黑皮威の鎧に赤母衣懸けて、白月毛なる馬に乘つて落行きけるを、武田七郎きたなし、餘すまじきぞとて追懸けたり。六郎左衞門取つて返す。御所燒と云ふ聞ゆる太刀を帶いたりけり。御所燒とは、次家次延に作らせて、君御手づから燒かせ給ひけり。公卿、殿上人、北面、西面の輩、御氣色好き程の者は、皆給はつて帶けり。筑後六郎左衞門尉都を出でける時、今度帶けとて給ひけり。只今其太刀をぞ帶きたりける。武田七郎押雙びたる所を、拔打に馬の首手綱添へてふつと切つ

てぞ落したる。武田鐙を越えてひら〔イりノ字アリ〕と下りたつ。此間に筑後六郎左衞門〔イ落ノ字アリ〕延びにけり。武田七郎馬は切られぬ、乘替はなし、〔イ如何せんと五字アリ〕四方見廻しければ、敵御方は知らず、馬共いくらも放れて走散りける中に、白蘆毛なる馬の轡も無きが出で來りけるを、雜色下人寄合ひて是を取りてぞ乘せたりける。又京方より大竹小太郎家任とて喚いて出で來り、信濃國住人岩手〔間イ〕三郎親子、向樣に歩ませけるが、如何に大竹殿か、哀れ惡しく計らひ給ふものかな、わ殿は元は武藏國の住人ぞかし、今こそ京方へも參り給ひたれ、其も關東よりこそ進らせたり〔れば力なしイ〕、侍はわたり物、草の靡きにこそよれ、今日有る事〔間イ〕もなき物を、能く計らひ給はでと云へば、眞にもとや思ひけん、扣へて案ずる所を、岩手〔間イ〕父子押雙べて組取つて引張り、太力とは云へども、刺殺して首を取る。此大竹小太郎と申すは、關東へ侍の相撲取つて健力ならん者を進らせよと院より召されしかば、岳〔岡イ〕部右馬〔以上二イ字鬼ニ作ル〕允五郎此大竹とを竝べて何れ〔以上六字イ撰ばれて參りけり二人ニ作ル〕取とも有りなん〔以上四字イ〕したゝか者なり〔ニ作ル〕、されども力は猶大竹にてこそ有らめとて進らせられたり。元は家光と名乘りけるを、西面に召されて、院の家任とは付けさせ給ひたりけり。京方大妻太郎、中三郎、小嶋四郎、三騎連れて落行きけるが、大妻太郎が申しけるは、我は痛手負ひたり、敵に妾を見えじと思ふ程に、山へ入つて自害をせんずる

なり、わ殿原は手も負ひ給はず、大豆渡に行向つて、軍の樣をも披露し給へ、君軍に勝たせ給はゞ、京に二つになる男子を持ちたり、是に勳功申宛て給へとて、山の方へ馳せけるが、死にもやしけん、後には行末も知らず、中三郎、小嶋四郎、大豆渡に行向つて此由申しければ、人々あざみ合ひ色を失ふ。平九郎判官、已に〔以上二字㊀さてもニ作ル〕大炊渡破るゝ事こそ安からね、胤義罷向つて一軍せんとて、下總前司、安藝宗內左衞門尉、伊藤〔東㊀〕左衞門尉を始として五百餘騎、大炊渡へとて打向ふ。能登守申されけるは、已に大炊渡破れて、東山道の大勢打入りたり。後を推隔てられ、中に取籠められ〔㊀ては二字アリ〕ゆゝしき大事なり、平九郎判官殿宣ふは、事〔以上四字㊀の仰こそニ作ル〕然るべしとも覺えず、君も尾張河破れ〔㊀なノ字アリ〕ば引退いて宇治勢多を防げとこそ仰下され候ひしが、秀康に於ては罷上るなりとて引退く。平九郎判官口惜しくは思へども、宗徒の者共かく云ふ間、力及ばず引かれて落行きけり。大豆の渡へは相摸守足利武藏前司向はれたりけるに、足利小太郎兵衞、阿曾沼小次郎近綱を始として、各河を渡す、京方宵に皆落ちたりければ、屋形は〔計㊀〕殘りて主も無し、敵無くして〔以上九字㊀有りけり勇み進んだる寄手共ニ作ル〕軍をせぬ事を無念に思ひて、敵の香に逢はんと向ふ輩誰々ぞ。伊具六郎有時、善左衞門太郎、奥岳嶋橋左衞門、山田五郎兵衞入道、紀伊五郎兵衞入道、阿保刑部丞、由良左近、宵木兵衞〔㊀尉ノ字アリ〕、新開兵衞小次郎、目黑太郎、佐賀

羅三郎、加地丹內、同中務〔〇丞ノ字アリ〕、是等を始として、敵の香に合は〔以上二字〇近着ニ作ル〕んと道をば除けて進行く。美濃國筵田と云ふ所にて、京方少々返合せ戰ひけり。坂東の兵共、願ふ所にては有り、悅をなして攻戰ふ。京方落武者にては有り、組落し〳〵討たれにけり。されば獨して頸の二つ三つ取らぬは無かりけり。討殘されて落行きける勢の中に、山田次郎申しけるは、打手に向はれたる者共の尾張川にても耻有る矢の一つも射ず、道の程もかひ〴〵しき軍もせで〔〇落行き三字アリ〕、君の御尋有らんには、何とか答へ申すべき、されば重忠は一軍せんと思ふなりとて、杭瀨河の西の端にて九十餘騎にて扣へたり。奧岳嶋橘左衞門三十騎餘りの勢にて馳來れば、御方を待つかと覺しくて、河も渡らず軍もせず。さる程に御方の勢少々馳着きたり、河の端に打立ちて、向ひの岸なるは何ぞ、敵か御方か〔〇と問ふ三字アリ〕、山田次郎御方ぞ、〔〇又ノ字アリ〕御方は誰そ〔と問ふ三字アリ〕、誠には敵ぞ、敵は誰そ、尾張國住人山田次郎重忠也、さては〔〇よき敵なり五字アリ〕とて、矢合せする程こそあれ、打潰けて渡しけり。山田次郎が郎等共水野左近〔〇丞ノ字アリ〕、大金太郎、大太〔〇〕田五郎兵衞〔〇尉ノ字アリ〕、藤兵衞〔〇尉ノ字アリ〕、伊預坊、荒左近、兵部坊、是等を始として九十餘騎、河の端に打下りて散々に戰ふ。其中に大弓精兵數多有りしかば、河中に浸らるゝ者も有り。痛手負ひて引退く者もあり。〔〇左右なく渡し得ざりけり十字アリ〕。其中に加地丹內〔〇と名乘て四

字アリ〕渡しけるが、鞍の前輪鎧こめ尻〔後〔イ〕〕輪に射付けられて、暫しは保ちて見えけるが、後には眞倒に落ちてぞ流れける。佐賀羅三郎〔〔イ〕もノ字アリ〕眞甲〔向〔イ〕〕の餘を射させ〔以上二字〔イ〕られニ作ル〕て引退く。波多野五郎〔〔イ〕と名乘て渡しけるも九字アリ〕尻もなき矢にて、其れも眞甲〔向〔イ〕〕の餘りを射させて引退く。〔〔イ〕かゝる所に五字アリ〕大將軍武藏守河端に打〔馳〔イ〕〕立ちて軍の下知せられけり。手負共、各參つて見參に入る。誠にゆゝしくぞ見えける。薄手負うたる者共、矢折懸けて臆たる氣色も無く渡しけり。討たるゝをも顧みず、乘越え／＼渡す。東國の兵共雲霞の如く續きければ、暫く戰うて〔以上五字〔イ〕爰をせんどと防ぎけれども叶はずしてニ作ル〕、山田次郎颯と引いてぞ落行きける。武藏國住人高枝次郎河瀨を渡して只一騎細繩手に懸り、敵に向ひて追懸けて行く。七八騎有りける勢取つて返し、高枝を中に取籠めて〔〔イ〕散々に三字アリ〕戰ふ。高枝次郎片足を田へ踏入れ、片足をば繩手に跪いて切伏せられぬ。甲も打落されて、痛手負うて橫樣に臥したりけり。敵一人寄合つて取つて押へ首取らんとしける所に、東國の兵颯と續いたりければ、首をも取らず、打捨てゝ落行きぬ。御方勢近づきて見れば、鎧物具面も朱に成つて、誰とも見えず。大將軍武藏守、あら無慚やな、此者痛手負うたり、誰ぞと問ひ給へば、未死にやらで片息したりけるが、是れは武藏國住人高枝次郎と申す者にて候〔〔イ〕と申す三字アリ〕、武藏守〔〔イ〕打聞きて四字アリ〕不便の事や、手を能く／＼見よ、甲打落

されて頭の疵より物具の裾まで大小の疵廿三箇所ぞ負うたりける。如何に〔以上三十五字闕〕とありければ人々走寄りて見るに痛手薄手卅三箇所切られぬニ作ル〕、此手にては死すべきか、よも〔以上十二字闕〕助かるべきか心地は何と問ふニ作ル〕此手にては死に候はじと申す。如何すべき、道までは叶ふまじとて、御文遊ばされ御使一人添へて、其れより鎌倉へぞ下されける。是れは武藏國住人高枝次郎と申す者にて候、六月六日、杭瀬河の軍に手あまた負うて候、道にては如何にも療治叶ひ難き間進らせ候へば、隨分忠を致せし者にて候へば、相搆へて〳〵助かり候樣に御計らひ有るべき由、權大夫殿へぞ申されける。さる程に京方落行きけるを各追懸け〳〵行く程に、伊具六郎有時が手の者伊佐三郎行正、山田次郎を目に懸けて行く程に、彼方の端も此方の岸も草は生ひ茂り、河の底も見えざるに、馬の尻踏みはづして倒に返りければ、山田次郎堀の底にぞ下立つたる。伊佐三郎馳寄せて、如何なる者ぞ、山田次郎重忠ぞかし。わ君は誰ぞ、伊佐三郎行正と名乘る。鐙を越えて落合ひて、底の堀にて引組む間、敵御方是を知らず山田次郎乘替下人も無し、伊佐三郎雜色一人具したり。主が軍せば寄つて手傳もせず、打合ふ時は立退き見物し、戰ひ疲れて休む時は寄りて傍に居る、かくする事三度に及べり。〔闕かゝりける處に七字アリ〕山田が郎從藤兵衞尉落行きけるが、さても我主は何と成り給ひけんと思うて取つて返し見ければ、底の堀に太刀打の音しけり。打寄つて窺へば我主なり。是に御座しける物をと思ひて〔闕

以上六字や藤兵衛こそ參つて候へとてニ作ル〕、馬より飛下り、主を己れが馬に搔乘せて落ち〔以上三字堀より上らニ作ル〕んとす。伊佐、山田が甲の錣を嚙んで引きたりけれども、大力なりければ、甲の緒をふつと引切つて、山田は延び〔以上三字イ落行きニ作ル〕ぬ。伊佐〔山田を三字アリ〕打取られぬは遺恨なれども、甲〔イの錣二字アリ〕馬鞍を奪留めたれば、伊佐が高名とぞ申しける。山田次郎落行きけるに、美濃の小關にて高き梢に旗を結付けてぞ落行きけり。是は爰に敵ありと思はせん爲なりと覺えたり。東山東海〔イ兩ノ字アリ〕道の大勢一つに成つて上りければ、野も山も兵共充滿して幾千萬と云ふ數を知らず。野上垂井に〔イ寶く二字アリ〕陣を取つて、駿河守軍の手分をせられけるは、相模守殿は勢多へ向はせ給ひ候へかし、供御の瀨へは武田五郎向はれ候へ、宇治へは武藏守殿向はせ給ひ候へかし、芋洗へは毛利藏人入道殿向はれ候べし。義村は淀へ罷向ひ候はんと申せば、相摸守殿の手の者本間兵衛尉忠家進出でて申しけるは、哀れ駿河守殿は惡しう申さるゝ物哉、相摸〔イ守ノ字アリ〕殿の若黨には、軍なせそと存じて申され候か、駿河守〔以上三字義村聞てニ作ル〕此事こそ心得候はね、義村昔より御大事には度々逢うて多くの事共見置きて候、平家追討の時、關東の兵共差上せられ候ひしに、勢多へは〔イ大手なればとて七字アリ〕三河守殿向はせ御座しませ、宇治へは〔イ搦手なれば五字アリ〕九郎判官殿向はせ給ひ、上下の手同じと雖も、三河守殿勢多を渡して平家

の都を追落し、輙く軍に打勝たせ給ふ、是れは先規も御吉例にて候へばと存じてこそ加様には申し候へ、爭でか軍なせそと思ひてかくは申し候べき、加様に申さるゝ條存外の次第に候、勢多へは敵の向ふまじきにて候歟、軍は何くもよも嫌ひ候はじ、只兵の心にぞ依るべきと申しければ、本間兵衛尉始の申狀にはゆゝしく聞えつれども、兎角申しやりたる方もなし、武藏守泰時は駿河守の議に同ぜられ、其時に申さるゝは、宇治へ向はんずる人々は向はれ候べし〔以上十三字(イ)せ給ふ義村又申しけるは＝作ル〕、但し式部丞北陸道へ向ひ〔以上三字(イ)より罷上り＝作ル〕候ひしが、道遠く極めたる難所にて、未だ着きたりとも聞え候はず、都へ攻入らん日、一方透いては惡しかりなん、小笠原次郎殿北陸道へ向はせ給へ、長淸は〔以上九字(イ)路より罷上られ候へと仰遣はされ尤にと申しければ尤然るべしとて小笠原承て今度＝作ル〕山道の惡所に懸つて馳上り候ひつる間、〔(イ)殊更二字アリ〕、關太良にて馬共乘疲らかし、肩背膝かけ爪をかゝせて候、又大炊渡りにて若黨共手負うて候へば、〔(イ)無勢旁以て五字アリ〕叶はじと申しければ〔以上五字(イ)こそ存じ候へとぞ答へられける＝作ル〕、武藏守只向はせ給へ〔以上六字(イ)さらば＝作ル〕、勢を付け進らせん〔以上六字(イ)添へらるべし＝作ル〕とて、千葉介殿、筑後太郎左衞門尉、中沼五郎、伊吹七郎、是等を始めとして、一萬餘騎添へければ〔以上五字(イ)付けらるゝ小笠原此上はとて＝作ル〕、小關に懸りて、伊吹山の腰を過ぎ、湖の頭を經て、

西近江北陸道へぞ向ひける。〔イ〕さる程に四字アリ〕式部丞朝時は、五月晦日越後國府中に着いて勢汰あり。枝七郎武者、加地入道父子三人、大胡太郎左衞門尉、小出四郎左衞門尉、五十嵐黨を具してぞ向ひける。越中越後の界に蒲原と云ふ〔イ〕難ノ字アリ〕所あり。一方は岸高くして人馬更に通り難く、一方は荒磯にて、風烈しき時は船路心に任せず、岸に添ひたる岩間の道〔以上四字細道岩間ニ作ル〕を傳うてとめ行けば〔以上五字通るにニ作ル〕、馬の鼻五騎十騎雙べて通るに能はず、僅に一騎計通る道なり。市降淨土と云ふ所に逆茂木を引きて、宮崎左衞門堅めたり。上の山には石弓張り立て、敵寄せば弛しかけんと用意したり。人々如何かすべきとて、各區の議を申しける所に、式部丞の謀に、濱にいくらも有りける牛を捕へて、角先に續松を結付けて、七八十匹追續けたり。牛續松に恐れて走り突通〔躍〔イ〕〕りけるを、上の山より是を見て、あはや敵の寄〔イ〕來ノ字アリ〕るはとて、石弓の有る限り弛し懸けたれば、多くの牛討たれて死にぬ。さる程〔以上三字〔イ〕其跡ニ作ル〕に石弓の所は事故なく打過ぎて、夜も曙に成りけるに、逆茂木近く押寄せて見れば、折節海面凪ぎたりければ、〔イ〕饒木尻吹五字アリ〕の早雄の若者共汀に添うて、馬強なる者は海を渡して向ひけり。又足輕共手々に逆茂木取除けさせて通る人もあり、逆茂木の内には人の郎從と覺しき者二三十人篝燒いて有りけるが、矢少々射懸くるといへども、大勢の向ふを見て、皆打捨てゝ山へ逃上る、其間に事故なく通りぬ。

〔イ文ノ字アリ〕越中と加賀の堺に砥並山と云ふ所有り。黒坂、志保とて二つの道あり。砥並山へは仁科次郎、宮崎左衞門〔イ尉ノ字アリ〕向ひけり。志保へは糟屋有名左衞門、伊王左衞門向ひけり。加賀國の住人、林、富樫、井上、津旗、越中國住人、野尻、河上、石黒の者共、少々都の御方人と申して防ぎ戰ふ、志保の軍破れければ、京方皆落行きけり。其中に手負の法師武者一人傍に臥したりけるが、大勢の通るを見て、是は九郎判官義經の一腹の弟、糟屋有名左衞門尉が兄弟、刑喜〔部イ〕坊現覺と申す者なり、能き敵ぞ打つて高名せばやと名乘りければ、誰とは知らず、敵一人寄合ひ、刑部〔喜イ〕坊が首を取る。式部丞、砥並山、黒坂、志保打破つて、加賀國に亂れ入り、次第に攻め上る程に、山法師美濃竪者觀賢、水尾坂を掘切つて、逆茂木引きて待懸けたり〔以上五字有りとぞ聞えしニ作ル。〕

承久記下

さる程に山田次郎重忠は、杭瀬川の軍破れて後、都へ歸參して事の由を申しけるは、海道所々打落され、北陸道の勢も都近く攻め寄すと聞えしかば、一院何と思召分けたる御事ともなく、六月九日酉刻に、一院、新院、冷泉宮引具し進らせて、日吉へ御幸なる。二位法印尊長は巴の大將の御供せられたりけるを、組落して打たばやと、頻に目をかけ支度せられけるを、子息新中納言の申すやう、尊長が君に目を懸け進らせ候ぞ、但し實氏死に候て後こそ如何にも成らせ給ひ候はめとて、中に押隔て〲せられければ、知れたりと思ひて、左右なくも組まず。〔刁かくて君は五字アリ〕東坂本梶井の御所へ入らせ給ふ。天台座主（ざす）參らせ給ひて、終夜（よもすがら）御物語申させ給ひ、君を守護し奉り候はんずる大衆は、皆水尾崎、勢多へとて馳向ひ候ひぬ、是は如何にも悪しく候ひなんと申されけれども、今日は猶も宇治勢多堅められてこそ御覽ぜられよと、謀叛結構の公卿、殿上人武士共各進め申上ぐる。然る間一日御逗留有りて、明くる卯刻に都へ還御、四辻宮へ入らせ給ひて後は、四方の門を閉ぢられ、兎角の儀も仰せられず。月卿雲客、さるにても〔以上五字刁僉議して＝作ル〕打手を向けらるべしとて、宇治

勢多方々へ分ち遣はさる。山田次〔二〇〕郎重忠、山法師播磨竪者、小鷹助智性坊、丹後、是等を始として、二千餘騎を相具して勢多へ向ふ。能登守秀康、平九郎判官胤義、少輔入道親廣、佐々木彌太郎判官高重、中條下總守盛綱、安藝宗內左衞門尉、伊藤左衞門尉、是等を始として一萬餘騎供御瀨へ向ふ。佐々木前中納言有雅卿、甲斐宰相中將範茂、右衞門尉朝俊、武士には山城前司廣綱、子息太郎右衞門尉、筑後六郎左衞門尉、〔〇中條彌二郎左衞門尉九字アリ〕、熊野法印には田部法印、十萬法橋、萬劫禪師、奈良法師は土護覺心、圓音、是等を始として一萬餘騎宇治橋へ相向ふ。長瀨判官代、足立源左衞門尉、五百餘騎にて牧〔眞木〇〕嶋へ向ふ。一條宰相中將信能、二位法印尊長、一千餘騎にて芋洗へ向ふ。坊門大納言忠信、一千餘騎にて淀へ向ふ。河野四郎入道通信、子息太郎五百餘騎にて廣瀨へとぞ向ひける〔〇諸本以上ヲ上卷ニ入ル〕。海道の先陣相摸守時房、同六月十二日、勢多の橋近く野路に陣を取る。早雄の者共河端に押寄せて見れば、橋中二間引落して搔楯搔き、山田次〔二〇〕郎を始として、山法師大勢陣を取る。相摸守の手の者共階見太郎、佐々目〔〇太郎二字アリ〕、早川重〔平〇〕三郎、三人橋爪に押寄せて戰ひけるが、射しらまされて引いてのく。二番に江戶八郎、足立三郎、讃岐太郎、三人桁を渡りけるが、餘りに強く射られて〔以上十字〇を指詰め引詰め射ける間ニ作ル〕二人引退く。足立三郎鎧はよし、橋桁に鎧打羽ぶきて居たりけるが、向ふより支へて射ければ、こらへ兼ねて

引退く。三番に村山黨八人桁を渡りけるが、それも餘りに強く射られて引退く。四番に二十人計連れたる兵、橋桁を渡りて掻楯(かいだて)の斬端〔以上二字[イ]際ニ作ル〕へ攻寄せたりけるが、餘りに強く射ける間少々引退く。其中に熊谷平内左衛門尉、久目(くめ)左近、岩瀬〔[イ]佐渡二字アリ〕左近、同五郎兵衛、肥塚(こえづか)〔[イ]平ノ字アリ〕太郎、吉見十郎、子息小次郎、廣田小次〔[イ]太〕郎、太刀を拔いて三つの掻楯を切破つて、錣(しころ)を傾(かたぶ)け攻寄する。山法師颯と引いてのきにける。山田次郎是れを見て、郎從(らうじう)等荒左近を使者にて、如何に大衆はあれ程の小勢には引かせ給ふぞ、返させ給へ、後(うしろ)をば籠めんと申しければ、播磨竪者(りつしや)、引く議にては候はず、誘(おび)くにてこそ候へとて、返合せて戰ひけり。山法師は徒立(かちだち)の達者なり、其上大太刀、〔[イ]大ノ字アリ〕長刀を持つて重く打ちければ、武士は〔以上三字[イ]寄手ニ作ル〕心こそ剛なれども、小太刀にてあひしらひ戰ふ程に、九人が中六人は掻楯の際(きは)に切伏せらる。平内左衛門尉是を見て、今は如何にも叶ふまじと思ひて、其中に宗徒の者と見えける播磨竪者と組んで臥す。平内左衛門取つて押へて首を掻かんとしける所に、竪者が下人の法師寄合ひて、長刀を持つて平内左衛門尉が押付をちやう／＼と二打三打したゝかに打たれて、傾く樣にしける所を、山田次郎が郎從荒左近落合ひて、平内左衛門が頸を取る。吉見十郎、子息小次〔二[イ]〕郎が切伏せられけるを、肩に引懸けて河端迄延びたりける。後(うしろ)より餘りに強く射ける間、子をば河へ投入れ、我身も河に飛入り、水練なりければ、水の

底にて物具脱捨て、裸に成つて我方へ泳ぎ歸りて助かりけり。今は久米左近一人殘りて、身命を捨てゝ戰ひける處に、ならの橋四郎・平五郎、橋桁を渡つて續きたりけるを乘越え、面に立つてぞ戰ひける。爰に宇都宮四郎頼業親の入道を待つとて、大勢には三日後れたりけるが、勢待付け、少々の者をば打捨て上る程に、勢多の橋の戰第二番の時に、五十六騎にて馳着いたる。橋の上の軍をばせず、橋より上一町餘り引上げて陣を取る。向ふより敵の射る矢の繁き事雨の足の如し。宇都宮四郎河端に打立ちて當の矢を射る所に、熊谷〔イ小ノ字アリ〕次郎兵衞尉直鎭〔イ家〕、高田武者所馳來り加はり戰ふに〔イ但〕小次郎兵衞は遠矢射ず、何とて射ぬぞと人に云はれて、皆知しめす樣に一谷の軍に弓手の小腕を射させて候間、遠矢は仕り得ず候とて、敵の矢長の屆かぬ程に、馬共引除け〳〵扣へさせて、雜色舍人共に敵の射捨てたる矢ども拾聚めさせ、主々の前に打捨て〳〵射させけり。熊谷次郎兵衞申しけるは、一時に事限るべきにも非ず、各休み給へとて、河端近く打臥す樣に鎧打羽ぶきて皆臥したり。されども猶敵は射止むことなし。宇都宮四郎が臥したりける甲の鉢を射つけて、縫ざまに鉢付の板にしたゝかに射立てたり。白篦に山鳥の羽にて矧ぎたる矢誌ししたりけるが、眞に大なりける。宇都宮四郎甲の鉢を射られて安からず思ひ、起ち揚つて見れば、信濃國住人福地十郎俊政と矢誌し有り。十三束三〔イ二〕伏ぞ有りける。宇都宮四郎頼成と矢誌したる、是れも十三束三伏有りけるを以て、

河端に立つて、よつ引いてちやうと放つ。川を筋違ひさまに三町餘りを射渡して、山田次郎が川端に唐笠さゝせて、軍の下知して居たりけるに、危き程にぞ射懸けたる。急ぎ〔以上二字〔イ〕山田ニ作ル〕笠を取らせて壇に上る。水尾崎を堅めたる美濃の竪者觀源舟にて漕ぎ來り、河中にて是を射けり。其中に赤絲威の鎧着たる男殊に進みけるを、宇都宮四郎例の中差取つて番ひ支へて射ければ、頸の骨を射られ、立ちもたまらずまろびにけり。次に黑革威の鎧着たる法師武者、少とも臆まず懸る所を二の矢番ひて射けるに、引合篦深に射られて、河中へ倒に入りにけり。其後美濃の竪者も引退く。相摸守刑六兵衞を召して、此軍の有様を見るに、一日二日に事行くべきとも見えず、されば矢種を盡し、さのみ兵共も討たすべきにも非ず、且く靜めばやと思ふは如何にと宣へば、刑六兵衞河端橋爪に馳向ひて、大將軍の仰にて候、暫く軍を靜めんと呼ばはりけれども、仰にも隨はず、猶も名乘懸け〳〵戰ひけるが、御使度々に及び、高らかに訇りければ、番ひたる矢を弛し、河端橋上の軍は留まりけり。爰に供御瀨へ武田五郎入道〔〔イ〕城入道〕奉つて向ひけるに、何くより來るとも覺えず、上の山より大妻鹿一つ落ちて來れり。敵御方あれや〳〵と騷ぐ所に、甲斐國住人平井五郎高行が陣の前を走通る。高行元來鹿の上手に聞えてはあり、引立てたる馬なれば、ひたと乘る儘に弓手に相付いて、上矢の鏑を打番ひ、且し引いて走らかし、三段計に攻寄せて、思白毛の本を鏑は此方へ拔けよとひやうと

射る。鹿矢の下にてまろびける、弓勢ゆゝしくぞ見えし。武藏守供御瀬を下りに宇治橋へ向はれけるが、其夜は岩橋に陣を取る。足利武藏前司義氏、三浦駿河守義村、是等は遠く向き候へばとて、暇申して打通る。義氏は宇治の手に向はんずれども〔以上二字イばとてニ作ル〕、栗籠山に陣を取る。駿河次郎同じく陣を雙べて取りたりけるが、父駿河守に申しけるは、御供仕るべう候へども、權大夫殿の御前にて、武藏守殿御供仕り候はんと申して候へば、暇給はりて留まらんずると申す。駿河守如何に親の供をせじと云ふぞ、駿河次〔二イ〕郎さん候、尤泰村もさこそ存じ候へども、大夫殿の御前にて申して候事の空事に成り候はんずるは、家の爲身の爲惡しく候ひなん、御供には三郎光村も候へば、心安く存じ候と申しければ、さては力及ばずとて、高き所に打上げて、駿河次〔二イ〕を招いで、軍にはとこそあれかくこそすれ、若黨共餘りはやりて過すな、河端へはと向へかく向へなど能く〳〵敎へて、郎等五十人分付けて通られけり。留まる家子には佐野與一、郎等には乳母子の小河太郎、同五郎、阿曾〔〇沼字脫カ〕太郎、同次郎、山崎三郎、那波藤八、是等なり。其中に十四騎進んで申しけるは、未案內も知らせ給はず、我等も存知せず候、されば先樣に搖向ひ候て、事の體をも窺ひ見、川の有樣をも存じ仕り候はん。又大雨にて候へば御宿をも取儲け候はんとて進行く。是れは海道尾張河より始め、所々の戰に、我等も若黨もかひ〴〵しく軍せぬ事を口惜しく思ひて、今日相

揃へて合戰をせよとて、內々心を合せ指導〔遣[イ]〕しけり。其後駿河次郎雨に餘りに濡れたりければ、馬より下り、物具脫ぎ替へ、腹卷締め直しなどしける所に、徒步人少々走歸りて、御前に進まれ候ひつる殿原、はや橋の際へ馳寄り、御手の者名乘つて矢合せし、軍始めて候、某々手負うて候と申しければ、小河太郎足利殿に此由を申さばやと申す。駿河次郎暫し申しなとて、物具の緒を締め、馬にひたと乘り、轡取つて行く時、はや申せと云ひ捨て、急ぎ駿河次郎宇治橋近く押寄せて見ければ、實に軍は眞盛りなり。馬より下り橋爪に立つて、桓武天皇より十三代の苗裔、相摸國住人三浦駿河次郎泰村、生年十八歲と名乘つて、甲をば脫いで投げのけ、指詰め引詰め射けり。乳母子の小河太郎甲を取つて着せければ、脫いでは捨て〱、二度までぞしたりける。是れは矢強く射んためなり。小河太郎主と同じ矢束なりけるが、始は大將あながち手下る軍する樣候はずと諫めけるが、泰村に射られて敵騷ぎ、各氣色〔以上三字をのゝくニ作ル〕を見て、さ候はゞ經景は射候はで、矢種つくさで射させ進らせんとて、雙んでぞ立ちたりける。向ひの岸へは普通の矢長屆くべしとも見えぬ所に、宗徒の人歟と覺しきを、よつ引いてぞ射たりける。駿河次〔二[イ]〕支へて射る矢二つ三つ射懸けられ、幕の中騷合へり。急ぎ幕を取つて、向ひの堂の前へぞのきにける。後に聞えしは甲斐宰相中將なり。向ひの岸に奈良法師、熊野法師數千騎向ひたる其中に、不動金伽羅、勢多伽の二童子を

笠符に着けたる旗ども打立てゝ有りけるが、河風に吹かれて靡きけるは、實に恐しくぞ見えなりける。武藏前司義氏馳來り相加はつてぞ戰ひける。駿河次郞が手の者共散々に戰ひ、少々は手負うてぞ引退く。日も暮れ行けば、武藏前司平等院に陣を單る。駿河次〔二〕郞も同じく陣をぞ取りたりける。甲斐國住人室伏六郞を使者として、武藏守へ申されけるは、駿河次〔二〕が手の者共早軍を始めて少々手負ひ候、義氏が若黨共數多手負ひ候、日暮れ候間平等院に陣を取り候、京方向ひの岸に少々舟を浮べて候、橋を渡つて一定今夜夜討にせられぬと覺え候、小勢に候へば、御勢を添へられ候へと申されける。武藏守こは如何に、明日の朝と方々軍の相圖を定めけるに、定めては人々油斷すべき、若し夜討にせられては口惜しかるべし、急ぎ者共向へと宣ひければ、平三郞兵衞尉盛綱奉つて馳參〔迴〕り、相觸れけれども、武藏守殿打立たせ給ふ時こそとて、進む者こそ無かりけれ。されども佐々木三郞左衞門尉信綱計ぞ罷向ふべき由申したりける。六月中旬の事なれば、極熱の最中なり、大雨の降る事只車軸の如し、鎧甲に瀧を落し、馬も立ちこらへず、萬人目を見あげられねば、我等を賤しき民として、忝くも十善の帝王に向ひ進らせ、弓を引き矢を放たんとすればこそ、兼て冥加を盡きぬれとて進む者こそ無かりけれ。されども武藏守計ぞ少も臆せず、さらば打立て者共とて、やがて甲の緒を締め打立ち給ひけり。大將軍加樣に進まれければ、殘留まる人は無し。又夜中に宇治橋近く押寄せて

見れば、駿河次郎昨日の薄手負ひたる若黨共、矢合始めて戰ひけり、武藏前司が手の者共、同じく押寄せて戰ふといへども、暫し支へて引退く。二番に相馬五郎兵衞、土肥次郎左衞門尉、苗〔薗〈イ〉〕田兵衞、〔〈イ〉平兵衞三字アリ〕、内田〔嶋〈イ〉〕四郎、吉河小次郎押寄せで散々に戰ふ、少々手負ひて引退く。三番に新開兵衞、町野次〔二〈イ〉〕郎、長沼小四郎、各其國住人某々と名乘つて、橋桁を渡り搔楯の際迄攻寄せたりけるを、敵數多寄合せて、三人三所にてぞ討たれける。四番に梶小次〔二〈イ〉〕郎、岩崎七郎押寄せて散々に戰つて引退く。五番に波多野五郎信政、引いたる橋の際迄押寄せたり。是れは去六月杭瀬川の合戰に尻もなき矢にて額を射られたり。さ有ればとて只有るべきに非されば〔以上十六字〈イ〉蜜柑計腫れたりニ作ル〕、進出でて名乘る。相摸國住人波多野五郎信致とて橋桁を渡し、向ひより敵の射る矢雨の如くなるに、向ひの岸を見んと振仰のきたる右の眼をしたゝかに射られて河へ已に落ちんとす。橋桁に取付いて、心地を靜めて向はんとすれば先も見えず、歸らんとすれば敵に後を見せん事口惜しかるべしと思ひければ、後樣にぞしざりける。橋の上へしさり上がり取つて返しける所に、郎等則久〔以上二字〈イ〉の乘替ニ作ル〕つとより、肩に引懸け返りける。河端の芝の上に伏せて、二人左右より寄つて膝を以て押へて矢を拔いてけり。〔〈イ〉眼より三字アリ〕血の出づる事鎧に紅を流して、誠におびたゞしくぞ見えける。武藏國住人鹽谷左衞門尉家友押寄せて戰ひけるが、射倒されぬ。子息六郎

左衛門尉家氏、親を乘越えて矢面に立つて戰ひけるが、是れも薄手負うて、父を肩に引懸けてぞのきにける。其後各押寄せ〳〵戰ひけり。宮寺三郎、須黑右馬允、飯高小次郎、髙田武者所、大高小太郎、息津左衛門尉、高橋九郎、宿屋次〔二〔又〕〕郎、高井小次〔二〔又〕〕郎押寄せて、劣らじ〔又負けじ三字アリ〕と戰ひて、是等も手負うて引退く。京方より奈良法師土護覺心、圓音、二人橋桁を渡つて出で來り、人は這ふ〳〵渡る橋桁を、是等二人は大長刀を打振つて跳り〳〵曲を振舞つてぞ來りける。坂東の者共是れを見て、惡い者の振舞かな、相搆へて射落せとて、各々是れを支へて射る。先立ちたる圓音が左の足の大指を橋桁に射付けられ、躍りつるも動かず、如何がすべしとも覺えざりける所に、續いたる覺心刀を拔いで射付けられたる指をふつと切捨て、肩に掛けてぞ引きにける。武藏守此軍の有樣を見るに、吃と勝負有るとも見えず、存ずる旨有り、暫く軍を留めんと思ふなりと宣ひければ、安東兵衛尉橋の爪に走寄り靜めけれども靜まらず。二番に足利武藏前司馳寄つて、靜められけれども靜まらず。三番に平三郎兵衛盛綱、鎧〔又をノ字アリ〕は脫いで、小具足に太刀計帶いて、白母衣を懸け、橋の際迄進んで、各軍をば仕つては、誰より勸賞を取らんとて〔又ぞノ字アリ〕、大將軍の思召す樣有つて靜めさせ給ふに、誰々進んで駈けられ候ぞ、註し申せとて盛綱奉つて候なりと慥に申しければ、其時侍所司にてはあり、人に多く見知られ〔又ければ三字アリ〕、一二人聞く程こそあれ、次第

に呼はりければ、河端、橋の上、太刀、指矢を弛して靜まりにけり。武藏守芝田橘六を召して、河を渡さんと思ふが、此水夜の程には一尺計もまさりたるな、此下に渡る瀨やある、瀨踏して參れと宣ひければ、承り候とて、一町計打出でたりけるが取つて返し、撿見を給はり候はゞやと申す。尤さるべしとて、南條七郎を召して指添へられ、二騎連れて下樣に打ちけるが、槇嶋の二俣なる瀨を見渡しけるに、あやしの下﨟の白髮なる翁一人出來れり。是を捕へて、汝は此所の住人案內者にてぞ有るらん、何の程にか瀨の有る慥に申せ、勸賞申し行ふべし、申さずばしや首切らんずるぞとて、太刀を拔懸けて問ひければ、此翁わなゝきて、瀨は爰は淺く候ぞかし、彼は深く候と敎へければ、能く申したりとて、後には首を切つてぞ捨てにける。又人に言はせじとなり。其後馬より下りて裸になり、刀を銜へて渡る。撿見の見る前にては、淺き所も深き樣にもてなし、早き所をも長閑なる樣に振舞ひて、中嶋に游ぎ着いて見れば、向ひには敵大勢扣へたり。さて此の河はさぞ有るらんと見渡して、返し、瀨踏をこそしおほせて候へと申しければ、佐々木四郎左衞門尉御前に候が、芝田が申す詞を聞きも敢へず、打立ち馬にひたと乘つて下樣に馳せて行く。芝田橘六、あな口惜し、是れに前をせられなんずと思ひて、同じく馳せて行く。佐々木前に立つて、爰が瀨か〳〵と云ひければ、未だ遙か遙かとて、槇嶋の二俣なる所の我瀨踏したる所へ馬の鼻を引向け、かばと落さんとす。芝

田が馬は鹿毛なるが、手飼にて未だ乘人れず。されば河面大雨降つて、洪水漲り落ち、白浪の立ちけるに驚いて、鼻嵐吹いて取つて返す。引向けて、鞭をしたゝかに打つて落さんとす。佐々木是れを見て、こは如何に、彼は瀬にて無き物をと思ひて引返し、芝田を傍よりかばと打入れて渡しけり。佐々木が馬は權大夫殿より給はりたりける甲斐國の白〔向团〕齒立、黑栗毛なる駄の下尾白かりけり。八寸の馬、其名を御局とぞ申しける。駄の落つるを見て、芝田が馬も續いで落る。河中までは、佐々木が馬の鞭〔以上三字团鐙ニ作ル〕に鼻をさす程なりけるが、元來馬劣りたれば、次第に捨てられて、二段計ぞ下りたる〔以上四字イ隔てけるニ作ル〕。佐々木未だ向ひの岸へも襄らず〔以上三字团止らずニ作ル〕して、近江國住人佐々木四郎左衞門尉源信綱、今日の宇治河の先陣なりと、高らかにぞ名乘りける。同じく續いて、奥州住人芝田橘六兼能、今日の宇治川の先陣と、同音に高らかにぞ訇りける。佐々木向ひの中嶋に打上げたれば、子息左〔右团〕衞門太郎とて、十五になりけるが、棹の先〔以上三字イ轒鼻中ニ作ル〕に白き帷を着、腰刀計指して太刀を頸に懸け、父が馬の鞦の總に取付いて來たり。父見返して向ひの川端までは有りつれども、是れまで渡すべしとは覺えず、如何なる子共有りとも、已に勝る子有るまじと、親子が戰つて、敵の矢に中てじと馬を横に折り塞ぎ、子を陰にぞ立てたりける。されども素肌なればなほ痛はしく、かくては如何が有るべきなれば、已い

しらも渡りたり、此後如何なる愛子を儲くるとも、汝に思替ふべからず。急ぎ武蔵守殿に參りて、彌踏をこそしをほせて候へと申せと云ひければ、左（右イ）衛門太郎只御供仕り候はんと申しければ、信綱柔かに云はゞよも歸らじと思ひて、如何で參らでは有るべきぞ、さては親の命に背くかと云はれて、力及ばず取つて返して游ぎ渡り、武蔵守殿へ參りて此由を申して、又取つて返し、親の跡を尋ねてぞ渡りける。されば大河を渡す事三度なり、洪水漲り出でたる事なれば、さすがに身も疲れて、押入れられ押入れられしければ、重代の太刀を首に懸けたりけるが、重かりける間、惜しくは思へども取つて河に投入れて、身ばかり游ぎ上りてぞ助かりける。佐々木に續いて渡す者には中山五郎次郎、佐野與一、浦野太郎、横構五郎、臼井小太郎、多胡宮（宗イ）内、是等なり。秋庭三郎も同手に渡しけれども、御尋ね有りけるには、佐々木存ずる旨や有りけん、我等は見ずとぞ申しける。後に七騎渡すには小笠原四郎、内海九郎、河野九郎、四宮右馬允、勅使河原小三郎、長江與一平六是れなり。やがて續いて渡しける若狹兵部入道、關左衛門尉（イ入道二字アリ）、小野寺中務丞、佐嶋四郎、四騎打入れて渡しけるが、若き者共の馬強なるは、河を守らへて能く渡し間子細なし、關左衛門尉入道身は老者なり、馬は弱し、押落され下り頭に成りければ、聟の佐嶋四郎見捨てがたく思ひて取つて返し、押し雙べて馬の口に付けたりけるが、押入れられ、二目とも見ず、共に流れて失せにけり。是れは佐嶋四郎國を立ち

ける時、妻室云ひけるは、我親は頼もしき子一人も無し、我に年比情を懸け給ふ事誠ならば此言葉の末を違へずして、我父相構へて見放し給ふなと、軍と聞きし日より打出づる朝まで、鎧の袖を扣へて云ひける事をや思出だしたりけん、同じく流れけるこそ哀なれ。故郷の者共此事を傳へ聞きて、さ云はざりせば、一度に二人には後れまじき物をと歎きけるこそ甲斐なけれ。安東兵衞同一門なりける彌藤内左衞門十四騎、大勢の渡より下狹かりける所の實に深く見えけるを、爰を渡さば大勢よりも前に向へば〔以上二字イ〕岸に〔ニ作ル〕着くべしとて、かばと落す。殊に深き所にて一騎も見えず沈みけり。武藏國住人阿保刑部丞實光、鹽谷民部丞家經同國の者として、所領も境を雙べて、朝夕申し通ずる中にて、今日も一所に打連れ云合せて、同心に川端に進んで渡さんとしけるが、我等が子共數多有り、我こそ空しからめ、子共さへ失はん事悲しくや思ひけん、武藏守殿へ使に進らせければ、是等も心得て御供にこそ候はめと申す。小賢しき奴原哉とて追遣〔返イ〕す。我等已に八旬に及んで、病にてぞ死なんずらんと思ひつるに、今かゝる御大事出來て、人數一分〔以上三字イ〕人のつら〔ニ作ル〕に成りて、此河にて命を失はん事尤本望なり、民部丞殿もさ承り候、刑部丞殿とて、かばと落す。二目とも見えず流れけり。其後〔イ〕は〔ノ字アリ〕馬次第にぞ渡しける。久瀨左衞門次〔二イ〕郎、大山彌藤太、善右衞門太郞、安藝庄四郞、片穗〔德イ〕民部四郞、山内彌五郞、高田小太郞、成田兵衞、女陰四

郎、神澤八郎、奈良八郎、科河六郎太郎、志村彌三郎、豐嶋彌太郎、伊佐大進太郎、相馬五郎子共三人、物射次郎太郎、下妻小次郎、佐野八郎入道、同次〔二一〔イ〕〕郎太郎、澁谷平三郎、木戸刑部丞、平〔手〔イ〕〕塚少輔太郎、春日刑部三郎、足濯平内、長江小四郎、飯田左近、鹽谷四郎、土肥三郎、仲藤八、成田次郎、嶋平三郎、同平四〔五〔イ〕〕郎、同平四郎太郎、平三五郎、覺嶋小次〔二一〔イ〕〕郎、大河津小四郎、對馬左衞門次〔二一〔イ〕〕郎、湯原六郎、岡部六郎、飯高六郎、金子與一小〔〔イ〕ナシ〕太郎、大倉六郎、讃岐左衞門六郎、大鹽太郎、浦〔滿〔イ〕〕野四郎、布施左衞門次〔二一〔イ〕〕郎、懸左衞門四郎、片切六彌太、彌藤太左衞門尉、飯嶋太郎、備前房、大高六郎、岡部介庄三郎、石田左近、飯沼三郎、櫻井次郎、嶋津次郎、石川三郎、齋藤左近、今泉七郎、鹽谷權次〔二一〔イ〕〕郎太郎、是等を始として、宗徒の者共九十六人、打連れ打連れ渡しけるが、助かる者なく流るゝ者多かりけり。上下八百餘騎流れて死たりとぞ聞えし。武藏守あたら侍共失うて、泰時一人殘止りても何かすべき、運盡きたり、共々に相向つてこそ死なめとて、河端へ進まれけるを、信濃國住人春日刑部三郎と云ふ者、親子打入つて渡しけるが、子は流れて死ぬ、親も押入れられたりけるを、郎等未だ岳に有りけるが、弓の筈を入れて搜しける程に、左右なく取付いて引上げられたるを見れば、春日刑部三郎なり、〔〔イ〕暫ノ字アリ〕河端に大息つきて休みける所に、武藏守河端へ進まれけるを立上り鞍に强く取付いて、如何にかく口惜しき御計らひは候ぞ、軍の

習、千騎が百騎、百騎が十騎、十騎が一騎に成るまでも、大將軍の謀に隨ふ習にてこそ候へ、増して申し候はんや、御方の御勢百分が一だに亡び候はぬ事にてこそ候へ、如何に御命を失はんとはせさせ給ひ候ぞと申しければ、武藏守思ふ様あり放せとて、策にて腕を打たれけれども放さず、さる程に御方〔イ勢ノ字アリ〕百騎計河の端へ進み前を塞ぎける間、力及び給はず。此事鎌倉に傳聞えて、刑部三郎が高名先をしたらんにも増りたりとぞ宣ひける。駿河次郎同じく渡さんとす。武藏守、如何に泰時と一所にてこそと契り給ひしに、渡さんとはし給ふぞと宣ひける上、乳母子の小河太郎、守殿の御供申さんとて、父の供をもせさせ給はぬに、ともかくもならせおはしまさん樣にこそ隨ひ候はめと申しければ、理に伏し扣へて渡されず。旗差手の者共、少々打入れて渡しけるが、流るゝ者も多かりけり。武藏太郎殿は其れも渡さんとて河端へ進まれけるを、如何に泰時を捨てんとはせらるゝやらん、一所にてこそともかくも成り給はめと宣ひければ、力及ばずして留りけり。されども猶渡さんとて河端へ進まれけるを、小熊太郎取付いて、殿は日本一の不覺仁や、大將軍の身として如何なる謀をも運らし、兵に軍をさせ、打勝たんとこそせらるべきに、是程人毎に流れ死ぬる河水に向つて御命を失せ給ひては、何の高名か候べきとて、七寸〔以上二字イ水付ニ作ル〕に取付きけるに、只放せとて策にて臂をしたゝかに打たれければ、さ有らばとて放しける。其時武藏太郎颯と落す、關判官代實忠同じく渡

しけり、小熊太郎も渡す、三騎煩ひ無く向ひの岸に着きにけり。爰に萬年九郎秀幸は、眞先に渡したるぞと覺しくて、向樣にぞ出で來る。武藏太郎是を御覽じて、汝が只今參りたるこそ日比の千騎萬騎が心地すれと宣ひける。さる程に相摸國住人樫尾三郎景高、京方より宗徒の者と見ゆるが敵の呼びて出で來けるに押雙べて組んで落つ。樫尾、未だ十六歲になる小冠者なり、敵は大の男なり、取つて押伏せられけり〔以上七字[イ]押へ首を取らんとす＝作ル〕。武藏太郎是を見て、あな無慚や樫尾打たすなとて、少し隙のありける所なれば、馬をはたと出だして、小笠懸射る樣に折〔落[イ]〕下つて、敵が鎧の草摺餘り白く見えける所を指して射給ふ。射られてよわる所を下人寄合つて手反を颺んで引返す。主從して首を取る。駿河次〔二[イ]〕郎の手の者共、先樣に渡しけるに、格勤源八出で來て、如何に次郎殿はと云ふ。見えさせ給はずと申しければ、あな口惜し、さては流れさせ給ひけるにこそ、一所にてともかくも見成し進らせ見え進らせんとこそ思ひつるに、何と成らせ給ひぬらんと思うて、向ひの河端を見渡〔返[イ]〕しければ、駿河次〔二[イ]〕郎、先樣に渡したる者共さぞ思ふらん、旗差向ひに渡りたる三浦の笠符を弓の筈に付けて指擧げたり。先に渡る輩是を見て、あはや次郎殿渡させ給ひけるをとて、跳擧りてぞ悅びける。小河太郎武藏太郎の手に付きにけり。先樣に渡したる勢〔以上七字[イ]陣の勢と＝作ル〕、今續いて渡す〔したる勢[イ]〕。五百餘騎にぞ成りにける。敵御方をば如何にして存知

すべきと申せば、坂東勢〔以上二十二字イ武藏太郎下知していはく御方ニ作ル〕は只今河を渡したれば、鞦胄懸馬も濡れたり〔以上九字イ物具馬具以下濕りたるらんぞニ作ル〕。それを誌しとして討てや者共とて、擇拔き〳〵是を討つ。京方より赤地の錦の直垂に、萠黃匂の鎧裾金物打ちたるに、白星の甲の緒をしめ、切符〔羽イ〕の矢負うて、赤の母衣懸け、白葦毛なる馬に乘つたる上﨟、宗徒の人と見る所に、是れは右衞門佐朝俊なり。御所を罷出でられける時、君勝たせおはしまさば、如何なる有樣をしても參るべし、御方負色に見え候はゞ討死すべく候なりとて懸出でたり〔以上六字イ申し切て向うたり我と思はれん人々朝俊とれやと喚びて馳來るニ作ル〕。駿河次郎手の者小河太郎能き敵と目を懸けて寄せ合す處に、是れは駿河殿の手の者と押よけて通りければ、此手には加樣の人は覺えずと思ひけれども、御方と名乘りければ透して通しけり。其後右衞門佐〔イあつはれ能き敵と組まんと十二字アリ〕、大勢の中に駈入り〔イ切つて廻りけれども大將と覺しき者もなかりければ又馳通りける所に三十一字アリ〕、組落されて〔以上五字イ大勢餘さじと取籠め終にニ作ル〕討たれぬ。又京方より火威の鎧に白〔白〕月毛なる馬に長覆輪の太刀帶いて呼びて出で來たり、打咲みたるを見れば金黑なり。小河太郎〔イ組まんと四字アリ〕押雙べける所を拔打ちに小河が甲の眞甲を打たれ、目昏みけれども、取つて付いて二匹が間にぞ落ちたりける。〔イかゝる所に武藏太郎殿手の者伊豆國住人平馬太郎落重つて頸を

取る小川〔三十二字アリ〕心を靜めて見ければ、我組んだる敵の首無かりけり。如何なる者なれば、人の組んだる敵の首をば取りたるぞと呼はりければ、武藏太郎殿の手の者、伊豆國住人平馬太郎ぞかし、和殿は誰ぞ、駿河次〔二イ〕郎の手の者、小河太郎經村と云ひければ、さらばとて首を返す。小河是を請取らず、後に此由申しければ、平馬太郎が僻事なり、小河高名にぞ成りに〔以上五字イ〕とぞ仰せニ作ル〕ける。又京方より佐々木太郎左衞門尉氏綱と名乘つて駈出でたり。叔〔伯イ〕父の四郎左衞門尉是を見て、太郎左衞門能き敵ぞ、中に取籠め討てや者共と下知しければ、太郎左衞門〔イ尉ノ字アリ〕何とか思ひけん、かいふいて引く所を三浦秋庭三郎寄せ合せて、押雙べて組んで落つ。秋庭三郎は十七に成りけれども、大力なりければ、取つて押へて首を取る。又京方より荻野次〔二イ〕郎〔イ〕と名乘つて五字アリ〕駈出でたり。是れも組落されて討たれにけり。中條次〔二イ〕郎左衞門尉は奥州の住人宮城小四郎と河端にて寄合つて、押雙べて組んで落つ。何れも大力なりけ〔イれば暫しは押しつ返しつしけ十三字アリ〕るが、御方の運にや引かれけん、次郎左衞門、組伏せられて討たれけり。奈良法師土護覺心散々に戰ひて、今は叶ふまじきとや思ひけん落行きけるを、敵三十騎計にて追懸けたり。覺心元來歩立の達者なりければ、馬乘をも後に着けず、三室堂〔戸イ〕のある僧房へ走入つて見れば、坊主かと覺しくて白髮なる僧あり。彼が前に物具脫ぎ置いて、髮剃の有りけるに、水瓶を取具して緣

に出で自剃して（以上四字[イ]頭を剃らせて＝作ル）居たり。敵續いて來りければ、坊主何心なく物具の傍に居たりけるを、是が敵ぞと心得て、取つて押へて首を取る、無慚なりし事なり。其後覺心は奈良の方へぞ落行きける。熊野法師田部法印が子息千王禪師とて十六歲になりけるが、親子返し合せ散々に戰ひけるが、千王禪師取籠められて討たれぬ。法印は落行きけるが、馬を捨てゝある畠の中に這ひ隱れたり。敵數多續いて上を越えけれども是を知らざるは、偏に權現の御助けにこそと賴もしく覺えて哀なり。さる程に京方の軍破れければ、皆々落行く所を横（槇[イ]）河の橋、木幡山、伏見、岡の屋、日野、勸修寺に至るまで、所々にて組落し〳〵是を討つ。されば坂東勢共一人して首の七つ八つ取らぬ者も無し。惣判官代宇治の北の在家に火を懸けたりければ、是を見て、供御の瀨、鵜飼瀨、鹿瀨、槇嶋、所々に向ひたる勢共（[イ]すはや宇治川破れぬるはとて十三字アリ）、皆落行きて留る者一人も無かりける。少輔入道親廣、近江闕寺より引分れて行きけるが、四百餘騎に成りにける。其れも次第次第に落散りて、三條河原にては百騎計に成りにけり。爰にて夜を明かす。武藏守其子の太郎、伊具次郎、駿河次郎僅に五十騎計の勢にて、深草河原に陣を取る。人是を知らず。駿河守は淀近所に堂を毀ち、筏に組んで河を渡し、高畠に陣を取る。武藏守泰村爰に候、小勢にて打寄らせ給へ、申合すべき事ありと宣ひければ、駿河守三十騎計にて來り加はりける。さる程に京方の勢の中に能登守秀康、平九郎

判官胤義、山田次郎重忠、四辻(よつつじ)殿へ參りて、某々歸參して候由申しければ、武士共は是より何方へも落行けとて、門をも開かで入れられざりければ、山田次郎門を敲いて高聲に、大臆病の君に語らはされて、憂きに死せんずるは事口惜しく候と詈りける。平九郎判官いざ同じくは坂東勢に向ひ討死せん、但し宇治は大勢にてあんなり、大將軍の目に懸らん事も不定なり、淀へ向ひ死なんとて馳行きけるが、東寺に引籠る。駿河守の手の者に佐原次〔二イ〕郎、天野左衞門尉馳向ふ。次郎兵衞、敵こそ多けれ、あの殿原と軍(いくさ)して何かせんとて進まず、されども甥の又太〔七イ〕郎、二十騎計にて馳向ふ。平九郎判官是を見て、わ君は同一家と云ひながら、胤義には芳志有るべしとこそと覺えしに、進み寄ることそうたてけれ、惡(にく)しあれ討ちとれ者共と下知しければ、判官の子息太郎兵衞、次〔二イ〕郎兵衞、高井兵衞太郎追懸けて行く。佐原又太郎一方を駈破りて、東寺の東の裏を南へ向つて落行きけり。相近に追懸けて攻めければ、是れは又太郎には非ず、藤内行成ぞと名乘りければ、何れ〔にてもあれイ〕只討てや〳〵とぞ攻めける。堀の際(きは)に追攻められて、少しためらふ所を太郎兵衞甲の鉢をはたと打落す。又太郎早業の者にて、馬をば打捨てゝ堀をひらりと飛越え、向の深田にぞ立ちたりける。太郎兵衞、如何に狐の化(ばけ)は顯(あらは)れたりと云へば、又太郎、殿原を見養てたり。景吉(かげよし)を打ちたりとも勝つまじき事なり、和殿原を打つても無用の事なりと云へば、判官子共歸つて父に此由申しければ、各笑ひて輿に入る。

又安西金鞍が進みしかば、能登守山田次郎も落ちにけり。角田太郎、同彌平次殊に進みけり。彌平次判官に組まんと心懸けて相近につと寄合する所に、判官馬よかりければつと通る。彌平次取外す所を、判官の郎等三戸源八組んで落つ。互にしたゝか者にて、きと勝負も無かりける〔以上十二字イ成りければ暫し組合ひけるが＝作ル〕。彌平次が乘替〔以上二字イ郎等＝作ル〕落合うて、三戸源八が首を取る。判官子息次郎兵衞、高井兵衞太郎、敵に組隔てられて東山へ落行きけるが、地藏堂の奥なる竹の中へ引籠りて、馬切殺し物具切捨て、次郎兵衞云ひけるは、高井殿、御邊は同一門と云ひながら、稚きより兄弟の契をなし、馴遊んで、御邊十七兼義十六〔イ迄疎なし四字アリ〕、只今〔イ一所に三字アリ〕死なん事こそ嬉しけれ、搆へて強く指し給へ、我も能く指さんずるとて、手を取り指違へて、同じ枕にぞ臥しにける。山田次郎は嵯峨の奥なる山へ落行きけるが、谷河の端にて、子息伊豆守伊預〔與イ〕房下り居て、水を吸飲んで、疲れに臨みたる氣にて休み居たり。山田次郎あはれ世にある時功德善根をせざりける事をと云ひければ、伊預〔與イ〕房〔イ五部二字アリ〕大乘經書供養せらる、如法經行はせておはします、是れに過ぎたる功德は候はじと申せば、山田二郎さればこそと云ふ所に、天野左衞門が手の者共、猛勢にて押寄せたり。伊豆守、暫く打拂ひ〔以上三字イ防ぎ＝作ル〕候はん、御自害候へとて、太刀を拔いて立揚り打拂ふ。其間に山田次郎自害す。伊豆守右の股を射させ

て、生捕に成つて切られにけり。平九郎判官「[イ]所々にて四字アリ」、散々に戰ふ程に、郎等乘違へ或は落ち或は討たれて、子息太郎と父子二騎に成つて「[イ]今はかなはずとて八字アリ」、東山なる所、故畠山六郎最後に人丸と云ふ者の許へ行きて、馬より下りて入りたり。疲れて見えければ、干飯を洗はせ、酒取出でて進めたり。暫く爰に休息して、鬢の髮切つて、九つに裹分けて、一つをば屋部の尼上に奉る、一つをば太秦の女房に傳へ給へ、六つをば六人の子共に一つ宛て取らすべし、今一つをばわ御前置きて見ん度に念佛申して訪ひ給へとて取らすれば、人丸泣々是れを取る、心の中こそ哀なれ、さて亂義、太秦に在る幼稚の者共今一度見んとて、父子二人と人丸三人、下簾懸けたる女車に乘共して太秦へ行きけるが、子の嶋と云ふ社の前を過ぎけるに、敵充滿ちたりと云ひければ、日を暮さんとて、社の中に親子隱れ居たり。人丸をば車に乘せて置きぬ。さる程に古判官の郎從なりし藤四郎賴信とて有りしが、事の緣有りて家を出で高野に有りけるが、都に軍有りと聞いて、判官討たれてかおはすらん。尸をも取りて孝養せんとて、京へ出でて東山を尋ねけるに、太秦の方へと聞きて尋行く程に、子の嶋の社を過ぎけるに、あれ如何にと云ふ聲を聞けば我主なり。是れは如何に「以上六字[イ]不審にニ作ル」と思ひて入つて見れば、判官父子居給へり。如何にと申せば、軍破れて落行くが、太秦にある幼稚の者共を今一度見んかと思うて行く程に、敵充滿ちたる由聞ゆる間、日の暮るゝを待つ

ぞと云へば、藤四郎頼信入道、日暮れてもよも叶ひ候はじ、天野左衛門が手の者充満ちて候へばと申しければ、太郎兵衛今はかくぞ自害をすべきなり、頼信入道よ、〔イ汝太秦に參りて七字アリ〕母に申さんずる様は、今一度見進らせ候はんとて參り候が、〔イ敵路次に滿ちて七字アリ〕叶ふまじく候程に、御供に先立ち自害仕り候、次郎兵衛胤連(たねつら)は高井太郎時義と懸隔てられて、東山の方へ落行き候ひつるが、討たれて候やらん、自害仕つて候やらん、行方(ゆくへ)も知れず候、去年春の除目に兄弟一度に兵衛尉に成つて候ひしかば、世に嬉しげに思召されて、あはれ命存(ながら)へて、是等が受領撿非違使にも成りたらんを見ばやと仰せ候ひしに、今一度悦ばせ進らせ候はで、先立ち進らせ候こそ口惜しく覺え候へと申せとて、念佛申し腹掻切つて臥しぬ。未だ足の動らきければ、父判官是を押へて靜に終らせて、首をば太秦の人に今一度見せて、後には駿河守殿に奉り云はん様は、一家をば皆失うて、一人世におはさんこそ目出度候へと申すべしとて、西に向ひ十念唱へ腹掻切つて臥しぬ。藤四郎入道此首を取つて社に火かけ、二つの首を持つて泣く〳〵太秦へ行きて、女房に見せ奉りければ、抱き拘(いだ)へて人目をも包まず、恥をも顧みず、泣悲む事譬へん方も無し。藤四郎入道申しけるは、只今敵亂れ入つて奪取り候ひなんず、後には駿河守殿に進らせよと仰置かれ候ひつる、今は給はり候はんと申しけれども、拘へ惜しみて放し給はざりけるを、とかうして乞取つて、駿河守殿に奉る。一腹一生の兄弟として思合ひたり

し中なれば、實に哀に覺えて涙を流し、そゞろに袖をぞ絞られける。首をば武藏守殿に進らせよとて送られ、其外散り〴〵に落行きぬ。或は又所々にて生取り切られける。京方軍破れて、さても一院はさりともとこそ思召されしかども、忽に王法盡きさせまし〳〵て、空しく軍破れければ、如何なる事をか思召さるべき〔イ浅ましかりし事共なり十字アリ〕、天野四郎左衞門尉首を延べて降人に出でたりけるを、相摸守、武藏守へ申されければ、切らるべきとて切られけり。後藤大夫判官基淸降人に成りたりしを、子息左衞門尉基綱申受けて切つてけり。他人に切らせて死骸を申請け、孝養したらんには頗る劣りなりとぞ人々私言き〔以上三字イ傾けニ作ル〕申しける。駿河大夫判官惟宣〔信イ〕は、行くへも知らず落失せぬ。二位法印尊長は十津河に迯籠りて有りけれども搦取る事を得ず。清水法師、鏡月坊、弟子常陸房、美濃房、三人搦取られて已に切られんとする所に、聊助け給へ、腰折一首仕り候を見參に入れ度き由申しければ、さらばとて見せ奉るに、

勅なれば身をば寄せてき武士の八十宇治河の瀨には立たねど

武藏守此歌を感じて、助けよとて免さる、纔の一首にめで給ひて、師弟三人の命を續〔繼イ〕がるゝこそ目出かりける事なりけれ。佐々木山城守廣綱、同彌太郎判官高重、搦め出だされて舎弟信綱に預けられ、後六條河原にて切られにけり。熊野法師田邊法印も落行きけるを搦取られて切られぬ。さる程

に武藏守駿河守は、院の御所へ參らんとて、已に打出でんずる由、一院聞し召されて、下家司を以て仰下されなば參り、張本に於ては名〔交名イ〕を註し出ださんずるぞと仰下されける。上の者を以て重ねて此樣を仰せられければ、御所に武士やある、見て參れとて、力者を一人進らせければ、走歸りて一人も候はずと申しければ、さ有らばとて參らず。公卿六人の交名を誌し下さる。坊門大納言忠信卿、中御門〔イ前ノ字アリ〕中納言宗行、佐々木前中納言有雅、按察使前中納言光親、甲斐宰相中將範茂、一條宰相中將信氏等なり。何れも六波羅へ渡されければ、坊門大納言を千葉介胤綱に預けられ、中御門前中納言は小山新左衞門尉朝長に預けられ、按察使前中納言は武田五郎信光に預けられ、佐々木前中納言は小笠原次郎長淸に預けられ、甲斐宰相中將憲村〔イ〇範茂カ〕は式部丞朝時に預けられ、一條次郎〔以上二字イナシ〕宰相中將信能は遠山左衞門尉景村に預けられけり。此人々の跡の歎譬へん方も無かりけり。座を雙べ袖を連ねし月卿雲客にも遠ざかり、枕を交はし衾を重ねし妻妾子弟にも分れつゝ、里は有れども人も無く、宿所宿所は燒拂はれぬ、徒に山野の嵐に身を任せ、心ならぬ月を詠めて、故郷の空に遠ざかり、切らるゝ事は近くなれば、只悲みの涙を流してぞ下られける。其比西八條の尼御前と申すは、坊門大納言忠信卿の妹、鎌倉の故〔イ右ノ字アリ〕大臣殿の後室なり。是れに依つて二位殿へも武藏守にも申されけるは、尼が身にて京鎌倉何れを分きて思ひ〔イふには〕侍らねども、二つに取れば

かくて侍るも、其方の御養みにてこそ候へ、其上故〔か右ノ字アリ〕大臣の御事を思ひ進らすれば、鎌倉の傾かん事をば一人の嘆と覺えて、光季が討たれし朝より宇治の落ちし夕まで、袖の下にて幣帛をつき、神佛に祈精〔〇誓カ〕申し、其れにはより候はざれども、鎌倉の穩しき事を承れば、身獨りの悦びにてこそ候へ、其れに付けて彼大納言、一方の大將なれば、其罪遁れ難く覺え候へども、させる弓矢取る身にても候はず、故大臣の聖靈の爲に宥められて、此度の命助けさせ給はるべく候らんと申されければ、二位殿憐みて、さらば坊門大納言をば助け奉れと云へば、御使近江の舞坂にて參り合ふ。忠信卿其れより都へ歸り給ふ。同樣に下らるゝ按察使中納言〔イ曰ひけるはそこには九字アリ〕御使にて歸る浪こそうらやましけれと申されければ、忠信卿、是も夢にてやらんと計答へて、互に分れ給ひける。さて都へ上りて後、一旦の誡めに越後へ流されけり。中御門前中納言宗行は小山新左衞門尉具し奉りて下りけるが、遠江の菊河に着き給ふ。爰をば何と云ふぞと問ひ給へば、菊河と申す、前に流るゝ河の事か、さん候と申しければ、硯乞ひ出で宿の柱に書付け給ふ。

昔南陽縣之菊水、酌〔汲イ〕二下流一延レ齡
今東海道之菊河、宿二西岸一失レ命

と書きて過ぎ給へば、行合ふ旅人空しき筆の跡を見つゝ、涙を流さぬは無かりけり。次の日浮嶋原を

通らせ給ふに、御供なる侍、最後の御事今日の夕部〔方を[イ]〕は過ぎさせ給はじと申しければ、打諾き、殊に心細き計にて、木瀬河の宿に御手水の爲に立寄り給ふ樣にて、かくぞ書付け給ひける。

今日までは〔以上四字[イ]過ぐるニ作ル〕身を浮嶋が原に來て〔以上二字[イ]てぞニ作ル〕露の命の消えんとぞ思ふ〔以上八字は捨て定めけるニ作ル〕

其日の暮方にあふ〔以上二字[イ]逢ニ作ル〕澤にて切られ給ひぬ。又按察使中納言光親卿は武田五郎信光相具し奉りて下りけるが、富士の裾、加胡坂と云ふ所に下し奉り、鎌倉よりの狀に任せて、最後の御事只今候と申しければ、兼てより思儲けられけれども、期に臨んでは、さすが今生の名殘只今計と思ひければ、如何計心細くも思はれけん、出家せばやと有れば、子細有るまじく候とて、僧一人尋ね出だして、髮剃り落し奉る。其後暫く暇乞ひ、年比信じ給へる法華經一部取出だし、一部までは遲かりなんとて、一の巻を拔き、眞讀畢りて〔以上五字一見し渡してニ作ル〕後、一向稱名に住し候へば〔以上三字[イ]給ひつゝニ作ル〕、他念も無かりけり。太刀取は武田五郎が郎等に內藤〔[イ]と云ふ者四字アリ〕なり。居給ふ所、山の岨にて片さがりなる、智識の僧の衣を脫いで着せ奉る。數多の僧共首の後に立覆ひ、座敷も片下りに物打ち折惡く見えければ、太刀後に近付いて、かくては御身〔宮[イ]〕づかひ惡しく候ひぬと申しければ、念佛を留め見返つて、汝思ふべし、幼少より君に仕へ、死罪流罪をも多く奉

行せしぞかし、されども今かゝるべしとは、爭でか兼て辨ふべき、されば存知の旨に任せて申せと有りければ、太刀取も目昏みて覺えけれども、とこそ能く候へと申しければ、其言葉に隨つて、髮〔僧綱イ〕をも押除き、膝を立て直し、首を延べ、念佛の聲怠らず、殊勝に切られ給ひにけり。見る人感歎せぬ者無かりけり。佐々木前中納言有雅は小笠原次郎具し奉りて、甲國板垣庄の內、古瀨村と云ふ所にて切らんと〔以上五字イ下着すこゝにて御最後と申〕す。中納言〔イ曰ひけるは五字アリ〕、二位殿へ申す〔入れたるイ〕旨有り。其使今日歸り候はんずらん、暫く待たるべうや候と宣ひけれども、只切れとて切られにけり。其後半時計有りて、鎌倉より助け奉れと云ふ左右有りしかども〔以上十字イの使有りけれども ニ作ル〕、力及ばず、定業と云ひながら、情なくぞ覺えし。一條宰相中將信氏は、遠山左衞門尉景村具足し、美濃國遠山へ下りて〔以上二字イ着しこゝにて ニ作ル〕切り奉らんとす。此宰相中將元來西方に心を懸けたる人にてましましければ、都を出でし日より〔以上二十九字イ無二の淨土宗にて有りしか ニ作ル〕、殊に念佛怠らず。付き奉る靑侍も猶々稱名を進め奉る。中にも此文を誦し聞かす〔以上三字イ給ふ ニ作ル〕。

　種々法門皆解脫、無過念佛往西方、上盡一形至十念、三念五念佛來迎、乃至一念無疑心、

心得たる體にて、三度誦して念佛し給へば〔イ今はの時に臨んで八字アリ〕、紫雲たなびき、異香薰じ、

音樂空に奏すと人々も聞きける程に切られ給ふ。諸人感涙押へ難し、心有る心無きも袖を絞らぬは無かりけり。甲斐宰相中將範茂をば式部丞朝時相具して下りけるに〔イ宰相曰ひけるは七字アリ〕、五體不具の者は往生に障りあんなり〔イ願くは三字アリ〕、自ら入水せばやと宣ひければ、何れにても御計らひにてと申す。足柄山越えて、關の元〔本イ〕南の宿に至りぬ。彼宿の後の面に細谷河流れたり。名づけて瞋〔晴イ〕河と云ふ。爰かしこ深き淵を尋ねけれども、山河の習淺ければ、責めて水居長の程あらばよかりなん、石を聚めて堤を築き、流るゝ水を堰懸ければ、程なく淵を成す。さて出家せばやと宣ひければ、安う候とて、宿より僧二人尋ね出す。丹後坊、式部坊とぞ云ひける。丹後髮を剃り、式部戒を授く。〔イ其後二字アリ〕籠を組み石を疊みて、其上に据ゑ奉り、左右の膝を編み付けて沈め奉らんとす。聊念佛を留めてかくぞ詠ぜられける。

思ひきや沓の下水せき留めて月ならぬ身の宿るべしとは

とて水に入り給ひぬ。夕日に過ぎて〔イ水底見えければ七字アリ〕念佛するかと、口の動きて見えしが、うんと云ひて、築きたる堤を蹈破つて、淺き所に至り給へば、左右の足、編付けたる差繩切れたり。大息つぎ、え死なぬぞと宣へば、又堤を築直し、此度は指繩二筋にて膝を結付けて、又暫く念佛して、七八人頭を押へて終らせ奉る。さても六人の公卿の跡の嘆ども、申すも中々疎なり。身を萬里の外に

宿し、詞千年の間傳へずとも、同じ世に栖むならば、見るよしもなどか無からん、冥途如何なる境ぞや、使も通ずる事叶はず、黄泉如何なる旅なれば、歸る事を得ざるらん、ほのかに殘る者とては、主を放れし面影、見ても彌悲しきは、すさみし筆の跡計なり。さる程に同七月六日、武藏太郎、駿河次郎、武藏前司、數萬騎の勢を相具して、院の御所四辻殿へ參りて、鳥羽殿へ移し奉るべき由奏聞しければ、一院兼て思召し儲けさせ給ひたる御事なれども、指當りては御心惑はせおはしまして、先づ女房達出でらるべしとて、出車に取乘つて遣出す。謀叛の者や乘具したるらんとて、武藏太郎近く參りて、弓の筈にて御車の簾掲げて見奉るこそ理ながら情なくぞ覺えしか。やがて一院御幸なる。清涼紫宸〔以上四字〔イ〕射山仙宮ニ作ル〕の玉の床を下り〔以上二字〔イ〕遠ざかりニ作ル〕、九重の內今日を限と思召す、叡慮の程こそ恐ろしけれ。東洞院を下りに御幸なる。朝夕なりし七條殿の軒端も、今は餘所に御覽ぜらる。作道までは武士共老いたる直垂、若きは物具にて供奉す、鳥羽殿へ入らせ給へば、武士共四方を籠めて守護し奉る。玉席〔砌〔イ〕〕に近付き奉る臣下一人も見え給はず。錦帳に隔なかりし女御更衣もましまさず。只御一所おはします御心の程こそ哀なる。同八日六波羅より御出家有るべき由申入れければ、則ち御戒師を召されて、御ぐしおろさせおはします。忽に花の御姿の替らせ給ひたるを、信實を召して似せ繪に寫させられて、七條院へ奉らせ給ひければ、御覽じも敢へず御目も昏させ

給ふ御心地して、修明門院誘ひ進らせられて、一つ御車にて鳥羽殿へ御幸なる。御車を指寄せて事の由を申させ給ひければ、御簾を引き破〔遣イ〕らせまし／＼て、龍顏を指出させ給ひて、見え參られ、疾く御返りあれと御手にて招かせ給ふ〔以上五字御沙汰有りければニ作ル〕様なり。兩女院御目も昏れ、絶え入らせ給ふも理なり。同十三日隱岐國へ移し奉るべきと聞えしかば、御文あそばして九條殿へ奉らせ給ふ。君しがらみと成りて留めさせ給ひなんやとて、御歌を遊ばされける。

墨染の袖に情を懸けよかし涙計に〔もイ〕くちもこそすれ

加様に遊ばされけるとなん。御乳母の卿の二位殿あわて參つて見進らするに、譬へん方ぞ無かりける。七條院修明門院も御幸なる。互の御心の中、申すも中々疎かなり。御供には殿上人出羽前司重房、内藏權頭淸範、女房一人、伊賀局、聖一人、醫師一人參りけり。已に都を出でさせ給ふ。水無瀨殿を通らせ給ふとて、爰にて有らばやと思召されけるこそせめての御事なれとて御歌あり。

たち籠むる關とはなさで水無瀨河霧なほ晴れぬ行末の空

さて播磨國明石に着かせ給ひて、爰は何くぞと御尋有り、明石の浦と申しければ、

都をば暗闇にこそ出でしかど月はあかしの浦に來にけり

又白拍子の龜菊殿、

　　月影はさこそあかしの浦なれど雲居の秋ぞ猶もこひしき

美作と伯耆との中山を越えさせ給ふとて、向ひの岸（峯イ）に細道有り、何くへ通ふ道ぞと御尋有りければ、都へ通ふ古き道にてと申しければ、法皇、

　　都人たれ蹈みそめて通ひけん昔（向ひイ）の路のなつかしきかな

出雲國大八浦と云ふ所に着かせ給ふ。見尾崎と云ふ所なり。其れより修明門院へ御書を進らせ給ふ。

　　知るらめや浮身を崎の濱千鳥泣く／＼絞る袖のけしきを

是より御舟に召して雲の波煙の波を漕過ぎて、隱岐國あま（以上二字イ海士ニ作ル）の郡苅田の郷と云ふ所に御所とて造儲けたりければ、其れへ入らせ給ふ。海水岸を洗ひ、大風木を渡る事尤烈しかりければ、

　　我こそは新嶋もりよおきの海のあらき波風心して吹け

都には家隆卿傳へ承りて、後の便宜に、

　　寐覺してきかぬを聞きて悲しきはあら礒浪の曉の聲

同廿二日、新院佐渡國へ移されさせ給ふ。御供には冷泉中將爲家朝臣、花山院少將義氏、甲斐兵衞佐敎經、上北面には藤左衞門大夫安光（元イ）、女房右衞門佐局、以下女房三人參り給ふ。かくは聞えし

かども、冷泉中將爲家の朝臣、一まどの御送りをも申されず、都に留り給ふ。花山院少將は路より勞はる事有りとて歸り上られければ、いとゞ御心細くぞ思召しける。越後國寺泊に着かせ給ひて、御船に召されけるに、甲斐兵衞佐教經病大事におはしければ、御船にも乘せ入れられず留められけるが、やがて彼にて失せ給ひにけり。新院佐渡へ渡らせ給へば、都より御送の者共、御輿舁までも御名殘惜ませ給ひて、今日計明日計と留めさせ給ふ。長歌遊ばして、九條殿へ進らせ給ふ。奧に又、

　ながらへてたとへば末に歸るとも憂きは此世のみやこなりけり

九條殿、長歌の御返事有り。是れも又奧に、

　いとふともながらへてふる世中の憂きにはいかで春を待つべき

同廿四日、六條宮但馬國、同廿五日、冷泉宮備前兒嶋へ移され給ふ。かゝる御跡の御嘆ども、申すも等閑なり。中にも修明門院の御嘆類少なき御事なり。實も一院は隱岐へ移されさせ給ひぬ。新院佐渡へ流されさせ給ふ。月日の西へ傾けば、隱岐の御所へ御事傳せまほしく思召し、初鴈が音の音信は、佐渡の御所の御事ども問はまほしく、人家を照す螢は御思と共に焦れ、山に滿ちたる霧は御嘆と共に晴れやらず。東一條院先帝ましませば、佐渡の院の御形見とは思召せども、慰む方も無かりけり。七條の女院老いたる御身には何とも期せぬ都返り、今日や明日やと思召し、御嘆の色日に隨ひて增らせ

給ひつゝ、思召し沈ませ給ふ由聞召し及びて、隱岐の御所より、

たらちめの絶やらで侍つ露の身を風より先にいかで問はまし

七條院御返事、

なか〳〵に萩［荻〔イ〕］吹く風の絶えよ［ね〔イ〕］かし音信くれば露ぞこぼるゝ

上つかたの御事はさて置きぬ、下樣にも哀なる事多かりけり。佐々木山城守廣綱が子に勢多伽丸とて、御室の御所に御最愛の兒有り。廣綱罪重くして切られぬ。其子勢多伽さてし候はじ、定めて荒けなき武士共參りて、攻進らせ候はんずらん、さならぬ先に出でさせまし〳〵候はんは、穩便の樣に候ひなんと、人々口々に［以上五字〔イ〕申しければ人々もげにもと＝作ル］申しければ、御室、我れもさ思ふ［以上二字〔イ〕思召す＝作ル］とて、芝築地上座信俊を御使にて、鳴瀧なる勢多伽が母を召して仰せられけるは、勢多伽丸七歲より召仕ひて、已に七八歲が程不便に思召せども、父廣綱が罪深くして切られぬ、其子にて［以上二字〔イ〕なれば＝作ル］遁るべしとも覺えず、武士共參つて申さぬ先に出だされぱやと思召すは如何にと仰せられければ、母承りも敢へず、袖を顏に推當てゝ、淚を流し［以上四字〔イ〕泪にむせびけるが暫く有りて＝作ル］てとにもかくにも御計らひにこそと泣居たり。勢多伽今年は十四歲、眉目心樣紋付袴の着樣世に超えたれば、御所中も雙び無かりけり。若此人切られ給はゞ如何

にと見る人袖を絞りける。すみれ付けたる淺黄の直垂を着たりけるが、最後の時は是を着替へよとて、朽葉の綾の直垂を給ふ。勢多伽切られん事と聞けば〔以上九字〔イ〕思儲けし事なれどもニ作ル〕、さこそ〔以上三字〔イ〕さすがニ作ル〕心細くも思ひけめ、涙の進みけるをも、さる者の子なればにや、さりげなく〔以上五字〔イ〕さらぬ躰にニ作ル〕もてなしけるぞ哀なる。日來馴遊びける兒達〔〔イ〕にノ字アリ〕出合ひて、名殘を惜み送らんとす。此程祕藏せし手本をも〔以上二字〔イ〕もてニ作ル〕遊び〔〔イ〕物ノ字アリ〕など賦り與へて、各思出し給はん時は、念佛申し弔ひ給へと云つて出でにけり、御所中の上下是を見るに、目も昏れ心迷ひ袖を絞らぬは無かりけり。大藏卿法印覺寛を召して仰せられけるは、六波羅へ行き〔〔イ〕向ノ字アリ〕て云はん樣は、山城守廣綱が子、七歲より召使はれて不便に思召せども、父罪深うして切られぬれば、其子遁れ難く思召し〔〔イ〕〕けれども、是が稚きには何事をか仕り出だすべきなれば、法師になして親の後世をも弔はせんと思召せども、定めて近仕の人々取沙汰申さんずらんと覺ゆる間、先づ出だし遣はさるゝなり。餘りに不便なれば我に預けなんや、大事有らばかけよと云つて見よと仰せられて、又勢多伽に仰せけるは、汝不便さ限りなけれども力及ばず。恨めしく思ふなよ、雙の岡をば死出の山と思ひ、鴨河をば三途の河と思ふべしと仰含められ、〔〔イ〕其後二字アリ〕我御身を遊ばさるゝと覺しくて〔以上十二字の上の事にやニ作ル〕、

　埋木の朽ちはつべきはとゞまりて若木の花の散るぞ悲しき」

さて大藏卿法印勢多伽一つ車に乘具して遣出だせば、母跡に歩跣にて、泣くともなく倒るゝともなく慕ひ行くを法印〔イ御痛はしく思して八字アリ〕、車の後に乘り給へと云へども乘らず、〔イ六波羅にて聞えをばしける御心の中さこそとあはれなりかくて法印三十字アリ〕六波羅へ行着きて、勢多伽を先に立て、御室よりの御使候と云ひ入れぬ。武藏守出合ひたり。法印、令旨の趣を申開かせければ、つく〴〵と打守りて〔以上九字イ暫く案じて申しけるはニ作ル〕、誠に能き兒にて候ひけり、君の不便に思召さるゝも御理に候、さ候はゞ、暫く預け進らせ候はん、此由を申され候へと申されければ、勢多伽が母庭に臥轉びて泣悲みけるが、此御返事を聞き起ち上り、武藏守を〔以上八字イ有難の御事やと伏ニ作ル〕拜み、七代まで冥加おはしまし候へとて車に乘せ〔イけるも理とぞ見えしかくて十二字アリ〕て返る程に、叔父の佐々木四郎左衞門尉信綱參りたり。廣綱は〔とイ〕兄弟中〔ながらイ〕惡しく候ひし事、年比知召されて候、勢多伽童だに助け置かれ候はゞ、信綱奢切つて如何にも罷成り候はんと申しければ、是れは奉公他に異なる者なり、彼は敵なれば力及ばずとて、樋口富小路より召返して、信綱に預けらる、やがて郎等金田七郎請取つて、六條河原にて切らんとす〔以上四字イるべしとて川原をさして行くニ作ル〕。勢多伽御所より給ひつる朽葉の直垂着替へて、車より下り、敷皮に

移り、西に向ひて手を合せ、念佛百返計申し、父の爲に回向し、我後生を祈念しつゝ、首を延べて討たれけり。母空しき骸に抱付き、絶入り〳〵呼〔喧イ〕き叫ぶ有樣、目も當てられず、上下涙を流さぬは無かりけり。御室は空しき形なりとも、今一度見せよと仰せられける間、車にかき入れて歸り參る。是を御覽ぜられける御心の中、譬へん方も無かりけり〔以上十字イ〕さこそと推はからるゝ＝作ル〕。其外東國にも哀なる事多き中に、平九郎判官胤義が子共五人あり。十一、九つ、七つ、五つ、三つなり。うば〔以上二字イ〕祖母＝作ル〕の尼の養ひて、三浦の屋部と云ふ所にぞ有りける。胤義其罪重しとて、彼子共皆切らるべきに定めらる。叔父駿河守義村是を奉つて、郎等小河十郎に申しけるは、屋部へ參りて申さんずる樣は、力及ばず、胤義御敵に成り候ひし間、其子孫一人も助かり難く候、其に候者共出ださせ給ふべき由申せとて遣す。十郎屋部に參りて此由を申しければ、力及ばず、十一になる孫一人をば留めて九つ、七つ、三つになる子共を出だしけり。小河十郎、如何におとなしくおはします豐王殿をば出だし給はぬやらんと申しければ、尼上、餘りに無慚なれば助けんと思ふぞ、其代には尼が首を取れと宣ひければ、現には奉公の駿河守にも母なり、御敵胤義にも母なり、惡うもいとをしうも有る間〔イ十郎二字アリ〕、力及ばず、四人計を輿に乘せて返りにけり。鎌倉中へは入るべからずとて、手越の河端に下し遣〔置イ〕たれば、九つ七つ五つは乳母乳母に取付きて、切らんとす

ると心得て泣悲む。三つ子は何心もなく、乳母(めのと)の乳房に取付き、手ずさみしてぞ居たりける。何れも目も當てられぬ有様なり。日已に暮れ行けば、さて有るべき事ならねば、腰の刀を拔いて掻(かき)切り掻切り四つの首を取つて參りぬ。四人の乳母共空しきからを抱へて、聲々に呼(をめ)き叫ぶ有様、譬へて云はん方もなし、むくろ共輿に乘せて、屋部へ歸りて孝養しけり。祖母の尼此年月育し立て馴昵(なれむつ)みぬる事なれば、各云ひし言の葉の末も忘られず、今はとて出でにし面影も身に添ふ心地して、絶入り給ふぞ理なる。抑隱岐の法皇第一の御子、中の院とも申し、又は土御門院とも申しける。承元三〔〇四カ〕年三〔〇十一カ〕月、御心ならず御位をすべらせ給ひしかば、御恨深くしておはしける。されば〔イ〕御不孝(ふけう)の如くにて〔八字アリ〕、關東よりもとかくの沙汰にも及ばず〔イ〕都におはしけるが仰せられけるは承元の古へ〔二十字アリ〕、其恨深しといへども、人界に生を受くる事、是れ父母の恩なり、然るに一院配所にまし〳〵ながら、我身都に安堵して居る事、彌(いよ〳〵)不孝の罪深かるべし、同じく朕も〔イ〕遠國にこそ栖まめと、九條禪定殿下并に右大將公經に仰せられければ、此旨を關東へ仰遣はされる。左京權大夫義時以下の人々憐み奉りながら、此上は力及ばずとて、閏十月十日、土佐國と定めらる。鷹司萬里小(まで)路の御所より御出立あり。外戚土御門大納言定通卿參りて、泣く〳〵出だし奉る。御供には少將定平、侍從貞〔定イ〕元、女房三人、醫師一人參りつゝ、御道すがらも哀なる御事ども多かりけり。須磨

明石の夜の波の音、高沙尾上の曉の鹿の聲、神無月十日餘りの事なれば、木々の梢、野邊の草村枯行く氣色なるに、御袖の上には秋を殘して露深し。讃岐の八嶋を御覽ずれば、安德天皇の御事を思召し出だされ、松山を御覽じては、崇德院御事押計らはせ給ひて、何事に付けても、今は御身一つの御事に思だし、沈ませ給ふぞ哀なる。かくて土佐國に着かせ給ふに、御栖居賤し〔以上二字イ小サニ作ル〕き由申せば、やがて阿波國へ移らせ給ふ程に、阿波と土佐と兩國の中山にて、俄に大雪降りつゝ前後の路も分き難く、御輿舁も步み兼ね、上下の輩行きやらざりければ、御輿舁き据ゑて如何なるべしとも覺えず。院御淚に咽ばせおはしまして、

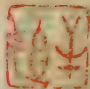
浮世にはかゝれとてこそ生れけめことわり知らぬ我淚かな

召仕はれける番匠一人有り。眉目形よかりければ、侍次郎と名付けられたり。御供仕らんと頻に望み申しけるを、田舍にて造作をもせばこそ番匠はいらめ、只罷留れと仰せけれども、强ちに進みて參りけるが、具足持ちて木に上りて、枯れたる枝ども切下し、御輿の前に取積んで燒く。供奉の武士共の前にも燒きければ、下﨟皆安堵す。君も少し御心延びさせおはしまして、番匠只今大切なりとぞ仰せられける。降る雪も物ならずして夜も明けにければ、御送の人も參り重なり、御迎の輩も加はりければ、道踏み分けさせて、阿波國へ成らせ給ふとて、

浦々によする白浪事問はんおきのことこそ聞かまほしけれ

承元三年如何なる年なれば、三院二宮遠嶋へ赴かせまし〳〵、公卿官軍死罪流刑に逢ひぬらん、本朝如何なる所なれば、恩を知る臣もなく、耻を思ふ兵も無かるらん。日本國の帝位は、伊勢天照太神、八幡大菩薩の御計らひと申しながら、賢王逆臣を用ゐても保ち難し、賢臣惡王に仕へても治しがたし、一人怒る時は罪なき者をも罰し給ふ、一人喜ぶ時は忠なき者をも賞し給ふにや。されば天是にくみし給はず、四海に宣旨を下され、諸國へ勅使を遣せども隨ひ奉る者もなし。かゝりしかば、關東の大勢時房、泰時、〔又朝時二字アリ〕、義村、信光、長淸等を大將として、數萬の軍兵、東海道、東山道、北陸道三つの道より攻上りければ、靡かぬ草木も無かりけり。

右兵亂之記行二于世一年尚矣。故本有二廣略一。條有二脫落一。今也集二於多本一。以一挍畢。



昭和三年十二月廿日印刷
昭和三年十二月廿五日發行

日本古典全集 第二回 非賣品

保元物語
平治物語
承久記

編纂者 正宗敦夫

裝幀圖案者 廣川松五郎

發行者 長島豐太郎
東京府北豐島郡長崎町一六二

印刷者 沖田瀧次郎

印刷所 沖田印刷所
東京市小石川區戸崎町七二

發行所
東京府北豐島郡長崎町一六二
日本古典全集刊行會
振替口座東京七三〇三二
電話番號大塚二〇九六番


EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03033 2993